

令和 5 年

小樽市議会第 2 回定例会

令和 5 年 6 月 13 日開会

令和 5 年 7 月 3 日閉会

令和5年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月13日～7月3日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 13日（火）	提案説明	
14日（水）	休 会	
15日（木）	〃	
16日（金）	〃	
17日（土）	〃	
18日（日）	〃	
19日（月）	会派代表質問 〔中村（吉宏）・中村（誠吾）両議員〕	議会運営委員会
20日（火）	会派代表質問 〔横尾・中村（岩雄）・酒井 各議員〕	議会運営委員会
21日（水）	一般質問 〔高橋・白川・小池・新井田・松井・ 松岩・高野 各議員〕	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
22日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
23日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
24日（土）	〃	
25日（日）	〃	
26日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
27日（火）	〃	総務・経済両常任委員会
28日（水）	〃	厚生・建設両常任委員会
29日（木）	〃	
30日（金）	〃	
7月 1日（土）	〃	
2日（日）	〃	
3日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 5 年
第 2 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6 月 1 3 日（火曜日） 第 1 日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第 1 会期の決定	1
1 日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号	1
○提案説明 市長（議 1～議 1 5）	1
○提案説明 小貫議員（議 1 6）	3
1 日程第 3 休会の決定	4
1 散 会	4

○ 6 月 1 9 日（月曜日） 第 2 日目

1 開 議	5
1 会議録署名議員の指名	5
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号	5
○会派代表質問 中村（吉宏）議員	5
○会派代表質問 中村（誠吾）議員	19
1 散 会	31

○ 6 月 2 0 日（火曜日） 第 3 日目

1 開 議	33
1 会議録署名議員の指名	33
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号	33
○会派代表質問 横尾議員	33
○会派代表質問 中村（岩雄）議員	48
○会派代表質問 酒井議員	62
1 散 会	87

○ 6月21日（水曜日） 第4日目

1	開 議	89
1	会議録署名議員の指名	89
1	日程第1 議案第1号ないし議案第16号	89
○	一般質問 高橋議員	89
○	一般質問 白川議員	99
○	一般質問 小池議員	104
○	一般質問 新井田議員	114
○	一般質問 松井議員	118
○	一般質問 松岩議員	123
○	一般質問 高野議員	132
	予算特別委員会設置・付託	138
	常任委員会付託	138
1	日程第2 陳情	138
1	日程第3 休会の決定	138
1	散 会	138

○ 7月3日（月曜日） 第5日目

1 開 議	141
1 会議録署名議員の指名	141
1 日程第1 議案第1号ないし議案第16号、陳情及び調査	141
予算特別委員長報告	141
○討 論 松井議員	141
採 決	142
総務常任委員長報告	142
○討 論 松井議員	142
採 決	143
経済常任委員長報告	143
採 決	144
厚生常任委員長報告	144
採 決	144
建設常任委員長報告	144
○討 論 高野議員	144
採 決	145
1 日程第2 議案第17号ないし議案第19号	145
○提案説明 市長（議17～議19）	145
採 決	145
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第9号	145
○提案説明を省略することについて諮る（意1～意9）	145
採 決	146
1 閉 会	146

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和5年度小樽市一般会計補正予算
2	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
3	令和5年度小樽市病院事業会計補正予算
4	小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
5	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
6	小樽市税条例の一部を改正する条例案
7	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
8	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
9	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
10	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
11	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
12	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
13	工事請負契約について[桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事]
14	工事請負契約について[第3号ふ頭小型船だまり整備工事]
15	工事請負契約について [旧ごみ焼却場解体工事]
16	小樽市非核港湾条例案
17	小樽市農業委員会委員の任命について
18	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
19	人権擁護委員候補者の推薦について

○意見書案

1	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
2	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）
3	義務教育費国庫負担制度堅持など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）
4	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
5	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
6	学校給食の無償化を求める意見書（案）
7	生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書（案）
8	特別支援学校・学級等への教職員の適切な配置等を求める意見書（案）
9	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書（案）

○陳情

1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（6月19日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 本市の厚生関連の課題について
 - (1) 市内看護学校の状況について
 - (2) 高齢者の安心安全について
- 3 まちづくりについて
 - (1) ウイングベイ小樽に関連して
 - (2) 今後の市内公共交通の在り方について
 - (3) 立地適正化計画と都市計画マスタープランについて
 - (4) 風力発電について
- 4 経済・観光について
 - (1) コロナ禍後の市内経済について
 - (2) 商店街支援について
 - (3) 市内の労働人材不足の状況について
 - (4) 企業誘致について
 - (5) 観光に関連して
- 5 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（6月19日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人事体制について
- 2 ふるさと納税について
- 3 DXについて
- 4 ウイングベイ小樽の固定資産税軽減について
- 5 その他

質 問 要 旨

○会派代表質問

横尾議員（公明党）（6月20日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 持続可能な行財政運営について
 - (1) 財政健全化について
 - (2) ビルドアンドスクラップについて
 - (3) 予算編成方式について
 - (4) 保健所について
 - (5) 使用料及び手数料の改定について
- 2 持続可能な観光都市について
 - (1) レスポンシブル・ツーリズムについて
 - (2) 自然などの魅力や資源の活用について
 - (3) 高付加価値化について
 - (4) 宿泊施設のDXについて
- 3 デジタル産業に関する対応について
 - (1) 北海道バレー構想について
 - (2) デジタル人材の育成について
 - (3) デジタル産業について
- 4 その他

中村（岩雄）議員（みらい）（6月20日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症の5類移行について
- 2 観光について
 - (1) 宿泊税導入の推進について
 - (2) オタモイ海岸・再開発について
- 3 地域への支援について
 - (1) 空き家対策について
 - (2) 街路防犯灯の整備について
 - (3) 町会活動への支援について
 - (4) 並行在来線の代替バスについて
- 4 災害対策について
- 5 文化、芸術等について
 - (1) アカデミー賞女優・ナンシー梅木さんについて
 - (2) 蘭島・忍路地区のまちづくりと埋蔵文化財について
 - (3) 明治天皇と長紀聖蹟碑について
- 6 その他

酒井議員（日本共産党）（6月20日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 補正予算、条例案関連について
 - (1) 市税条例の一部を改正する条例案について
 - (2) 朝里中学校改修について
 - (3) 小中学校グラウンド整備について
 - (4) 小中学校給食費について
- 2 国政に対する本市の姿勢について
 - (1) 改正マイナンバー法に係る医療のデジタル化について
 - (2) 改正マイナンバー法に係る戸籍への氏名の振り仮名追加等について
 - (3) 大軍拡路線について
- 3 市長の政治姿勢について
 - (1) 北海道新幹線新小樽駅周辺整備について
 - (2) 並行在来線長万部一小樽間バス転換について
 - (3) 会計年度任用職員について
 - (4) パートナリシップ制度について
 - (5) 北海道小樽余市風力発電所環境評価準備書に対する小樽市意見について
- 4 2022年度一般会計決算見通しと本市の将来について
 - (1) 2022年度一般会計決算見通しについて
 - (2) 他のマチと各種助成制度などの差が生まれていることについて
 - (3) こども医療費助成について
 - (4) 国民健康保険料子どもの均等割について
 - (5) 地域医療支援病院について
- 5 その他

質 問 要 旨

○一般質問

高橋議員（立憲・市民連合）（6月21日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人口減少について
 - （1）社会減と自然減について
 - （2）人口減少と地域経済について
 - （3）人口減少下の自治体運営について
- 2 その他

白川議員（公明党）（6月21日2番目）

答弁を求める説明員 市長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

- 1 選挙における投票について
- 2 窓口サービスについて
- 3 防災について
- 4 その他

小池議員（みらい）（6月21日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 人口減少対策・子育て施策について
- 2 子どものスポーツ環境について
- 3 企業版ふるさと納税について
- 4 その他

新井田議員（公明党）（6月21日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 視覚障がい者の意思疎通支援の代筆・代読について
- 2 こども医療費助成について
- 3 学校跡利用について
- 4 DX推進について
- 5 その他

松井議員（日本共産党）（6月21日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 学校の跡利用について
- 2 その他

松岩議員（自由民主党）（6月21日6番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 通学路の交通安全対策について
 - （1）通学路安全プログラムについて
 - （2）高島小学校区内の交通安全要望について
 - （3）バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業について
- 2 公共施設の無料のW i - F i 整備について
- 3 公園について
 - （1）子ども、若者、子育て世代の要望の実現について
 - （2）公園の各種届出について
- 4 その他

高野議員（日本共産党）（6月21日7番目）

答弁を求める説明員 市長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

- 1 投票の利便性について
- 2 手宮保育所の建替えについて
- 3 その他

○出席議員

議席番号	氏名	6月13日	6月19日	6月20日	6月21日	7月3日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
23番	濱 本 進	○	○	○	×	×
24番	中 村 誠 吾	○	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	6月13日	6月19日	6月20日	6月21日	7月3日
市 長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	林 秀 樹	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	—	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	○	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	並 木 昭 義	○	○	○	○	○
水 道 局 長	笹 山 貴 史	○	○	○	○	○
総 務 部 長	薄 井 洋 仁	○	○	○	○	○
財 政 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	佐 藤 靖 久	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	○	○	○	○	○
こ ども 未 来 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	佐々木 真 一	○	○	○	○	○
教 育 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
総 務 部 長 企 画 政 策 室 長	齊 藤 繁 幸	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	川 嶋 広 士	—	—	—	○	—
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	菊 池 宏 二	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	本 庄 秀 行	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	中 村 弘 二	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	6月13日	6月19日	6月20日	6月21日	7月3日
事 務 局 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	平 林 俊 輔	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	深 田 友 和	—	○	○	○	○
書 記	阿 部 久 美 子	—	—	—	—	—
書 記	三 上 恭 平	○	○	—	○	○
書 記	相 馬 音 佳	○	○	○	○	○
書 記	中 村 知 奈 津	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和5年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和5年6月13日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和5年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から7月3日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第16号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第15号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和5年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に関わる提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

先頃、厚生労働省から令和4年人口動態調査の発表がありました。

その中では、我が国において生まれた子供の数は過去最少、女性1人が生涯に産む子供の人数を示す合計特殊出生率も過去最低と深刻な現実が浮き彫りとなりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した、2070年までの将来人口推計では、生産年齢人口が3,000万人減少することや高齢化率が38.7%まで上昇することなど、厳しい見通しが示されております。

本市におきましては、高齢化率が40%を超えており、先ほど申し上げた全国の将来推計を既に上回る状況に至っていることを再認識したところでもあります。

こうしたことから、人口減少の抑制に努めながら、活力と持続力を持った地域社会をどのように築いていくのが課題であると考えており、引き続き、様々な観点から人口減少対策に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

また、現下の情勢に目を向けますと、長期に及ぶ感染症の影響に加え、エネルギーや食料品等の価格高騰は長期化しており、市民の皆さんの生活や事業者の方々の経営環境は、今後も厳しさが続くことを懸念しております。

市といたしましては、これからも状況を注視しながら、的確に市民生活と地域経済を下支えする取組を進めてまいりたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和5年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものにつきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する支援

として、国において増額・強化された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、市民の消費の下支えを図るおたるプレミアム付商品券事業費、小・中学校の給食費4か月分を支援する学校給食費保護者負担軽減事業費のほか、貨物、公共交通、公衆浴場、クリーニング業などの各事業者への支援金や、街路防犯灯の維持管理団体に対し、電気料金の一部を支援する街路防犯灯維持費支援金給付事業費などを計上しました。

また、北海製罐株式会社小樽工場旧第3倉庫の保全・活用に向けた社会実験を行うために、必要となる消防設備等の改修費や、朝里中学校の校舎及び屋内運動場トイレの洋式化等に関わる改修費などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、7億9,622万3,000円の増となり、財政規模は、608億1,531万円となりました。

次に、特別会計では、後期高齢者医療事業特別会計において、被保険者証の送付時に、北海道後期高齢者医療広域連合から周知依頼のあったマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るリーフレットを同封するため、所要の補正を計上いたしました。

また、企業会計では、病院事業会計において、小樽市立病院に寄せられた寄附金を病院事業資金基金に積み立てるため、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第14号までについて説明申し上げます。

議案第4号職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

議案第5号職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、定年の引上げに伴う企業職員である暫定再任用短時間勤務職員の待遇改善を図る目的で、その勤勉手当を支給するものであります。

議案第6号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税の導入及び地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収する旨を規定するなど、関係規定を整備するとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに関わる固定資産税の減額措置を講ずるほか、令和5年度税制改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第7号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正により、住宅等の機械室等の容積率不算入に関わる認定制度が新設されたことなどに伴い、当該認定に係る申請手数料等を新設するとともに、既存の申請手数料に関わる対象行為を拡充するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第8号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第9号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第10号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、それぞれ、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに堺町観光バス駐車場を設置し、その管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第12号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限撤廃などを行うとともに、喫煙所における標識の設置基準等を見直すものであります。

議案第13号から議案第15号までの工事請負契約につきましては、桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事、第3号ふ頭小型船だまり整備工事及び旧ごみ焼却場解体工事の請負契約をそれぞれ締結するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第16号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

41年前の第2回定例会で小樽市議会が宣言をした核兵器廃絶平和都市宣言には、「小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」と明記されました。この条例案の目的は、宣言に沿って非核港湾行政を推進することにあります。

現在、日本への核の持込みは、核密約が生きている下でアメリカの自由となっており、非核三原則が完全に実施されているとは言い難い状況にあります。そして、核兵器廃絶は、本来は被爆国の日本政府が先頭を切って取り組むべきです。

ところが、先日のG7広島サミットでは、被爆地広島で核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンを出し、広島ビジョンは、被爆者の期待を真っ向から裏切るものとなりました。広島ビジョンは、核兵器のない世界を言葉では述べていますが、それは究極の目標と位置づけられ、永久に先送りされています。

さらに、核兵器は侵略を抑止し、戦争と威圧を防止すると核抑止力論を公然と宣言しました。核兵器禁止条約については、一言の言及もありません。90を超える諸国が署名しているこの国際条約が、あたかも世界に存在しないかのような態度を取りました。

核兵器禁止条約は、2017年7月に国連本部で採択されました。この条約の第1条では、禁止事項を定めています。締約国は、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、さらに移転、受領の禁止が明記されています。そして、それを、いかなる様態によるかを問わず、援助し、奨励し、または勧誘してはならないとなり、核の傘の下に入ることも禁止されました。また、自国の領域の下に核兵器を配置し、設置し、または配備を許可することも行ってはならないとされました。

このように、核兵器禁止条約を日本が批准したのなら、宣言にあるように、非核三原則が完全に実施され、小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。

日本政府が核兵器禁止条約に背を向け、核保有国の代弁者となり、そして、核密約がある下で、宣言に沿って非核三原則を地方自治体として実施するには、核兵器を持ち込ませないことを制度として確立することです。

本条例案は、その方法として、港湾管理者として、非核証明書の提出がない艦船には、港湾施設を利用させないよう条例で定めるものです。

そして、この条例が制定されることにより、宣言にある核兵器の廃絶と軍縮を求める姿勢を示すことにつながり、核兵器廃絶の世論を喚起することができます。

以上、皆さんの賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月18日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 横 尾 英 司

議 員 松 岩 一 輝

令和5年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和5年6月19日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 令和5年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

昨年7月に行われた小樽市長選挙において、迫市長は2期目の当選を果たされました。以降、小樽市の現在と未来にとっての重要課題解決に向けて積極的に取り組まれております。

本年4月の統一地方選挙では、小樽市議会議員選挙が行われ、市民の皆様から選ばれた25名の議員による新しい議会の構成となりました。

まず伺いますが、市長におかれましては、改選後の議会についてどのような所感をお持ちか、そして、議会に対し期待することなどがあればお示しください。

これまで迫市長が進められた施策について、特に、防災に関するものは実現を見てきたものと思いません。防災無線の整備やFMおたるの難聴地域の解消など、しっかりと対策が講じられてまいりました。

そして、今、本市の重要課題である人口減少対策に取り組んでおられます。人口減少に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、全国の移動率が今後、一定程度縮小すると仮定した推計によれば、本市の2045年の人口は6万423人、2065年の人口は3万2,280人と予測されております。この状況を踏まえると、このデータを覆す将来的現実を実現するために、さらに有効な人口減少対策が必要と考えます。このデータが示す将来像についての市長の所感をお聞かせ願うとともに、有効な具体的対策を講じていくことについて、市長のお考えをお示しください。

人口減少対策の一つの重要な課題として、子育て支援策の充実を図ることについて、迫市長は一生懸命に取り組まれております。現に、これまで幾多の施策を実施されてこられました。しかし、この子育て支援策は、全国どこの自治体でも競うように取組が行われており、近隣はもとより全国他都市と比較して、子育てしやすいまちとして認識され、さらに移住者増につなげるためには、しっかりと戦略に基づいた施策の実施が必要になるものと思われまます。これまでの子育て支援策を踏まえ、今後、他都市と差別化が図られるような施策展開について、市長のお考えをお示しください。

さらに、人口減少対策は子育て支援策のみではなく、定住者たる市民へのサービスのさらなる向上や企業誘致、移住促進に向けた政策の実施が必須です。市民サービス向上に関しては、本市でも多くの取組が行われておりますが、千葉県松戸市では昭和44年に発足した、すぐやる課が住民ニーズに応え続けて50年を超えます。企業誘致に関しては、千歳市では半導体製造企業が進出し、今後大きくまちが発展

することに期待が寄せられております。移住促進については、全国各自治体が移住者に対し移住支援金や無償住宅を用意するなどの取組を行っております。

人口減少対策は、他都市でも必須の課題であり、それぞれに工夫を凝らした施策を用意し必死に対策を講じようとしております。今後の人口減少対策について、定住者へのサービスの向上や企業誘致、移住促進の施策に関し、本市におけるこれまでの取組をさらに上回るような今後の取組を行うことについて、市長のお考えがあればお示しください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、改選後の議会に対する所感につきましては、初当選の方が9人と多く、世代交代を感じるとともに、議会構成としては、会派の数が増えたことも一つの変化とっております。

また、議会に対しましては、人口減少をはじめとした課題が山積する中、市政を進めていく上での車の両輪として、共に活力と持続力のあるまちづくりに取り組んでいくことを期待しているところであります。

次に、人口推計のデータが示す本市の将来像への所感と有効な人口減少対策につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年、国勢調査の結果を基に推計した人口推計は、本市にとって大変厳しいものと認識をしており、地域経済の縮小や労働力の減少、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことを強く懸念しております。

この推計結果は、高齢化率が高く、子供を産み育てる世代の人口が少ないことが大きな要因の一つと考えており、子育て世代の移住・定住の促進とともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実、公園や教育環境の整備など、子育て世代を中心とした社会減対策を着実に進めてまいります。

次に、他都市と差別化が図られるような子育て支援の施策展開につきましては、選ばれるまちを目指す上でも重要なことと考えており、隣接している札幌市などの施策を意識しつつも、本市の子育て世代のニーズをしっかりと把握をし、人口戦略推進本部等で協議をしながら、求められる施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、これまでの取組を上回るような今後の人口減少対策につきましては、人口戦略推進本部などによる庁内議論において、今後の取組を検討することに加え、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを中心に、不動産業者や金融機関などの関係機関による意見交換会や、本市へ移住された方々による移住者ミーティングの開催を予定しておりますので、民間の皆さんの知見と協力もいただきながら、子育て、仕事、移住の3本の柱を軸に取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 厚生に関連し、まず、市内の看護学校の状況について伺います。

令和7年度で小樽看護専門学校が閉校し、令和8年度から新しい昼間4年制の看護学校が開校予定で

あると思います。開校に向けて、学生募集や校舎の整備、カリキュラムの作成、教員の準備等、整備することが多々あるものと考えます。

まず伺いますが、新しく開校予定の看護学校について、現在の準備状況等、市が把握していることをお示してください。

次に、市内における看護人材の供給状況について伺います。

現在、市内医療機関で看護師が充足している状況なのか、把握している状況をお示してください。

さらに、令和8年度以降、小樽看護専門学校が閉校をし新規開校の看護学校から卒業生が輩出されるまで、市内の看護人材供給は小樽市立高等看護学院からの卒業生のみ reliant しなければならない状況となります。この間の医療の現場における看護人材不足の懸念から、市内医療機関への看護人材供給について本市はどのように考えるのか以前議会で伺ったところ、道の協力を依頼することや市外への求人募集を行っていくことが示されました。この点、現在どのような準備あるいは取組を行っているのか、お示してください。

次に、高齢者の安心・安全について伺います。

これまでも議会議論の中で、高齢者の安心・安全や高齢者の方々の生活を支えるべき様々な議論をさせていただきました。40%を超える高高齢化率の本市において、高齢の市民の皆様が少しでも安心して暮らせるまちを目指すことは非常に重要なことであります。

今回の選挙戦を通じて痛感したことの一つとして、高齢者の方々が日常のお買物に不便さを生じていることであります。かつての小樽のまちでは、各地域に個人商店などがあり、住宅地においても比較的近所でのお買物が可能でありました。しかし、その商店も経営者の高齢化ゆえに廃業し、近くで日用品などの買物をするに不便さを感じる住民も少なくない状況です。その結果、離れたところに立地するスーパーなどの大型小売店舗まで足を運ばなければならないというのが実情です。

その際、何らかの手段で移動を余儀なくされるわけですが、特に高齢世帯の方は免許を返納し、自家用車も手放したという方も多く、離れたスーパーまで買物に出かけるにしても、公共交通機関を利用するか、徒歩で距離の離れたスーパーなどに赴かなくてはなりません。スーパーにたどり着き買物を終えたとしても、重い荷物を持って家路を歩くという高齢者の方も多くおられることと思います。本市特有の坂道は、こうした状況をさらに過酷なものにしております。

そこで伺いますが、市としてこうしたお買物に苦慮をする高齢者の実態の把握に向けた調査などは行っているのか、お示してください。

日常生活に必要な物品の購入については、例えば、カタログによる定期購入や、店舗によっては一部商品を除き、お宅への配達を行っている事業者もあります。しかし、そこではまとめ買いなどを行う必要があり、一度に多額の支出を行わなければならないことや、品物の品質を見極め選択をする機会がない、あるいは配達してくれる店舗があったとしても配達対象外の商品もあり、結局その分は荷物となって持ち帰らなければならないなど、必ずしも買物ニーズを満たし切るものではないことも実情です。

そこで、この課題解消に向けて、高齢の方に向けて、買物の利便性を高めるべくお買物バスを用意し、住宅地と直近のスーパーなどの往來を支援する事業の実施を提言します。このお買物支援については、後志管内では留寿都村が既に取組を行っており、以前、本市でも取組を検討し実証実験を行ったことがあると伺っております。その実証実験について、どのような内容の取組だったのか、また、その結果、生じた課題は何かをお示してください。

さらに、その実証実験の結果、今後、本市で事業化し、実施をする検討などは行われているのか、お示してください。

お買物バスを実現させるためには、財源等の問題、道路運送事業法など法令等の整理や必要な整備、公共交通機関との調整など様々な課題が予想できます。実現に向けては、例えば財政的な部分については民間高齢者施設などに協力を依頼し、施設で送迎に利用している車両の空き時間を借り上げるにより低予算化が可能と考えますし、今、策定作業が進んでいる小樽市立地適正化計画における公共交通等の整理と併せ、例えばフィーダー交通に位置づけるなどの整理の仕方も可能ではないかと考えます。

このお買物バス事業の実現は、高齢世帯の安心・安全に寄与するだけでなく、本市も、健康おたる21に記載し目指している、市民の健康寿命の延伸にも少なからず貢献できるものと考えます。

カタログの中から商品を選択する定期購入では得られない、購入者が自分の目で鮮度や産地、価格などを見極め、その必要性を判断して購入すること、店舗内を商品を探しながら歩くことは認知症の予防や健康増進にもつながることであると考えます。この考え方については、市内で介護関連事業に従事する方、ボランティア活動を行っている方からも御賛同をいただいております。ぜひ、本市の高齢者の皆様のお買物サポートのために、お買物バスの事業実施をお願いしたいと考えます。見解をお示してください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、本市の厚生関連の課題について御質問がありました。

初めに、市内看護学校の状況についてですが、まず、市が把握している新たな看護学校の準備状況につきましては、運営主体となる医療法人心優会において、新たなカリキュラムの策定に着手をしているほか、専任教員については、令和4年度をもって閉校となった小樽市医師会看護高等専修学校を退職した方や、2名の教員資格取得予定者を採用したところであり、このほか実習施設の確保など、必要な準備を進めているものと承知をいたしております。

次に、現在、本市が把握をしている市内医療機関の看護師の充足状況につきましては、市内15病院からの聞き取りにより、令和4年度末の正職員の状況を2年前と比べますと、在籍者数は1,427人で84人の増、年度内の離職者数は164人で8人の減、募集人員は141人で6人の増、採用人数は138人で33人の減となっております。

また、パート職員の在籍者数は241人で91人の増となっております。

これらの結果から、市内病院の看護職員の確保状況は、全体として改善の傾向にあるものと考えております。

次に、看護人材の供給に関わる北海道への協力依頼等につきましては、市内の医療機関に対して、本年秋頃をめどに看護師需給見通しに関する調査を行い、特に令和9年度から11年度までの間で不足が見込まれる看護師数を把握した上で、新卒看護師の確保、潜在看護師の掘り起こし、現職看護師の離職防止など、対策の具体的な内容について検討してまいりたいと考えております。

また、北海道に対しては、本調査の結果を提供し、市内の看護師確保に向けた取組にしっかりと支援が得られるよう働きかけてまいります。

次に、高齢者の安心・安全についてですが、まず、買物に苦慮をする高齢者の実態の把握に向けた調査等につきましては、全市的な調査等は行ったことはありませんが、移動支援の実証実験を行うに当たり、小樽市中部地域包括支援センターが石山町会全世帯を対象とした移動支援利用希望の有無、行きた

い場所についてアンケートを実施しております。

次に、買物支援の実証実験の内容などにつきましては、令和4年度に中部地域包括支援センターが山町会の協力の下、買物や通院、入浴のコースを設定し、中部地域包括支援センター職員が小樽市社会福祉協議会の車両を利用し、移動支援の取組を行ったものであります。

課題といたしましては、利用者の希望に合わせた運行日の調整、運転手と車両の確保、事業収支と運送に関わる関係法令をクリアする必要があることが挙げられます。

今後につきましては、これらの課題を踏まえ、中部地域包括支援センターとも協議を行い、実現の可能性を含め、引き続き検討をまいります。

次に、買物バスの事業実施につきましては、買物や移動に困難を感じている方がいることは認識をしておりますが、実証実験で挙げられた課題の解消や交通事業者との調整、財政負担や公平な制度設計など、十分な検討が必要になるため、他市の事例も参考にしながら、研究をまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 本市のまちづくりについて伺います。

まず、ウイングベイ小樽に関連して伺います。

本年第1回定例会でも議論をさせていただいた、ウイングベイ小樽の施設に係る固定資産税に関連して幾つか質問いたします。

運営会社である株式会社OBCから小樽市へ需給事情による減点補正が求められておりました。人口減、販売数減少等総務省が設けている要件を勘案し、該当する場合の減点補正に対応するよう所管官庁は通知をしており、これを受けて、市では減点補正の検討を行っていることに鑑み、市では次の基準年度である令和6年度からの適用に向けて検討を進めたいという見解でした。

これについて、OBC社が申し出ている補正適用の判断に関し、前の基準年度である令和3年度に遡り、検証、適用の判断を行うことはできないのかと伺ったところ、検討結果によっては、令和3年度に遡り適用することも検討する旨、答弁をいただきました。しかし、その後、市は減点補正の適用はないと判断されたところであります。この件について、どのような検討がなされ、適用なしと判断されたのか、お示してください。

また、今後において減点補正の検討については考えているのか、お示してください。

そもそも、国がこの減点補正について地方公共団体に通知したのは平成26年のことであり、同時期にOBC社から固定資産税の関連で見直しなどの要望が上げられていたとのことであります。その時点で減点補正に関する内容を市からOBC社に伝える必要があったのではないかと考えますが、本市では、その時点で国の通知を把握していたのか。そして、なぜその時点で情報を伝えていなかったのか、お示してください。

少なくとも、国の考え方について通知が来ていた時点でOBC社と情報共有し、減点補正を求めるといった手段を取ることの可能性を伝達するべきではなかったのかと考えます。これについて見解をお示してください。

次に、ウイングベイ小樽を今後も持続させる観点から伺います。

ウイングベイ小樽におけるウエルネスタウン構想が推進されるよう、市としても取り組むことをこれ

までも求めてまいりました。この構想を実現させるべく、市でも築港地区の地区計画変更を認めるなどの対応を行ってきたところでもあります。

そして、ウエルネスタウン構想の重要な要素となる小樽看護専門学校に代わる新しい看護学校が同施設に移転をする計画が示されてきた中で、この計画の進捗については、現在どのような状況かお示してください。

ウイングベイ小樽は、本市南東部の経済、人流の拠点として非常に重要な施設であると認識しております。迫市長もこの施設の重要性を認識されており、存続させたいという御意向をお持ちであると思っております。今後において、ウイングベイ小樽を含む築港地区全体の将来ビジョンをどのようにお考えか、さらには、市として今後このエリアにどのように関わるのか具体的にお示してください。

次に、今後の市内公共交通の在り方について伺います。

前回定例会でも質問をいたしました今後の市内公共交通についてであります。

市内公共交通機関の主力であるバス路線が、運転手不足などの理由により減便されている現状を踏まえ、今後、市内公共交通機関として、空中軌道、都市型ロープウエーの導入を検討してほしいと提言をいたしました。観光都市である本市で観光導線と生活動線を融合させた新しい都市交通を構築すべきであると訴えましたが、御答弁では、今、策定作業中の小樽市立地適正化計画に盛り込むことは難しいが、今後において研究してまいりたいという趣旨の御回答です。

この件を質疑した約1か月後、石狩市が都市型ロープウエー導入調査を行う旨の報道がありました。雪害に強く、マンパワーも少なく、環境負荷も少なく運用できる都市型ロープウエーは、今後の社会に適合した移動手段であると考えます。石狩市では、行政のこうした行動を受けて、市議会も既に運用をしている神奈川県横浜市への視察を検討しているとのことでした。

どうすれば今後、市内公共交通を維持できるのかという観点から考えると、今、策定作業中の小樽市立地適正化計画に盛り込むというより、本市の公共交通網形成計画の見直し作業を進めながら検討を行うべきであると考えます。本市の様々な計画を勘案しながら、本市としても、ぜひ導入に向けた検討や調査を積極的かつスピーディーに行っていただきたいと考えます。見解をお示してください。

小樽市立地適正化計画と小樽市都市計画マスタープランについて伺います。

本市では、令和2年2月に第2次小樽市都市計画マスタープランが策定され、今年度は、小樽市立地適正化計画が策定に向けて作業が進められております。小樽市都市計画マスタープランが策定されても、年間2,000人ペースで人口減少が進む本市にとって、果たして今の計画が実効性を保つことができているのか疑問に思うところでもあります。次の計画策定は令和22年度であります。今の計画では、市内各地域の持続性が維持できるのか甚だ疑問です。

そこで伺いますが、この計画の中間見直しなどの作業はどのタイミングで行う予定なのか、お示してください。

さらにその際、人口減少や市内各地域の市民の居住状況等を勘案し、市内地域の都市計画、用途地域の指定や地域の在り方をどのように捉え、計画を見直していくのか見解をお示してください。

このことは、今、策定作業を進めている小樽市立地適正化計画とも重要な関連があるものと思っております。小樽市立地適正化計画では、単に居住誘導区域と都市機能誘導区域を線引きし、現有の公共交通網で結ぶだけでは、今後の本市の状況に鑑み成立しないものと考えます。本市では、どのような将来像を見据え、市民の利便性と居住の安心感を想定して小樽市立地適正化計画を進めているのか、お示してください。

さらには、観光都市として国内外に注目を浴びる本市にとって様々な企業進出が期待できる状況である反面、以前も議論させていただきましたが、旧態依然の都市計画から脱却できないがため、様々な事

業者の進出が困難な状況を作成している現状にあることも重要な課題です。この課題を解決するべく時代に即した都市計画の見直し、とりわけ用途地域の修正は可及的速やかに行わなければならない喫緊の課題と考えます。本市の状況を鑑み、そのような考え方を市長はお持ちかどうか見解をお示してください。

次に、北海道小樽余市風力発電所建設に関連して伺います。

今月13日、北海道小樽余市風力発電事業について、市長は、環境影響評価法に基づき、鈴木直道北海道知事に対して、本市としてこの建設について反対する意見書を提出されたとのこととあります。さらに北海道においては、鈴木直道知事もこの件について、事業者側から住民への十分と言える説明が行われておらず、このままの事業実施を認めることに難色を示しておられたところ、6月17日に当該事業者がこの事業について住民理解を得られないことや、原材料高騰を理由として計画の中止を発表し、翌18日に報道されました。

本市が反対する理由として、生態系への影響、建設工事による土砂災害の可能性、景観への影響、小樽自然遊歩道への影響の可能性を示しております。そもそも市長は、市民の合意を得られない場合この事業を是認できないとする考え方を示されておりました。他方、事業者は、数回にわたり住民説明会などを実施していたと思いますが、住民説明会における事業者の対応や市民の理解度について、市としてどのように捉えているのか、お示してください。

さらには、市長が反対の意向を北海道知事に示す根拠とする4点について、具体的にどのような内容なのか、お示してください。その際、議会にも説明がありましたが、土砂災害の可能性については、とりわけ詳しく説明してください。

以前、本市では、住宅地に太陽光発電施設建設を進めようとする事業者が、住民の反対の下、施設建設を断念するケースがありました。その際、新電力施設建設についての本市への参入に当たり条例の整備を求めましたが、本市の見解では、国のガイドラインに基づいた判断を行うため条例の制定は不要との見解でした。

今改めて考えるに、再生可能エネルギー施設の本市への参入に関する住民の合意を得た場合などについては、改めてその基準を設けるべく条例等の整備により規定する必要性を感じますが、市はどのような見解なのか、お示してください。

この問題の最後に伺います。本市では、ゼロカーボンシティを目指しているところとあります。他方、再生可能エネルギー施設を建設するこのたびの事業を反対することについて、矛盾が生じる可能性も示唆されている状況に鑑み、改めて伺いますが、本市として再生可能エネルギー導入についてはどのようにお考えか、しっかりとお示しを願います。

今後、本市において再生可能エネルギー施設建設を目指す事業者の参入もあることと思います。明確な御答弁をお願いいたします。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、ウイングベイ小樽についてですが、まず、固定資産税の需給事情による減点補正の適用につきましては、減点補正の対象となるためには、総務省通知で示されている要件を全て満たす必要があり、通知で示されている判断指標に基づき検証した結果、所在地域の経営環境が著しく悪化しているかどうか

か、また、建物の転用が困難であるかどうかという2点が該当しないことから、市として減点補正を適用しないという結論に至ったものであります。

また、今後においては、評価替えの基準年度ごとに、要件の適否について検討を行うこととなります。

次に、総務省通知があった当時の市における通知の把握につきましては、当時、北海道を通じて各市町村に通知が送付されておりますので、市としても把握をいたしております。

また、その時点で、市が株式会社OBCに通知の情報を伝えなかった理由と、そのことに対する見解につきましては、この件に関する記録などは残っておりませんが、当該施設は通知にある、建物の転用が困難であるという要件などには該当しないという判断をしたものと考えており、その判断の下では、情報を伝える必要はなかったものと考えております。

次に、新しい看護学校のウイングベイ小樽への移転につきましては、現在入居条件などの協議を進めているところであり、入居の最終判断にいましばらく時間を要する状況となっております。

次に、築港地区の将来ビジョンにつきましては、現在、築港地区では中高層住宅が定住人口の確保に、商業施設が雇用の確保に、公的病院が地域医療に大きく寄与しており、将来的にも本市のまちづくりにとって重要な地区であると考えております。

一方、ウイングベイ小樽が、開業後の社会状況や商業環境の変化により厳しい経営環境にあることや、臨海部を含めた周辺の低未利用地の利用促進が課題であると認識をしております。このため、市といたしましては、当該地区の特性やポテンシャルを生かし、新たなにぎわいを創出するため、低未利用地の土地利用の誘導などに指導的な役割を果たしていく必要があるものと考えております。

次に、今後の市内公共交通の在り方については、都市型ロープウエーにつきましては、現時点では国内において公共交通としての導入実績が確認できず、有効性が判断できない状況にあります。

しかしながら、私といたしましては、将来に向け、新たな輸送手段を含めた持続可能な公共交通は必要であると感じておりますので、今後とも都市型ロープウエーを含め様々な情報を収集し研究をしてまいりたいと考えております。

次に、小樽市立地適正化計画と小樽市都市計画マスタープランについてですが、まず、小樽市都市計画マスタープラン中間見直しのタイミングにつきましては、策定段階では想定していなかった社会経済情勢の大きな変化や法令の改正のほか、総合計画等の改定や関連する計画との整合を図る必要性が生じた場合などにおいて、見直しを実施する予定であります。

次に、マスタープラン中間見直しの考え方につきましては、先ほど申し上げました社会経済情勢の大きな変化などと併せて、その時点での人口減少や居住状況を踏まえ、土地利用の方針や都市施設の整備方針など、目指すべき都市計画を定めていきたいと考えております。

次に、小樽市立地適正化計画につきましては、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応した都市構造を見据え、市民の皆さんが徒歩や公共交通を利用して都市機能施設を日常的に利用でき、災害の危険性が低く、安心、快適な暮らしを持続できる市街地の形成が図られるよう策定作業を進めております。

次に、用途地域の見直しにつきましては、人口減少など現在の都市計画を取り巻く環境の変化や、企業進出が困難な状況など、新たなまちづくりの課題に適切かつ柔軟に対応するため、必要に応じて用途地域の見直しは行うべきと考えております。

次に、風力発電についてですが、まず、（仮称）北海道小樽余市風力発電所に係る住民説明会につきましては、これまで全市民を対象とした説明会は3回開催されており、事業者からは、スライドや資料を用いた説明がされておりましたが、参加者の方からは、低周波音による健康被害や土砂災害の危険、自然遊歩道への影響など計画に反対する意見がほとんどで、事業者の説明に理解が得られている様子は

見受けられなかったとの報告を受けております。

次に、反対の意向を示す根拠4点につきましては、一つ目は生態系への影響であり、国内希少野生動物種を含む生態系への影響が懸念されたこと、二つ目は土砂災害への懸念であり、ほぼ全域が水源涵養保安林である対象事業実施区域の一部が土石流危険渓流とされており、当該区域が改変されることにより、土石流の発生の可能性が従前よりも高まること、三つ目は景観上の影響であり、塩谷丸山や小樽歴史景観区域からの景観への配慮が十分とは認められないこと、四つ目は自然遊歩道への影響であり、遊歩道の存続自体に影響を及ぼすことが危惧されたことであります。

次に、住民合意等に係る基準などにつきましては、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民や利害関係者に配慮をし、理解を得ることが重要なことと考えております。国のガイドラインにおきましても、計画の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図ることとしておりますが、住民の理解を判断する基準などを条例等において画一的に規定することは難しいと考えておりますので、引き続き、個別の事案ごとに客観的に判断をまいります。

次に、再生可能エネルギー導入につきましては、ゼロカーボンシティ小樽市を表明し、2050年脱炭素を目指す本市においては、再生可能エネルギーの導入を推進する立場であることは申し上げるまでもありません。

一方で、導入に当たっては、将来を見据えながら、地域住民や利害関係者との調整のほか、生活環境及び自然環境の保全との調和を図ることが欠かせないことから、引き続き、個別の事案ごとにケース・バイ・ケースで判断をまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 4項目め、本市経済、観光について伺います。

まず、コロナ禍後の市内経済について伺います。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響で市内経済は大きく停滞し、主力産業である観光業、さらには、それに付随する物販、飲食業も大打撃を受けたところであります。国や道、本市もコロナ禍の対策として、この間様々な事業者支援を行ってまいりました。その一つ一つが当時の事業者支援として有効性があったものと考えております。

その支援の一つに、国が事業継続のための支援策として、いわゆるゼロゼロ融資を行い、当初は返済猶予の期間を設けておりましたが、各事業者はコロナ禍からの復興を目指す中でその返済が始まり、苦境の中での経営を余儀なくされているところであります。心配をしていることは、融資を受けた事業者の復興に返済が過度な影響を及ぼしていないのかということでもあります。

そこで伺いますが、市はコロナ禍対策の融資事業の返済開始以降、その返済について市内事業者の状況調査や意見収集等を行っているのか、お示してください。

行っているとすれば、どのような結果であったかお示してください。

もし、返済が経営に重くのしかかる状況であるならば、その解決に向けた支援などを行っているのか、お示してください。

次に、商店街支援について伺います。

まず、市内商店街の老朽化したアーケード補修について伺います。

都通り商店街のアーケード補修について、以前の議会でも取り上げて質疑をさせていただきました。

多額の補修費用を要する同商店街に支援策の検討を求めてまいりましたが、この課題は本市単独の事業でカバーが可能なものではないことは明らかです。その後の進捗について、国や道との連携等も含め、進捗があればお示しください。

さらに、市内商店街の空き店舗について有効利用が促進されることも重要な課題です。店舗所有者や商店街組合等との協議や調整も必要と考えますが、商店街活性化を図るには店舗利用の促進を図ることが必須と思います。このことは、都通り商店街のアーケード改修など商店街の各種事業遂行にも重要なことであり、その結果、市内経済の発展にとっても重要なこととなります。

これについて、本市では現状どのような対応を行っているのか、さらには、今後どのような施策を講じるお考えかお示しください。

市内の労働人材不足の状況について伺います。

本市内では、各業態で深刻な人材不足の状況が生じております。私の把握するところでは、製造業で新型コロナウイルス禍により生産量を減少させた際、退職者が生じ、その収束後の現在、生産量の増加に向けて新規求人を出すのがほとんど応募がない状態であると伺っております。このような状況を脱するため、市としても最大限の支援を行うべきと考えます。市の見解をお示しください。

具体的な手法として、高齢世代の就労希望者を募り企業等と結びつける、あるいは、今、国も緩和の傾向にある外国人労働者の就労支援を行うなど、取り得る手段は様々あると思います。こうした施策について、市として取り組んでいただきたいと考えます、見解をお示しください。

労働力不足で思うような生産性が上げられず、市外へ輸出したり、廃業をする事業者を出さない取組を行うことが重要ですので、積極的な御答弁をお願いいたします。

次に、企業誘致に関連して伺います。

企業誘致の事業は、本市経済の活力向上や人口減少対策にとって非常に重要な施策となります。迫市長は、小樽市に投資を呼び込むことを目指しておられます。投資を集め、地域経済の活力向上に期待をするところではありますが、企業が本拠地から他の地域へ進出あるいは投資、事業展開を行う場合、必ずその都市が投資にふさわしいまちかどうかを調べ、判断しております。

本市では、企業の投資可否に関する調査について、企業へのリサーチなどは行っているのでしょうか。

企業誘致の部署では、全国の企業に対し、移転や支店展開等の意向調査は行っているものの、本市が都市として企業が投資を行う観点からの調査までは行われていないのではないかと思います。業種、業態、流通等企業の日線から、本市が投資にふさわしい都市として捉えられているのか。また、ふさわしいと判断されない点について、どのような課題があるのか把握することは、極めて重要なことであると考えます。この点、本市の考え方を示しください。

そして、企業が投資を行う観点からの調査を実際に行っているのか。いとすれば、どのような手法、内容で行っているのか、お示しください。

私もこれまで、幾つかの市内企業の経営者の方々とお話をさせていただく機会がありました。そのうちの多くの方々は、本市が風光明媚でよいまち並みであること、全国的に知名度が高いことをメリットと考えつつも、企業誘致施策について進出企業へのサービス施策がないこと、様々な規制緩和に消極的なことなどが挙げられ、都市として企業の進出に消極的なまちであるという捉えられ方をされております。こうした企業の観点からの意見を酌み取り、市全体で情報を共有し、課題解決に向けて取り組まなければならないと考えます。

そこで伺いますが、企業が本市進出に当たり課題であると考えていることについて、情報を酌み取る作業はされているのか、お示しください。

さらに、そうした課題を市全体で共有し、課題解決に向けた行動が取られているのか、お示してください。

特に、後者は、縦割り色の非常に強い本市行政にとって絶対的に打破しなければならない課題と感じています。

次に、観光に関連して伺います。

まず、自然を対象とした観光資源創出について伺います。

ネイチャーツーリズムが観光のトレンドとして重要視されております。本市は、海と山に囲まれた自然に恵まれた都市であります。今後の観光資源の開発、再開発は、小樽観光のコンテンツを増やす観点から重要であると思います。特に、新型コロナウイルス禍の収束で、今後、増加が期待される外国人観光客の方々には、自然の中での体験も人気と伺っており、トレッキングなどの体験を楽しんでもらえるよう自然を対象とした観光資源の整備が重要です。前回定例会で、アドベンチャーツーリズムの自然をテーマにしたメニュー構築をすべきであると提言をさせていただきました。この取組を今後加速していただきたいと考えます。

その一つとして、市内中心部から自然を体験し、さらには眺望を楽しむことができる旭展望台周辺の整備をしっかりと行っていただきたいと考えます。

さらに、このエリアは、市民の方々も散策を楽しんでおられるところであり、その整備は市民のためにも重要であります。旭展望台へのアクセスのための道路や遊歩道を整備し、展望台駐車場の整備も必要です。その駐車場にはトイレが設置されておりますが、衛生上、好ましい状況ではありません。トイレの付近には手洗い、水飲み用の給水設備がありますが、この設備について民間の団体がかつて寄贈し、現在はその補修等も手がけているところ、その民間の団体も給水設備全体の整備や維持管理が難しい状況にあることも耳にしております。

伺いますが、市として旭展望台及びその周辺の今後に向けた在り方をどのようにお考えかお示ください。

整備を進めるお考えならば、具体的にどのように進めるのか、お示ください。

海に関するネイチャーツーリズムは、塩谷海岸が青い洞窟等のサップツアーなどで盛り上がりを見せておりますが、小樽の海岸線について、蘭島地域も魅力あるエリアと考えます。先述の企業誘致の問題と絡めると、市内外の企業進出促進等も念頭に置き、かつて海水浴場として道内屈指の地域であった蘭島地域を再度興隆させるような取組も必要と思います。このエリアのツーリズムメニュー化について、市の考えをお示ください。

本市では、まだ様々なネイチャーツーリズムの資源が多くあるわけですが、今後においてこの資源をどんどん有効活用していただきたいと考えます。市の見解をお示ください。

次に、今後の観光振興と観光DXについて伺います。

新型コロナウイルス禍が収束し、観光需要も高まる中、本市観光についてもしっかりと国内外にアピールを行わなければなりません。そのアピールの手段について、本市では、小樽観光協会がガイドマップ作成事業を行い、小樽観光をPRするためのデジタルコンテンツの種類も増加しております。また、小樽観光の課題である滞在時間の延長に向けて、夜の観光を楽しんでもらう取組として、小樽ナイトインフォメーションの開設等にも取り組んでおります。今後、観光振興の観点で取り組む事業についてお示ください。

市長は、今後、観光のDX化に向けて取り組むお考えであることを伺いました。この観光DX化について、具体的にどのような取組をお考えかお示ください。

次に、観光に関連した市の施設整備等について伺います。

Wi-Fi整備について、観光関連では徐々に整備が進められております。一方で、観光客が多く往来する地区における道路の整備や街路灯整備について、観光客や事業者のみならず市民の方からも整備を求める声が寄せられます。さらには、冬の小樽観光に向けた誘致活動を行いながら、歩道の除排雪が行われないことに関する不満の声も多く伺うところであります。こうした施設整備等について、本市として今後どのように取り組むのか見解をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、経済・観光について御質問がありました。

初めに、コロナ禍後の市内経済についてですが、いわゆるゼロゼロ融資の返済に関する調査等につきましては、市内金融機関へ聞き取りを行っており、これから返済が始まる融資案件も含め、多くは約定どおりの返済を迎えるが、返済が難しい可能性がある場合には、北海道が実施する経営環境変化対応貸付の適用や、返済条件の緩和などの対応を行う予定であると伺っております。

今後につきましても、小樽商工会議所が主催する金融懇談会への参加や、金融機関等との定期的な情報交換により状況の把握に努め、事業者から市に相談があった場合には、適切な関係機関へ引き継いでまいりたいと考えております。

次に、商店街支援についてですが、まず、都通り商店街のアーケード改修のその後の進捗につきましては、都通り商店街振興組合にお聞きしましたところ、改修の緊急度が高い部分の工事を今年9月頃からの開始に向けて手続を進めていると伺っております。

また、維持、補修を含めた改修費用への助成制度につきましては、現在、道内他都市の状況把握を進めているところであります。

次に、市内商店街の空き店舗の有効利用につきましては、空き店舗の発生は商店街等のにぎわいを低下させてしまうことから、空き店舗の状況を定期的に把握するため、空き店舗調査を実施するとともに、商業起業者を掘り起こし、商店街等における創業を促進するため、小樽商人塾を開催しております。

また、商店街の空き店舗への入居を促すため、空き店舗対策支援事業により、家賃や内外装工事費の助成を行っているほか、創業支援補助金により、空き店舗での創業について、家賃補助の助成期間を延長しているところであります。

今年度からは、空き店舗対策支援事業において、内外装工事費や家賃助成の対象商店街の拡大を行ったところであり、引き続き、商店街の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の労働人材不足の状況についてですが、私といたしましても、市内企業が深刻な人手不足の状況にあることは十分認識をしており、これまで、高齢者と女性に特化した合同企業説明会や、若者の市内企業への就職を支援する事業を実施してきているところであります。

また、外国人労働者の受入れにつきましては、市内企業の関心も高まってきていると認識をしておりますので、市としても必要な情報を集め、官民連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてですが、まず、投資を検討する企業が抱く本市の課題の把握につきましては、本市への投資が進むためには、企業の視点の課題把握は重要なことと考えておりますので、本市に関心を示したにもかかわらず、結果として、本市への進出に至らなかった企業からは、その理由などについて

て、可能な限り聞き取りを行っております。

今後も投資先として、選ばれるまちであるためにも、課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業が本市へ投資を行う観点からの調査の実施につきましては、本市では、企業の進出に関し、設備投資動向調査を業者に委託をして調査票を回収する方式で実施をしておりますが、本市へ関心を示さなかった企業に対しての要因分析は行っておりませんので、今後、調査の結果を十分に活用してまいりたいと考えております。

次に、本市への進出企業の課題の把握と課題解決に向けた市の対応につきましては、本市への進出に関心を示している企業に対しては、企業訪問などを行い、本市の立地環境や優遇制度などを説明するとともに、企業が立地する上で求めている内容などについて聞き取りを行っております。

また、その内容につきましては、市の関係部署と情報共有し、課題解決に向けた対応に努めているところであります。

次に、観光に関してですが、まず、旭展望台周辺の今後の整備の在り方につきましては、旭展望台周辺は、市民の森林レクリエーションの場として、また、眺望を生かした展望所や記念碑のある観光施設として重要であると認識をしております。

今後、老朽化した施設の更新を計画的に進めてまいりたいと考えており、今年度は、森林環境譲与税を活用し、大型看板の更新やバイオマストイレの整備を行うこととしております。

また、主なアクセス道路については、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、蘭島地域のツーリズムメニュー化につきましては、第二次小樽市観光基本計画では、小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘を掲げており、豊かな自然を有する蘭島地域は、海岸線を生かしたネイチャーツーリズムの観光資源を有するエリアだと考えております。

次に、自然資源の有効活用につきましては、観光基本計画において、小樽の四季の魅力発信や、小樽の山の知られざる魅力の発信など、自然資源の活用を主要施策に位置づけていることから、今後においても、本市が有する豊かな自然環境を観光資源として掘り起こし、新たな魅力として磨き上げに努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の観光振興の視点で取り組む事業につきましては、歴史、文化、港、自然など、本市の強みを生かした観光振興に取り組むことが重要であると考えております。このため、小樽市歴史的風致維持向上計画の策定を進め、本市が持つ歴史的なまち並みを生かした観光振興につなげるほか、第3号ふ頭及び周辺地域の再開発を進め、みなとオアシスとしてにぎわいのある交流空間を創出するなど、まちの価値を高めるよう取り組んでいるところであり、引き続き、観光地としても投資先としても、選ばれたいまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、観光DXの具体的な取組につきましては、観光DXの推進は、旅行者の利便性向上や周遊促進、宿泊事業者等の生産性向上、観光地経営の高度化などが期待され、観光における各種課題の解決に寄与するものと考えております。

このため、本市においては、本市の観光の課題と、その課題解決が図られるデジタルツールの組合せが重要と考えており、現在、登録DMOとなった小樽観光協会や市内観光事業者と共に、IT事業者から様々なデジタルツールの説明を受け、具体的な事業の検討を行っているところであります。

次に、道路などの施設整備につきましては、観光客が多く往来する地区においては、これまで部分的な補修や修繕を行ってまいりましたが、近年、全線的に老朽化が著しいことから、今後は、計画的な整備を検討してまいりたいと考えております。

また、歩道の除排雪につきましては、冬期間においても観光客や市民の皆さんが安心して通行できるよう、除排雪の強化を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 何点か再質問をさせていただきます。

まず、まちづくりについてのところでありまして、ウイングベイ小樽の固定資産税関連、減点補正に関する点でございますが、国が示している要件の中に転用困難ということが示されている中で、この転用困難ということについての考え方というのをどのようにウイングベイ小樽に対してといたしますか、どういう考え方に基いて転用が困難と判断され、それがウイングベイ小樽に適用されないのだということに至ったのか、もう少しお聞かせいただければと思います。

それから、市内公共交通の在り方のところで、都市型ロープウエーの導入提言をさせていただきました。引き続き、いろいろと御検討いただくのでしょうかけれども、導入実績がないというところが1点、今考えを進めていくということの足かせになるというか、進めるに当たっての課題なのでしょうけれども、実際に手がけた企業がどうあれ、本質問でもいたしました、神奈川県横浜市では都市型ロープウエーを導入されているわけでありまして。そういった事例を石狩市などは想定をしているところでありまして、本市ではそれを含まなかったのかということをお聞かせいただければと思います。

続きまして、企業誘致に関連してですけれども、企業が本市進出に当たり今、課題であると考えていることについてというところの質問で、市全体で課題共有して、課題解決に向けた行動が取られているのか、お示しくださいと質問をさせていただきましたが、この中で、市として企業を訪問されて、分かりやすく言うと営業活動的に企業訪問されていらっしゃると思うのですが、優遇制度を説明していることでもありました。本市のこの優遇制度を説明しながら、相手企業がそれについて利用の状況が、利用しやすいですとか、優遇制度を受入れやすいのかどうかなどということも、実際に優遇制度を説明しても相手企業がその優遇制度を利用したいと思うかどうかということも含めての課題と私などは考えているのですけれども、そういった用意してある優遇制度を、では、企業として使いたいと思うのかどうかというようなところも調査で聞き取られているのかをお示しいただきたいと思います。すみません。少し突っ込んだお話なのですが。

それから、観光に関連してですが、海に関するネイチャーツーリズムのところを蘭島地域を一つお示しさせていただきました。このエリアのツーリズムのメニュー化について、市の考えをお示しくださいとお伺いをしましたが、非常にいい地域であって、磨き上げを行って、ツーリズムとしては有効だという御答弁をいただきましたけれども、実際にメニュー化していくことについては何か、この質問がきっかけでもよろしいですし、以前に何か御検討されたことがあればでもよろしいのですけれども、このメニュー化ということについて、何かさらにお考えのことがあればお示しいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 中村吉宏議員の再質問にお答えをいたします。

1点目については、減点補正に関して転用困難に該当しないと説明した理由につきましては、何点かありますけれども、一つは、今ウエルネスタウン構想を進めておりますけれども、それに関わる施設として、例えば社会保険だとか社会福祉、介護事業の事業者数がどうなっているのかということなどを検証いたしましたけれども、これらの転用可能な事業所として私ども判断をさせていただいたのですけれど

ども、こういった施設の数が増えてきているということであれば、こういった施設についてはOBCに入居もできますし、転用することができるのではないかと判断が1点であります。

それから、立地条件として、幹線道路あるいは駅直結であって、接続も極めて良好でありますので、様々な業種にとっては立地条件がよいというのが二つ目であります。

また、三つ目といたしましては、順番はそのとおりではないのですけれども、規模が大きいということについて、様々な業種で同時利用が可能という、そういった優位性もあるというようなことを理由として、事業者側には、転用困難と規定されている、ここについては該当しない旨をお伝えしているところでございます。

それから、公共交通としての都市型ロープウエーについてお尋ねがありましたけれども、先ほどこれにつきましては、あくまでも公共交通としてこの都市型ロープウエーが使われている導入実績はないということで私どもは確認させていただいて、その旨、答弁をさせていただいたところであります。

今、再質問の中で、神奈川県横浜市の事例についてお尋ねがありましたので、私どもは、これについては観光的な利用をされておりますので公共交通という意識はありませんけれども、御指摘がありましたものですから、この都市型ロープウエーをまちづくりにどのように活用されているのか、様々な、例えば法令の規制ですとかもあるでしょうから、そういったことについては少し調べさせていただきたいというふうに思っております。

それから、企業誘致について、担当者が企業訪問したときに優遇制度を説明している。そのことについて、企業が使うかどうかどのように確認をされているかというようなお尋ねであったかと思っておりますけれども、この優遇制度につきましては、設備投資に対する課税免除になりますので、基本的に企業がよほどのことがない限り、この課税免除を御辞退するということはないだろうというふうに思っておりますので、これについては、特に確認を取ったケースはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(渡部一博) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、蘭島エリアのことですけれども、蘭島海岸の有効利用ということで、先ほどメニュー化ということでお話がありましたけれども、具体的なメニューを何か考えたり、考えはあるかということですけれども、今現在は、蘭島の海水浴場の組合が海水浴場エリアを外れた余市側でキャンプサイトなどをつくって、キャンプエリアをつくって、テントを張って楽しんでいただいているみたいなことがありますけれども、それ以外に私が知っている限りでは、旅行商品のメニューみたいなものを具体的に考えたということは多分ないと思っておりますので、今回の御質問をきっかけに小樽観光協会とも少し議論してみたいというふうに思っております。

○議長(鈴木喜明) 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 24番、中村誠吾議員。

(24番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○24番(中村誠吾議員) 2023年、令和5年第2回定例会に当たり、立憲・市民連合を代表し、質問

いたします。

第1項目め、人事体制についてです。

まずは、欠員とその対策についてです。

令和5年度も新しい年度がスタートしています。企業など組織で正社員不足、人材不足の話が聞こえている状況です。小樽市役所においても同じような状況と聞いております。それは、以前からの欠員の状況を見れば明らかです。

まず、令和5年6月1日現在で、病院の医療技術職と消防吏員を除いた一般行政職の欠員の数をお聞かせください。

あわせて、4月からの2か月間に退職した職員はいたでしょうか。

このような状況の中で、市役所としてどのように人材を獲得していくのか、さらに優秀な人材をどのように確保していくのかは、将来に関わる重要な問題だと思いますし、市長も同様の認識かと考えています。あとは、具体的にどのような施策を実行し、結果を出していくのが問われているのではないのでしょうか。

一方で、職員が退職しない戦略も必要だと考えます。実は、こちらのほうが実行できる方策は多いのではないかと考えています。厚生労働省では、全体の離職率を毎年調査しています。離職率とは、一定期間内に組織を退職した労働者の割合です。計算式は、 $\text{離職率} = (\text{一定期間内の離職者数}) \div (\text{期初または前期末の常用従業員数}) \times 100$ だそうです。定年退職者を除く一般行政職の離職率の過去3年間の推移というのをお知らせください。

さらに、若い職員が退職してしまう場合の市役所に対する影響は深刻です。昨年、厚生労働省は平成31年3月の卒業者の離職率を発表していました。新規高卒離職者35.9%、新規大卒離職者31.5%になるそうです。小樽市役所での一般行政職の平成31年4月採用者の離職率をお知らせください。

また、平成30年4月採用者、平成29年4月採用者についても同様をお願いします。

職員が離職していくのは非常に寂しい話ですが、その理由は、社会全体の状況や家庭の事情にも左右されますので、分析をしてもなかなか生かせるのかという点と難しいかもしれません。それでも、この分析は次の離職者を防ぐという観点でも重要ですし、少しでも小樽市役所を魅力的な職場に変えていくというヒントがあるのではないかと思います。魅力的な職場になれば、少しでも現状が変わると思います。

ただ、今すぐ大きく変わるというのは難しいとは思いますが、まずは定数を埋めなければなりません。そこで、現状としては新規採用をしっかりと行っていくことしかないと思います。もちろん、一定レベルの人材を獲得していかないとなりません。そのためには、やはり応募者を増やすという取組ですが、まず思いつくのは、応募者を増やすには、他の市役所等の採用試験の日程をずらせば応募者は増えるかもしれません。ただ一方で、辞退者が増加するというのは容易に想像できます。この採用試験の日程の調整以外で、市として行っている応募者を増やすという取組は何かあるのでしょうか。

応募者を増やす、辞退者を減らすという点においては、この小樽市役所にどのような動機で応募してくるのかという分析が欠かせないのではないかと考えています。そして、この動機に合致する部分が多ければ多いほど応募者が増え、辞退者が減るという結果になると考えています。

まず、過去3年間の市役所の応募者の中で、合格者、不合格者にかかわらず、どのような志望理由が多いですか。

この理由というのは、公務員に対する志望動機を超えないのではないのでしょうか。他の市役所に応募する方でも、さほど変わらないのではないかと考えています。そうであるならば、辞退者を減らすという意味でも、他の市役所よりも選ばれる小樽市役所である必要があると思います。そのためにも、小

樽市の独自の取組が求められると思いますが、何か近隣市町村が行っていない独自の取組を行っていますか。

次に、会計年度任用職員についてです。

どこの市役所でも業務を行っていくには、会計年度任用職員が欠かせない存在となっています。そして、窓口には会計年度任用職員が多く配属されていますし、会計年度任用職員がしっかり業務をできているのが市役所の強化の決定的な要素になるのではないのでしょうか。

まず、小樽市役所の一般行政職の会計年度任用職員は、全職員数の中でどれくらいいらっしゃるのでしょうか、割合をお示してください。

そして、この割合は道内の人口上位10市と比較すると高いのでしょうか。

次に、会計年度任用職員にしっかりと仕事をさせていただくには、しっかりと給与制度が必要だと考えています。現在、正規職員は間接的ではありますが、人事院勧告が反映されています。人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること、つまり、民間準拠を基本に勧告を行っていると言われています。つまり、正規職員は、昨今の物価上昇などの社会一般の情勢を反映している給与となっています。

一方で、会計年度任用職員はどうでしょうか。確かに経験年数で報酬は変わりますが、1年目の報酬は基本は変わっていないはずです。事務職の会計年度任用職員の採用時の報酬額はいつから変わっていないのでしょうか。

物価を反映した給与というのは、非常に複雑で、なかなか難しいと思います。しかし、このまま物価が上昇していったときに、会計年度任用職員の報酬が上がらないというのは、実質的な賃金削減です。一方で、最低賃金は、物価などの社会情勢を反映させて上がっていくと思います。そうすると、会計年度任用職員の報酬が最低賃金を下回る時期が来る可能性はありますが、それまでも何もしないという姿勢でよいのでしょうか。早急に会計年度任用職員の給与が社会一般の情勢に適応した適正な給与と胸を張って言える制度にしてほしいと思います。この点について、何か考えていることや取り組んでいる施策はありますか。

確かに、会計年度任用職員は、業務の内容に即して報酬が決まっていることは理解できます。しかし、全体的な社会情勢を報酬額に取り込んでいけると、もう既に資格を要件にしているような専門的な会計年度任用職員は応募すらもないという状況になっているのではないのでしょうか。この点について、市役所として考えていかなければいけない問題だと思います。

次に、係長職についてなのですが、市役所の現場を見ていると若い係長が増えてきたという印象があります。一般の行政職について、直近3年の係長へ昇任した平均年齢と平均の市役所の経験年数をお聞かせください。

また、全体の職員数が減っているのに対して、係長職はなかなか減っていない印象があります。そこで、同じく一般の行政職について、過去3年間で主事や主任職の職員数に対して、係長や主査職の職員数の割合はどのように推移しているのでしょうか。

以前から、現状の延長線上の組織改革ではなく、原則的に係員4人に対して係長職を1名という組織の形をしっかりと持って、その形に対して現在の市役所の仕事を当てはめていく必要があるのではないかと考えています。そうしないと、係長職は減らないのではないかと考えています。係長職の数というのは、今後どのように管理していくおつもりでしょうか。

次に、主幹職についてです。

こちらについては、減っているというよりは、今年度、様々な主幹職が増えているという印象があります。過去3年間で新設した一般行政職の主幹職、廃止した主幹職の数をお聞かせください。

同じく、課長級の職員も減っていないのではないかと印象があります。一般の行政職について、過去3年間で主事や主任職の職員数に対して、課長級の職員数の割合はどのように推移しているのでしょうか。

また、この主幹職の配置というのは、全庁的な戦略として配置していくものだったと思いますが、経過を見てると個別に業務で必要だからという観点で設置されているように思います。主幹職の設置の基準というものはあるのでしょうか。

先ほど係長職のところで組織の形ということをお話ししましたが、課長職についても係長職2名、3名に対して課長職1名くらいの組織の形を意識していく必要があるのではないかと考えています。原則的な形を持たないと、どんどん無秩序な組織の形になっていくのではないのでしょうか。

確かに、現実には当てはめるときに、いろいろな矛盾や、やりにくさが出るのは事実だと思います。ただ、現在の小樽市役所の組織を見ると、一つの言葉が浮かんできます。それは、合成の誤謬という言葉です。意味としては、ミクロの視点では合理的な行動であっても、それが合成されたマクロの世界では、必ずしも好ましくない結果が生じてしまうということです。

経済学的な用語ですが、よく言われるのは、例えば、ある個人が貯蓄や節約に励むとその人の資産が増えるという効果がありますが、国民全員が貯蓄や節約志向になると、国全体の消費が減退して国民の総所得が減ってしまいます。個々が正しいと思って取った行動が、みんなが同じ行動を取ることで社会的な状況を悪化させてしまうことなどが挙げられます。

これを市役所の組織に当てはめていけば、各係、各課、各部がそれぞれに合理的な組織を考えていますが、それを合わせると組織全体としては、いびつな形になっているということです。それが先ほど質問した職員構成に現れているのではないかと考えています。

マクロの視点で見れば、人口は減ってきています。職員数が減っていくことはこれからも避けられないと思います。にもかかわらず、役職者を減らしていくしっかりとした仕組みを持っていない現状が続けば、組織の構造的ないびつはますますひどくなり、どこかで破綻するのではないかと心配しています。やはり、市役所の組織全体としての合理的な組織をつくるという観点は、組織全体を見ているところでしかできません。従来の現場からのヒアリングという仕組みだけでなく、トップダウンの仕組みも組み合わせないと組織がもたないと思いますが、この点についてはどうお考えですか。

現在は、社会の動きがどんどん早くなっています。市役所の組織は社会とは切り離すことはできませんので、しっかり社会の動きに対応できる組織づくりとその仕組みが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜明）説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、人事体制について御質問がありました。

初めに、本年6月1日現在の欠員数につきましては、事務が16名、土木技術、用務員が各3名、建築技術、衛生化学技術、学芸員、給食調理員が各1名、合計26名であります。

また、本年4月からの2か月間に退職した職員は、事務で1名となっております。

次に、過去3年間の離職率の推移につきましては、令和2年度が2.5%、3年度が3.1%、4年度が2.2%であります。

次に、本市の平成29年度から31年度に採用した職員の離職率につきましては、令和4年度末時点で平成29年4月採用者が19.2%、30年4月採用者が9.7%、31年4月採用者が6.9%となっております。

次に、採用試験の応募者を増やす取組につきましては、まず、筆記試験として、全国各地のテストセンターや自宅で受験が可能なSPIを導入しております。

また、市のホームページにおいて、各職場の仕事内容や先輩職員の声を紹介することにより、本市業務の理解の促進に努めるとともに、市として、札幌市やオンラインで開催をされている就職説明会へ参加しているほか、複数の就職情報サイトを活用し、採用試験についてのPRを行っております。

さらに、移住者に向けたアプローチとして、小樽移住情報サイト「笑になるおたる」において、採用試験情報の公開を行っているところであります。

次に、採用試験応募者の志望理由につきましては、自身の出身地で勤務をし、地域住民の役に立ちたいなどの志望理由のほか、観光で訪れて歴史的なまち並みに魅力を感じた、人口減少している中で子育て支援に関わりたいなど、本市の特徴や課題を踏まえた志望理由も比較的多いものと認識をしております。

次に、辞退者を減らすための独自の取組につきましては、昨年度、初めて内定者に対し定期的にメールマガジンをお送りし、本市の業務に関する情報提供などに努めたほか、オンライン座談会を開催し、内定者同士の顔合わせや、本市の若手職員との交流を行ったところであります。

次に、本市の会計年度任用職員の割合につきましては、本年5月1日現在で40.5%であり、道内の人口上位10市の中で7番目、10市平均の41.2%と同程度となっております。

次に、事務職の会計年度任用職員の採用時の報酬につきましては、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入時に、正規職員の給料表の一部に準じた給料表を導入しており、直近では、令和4年度に正規職員の給料表を増額改定したことに伴い、5年度から会計年度任用職員制度の給料表を増額改定しております。

次に、会計年度任用職員の給与制度につきましては、人事院勧告を反映した正規職員の給料表の一部に準じた給料表を導入していることにより、社会一般の情勢に対応しているものと考えております。

なお、職種によって給与額に差がありますので、給与が最低賃金を下回ることがないように、毎年度検証を行いながら、適正な制度を維持してまいりたいと考えております。

次に、直近3年間に昇任した係長職の平均年齢などにつきましては、まず、平均年齢は、令和3年度が40歳ゼロか月、4年度が38歳9か月、5年度が39歳7か月。

また、平均経験年数は、令和3年度が11年9か月、4年度が14年1か月、5年度が13年10か月となっております。

次に、過去3年間の主任や主事の職員数に対する係長や主査の職員数の割合につきましては、令和3年4月が45.8%、4年4月が46.6%、5年4月が46.2%となっております。

次に、係長職の職員数の管理につきましては、現在は業務を平準化し、限られた人数で効率的に業務を遂行できるよう係制を廃止し、グループ制の導入を進めていることから、全てを定型的な係の形に当てはめることは難しいと考えております。

しかしながら、係長職は、職場の中核を担うポジションであることから、各職場の業務の状況や係長職の必要性についての検証を行いながら、適切な配置となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、過去3年間で新設した主幹職と廃止をした主幹職の数につきましては、令和3年度は新設が7

名、廃止が5名、4年度は新設が6名、廃止が1名、5年度は新設が6名、廃止が3名となっております。

次に、過去3年間の主任や主事の職員数に対する課長級の職員数の割合につきましては、令和3年4月が23.2%、4年4月が23.3%、5年4月が23.4%となっております。

次に、主幹職設置の基準につきましては、明確な基準を設けているものではありませんが、施策の推進に当たり新たな課題や特命事項が生じ、対外的な調整や説明を行うなどの責任が伴う職位が必要と考えられる場合に、主幹職を配置しているものであります。

次に、市役所全体として合理的組織をつくることにつきましては、各職場の業務内容により、それぞれの体制は異なることから、一概に定型的な形にはならないものと考えますが、議員御指摘のとおり、個々の組織の最適化だけでなく、全体を見通した組織の編成は、特に人口減少下においては重要なマネジメントでありますので、各職場の状況や要望を踏まえながら、私がリーダーシップを発揮し、様々な行政課題に適切かつ速やかな対応ができる組織となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、中村誠吾議員。

（24番 中村誠吾議員登壇）

○24番（中村誠吾議員） 2項目め、ふるさと納税についてお聞きします。

市長は、第1回定例会における提案説明で、選ばれるまちの実現を掲げておられました。まさに同感です。そして、ふるさと納税制度は小樽市が日々、選ばれることの積み重ねが金額という結果として出る制度だと思います。

さきの函館市長選挙、大泉新市長が公約で100億円と打ち出しました。なかなか大胆だとは思いますが、実現可能性に疑問符がつく高い目標であっても、打ち出さなければ実現はしませんし、もっと低い数字であっても実現しません。小樽市でも高い目標を掲げるべきだと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

函館市は函館市で様々な取組をこれから行うと思いますが、ここで心配になるのが、函館市など他都市が頑張れば頑張るほど、市の税金の流出が増えていくことです。これまでの議論では、どちらかというとこれほど集めましたという収入が脚光を浴びています。しかし一方で、この流出する額も確実にあります。そこで、小樽市としての過去3年間の流出額の推移をお知らせください。

とはいえ、市として流出額について何か取れる対策があるのかと聞かれば、正直難しいと感じています。それは、それぞれの個人の行動を規制するわけにもいかないという事情もあります。そうすると、市役所として取り得る対策としては、収入を増やすしかないとなります。何としても、市としては収入を増やす方策が必要かと思えます。

そこで、先日のニュースで耳にしましたが、三重県四日市市は、専門職員を年収1,000万円で募集したと全国的なニュースになっておりました。ホームページを見ましたら、全国から147名の応募があったそうです。ふるさと納税は結果が出る業務ですから、基本の職員の給与と小樽市のふるさと納税の収支から、業績に連動した報酬を渡すというような条件で応募するというのはどうなのだろうかと考えています。これくらいやらないと大きく変わらないのではないのでしょうか。

令和3年度における紋別市の寄附額は152億円です。小樽市が函館市並みの収支100億円を目指すとして仮定して、例えば専門的な職員を数人雇って、合計の業務に連動した報酬を1%に設定したら、報酬としては1億円の報酬を渡すということになります。何人を任用するかはともかくとして、チームで1億円。

これは、全国の人が目の色を変えるニュースになるでしょう。そして、様々な人材が全国から来るはずですが、それでも小樽市には99億円が入ってくるのです。まずは、こういった業績に連動した職員の採用、期限付の採用でもよいのですが、法律上不可能なのでしょうか。取れる手段は全てやったほうがいいと思います。ふるさと納税に関して、小樽市が考えるこれからの戦略はあるのでしょうか。

地域性で地場産品に違いがあるものの、紋別市にできることが小樽市にできないということはないと思っています。様々な積み重ねが必要であり、これほど差がついた今、他市と似たようなこと、少ししか変わらないことをしてもそんなに変わらないと思います。もちろん、ふるさと納税にも光と影はあります。様々な制度に違反した自治体のニュースも出ています。違反した場合の報酬などの返還に対する考え方も必要かと思えます。それでも何かしっかりと他市と違うものを打ち出して、紋別市に少しでも追いついてほしいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ふるさと納税について御質問がありました。

初めに、ふるさと納税の高い目標設定につきましては、本市といたしましては、寄附という性質上、あまり多額の目標を掲げるものではないと考えております。

しかしながら、ふるさと納税制度を活用し、本市のPRに努めることや、返礼品を通じて外から消費を呼び込み、域内の経済を循環させることは重要なことと考えておりますので、着実に寄附の受入額を伸ばし、引き続き、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税制度による本市の流出額の推移につきましては、小樽市民がふるさと納税をしたことにより個人市民税から控除された額が流出額と考えられますが、直近3年間では、令和2年度が5,853万円、3年度が7,969万円、4年度が1億1,604万円となっております。

次に、寄附額の業績に連動した給与とする職員の採用につきましては、会計年度任用職員も含め、一般職の職員の給与は、その職務と責任に応じたものとするのが地方公務員法で定められており、業績に直接連動する給与体系で職員を採用することは想定されていないことから、法の趣旨にはなじまないものと認識をしておりますが、法律上不可能ではないものと考えております。

次に、ふるさと納税の今後の戦略につきましては、引き続き返礼品の登録数の増加に努めるとともに、返礼品提供事業者の協力を得ながら全国的に返礼品として需要が高く、一定額の寄附が見込める看板返礼品の開発や、宿泊プランやイベントチケットなど体験型の返礼品の充実を図ってまいりたいと考えております。今後とも本市の特性を生かし、寄附の受入額の増加に向け取り組んでまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、中村誠吾議員。

（24番 中村誠吾議員登壇）

○24番（中村誠吾議員） 3項目め、DXについてお聞きします。

まず、請求書の押印なのです。

令和2年第4回定例会で押印の廃止について質問をさせていただきましたが、市長からは、本市における押印の見直しにつきましては、オンライン申請等に向けた国や都道府県における押印廃止の動きに鑑み、事務レベルでの検討を始めたところであり、今後、国から押印廃止に関するガイドラインが

発出される予定であると聞いておりますので、これらに基づき対象となる手続の洗い出しや押印の必要性、法令上の根拠等を精査し、可能なものは廃止できるよう全庁的に取り組んでまいりたいと答弁していただき、実際に様々な書類で押印が廃止されたと把握しております。

しかし、今回取り上げたいのは、契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印についてです。市長の答弁にあるガイドラインですが、令和2年12月に内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルの初版が出ております。ここでは、契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印の考え方が示されており、国においては、今般の見直しで、法的安定性を図る観点から、直接収入または支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である契約書への記名押印は廃止しないこととする一方、契約書以外の、見積書、請求書、領収書等については、押印を不要としたと書いております。

一方、小樽市では、押印の廃止をかつて行っていました。小樽市では、見積書、請求書等を含めての支出根拠書類の押印を廃止していません。

このマニュアルを読んでいくと、中で押印を求める三つの趣旨である本人確認、文書作成の真意確認、文書内容の真正性の担保を考えて、本人確認の代替可能であれば押印廃止すると記載があります。市役所の窓口では、いつも本人確認を行っています。さらに、本人口座に振り込む書類にまで押印を求めていることとなりますが、この小樽市の対応である見積書、請求書等を含めての支出根拠書類の押印を求めることは、地方公共団体における押印見直しマニュアルの趣旨と合致しないと考えますが、前回の押印廃止を行っていくプロセスの中で、なぜ小樽市は見積書、請求書等の支出根拠書類の押印の廃止をしなかったのかお聞かせください。

また、このマニュアルに基づき、様々な自治体が押印廃止を行っていますが、ホームページを検索するだけで、全国様々な市が請求書の押印を廃止していることが把握できます。小樽市は、一度、押印廃止の動きを終了しているように見えますが、これ以上、押印を廃止するつもりはないのかお聞かせください。

また、今後の市役所のDX化に向けた取組において、押印を求める書類が多く残ることはどのような影響があると考えますか。

この請求書の押印廃止の結果は、DXの仕事は難しいと感じる一つの象徴ではないかと思っています。やはり、DXを具体的な業務に落とし込んだ時局、細分にわたって実行できていないという事態が発生しているということです。DXを実現していくことは、細かなことでもいいので具体的な業務についてDXを行い、現場に実感してもらうことが大切ではないかと考えています。直近の取組としてどのようなことを行ったのでしょうか。全庁的な取組や、一部の課などの取組でも例示できるものがありましたらお知らせください。

具体的な取組を重ねることも必要ですが、市の職員に到達したい姿を示すことも重要だと考えています。例えば、北見市では、書かない窓口を実現させました。小樽市としてもこのような取組を目指していくのか、それとも違う分野で取組を行っていききたいのか、DXにおいて何か目標はあるのでしょうか。あればお示しください。

DXを行っていくにおいては、いろいろなシステムが大切であることは間違いありませんが、何よりもシステムを理解でき、ビジョンを描ける人材が必要なのではないかと思っています。ただ、DXやデジタルに強い人材というのは、確かなかなかイメージができないです。そして、その人材を育成するということであっても、具体的に何をすればいいのか、つかめないのではないのでしょうか。だからこそ、身近なところから、また、現場が業務改善を実感できるような進め方をしていく必要があると思っています。

私がかつて市役所の職場で働いていたときに様々なシステムが入ってきました。そして、1人1台のパソコンが入り、様々な仕事がワードやエクセルで行うようになりました。そして、同僚にもエクセルなどPCにたけた職員がいました。そして、今はアクセスなど、さらにスキルがある職員も各職場にいると聞いています。そして、システムやPCスキルにたけた職員は、各職場で業務改善を行うためにエクセルなどで様々な効率化を図ってくれているのも事実です。

しかし、データやシステムが、その職員が異動した後に他の職員が理解できず、重荷になっているという話はよく聞きます。その結果どうなるのかといえば、例えば理解できる職員が少ないアクセスへの業務改善は行わないでおこうということになっています。デジタルに関するスキルを持った職員を戦略的に各職場に切れ間なく配置していく必要があると考えますが、この点についてはどうお考えですか。切れ間なく各職場に配置するなど、そんなに職員の数はいないだろうという声が聞こえてきそうですが、現状はそのとおりです。しかし、だからといって諦めるのでしょうか。

そうすると、やはり人材を育てることが重要なのではないのでしょうか。今は、リスクリングという言葉をよく耳にしますが、特にDX戦略において重要だと考えています。現時点で、現実的に可能であろう具体的な業務改善として、アクセスを使える職員を各職場に戦略的に配置し、各業務システムとアクセスを軸に業務改善を行っていくということが必要かと思いますが、ただ、それだけでは人材供給はできません。継続的に行っていくには、スキルがある人材、また、リスクリングを通じてスキルを身につけた人材に対して、一定の報酬を払う必要があると思っています。そうしないと職員の動機づけにならないですし、戦略的に人員配置を行うことができないと思うからです。例えばですが、一定程度のスキルや資格を持って、実際の職場でアクセスや各業務システムを運用する業務に携わる場合に、特殊勤務手当または資格手当などを支給するということが不可能でしょうか。

これから大胆にデジタル化に対応していく必要があると考えていますが、1人1台のパソコンが職員に配付され、ワード、エクセルを使い始めた20年くらい前から仕事のやり方が大きく変わっていないのではないのでしょうか。

いまだに電子決裁もないですし、文書保存も紙ですし、仕事に紙があふれています。こんな状況でいきなり仕事を大きく変えるといっても、デジタルへの素地がなければ混乱するだけです。今できることを今から始めるべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、DXについて御質問がありました。

初めに、支出根拠書類の押印を廃止しなかった理由につきましては、国の押印見直しマニュアルでは、見積書、請求書の押印について、国の取組に準じ廃止とする対応が示されておりますが、本市における押印見直しの検討の中では、押印の代替手段として、全ての書類に法人の代表者が署名することは難しいと判断したことから、支出根拠書類に限らず、記名押印を原則とすることを市の方針としたこと、また、請求書については、使用印鑑登録を行っているか否かなど、業者により押印の要否を変えることは混乱を招くおそれがあることなどを総合的に判断し、押印の廃止には至らなかったものであります。

次に、さらなる押印の廃止に対する考えにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、令和2年12月に国から押印見直しマニュアルが示されたことから、本市においても検討を進め、令和3年8月に実施可能なものについて見直し指

針を策定し、9月から実施したところであります。

その後、指針の改定は行っておりませんが、現在、DXの取組を進めているところであり、改めて見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、市役所のDX化において、押印を求める書類が多く残ることの影響につきましては、押印が残ることで、データではなく紙での提出となることから、郵送により、受け取るまでに時間を要することや、来庁により提出を受ける場合は、窓口など職員による対応が必要となります。

また、書類の入力や画像データとしての取組など職員による作業が発生し、事務処理の迅速化や効率化などの点で影響があるほか、紙の書類の保存、管理が必要となります。

次に、直近のDXの取組につきましては、音声データから文字起こしができる会議録作成システムを導入し、市役所内外の会議での記録作成を効率化したほか、職員課や生活環境部管理課において、これまで手作業だった集計作業にRPAを活用し、自動化いたしました。

また、オンライン申請のフォームやアンケートを簡単に作成できる仕組みを導入し、昨年度の職員採用試験の申込みに使用したほか、オンラインによるアンケート調査や、市民の皆さんがイベントに参加する際の申込みなどに活用しております。

次に、DXにおける目標とする取組につきましては、小樽市役所のDXの基本的方向性として、時間や場所にかかわらず、必要な情報を受け取れ、手続等が行える市役所を目指し、手続のオンライン化やAIチャットボットの導入、オープンデータ等の情報提供の拡充など、市民目線に立ったサービスの向上に取り組むこととしております。

また、自席に固定されず、紙に囲まれず、効率的で多様な働き方に対応している市役所を目指し、業務のペーパーレス化、RPAによる業務の自動化、ビッグデータを活用したEBPMの推進など業務の効率化に取り組むこととしております。

次に、デジタルスキルを持った人材の各職場への配置につきましては、業務改善を推進するためには有効と考えており、これまでもデジタルの活用やパソコンの操作に関する職員研修を行ってきておりますが、さらに積極的な参加を促し、人材の育成に努めてまいります。

次に、デジタルに関するスキルがある人材への手当支給につきましては、職員に支給可能な手当は地方自治法で具体的に列挙されておりますが、特殊勤務手当は、著しく危険、有害、不快、困難な業務などに従事した場合に支給するものであり、デジタルに関する業務は、なじまないものと考えられるほか、同法上、資格を有することによる手当はなく、支給対象とすることはできないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目の質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、中村誠吾議員。

（24番 中村誠吾議員登壇）

○24番（中村誠吾議員） 最後の項目、ウイングベイ小樽の固定資産税軽減についてお聞きいたします。

昨年からウイングベイ小樽の固定資産税の見直しについて報道なども出ていました。結論的には、需給事情による減点補正の適用はしないとのことでしたが、どのような点において国が示す基準に沿わないという結論に至ったのでしょうか。

また、固定資産税の軽減はウイングベイ小樽の運営会社からの要請ということでしたが、先方は納得しているのでしょうか。厳しい表現をしましたら、訴訟リスクはないという認識でよいのでしょうか。

ただ、税の公平性や市民感情からすれば、固定資産税の見直しは難しいという判断は一定の合理性が

あると思っています。一方で、施設も老朽化が進み、駐車場の機械も止まったままの状況を見ると、ウイングベイ小樽の運営が厳しい状況にあるのではないかとすることは容易に想像できますが、このままではよいとは思えません。何か市としてできることは、しなくてはならないのではないかと考えています。それは、ウイングベイ小樽という多くの方が働いている施設がもし運営できなければ、小樽市の影響はとてつもなく大きなものになるからです。

先日、報道でウイングベイ小樽の記事が出ていました。その中で、パーク・アンド・ライドについて運営会社が言及していました。小樽市の現状を考えると、考えるべき話だと思います。北広島市では、駅前の市営駐車場で施策として実施しています。小樽市としても、札幌市へ通勤をしている方々の需要を考えれば、小樽築港駅に隣接するウイングベイ小樽の駐車場の一部について、パーク・アンド・ライドとして利用することは、市の方針にも沿うはずです。

ウイングベイ小樽については、ウエルネスタウン構想の話もあるのは承知しています。できることは何でもやるという点としては、必要な取組と思います。そして、商業施設の価値は集客力で決まると思います。札幌市という大きな人口を持つ市が隣に隣接していて、快速も止まる小樽築港駅が隣接する立地にあります。施設規模に見合う集客力を持っていないのがこの問題の本質だと思います。ぜひ、商業施設の集客力を高めるという視点でも、ウイングベイ小樽の支援策を議論してほしいと思います。そういう点では、パーク・アンド・ライド構想にしても、ウエルネスタウン構想も集客力に間違いなく寄与はしますので、できる範囲で様々な支援策を行っていくべきと考えます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ウイングベイ小樽の固定資産税軽減について御質問がありました。

初めに、需給事情による減点補正を適用しない理由につきましては、まず、減点補正の対象となるためには、総務省通知で示されている要件を全て満たす必要があり、通知で示されている判断指標に基づき検証した結果、所在地域の経営環境が著しく悪化しているかどうか、また、建物の転用が困難であるかどうかという2点が該当しないことから、市として減点補正を適用しないという結論に至ったものであります。

次に、ウイングベイ小樽の運営会社が納得しているか、また、訴訟リスクはないかということにつきましては、今回の市の判断については適正なものと考えておりますが、現在まで運営会社から、この件について本市に対する意見などの申立てはなく、どのように受け止めているか、また、訴訟を考えているかなどについては承知をいたしておりません。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、中村誠吾議員。

○24番（中村誠吾議員） 何点か再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目は、離職率の話ですが、聞いておまして、やはり若者の離職率が高いようです。この若者の離職防止が急務と考えますが、市長、改めてお聞きしますが、どうお考えでしょうか。

次に、2番、会計年度任用職員の方々のことでお聞きしました。

最低賃金を先ほど聞きましたら、最低賃金を見ながらと言われたと思うのですが、先ほど述べていただきましたが、現状でも、もう専門職の方の採用ができていないというのが、私にはそのように聞

こえていますし、見えます。ですから、待遇改善です。待遇と言わないと報酬を含まないものですから。待遇改善のお考えは、これからも持っていただけるのでしょうかということが2点目。

それと、やはり先ほど質問した中で、主幹職の話なのですけれども、増減は一定の推移をしているのは聞きましたけれども、特命とかは確におっしゃるとおりあるのでしょうかけれども、課長職の在り方も含めて、全体を見渡せることができるのは市長なのです。ここにいらっしゃる管理の上層部の方たちなのですけれども。リーダーシップを発揮していただきたいということが私の質問の基本的な趣旨だったので、何かこのことで改めてお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

さて、4点目なのですが、ふるさと納税についてです。

お聞きしました。いい言葉ばかり取って申し訳ないのですけれども、法律上不可能ではないとの回答もいただきました。それで、あらゆる手段を総動員するという考えはお持ちいただけると思っているのですけれども、そのような視点から、今あらゆる手段も含めて市長としてどのようにふるさと納税を持っていくかという考えを、もう一度お聞かせ願えましたらお願いします。

最後の質問なのですけれども、少し分からないのだけれども、押印の見直しについてなのです。検討していただけたとお聞きしました。そこで、どうしてもこれを聞くのだけれども、少なくとも同規模の市や近隣市町村がやっていることぐらいのことはやっていたけるのですよね。私は、これは法律があるので、先ほど市長も言った、半歩先に出ていけとは言いません。しかし、普通の自治体がやっていることはやってほしいと考えるのです。そのことについて、もう一度お考えがあればお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の再質問にお答えをいたします。

1点目は、若い職員の離職率が高いということについての見解ということだと思いますけれども、理由とか背景については、詳しくは、なかなか分析することは分からないのですけれども、少し前のことなのですけれども、ある自治体の方からスタートアップの仕事をする職員の採用募集を行ったら、かなりの数が殺到したということだったので、その中でお話が出たのは、多分採用されて、いろいろな職場を何年かで異動していくわけなのですけれども、やはりそういったことを望まない職員が増えてきているのではないのかということをお互いに話し合ったことがあります。

よく職員として、スペシャリストとゼネラリストということの比較はされることがありますけれども、私たちは、もう従来から4年に1回必ず異動するのだという中でやってきましたけれども、職員の配置の仕方といいますか、本来であれば、ゼネラリストでずっと職員採用をやってきましたけれども、そういった視点も必要なかと。市の職員として採用されて、今の若い方々が公務員としてやりたくない仕事をさせられることもなくはないかというふうに思ったりしていますので、それは、これからまたゼネラリストとして育てていくか、職員をスペシャリストと育てていくかというのは、それぞれの資質によると思いますけれども、そういったことも踏まえまして、離職率を抑えていくような取組を進めさせていただきたいというふうに思っております。

2点目については、会計年度任用職員の待遇改善についてでありますけれども、とりわけ専門職の採用は困難になっているということは十分認識しておりますし、社会の状況も大きく変わっておりますので、引き続き待遇改善には努めていきたいというふうに思っております。

それから、主幹職を含めた課長職の実力を発揮できるような市長としてのリーダーシップということでお尋ねがありましたけれども、私としても必ずしも全ての職員が十分に実力発揮をされているかどうか

かと問われますと、なかなかいい返事はできるような状況ではないというのが私の思いでもあります。

ただ、課長職が一人一人の力を発揮していかなければ、小樽市役所としての組織力の向上というのは望むことはできませんので、そうかといって職員の配置というのは限られた職員の中で、現有の職員で人事編成なり、組織編成をしていかなければならないということを考えますと、やはり一人一人に力を発揮してもらい、この方法しかないと思いますので、具体的にどういう方法があるかということは、これからも考えていかなければなりませんけれども、従来ですと職員研修というのはあるのですけれども、それだけに頼ることもできません。庶務担当課長会議というのがありまして、重要な案件があったりしますと私も主要な会議に出るようにしておりますので、そういった形でリーダーシップについて発揮していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、ふるさと納税につきましてお尋ねがありましたけれども、もちろん、これはもう重要な財源になりますので、あらゆる手段については考えていかなければいけないというふうに思っております。仕組みの話でいきますと、これまでもサイトも拡充をさせていただきました、あるいは体制も強化をさせていただいておりますし、今回は企業の協力もいただきまして。ライジングサンロックフェスティバルのチケットなども、ふるさと納税の返礼品に充てさせていただきましたけれども、従来のモノだけではなくてコト、こういったことも求められているというふうに思っておりますので、新たな返礼品の商品開発には努めていきたいというふうに思っております。

ただ、ほかから人材を採用することにつきましては、いろいろな観点があるかと思っておりますけれども、やはり返礼品の発掘、開発などを考えますと、地域の産業に精通しているということも重要な視点だというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて考えていかなければならない問題ではないかというふうに思っております。

それから、押印の問題につきましては、これはDX化の推進とともに進めていかなければならない問題だというふうに思っておりますので、今御指摘がありましたような同規模の自治体でやっているくらいのこととはいうお尋ねでしたけれども、そのとおりだというふうに思っておりますので、DX化の取組と併せて押印廃止については検討をさせていただきたいと、前に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時55分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 面 野 大 輔

議 員 小 池 二 郎

令和5年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和5年6月20日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松井真美子議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 令和5年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、持続可能な行財政運営についてお伺いいたします。

本市の財政状況とその見通しについて、令和5年度の予算編成方針で、本市の財政状況として、令和3年度決算では実質単年度収支が6年ぶりの黒字となり、今後の財政需要に必要な財源を一定程度積み増すことができましたが、自治体の財政力の強弱をはかる指標である財政力指数は3年度では0.463であり、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存している状況にあることや、経常収支比率は91.6%と90%を超える高い状況が続いていることから、依然として硬直した財政構造となっています。

令和5年度においては、長期化する新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢などによる原油価格や物価高騰の影響により、歳入面は予測しにくい状況であり、歳出面では、物価上昇は労務単価や建設資材などの高騰により、様々な経費増の影響が予想され、さらには、扶助費や公共施設における老朽化対策などに必要な費用は年々増加していく見込みであり、今後も厳しい財政運営が見込まれており、収支改善に向けた取組を継続しながら、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる財政構造の確立を図らなければなりません。

しかし、このような財政状況においても、本市が抱える人口減少問題をはじめとした多くの行政課題について、着実に解決へと導く施策を進めるためには、本市の行政課題・財政状況を職員一人一人が深く認識し、全ての事務事業について、その必要性を検証し、コスト意識を持って施策の優先順位を洗い直すとともに、創意工夫と柔軟な発想により積極的な事業の合理化・効率化を進めますとされてきました。

また、総合計画では、市は、真の財政健全化に向けて、これまでに他会計や基金からの借入金の返済を計画的に進めています。近年の地方交付税の削減や市税収入が伸び悩む中で、必要な行政サービスを維持していかなければならず、厳しい財政状況にあるため、収支改善に向けた取組を進め、収支の黒字化と財政調整基金の確保を図り、国の動向も注視しながら、中長期的な収支を見据えた財政運営が必要とされています。

そこで、財政健全化について伺います。

自治体において、お金がないというのは、新しいことをするお金のことであり、そこにある政策課題

を解決するために今やっていることを見直すものです。財政健全化自体が目的になるものではなく、優先的に政策を実現するための手法にすぎないのではないかと考えます。

つまり、新たに手がける優先度の高いものを実現しようとする限り、財政健全化は永遠に続くものであり、逆に言えば、今がよければ新たに手がける必要はないわけですから、殊さら財政健全化に取り組み、財源を捻出する必要もないことです。

財政健全化を健康づくりに例えられますが、健康づくりも財政健全化と同じく目的ではなく、あくまでも手法にすぎないというものです。健康でありたいのは、安心して仕事や趣味などの好きなことに挑戦でき、おいしいものを食べ、いろいろな場所に出かけていき、いろいろな人に会う。そのような豊かな人生を送るという目的を達成するためであって、健康であることそのものを目的にしているわけではありません。様々な状況の中でやりたいことを実現するために必要な状態を保つという意味では、個人の健康づくりも自治体の財政健全化も全く同じ構造ではないかと思えます。

そこで改めてお聞きいたしますが、小樽市における真の財政健全化というものはどのようなものを指していますか。

また、本市において、どこまで財政健全化すればよいのか、どういう状態になれば財政健全化が達成できたと言えるのでしょうか。見解をお聞きいたします。

次に、ビルド・アンド・スクラップについてです。

総合計画では、「本市の財政は非常に厳しい状況にあり、将来に向けて持続可能な財政運営を進めていくには、人口や財政の規模に見合った行政経営や、引き続き行財政改革の取組を推進していく必要があります。限られた財源を効率的かつ有効的に活用できるよう、全ての事務事業について、その必要性や費用対効果を点検・検証の上、優先度による「選択と集中」を図ります」、「行政評価により、指標の推移などから施策の効果や事業の妥当性などを点検するとともに、目標の達成に向けてより効果的・効率的に施策を展開できるよう、事業の見直しやスクラップアンドビルドを行うなど、継続的な改善に努めます」とされています。

このスクラップ・アンド・ビルドというのは、社会環境の変化等に伴い必要性や緊急性の低くなった施策事業を縮小廃止（スクラップ）し、そこから生み出された財源を充てて、新たな施策事業を実施（ビルド）をする行財政改革の手法です。しかし、多くの自治体が長年、事業を淘汰し続けた結果、これ以上見直すべき施策事業が見当たらないという状況に陥っています。

そもそもの自治体の財政健全化の目的は、今後必要になる政策的経費の財源確保であり、新たに行うべき施策と既に取り組んでいる施策とが限られた財源の中でトレードオフの関係になっているにすぎません。

そこで、これまでの発想を転換するキーワードが、ビルド・アンド・スクラップだと言われています。まずやらなければならないこと、重要な取組の実施（ビルド）を企て、既に行っている施策事業がその新たな取組よりも優先順位が高いか低いかを判断しながら、これまで正当化されていた既存事業の優先順位を並べ替え、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へと最適化した結果、廃止縮小（スクラップ）を余儀なくされるものが現れるということになります。これがビルド・アンド・スクラップと呼ばれる財政健全化の手法です。

今までのように、各部において何に使うか分からないお金、明確になっていない事業の財源確保のために今やっている事業を削減するというのは現実的ではありません。事業の見直しをするにも、このようなビルド・アンド・スクラップの考え方に転換していかなければならないと強く思いますが、見解をお示しください。

次に、予算編成方式について伺います。

令和元年第4回定例会での質問において、各部に対して一定の予算要求額を設定し、その範囲内で予算案を編成させる、各部の裁量による予算編成の要素が強くなるような手法である枠配分予算方式による予算編成についてお聞きいたしました。

その際に、限られた財源の中で予算編成を行っている小樽市においては、とりわけ地方交付税などの国の地方財政計画における歳入の動向を見極めた上で予算編成を行う必要があることから、この事業別予算方式が最も適している、本市の予算編成は、まず前提条件として、毎年度、財政調整基金を取り崩しする形での予算編成というのを余儀なくされておりますとの答弁でした。

市の行政課題や財政状況を職員一人一人が深く認識し、全ての事務事業について、その必要性を検証し、コスト意識を持って施策の優先順位を洗い直すことを目指すのであれば、この枠配分予算方式を取り入れることも効果的ではないかと考えますが、改めて見解をお示しください。

市において、市税なども実際になかなか伸びていかない中で、やはり一般財源の多くを占めている交付税に依存する形での予算編成となることから、まずは歳入を見極めた上での予算編成となる。また、現実として財政調整基金の取崩しをする形での収支均衡予算を編成しているような状況であることから、どうしても限られた財源の中で、市全体として優先的に取り組んでいかなければならない政策課題の部分につきましては、予算ヒアリングの中で、それぞれの各部から事業の必要性とか有効性について十分に聞き取り、実際の事業実績とか今後の将来負担の部分も当然踏まえた上での政策判断というのをしていかなければならない。今後の予算編成を次年度以降どういう形で進めていくかということについては、十分に研究していきたいと答弁されておりました。

財政状況に関して、特に歳入について、職員に理解を深めていただく取組としてどのようなことを行ってきましたか、お伺いします。

また、普通交付税、特別交付税などといった地方交付税やその対象となる事業などの情報は原課にも財政課などと同等の情報提供がなされ、その制度の研さんや理解を深めることができているのでしょうか。

また、歳入や財源に関する財政部以外の職員の理解度について、どのような見解をお持ちか、お尋ねいたします。

次に、保健所についてお伺いします。

行政運営に関しては、総合計画において、人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには行政運営を経営と考え、最小の資源で最大の効果を発揮できるよう施策を検証、改善していく仕組みづくりや、職員の資質能力の向上及び効率的かつ市民に分かりやすい組織づくりを行っていく必要があるとされておりました。

今回のコロナ禍の中、多くの人が疑問に感じていたと思われるのが、新型コロナウイルス感染症の陽性者数の発表がニュースで報道されるたび、保健所設置市である札幌市、函館市、旭川市、小樽市の患者数が北海道の報告とは別に伝えられていたことが挙げられます。なぜ札幌市、函館市、旭川市より人口の規模の小さい小樽市が別で報告されるのか、もっと人口の多い市もあるのにという疑問です。

改めて確認ですが、保健所は、地域保健法第5条第1項により、都道府県、政令指定都市、中核市及び政令で定める市または特別区が設置することとされています。そのほか、地域保健法施行令第1条第3号に位置づけられることにより、保健所を設置することができるようになった市のことを保健所政令市といい、該当するのは、小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市となっています。

東京都町田市と神奈川県藤沢市、三重県四日市市は、政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大

きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことをできるようにした都市制度である中核市への移行を検討している自治体であり、神奈川県茅ヶ崎市は、中核市移行を目指していた経緯もある自治体です。これらは全て20万人以上の人口の自治体であるため、中核市となった場合には保健所を設置することになる自治体です。

一方、かつて炭鉱で栄えた福岡県大牟田市は、小樽市と同規模の約11万人の人口であり、昭和24年から保健所を設置していましたが、人口減少に伴う財源や人手不足を理由に、令和2年3月末をもって廃止し、保健所の業務を県に引き継ぎました。今後、公共施設の再編の中で、保健所の業務を行う庁舎についても具体的な検討をすることになりますが、小樽市がこのまま保健所を設置し続けるかどうかというのも大きく影響してくるかと思えます。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応に当たっては、全国的に保健所において業務負担が増大し、地方衛生研究所等において、感染初期の段階における検査体制が十分でなかったなどの課題が指摘されました。これらの課題は、新興・再興感染症の感染拡大以外の健康危機や、これらが複合的に発生した場合への対応にも通じるものであり、これらの課題を克服し、保健所や地方衛生研究所等が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが求められています。

一方、地方公共団体間においては、地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後さらに高度化、多様化していく国民のニーズに応えていくことが困難な状況となっています。

少子高齢化のさらなる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病などの非感染性疾患の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に関する事案の変容など、地域保健を取り巻く状況は大きく変化している状況の中で、小樽市として地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進するために、今後も保健所を設置し続けることができるのかが市民生活にも直結する重要な事柄であると考えます。

そこでお聞きいたしますが、まず、小樽市で保健所を設置していることのメリットとデメリットについてお示してください。

また、小樽市で保健所を設置していることに関する検討の有無、そして、今後、保健所を設置し続けることに関する見解をお示してください。

もし検討していないのであれば、今後の検討のスケジュールや、それらの理由についてお示してください。

次に、使用料及び手数料の改定についてお伺いいたします。

市では、財政健全化に向けた取組として、使用料及び手数料の改定は、平成17年度以降、4年ごとに定期的な見直しを実施されてきましたが、平成25年度以降の6年間は実施されず、仕切り直しの見直しとして令和2年度に実施されました。今までのように4年ごとに見直しを行うと考えると、次は令和6年度が該当するかと思いますが、今後の使用料及び手数料の改定を行う予定について、市の考えをお聞かせください。

手数料等の改定に当たっては、定期的な見直しの必要性、道内主要都市との比較、受益と負担の適正化の検討、消費税率引上げに伴う対応などの視点で検討されていると認識しています。

そこで、放課後児童クラブの利用手数料についてお聞きします。

銭函地域の方から、小樽市の放課後児童クラブの利用手数料は、隣の札幌市と比べて高いとの声をいただきました。特に星野町辺りは、川を挟んで隣が札幌市という地域ですから、買物、遊び、通勤、医療など生活上の行動する、いわゆる生活圏も札幌市である方が多い地域です。

小樽市は、児童1人の場合は月額4,000円、児童2人の場合は月額6,000円であり、通常の開設時間である8時20分から18時以外の対応はしていないものです。札幌市では、通常の開設時間である8時45分から18時までの利用の場合は無料、その前後の8時からまたは18時以降の時間帯を利用する場合は月額2,000円となっています。

そこでお聞きいたしますが、市の放課後児童クラブの手数料を4,000円に設定した根拠についてお聞かせください。

令和2年度の改定では、道内主要都市の平均程度の額を目安として、プラス・マイナス5%程度は据置き、それ以外については改定を行うとしていました。道内主要都市の状況を調べたところ、平均は約3,000円ですから、単純に現在の金額を比較すれば、現在は1,000円ほど高くなっておりますので、次年度に手数料の改定を行うのであれば、改定の対象となると考えられますが、見解をお示してください。

また、金額が違うということは、本来であれば提供するサービス内容に違いがあると考えられるのですが、放課後児童クラブにおける児童に対しての基本的なサービス内容について、他市との大きな違いはありますか。

小樽市では、通常の時間帯以外には対応していませんが、このような対応となっている事情はありますか。

子育て世代への支援を充実させるのであれば、手数料の負担軽減策や時間外の対応なども含め、利用者のニーズに合わせたサービスの充実も検討しなくてはならないと思いますが、今後の放課後児童クラブに関する事業内容の充実に関する市の見解をお示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、持続可能な行財政運営について御質問がありました。

初めに、財政健全化についてですが、まず、本市における真の財政健全化につきましては、長期間にわたり当初予算編成において財政調整基金を繰り入れることなく、収支均衡が図られている状況を指すものと考えております。

次に、財政健全化の達成の判断につきましては、毎年度の当初予算において、財政調整基金を繰り入れることなく収支均衡予算を編成できる状態であり、かつ中期的な収支を見通した場合においても大きく悪化することがなく、収支の均衡が見込まれる状態になることであると考えております。

次に、ビルド・アンド・スクラップについてですが、スクラップ・アンド・ビルドからビルド・アンド・スクラップへの発想の転換につきましては、行政へのニーズの多様化等により事業の見直しの必要性が高まっている中、ビルド・アンド・スクラップによる発想も有用な企画立案の手法の一つであると認識をしております。

これまでも本市では、新規事業の実施に当たっては、既存事業との優先順位を検討しながら事業の選択を行ってきているところですが、今後におきましてもビルド・アンド・スクラップの手法も念頭に置

きながら、効果的、効率的な施策の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、予算編成方式についてですが、まず、枠配分方式につきましては、本市においては、各部からの予算要求を財政課が受け、財政部長がヒアリングをした上で予算原案を作成し、私が査定して決定するという事業別予算方式を採用しております。これにより全ての要求内容にチェックがかかり、統一的な判断を下すことで予算査定の一貫性が確保できており、また、この過程の中で職員がコスト意識を持つことにつながっていると考えていることから、現時点で導入する考えはありません。

なお、予算編成に当たっては、財政課と事業担当課が同じ情報を持ち、市の行政課題や財政状況について、同じ価値観や危機感を共有して取り組むことが大変重要であることから、今後も効果的な予算編成の手法について研究をし、その改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳入について職員が理解を深めるための取組につきましては、これまで歳入に特化して行ったことはありませんが、主に職員研修を通じて財政課職員から決算の推移や予算等について、歳入・歳出における現状や課題を説明し、情報を共有してまいりました。

このほか、令和5年度予算編成に当たっては、予算編成方針の発出と併せ、財政課が各部庶務担当課向けの説明会を開催して、本市の財政状況や今後の財政運営、予算編成のポイントの説明を行い、予算要求作業を進める際の全庁的な認識の共有が図られるよう努めたところであります。

次に、地方交付税の算定対象となる事業や制度に関する庁内での情報共有につきましては、まず、算定対象となる事業に関する国からの通知や照会の多くは財政課が受領いたしますが、財政課を経ずに直接担当課へ送付されるものもあることから、必要な情報を互いに共有をし、算定対象に漏れないよう対応をしております。

一方で、地方交付税の制度自体につきましては、職員研修でその概要に触れる機会はありますが、直接担当する業務に関わらない部分も多いことから、各部においては必要に応じて財政課に問い合わせることにより、不明点の理解につなげております。

次に、歳入や財源に関する財政部以外の職員の理解度につきましては、本市の歳入において大きな割合を占める市税や地方交付税などは財政部が所管をしており、財政部経験者を除いては、通常の業務で触れる機会が少ないことから、理解度は十分ではないと認識しております。

一方、本市においては、将来にわたり行政サービスを安定的に提供できる財政構造の確立を目指して収支改善に取り組んでいるところであるため、今後も本市財政について様々な機会を通じて情報を共有し、全ての職員一人一人の知識や理解度を高めてまいりたいと考えております。

次に、保健所についてですが、まず、本市で保健所を設置しているメリットとデメリットにつきましては、利点といたしまして、母子保健や成人保健などの市町村保健センター業務に加えて、精神保健や感染症対応、食品衛生や環境衛生などの保健所業務も市が担うことにより、市民のニーズに応じた保健衛生サービスを切れ目なく提供することができることや、保健衛生に関わる施策を市が一元的に所管することにより、このたびの新型コロナウイルス感染症のような緊急事態が発生した際にも迅速な対応が可能であることと考えております。

また、一方で、今後も継続して専門的技術職の人材確保が必要になることや、一定の財政負担が生じるといった問題があります。

次に、本市で保健所を設置していることに関する検討につきましては、現在では検討をいたしておりません。

また、保健所の設置に関しては、住民サービスの維持のため、現時点では、今後も引き続き保健所の設置を継続することで考えております。

次に、保健所の設置に関する検討及びスケジュールなどにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現時点では、住民サービス維持のため保健所の設置を継続することで考えておりますので、検討を行う予定はありません。

次に、使用料及び手数料の改定についてですが、まず、今後の改定予定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、施設利用者の減少が続いていたため、受益者負担の見直し議論の時期を見定めておりましたが、令和7年度の改定に向け、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ利用手数料を月額4,000円に設定した根拠につきましては、利用手数料の徴収は平成16年度から始めており、当時、道内主要都市のうち有料としていた4市の平均月額4,075円を踏まえ、本市の財政状況や今後の事業継続の必要性などを総合的に検討した結果、受益者負担として月額4,000円としたものであります。

次に、放課後児童クラブの利用手数料の改定につきましては、今回の使用料・手数料改定の中での検討を考えておりましたが、子育て支援の充実は喫緊に対応すべき重要課題であることから、サービス内容を含めて市内の人口戦略推進本部等で議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、利用手数料の金額が違うことによる他市との基本的なサービス内容の違いにつきましては、放課後児童クラブの設置及び運営については、国が定める基準を参酌するものとされているほか、当該基準に基づき定められている児童の育成支援の内容や運営上の留意点などに関する運営指針に沿うこととされていることから、利用手数料の違いにより、基本的なサービス内容の違いが生じることはないものと考えております。

次に、放課後児童クラブの通常時間帯以外の対応につきましては、勤務時間の拡大に伴う支援員等の職員の確保や人件費等の財政負担の増などの課題があることから、現在は、通常時間帯以外の延長利用への対応は行っておりません。

次に、放課後児童クラブの事業内容の充実につきましては、昨年9月に、開設時間に関する利用者アンケートを実施した結果、開設時間の拡大を望む声が少なからずありましたので、ニーズに見合った運営内容となるよう、支援員等の職員配置などの課題を整理しながら、令和6年度以降の実施に向け検討を進めているところであります。

また、利用手数料の負担軽減については、こうしたサービス拡充の検討も含め、市内の人口戦略推進本部等で議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

○10番（横尾英司議員） 次に、持続可能な観光都市についてお伺いします。

政府は、本年3月31日に2023年度から2025年度に向けた新たな観光立国推進基本計画を閣議決定しました。観光庁は、この計画に基づき、持続可能な形での観光立国復活に向けた様々な施策を進めています。その中で、観光の質的向上を象徴する、持続可能な観光、消費額の拡大、地方誘客促進の三つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略の三つを具体的な施策として、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を提示しています。各領域では、質の向上を重視し、人数に依存しない目標を中心に設定されていることが特徴です。

持続可能な観光地域づくりでは、取り組む地域数を2025年までに100地域にすることを目指しています。

インバウンド回復戦略では、訪日外国人旅行消費額を早期に5兆円に増やす、訪日外国人旅行者の消費額単価を2025年までに20万円とするなどを設定しています。

国内交流拡大戦略では、日本人の地方部延べ宿泊者数を2025年までに3.2億人泊に増やす、国内旅行消費額を早期に20兆円、2025年までに22兆円に増やすという目標が掲げられています。まさにこれからは、量から質へ転換し、持続可能な観光都市を目指していくことを示しています。

また、コロナ禍以降の旅のキーワードとして、地方分散、サステナブル・ツーリズム、アドベンチャートラベルの三つが挙げられていました。しかし、持続可能な観光を指す、サステナブル・ツーリズムという考え方では、幾ら観光地側が工夫をしてもできる対策には限界があることから、観光客一人一人に責任ある行動を求める、レスポンシブル・ツーリズムという一歩進んだ考え方が生まれました。

そこで、レスポンシブル・ツーリズムについてお伺いいたします。

令和2年第3回定例会の経常任委員会でも、レスポンシブル・ツーリズムという、観光地の生活・自然環境を守るため、訪れる側の取組を重視する動きを紹介し、京都の事例を示し、観光客の集中により市民の生活が脅かされるオーバーツーリズム現象となりつつある小樽市においても、リピート志向、滞在志向の観光客を地域に引きつける、質の観光、そして、ニューノーマルにおける新たな観光として積極的に導入したらどうかという提案をさせていただきましたが、前回の第1回定例会で確認したところ、ほとんど進んでおりませんでした。

そのときに紹介した京都府京都市では、この3年間のうちに、観光事業者、従事者、観光客、市民の皆さんがお互いに尊重し合い、思いを一つにし、かけがえのない京都を未来へと引き継いでいくため、京都観光に関わる全ての皆様に大切にしていきたいこととして、京都観光行動基準（京都観光モラル）を策定するなど、かつて観光課題が発生していた新型コロナウイルス感染症拡大以前の観光に戻すのではなく、観光客も京都の魅力をしっかり味わい、市民もより豊かさを実感できる地域に貢献する観光を目指したレスポンシブル・ツーリズムを着実に進めていました。

今後、観光客の皆様にも小樽市の魅力をしっかり味わっていただきながら、市民生活や地域文化をより重視し、市民及び観光客の皆さんの安心・安全の確保を図りながら、市民の皆さんがより豊かさを実感できる、地域に貢献する観光を目指していく必要があると考えますが、オーバーツーリズムを解消する手段ともなる小樽市におけるレスポンシブル・ツーリズムを具体的に導入し、根づかせていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、自然などの魅力や資源の活用についてお聞きいたします。

アドベンチャートラベルは、アクティビティー、自然体験、異文化体験の3要素のうち二つ以上を含む旅行形態のことを指し、欧米市場では非常に大きなニーズが存在します。

本年9月には、北海道でアドベンチャートラベル・ワールドサミットが開催されます。食事やアクティビティーなどの関連消費は大きく、旅行期間も通常の旅に比べて長いため、消費額は必然的に高くなります。

このアドベンチャートラベル・ワールドサミットを契機に、欧米の富裕層が日本のアドベンチャートラベルに注目するはずですが、小樽や後志の豊かな自然や文化の魅力を最大限に引き出したアドベンチャートラベル商品が提供できればと考えています。

そこでお聞きしますが、朝里川温泉のさらに奥に朝里ダムがあり、ダムにせき止められてできた人造湖、オタルナイ湖は、秋になると周辺の山々が色づき、紅葉スポットとしても親しまれています。また、自然とダムの空間をダイナミックに体験させる北海道では初めてのループ橋の景観は、小樽市都市景観賞も受賞しています。

オタルナイ湖の湖畔は、朝里ダム記念館のほか公園として、レクリエーションゾーンや展望ゾーンなどが整備されていますが、湖面は利用されておりません。この湖面利用について、朝里川温泉地域と近い位置にあることから、観光面ではかなり有効なものではないかと考えられ、アドベンチャートラベル商品としても、また、小樽市の豊かな自然の魅力を引き出す資源になるのではないかと考える方も多いかと思えます。

近年、自然環境、レクリエーション等に対する国民の要望が高まる中で、ダム、ダム湖及びその周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等を図ることにより、地域の活性化に重要な役割を果たすことが期待されており、地域の創意工夫を生かすとともに、ダムをより快適に一層開放し、ダムが地元にとってより密着した施設になるよう、ダムの利活用をさらに推進し、地域の活性化を図られていると伺っています。

しかし、市内で使用される水道水の約6割の水源となっているオタルナイ湖ですので、水質汚染につながらないような形での限定した活用になるかと思えますが、市ではオタルナイ湖の湖面利用の可能性についてどのような見解をお持ちか伺います。

次に、高付加価値化についてお聞きします。

観光庁では、令和4年5月に地方における高付加価値化なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプランを策定し、その中で、高付加価値旅行者の誘致へ向けた課題として、ウリ（魅力的なコンテンツの発掘力・商品造成力）、ヤド（上質なインバウンド宿泊施設）、ヒト（高付加価値旅行者層のニーズを満たす人材）、コネ（有力な高付加価値旅行者誘客人脈へのコネクション力）の不足を挙げています。

日本は北海道から沖縄県まで、文化や自然の保全を当たり前のように行っており、サステナブル・ツーリズムの資源は豊富ですが、日本人はなかなかその資源に気づかず、むしろ訪日客のほうが敏感です。

石川県金沢市の兼六園では、美しい庭園を維持するために、枯れたコケを手摘みする庭師がおり、その庭師の仕事や歴史をガイドが紹介すると、訪日客は、ぜひその庭師と一緒に写真を撮りたいと言うそうです。

そういった背景などをガイドから説明する仕組みをつくることで、訪日客ニーズに応えることもできるという事例でしたけれども、訪日客の、特別なものや体験、学びが欲しいというニーズに応えるためにも、現在のサービスに付加価値をつけて料金を上げるというのは正しい方法だと考えます。

これらの高付加価値旅行者の誘致へ向けた課題とされる各項目における市の現状についてお示しくください。

その上で、市ではインバウンド観光地づくりを通じた地域活性化の取組として、どのようなものが付加価値としてつけることができると考えているのか、また、どのような仕組みや体制、そして、制度が必要であると考えているのか、見解をお示しくください。

次に、宿泊施設のDXについてお伺いいたします。

小樽市観光基本計画の観光客が快適に過ごせる環境整備の項目では、小樽を訪れた様々な観光客がストレスなく滞在時間を快適に過ごすことができるよう、交通アクセスについての情報提供のほか、トイレや駐車場など受入れ施設の整備などの環境整備を行うこととしており、主な取組の中に、民泊利用の可能性の検討も設定されています。

小樽市が抱える課題である滞在時間延長、宿泊者数の増加に貢献できる一つの要素となる民泊ですが、平成29年12月に成立した旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴い、新基準に合わせた旅行業法施行令と施行規則が平成30年6月から施行されると同時に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行され

ることで大きな規制緩和が起こり、合法的に民泊がやりやすくなりました。

これまで必須であったフロントの設置基準も緩和され、宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること、当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できることを要件にICT設備の導入が認められることになりました。これは、顔認証による本人確認機能を有するビデオカメラを想定しており、対面での受付は不要となるものです。

また、ICT設備をフロントの代替として活用する場合、宿泊者の緊急を要する状況に対し、10分程度で職員などが駆けつける体制が整備されていれば、鍵の受渡しは手渡しでなくても可能とされました。一般的に、外国人観光客の増加や多様な宿泊施設の選択肢を提供する観点から、国は規制緩和の方向で進んでいると言えます。

この旅館業法改正及び施行令改正もその枠内にあったかと思いますが、これに対して地方自治体の立場からすると、外国人観光客が身近に増えるということについては、地域住民からの不安の声が出てくることも少なくありません。また、地元の旅館業からすると、旅館業や民泊新法による規制緩和は、競争激化の側面もあり、緩和してほしくないという声も出てきます。

つまり、総論として、日本に外国人観光客が増えて経済が活性化することについては賛成するが、各論として、自分の身近なところに外国人観光客が増えることについては不安があるという状況が少なくないそうです。

その結果として、国は規制緩和をするが、地方公共団体は条例で規制し、セルフチェックインを認めていない自治体があるとお聞きしています。これが上乘せ条例と言われ、法律や施行令で定まったルールを超えて、地方公共団体などが条例により、さらにルールを厳しく上乘せすることを指します。

そこでお聞きいたしますが、小樽市においてこのようなICT設備の導入により、対面での受付は不要とする事例についての対応とその根拠についてお示しください。

セルフチェックインのツールは、基本的に法令を遵守するシステムとなっており、本人確認や宿泊台帳の記録も可能になっています。また、鍵の受渡しに関しても、電子キーなどのツールと組み合わせることによって完全非対面を可能にすることができる旅行業法にのっとったシステムなのですが、もし認めていないのであれば、規制のない他の自治体で開業してしまう方も増え、市が抱える課題である滞在時間の延長、宿泊者数の増加の機会を逃すこととなってしまいます。

AIでの顔認証などを含めたICT機器の導入などを活用した営業形態があれば認めていただきたいと思いますが、見解をお示しください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、持続可能な観光都市について御質問がありました。

初めに、レスポンシブル・ツーリズムについてですが、具体的な導入につきましては、本市においては、現段階では京都市のように観光行動基準の明示には至っておりませんが、外国人観光客に対し、市のホームページ等を通じて、日本の習慣やルール、マナーに関する情報を発信しているほか、立入禁止区域での撮影行為等が問題となっている地域には多言語による注意喚起の貼り紙を掲示するなど、所要の対応を講じてきたところであります。

今後、持続可能な観光都市を目指すためには、レスポンシブル・ツーリズムの実践は必要であると認

識しておりますので、国内先進都市の取組なども参考にしながら、周知、啓発の方法について登録DMOである小樽観光協会などと協議をしてみたいと考えております。

次に、自然などの魅力や資源の活用についてですが、オタルナイ湖の湖面利用の可能性につきましては、朝里ダムとその周辺を含む朝里川温泉地区の観光レクリエーション機能の充実については、温泉地区の活性化はもとより、本市の観光振興に大きな効果をもたらす可能性が高いものと考えております。

しかしながら、市内の6割以上へ給水する水道原水として利用しておりますので、湖面利用による水質汚染の危険性も否定できず、その確率を高めることについての懸念があることから慎重に対応しなければならないものと考えております。

次に、高付加価値化についてですが、まず、高付加価値旅行者の誘致へ向けた課題の現状につきましては、私といたしましても、本市が観光地としても投資先としても選ばれるまちとなるためには、量も必要ですが、質の向上に軸足を置き、観光施策を進めることが経済波及効果の面から重要であると考えております。

しかしながら、本市の現状としては、旺盛な旅行消費が期待される訪日客のニーズを満たすための魅力的なコンテンツや上質な宿泊施設、また、これらのサービス提供に必要な人材などが、いまだ十分ではないと認識をしております。

次に、付加価値としてつけることができる取組につきましては、日本遺産を活用した取組や、小樽運河倉庫群や旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫などの歴史的建造物のライトアップを活用した高付加価値旅行者のニーズに合った旅行商品の造成などが挙げられます。

次に、必要な仕組みや体制等につきましては、特に高付加価値化のヒトについて、引き続き、おたる案内人やインタープリターなどの人材育成を進めるとともに、令和4年度から小樽観光協会が進める、おもてなし推進事業を支援し、リピーターの獲得を目指し、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努めているところであります。

また、令和4年度は、観光庁の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業を活用し、市内宿泊施設や観光施設の高付加価値化改修に取り組んできたところであり、こうした施設の高付加価値化に活用できる補助制度についても必要であると考えております。

次に、宿泊施設のDXについてですが、まず、ICT設備の導入により、対面での受付は不要とする事例についての根拠とその対応例につきましては、厚生労働省の旅館業における衛生等管理要領と令和2年10月12日付事務連絡に基づくもので、対面での受付を不要とする要件は、緊急時の迅速な対応ができること、テレビ電話やタブレット端末機により画面上で宿泊者の本人確認ができること、さらに、鍵の受渡し等を適切に行うことが可能であることを全て満たすことであります。

次に、ICT機器の導入を活用した営業の許可につきましては、旅館業法に規定される一定の基準を満たせば、市として営業を認めております。

しかし、現段階におきまして、AIによる顔認証のみでは宿泊者の本人確認としては認められておりませんが、今後におきましても、厚生労働省の動向を注視しながら個別事例ごとに適切に判断をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）

○10番（横尾英司議員） 次に、デジタル産業に関する対応について伺います。

令和5年2月28日、ラピダス株式会社が次世代半導体工場の建設予定地として北海道千歳市を選定することが決定されました。ラピダス株式会社が技術開発・量産製造を目指す次世代半導体は、量子、AIなどを含む様々な分野で大きなイノベーションをもたらし、日本の半導体産業の再興、発展、日本全体のデジタル化、北海道のゼロカーボン北海道と日本のカーボンニュートラル、さらには経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術です。

その製造に加え、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の北海道立地の実現は、北海道が振興してきたものづくり・デジタル産業の飛躍はもとより、メイドイン北海道の次世代半導体を通じた日本経済・社会のイノベーションや経済安全保障への貢献、さらには世界中から研究者や技術者が集うデジタル人材拠点の形成につながることを期待されています。

そのような中、5月30日には、経済産業省は、半導体やデジタル産業の成長戦略を検討する有識者会議を開き、2021年に策定した半導体・デジタル産業戦略の改定案を示し、また、今後、生成AIなどの開発で膨大なデータ処理が必要になることが予想されることから、デジタル拠点を地方に分散させてインフラ網の強化を図るとしました。

また、国内のデータセンターは首都圏や関西圏に8割超が立地しており、海外からの海底通信ケーブルの陸揚げ拠点も道外の一部地域に集中しているため、災害時のリスク分散に加え、地方の再生可能エネルギーを活用する観点から、道内と九州で優先的に整備する方針が明記されました。

そんな中、次世代半導体開発・製造のラピダス株式会社が掲げた北海道バレー構想では、千歳市に建設する最先端の半導体工場や半導体関連産業を軸に、太平洋側の苫小牧市から札幌市、日本海側の石狩市へと至る一帯をデジタル産業の一大集積地とするもので、巨大IT企業が集まる米シリコンバレーがモデルとされています。

苫小牧市では、北米などを結ぶ国際海底ケーブルと接続して大型データセンターなどを展開し、道内のヒト・モノ・情報が集まる札幌市には、データセンターを利用する多くのIT企業の集積、石狩市では、洋上風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーを活用したデータセンターの立地、千歳市では、ラピダス株式会社の半導体により、今後のデータセンターの高速データ処理や低消費電力を実現するなど、デジタル分野で相乗効果と産業集積を狙い、北海道経済の底上げを図るとされています。

北海道もデータセンターや国際海底ケーブルの整備、再生可能エネルギーの活用、次世代半導体製造といった環境変化を捉え、今後のデジタル政策のポイントとして、データセンター・海底ケーブルの整備、最先端半導体工場の建設、デジタル関連技術の社会実装、デジタル人材の育成・供給を挙げています。

2023年末に北海道石狩湾新港地域から秋田間に大規模・大容量の海底光ファイバーネットワークが開通し、北海道一本州間の光ファイバーネットワークが強化される予定です。北海道でこれまで不安視されていたネットワークの冗長性やコスト面の課題が大幅に改善されることが見込まれ、まさしく本格的なIT産業の集積地としての環境も整ってまいります。

このような環境変化の中、まずお聞きいたしますが、北海道バレー構想に石狩湾新港地域を有する小樽市が含まれていると考えていますか、お聞かせください。

これらの動きに関連し、IT関連企業等の立地についても市にも相談は来ていますか。

相談があった場合は、どこの部署で、どのように対応することになっていきますか、お示してください。

今後の重要インフラと考えると、データセンター、海底ケーブル、インターネットエクステンジ等のデジタルインフラに関する構想などを小樽市でも策定し、今後の誘致や産業の振興などを計画的に進める必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、デジタル人材の育成について伺います。

経済産業省北海道経済産業局では、3月14日、産官学の連携による、北海道デジタル人材育成推進協議会を立ち上げました。これは、北海道内におけるデジタル人材の育成・確保を推進するとともに、北海道をデジタル人材創出の先進地とし、また、デジタル人材の活躍の場を拡充するために新産業の創出、既存産業の成長をはじめ、IT企業やユーザー企業のデジタル部門やデータセンターの誘致、デジタル系スタートアップ起業家の創出、育成などの取組も強化していくことを目的としています。技術を使いこなし、新たな付加価値を生み出すためにも、半導体や蓄電池、情報処理基盤、高度情報通信基盤等のデジタル産業基盤の整備・強化を迅速に進める必要があるとしているものです。

ICT人材育成等を起点に、地方で最先端の教育や仕事に向き合える環境をつくることで、小樽市が強みを有する、ものづくり産業の競争力を伸ばし、小樽経済の巻き返しを図る絶好機ともなり得るかと思えます。

ものづくりの現場では、効率化、合理化のために最先端の技術の導入が進むとともに、高度な技術・技能を持つだけでなく、ITスキル等を駆使し、創造的活動を担う人材を確保していくことが急務となっており、小樽市にとっても今後重要となる産業を担う人材を配置することにつながります。

そこで、市内にある北海道小樽未来創造高等学校にAIやIoTを活用するITスキル等を習得することができる学科の導入などを北海道に要望したり、市と連携協定を締結している大学などにデジタル分野における協力を求めるなど、デジタル人材育成に関する取組が必要ではないかと考えますが、見解をお示しください。

また、義務教育終了段階では比較的高い理数リテラシーを持つ子供が約4割いるにもかかわらず、高校段階では文理別のコースを選択するシステムも契機になり、理系が2割と半減しています。文系・理系への志向の変化としては、中学校から高校への進学段階では、理系志向の割合は増えず、中学生のときに分からないと答えていた層が、高校生になると文系志向に移行しているという状況です。

理系の人材育成の観点からも、中学校でも理数の博士号取得者などの専門的な知見のある教師による教科本来の深い学びや実社会につながる学び、そして、探求活動を展開したり、産学双方からのロールモデルの発信、職業に関する情報を積極的に発信するなどし、理数はできるが楽しくない、理数を使う職業に就きたいとは思わない、理系の職業にイメージが湧かないなどといった課題を解消させる取組を実施してはいかがでしょうか、見解をお示しください。

最後に、デジタル産業についてお伺いします。

国内企業で半導体を生産するようになれば、スマートシティ用の半導体が生産されるなど、まさにスマートシティが実装されることが進む可能性がさらに加速することが見込まれます。そうすると、全国に先んじて人口減少が著しく進む小樽市で様々な挑戦に取り組むことで、日本全体の課題を乗り越えるような、また、新たな産業や技術が生まれる可能性もあります。

これを千載一遇のチャンスと捉え、産官学や市民等と協働し、現在の小樽市の産業の課題などをしっかり協議し、デジタル社会を担うICT人材育成等を起点に、デジタル産業の集積、先端プロジェクトを誘致、推進し、新たな人の流れを生み出す取組を検討するなど、この社会をしっかりとものにするためデジタル産業に関する対応ができる体制を組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

今まで述べてきたような国や北海道との連携を深め、常日頃から情報交換をし、小樽市としての意思を明確に伝えて意欲を見せるとともに積極的に情報発信していただきたいと考えますが、見解をお示しください。

また、このチャンスをつかむために必要な制度等について、国や北海道に対し要望する事柄があれば

お示ください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、デジタル産業に関する対応について御質問がありました。

初めに、北海道バレー構想についてですが、まず、石狩湾新港地域を有する小樽市が含まれているかにつきましても、この構想は太平洋側の苫小牧市から日本海側の石狩市へと至る一帯を半導体関連産業の一大集積地とするものであると認識しておりますが、具体的に小樽市が含まれているかどうかは示されておられません。

次に、立地企業の相談の有無や担当部署につきましては、現段階では本市に対し、ラピダス株式会社の半導体工場建設などに関連したIT関連企業等からの相談はありません。

また、本件については、産業港湾部企業誘致担当が対応をするものであります。

次に、デジタルインフラに関する構想などを策定し、企業誘致や産業振興を計画的に進める必要性につきましても、国や北海道で、デジタルインフラに関連する戦略や構想を策定していることは認識をいたしております。

本市におきましても、市内に関連企業の集積がなく、デジタルインフラに関連する情報も不足していることから、引き続き情報収集に努めるとともに、今後の関わり方について関係機関や市内企業などの意見を伺ってみたいと考えております。

次に、デジタル人材の育成についてですが、まず、デジタル人材育成の取組の必要性につきましては、IT関連企業のみならず、市内事業者のDXへの取組は時代の要請であり、デジタル人材の育成は必要なものと認識しており、市教委や団体が実施しているプログラミング事業を支援するとともに、連携協定を締結している大学などと連携しながら、その取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、デジタル産業についてですが、まず、デジタル産業への対応ができる体制につきましても、本市では、市内経済団体等の参画により、まちづくりの現状と課題を議論する、小樽スクラムミーティングや、中小企業の振興策を議論する、小樽市中小企業振興会議などを設置しておりますので、このような会議の場を活用し、提案のあった体制づくりの必要性などについて、市内企業や経済団体等の御意見を伺ってみたいと考えております。

次に、国や北海道との連携、情報発信につきましては、これまでも北海道などが主催する、半導体産業セミナーや次世代半導体プロジェクトに関する説明会に職員を参加させておりますので、今後も情報収集や情報交換に努めるとともに、小樽の産業を取り巻く状況や立地環境などについて情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、北海道や国に対しての要望につきましては、このたびのラピダス株式会社による次世代半導体プロジェクトは、国策として実施され、その事業規模など道内ではこれまでにない規模であり、近隣自治体への経済波及効果も相当なものであると認識をしており、その経済波及が地域間格差を生むことなく、本市をはじめとする北海道全体の活性化につながることを期待いたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、デジタル産業に関する対応について御質問がございました。

デジタル人材の育成についてですが、理系の人材育成に対しての見解につきましては、児童・生徒の発達を踏まえ、小・中学校の段階から、創造性や探求心を育み、チャレンジする個性を伸ばして、高等教育につなげていくことが大切であり、これを実現させるためには、理数好きの子供の裾野を広げる取組が重要であると認識しております。

本市においては、子供たちの理数に対する興味、関心を高め、探求心を持たせるため、小樽市総合博物館において、ジュニア科学講座や青少年のための科学の祭典を開催するとともに、理数の授業改善に向け、外部講師を招聘した研修講座を行い、教員の指導力向上に取り組んでいるところであります。

今後は、これらの取組に加え、企業や大学による出前授業等を通して、職業のイメージを持たせることにより、理系の人材育成につなげてまいりたいというふうに考えております。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

保健所についてですけれども、保健所設置のことについて検討していますかということ、検討はしていないということだったのですけれども、今後、庁舎をどうするかということも考えなければならないですし、もし違うところに、どこかに入るといったとしても、その後、検討して、いざ継続して維持していくことが難しいとなったときには、庁舎も影響が出ますし、例えば、もし違うところに場所を借りて入るとしたとしても、そちらにも影響が出るということで、早めに一度はしっかり検討したほうがいいのではないかとこのお話をさせていただいたつもりでございます。

福岡県大牟田市は、現在も、もう少し小樽市よりも今は人口が多い段階ですけれども、さらにその2年前に検討したということですので、同じような状況になっているのではないかとこのことで、検討はしたほうがいいのではないかとこのことで確認をさせていただいたのですけれども、このことについても、今後も検討しないという、考えていないという、住民サービスを維持するためということはありませんけれども、検討は一度してはどうかという思いがあったのですが、これについてももう一回確認させていただきます。

あと、北海道バレー構想について確認させていただきましたけれども、石狩湾新港地域という部分と、石狩ということはおっしゃってありますが、これは相手方が含んでいるという話ではなくて、小樽市として含まれていると考えているのかという小樽市側の姿勢として聞かせていただいたのですけれども、相手が言っているところでは何も言っていないので、この地域一帯として小樽市が含まれているとして考えるのであれば、また次の対応があると思うのですけれども、考えていないのであれば、またその対応が違ってくるのかというふうに思いますので、小樽市として自分たちの捉えとしてどういうふうになっているのかというのを確認させていただければと思います。

この2点だけお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目につきましては、保健所の設置について今後どのように検討していくのかというお尋ねでありますけれども、御存じのように大変老朽化をしておりますので、現状のままで存置していくということ

は非常に難しいというふうに認識しております。

ただ、現地で建て替えるのか、別の場所にするかということは考えていかなければいけないというふうに認識をしておりますので、今後のそういった方向性ですとか、スケジュールについては、検討していかなければいけない問題だというふうに認識をしております。

それから、北海道バレー構想について、小樽市が含まれるかどうかということでございますけれども、報道等を拝見しておりますと、先ほどの答弁でもお答えさせていただいておりますとおり、苫小牧市から石狩市一帯ということでありまして、石狩市ということになりますと石狩湾新港地域の工業団地につきましては、行政界としては小樽市のエリアにありますので、そういった意味では、小樽市も含まれているというふうに考えたいと思えますし、このバレー構想の恩恵を受けるために、そういうふうな意識を持ちながら、これからの施策を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 横尾議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） それでは、令和5年第2回定例会、会派、みらい、代表質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症の5類移行について伺います。

政府は5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げました。

小樽市新型コロナウイルス感染症対策協議会での協議の内容を御報告ください。

あわせて、国と北海道の通知に従いスタートした小樽市の対応をお聞きます。

まず、医療機関への周知と協力依頼の内容について御説明ください。

また、医療費の負担がどうなるのかなど、市民への周知はどのような内容を、どのような方法で取られているのかお知らせください。

2類から5類になったとはいえ、まだまだ警戒も必要かと思えます。5月9日付新聞報道で、小樽市医師会鈴木敏夫会長が、第9波の流行の可能性を指摘されております。新たな体制で大丈夫なのか不安に思う市民も少なからずおります。

現時点で見えてきた新たな課題と今後の対応についてお聞きます。

小樽市新型コロナ相談センターへの市民からの相談、問合せについてどのようなものがあるのか、多い順に御説明ください。また、そのための対策をお示してください。

次に、新型コロナウイルスワクチンのこれまでの接種率と最近の傾向についてお知らせください。

新型コロナウイルスワクチンについては、様々な情報が錯綜する中で、ワクチンへの不信感などもあるのではないかと考えられますが、今後、さらに接種率を上げるための方策についてお知らせください。

1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症の5類移行について御質問がありました。

初めに、5類移行に伴う小樽市新型コロナウイルス感染症対策協議会での協議の内容につきましては、本年4月10日に開催した第19回協議会において、国や北海道の通知に基づく今後の病床確保と医療提供体制について協議を行いました。

病床確保につきましては、北海道の病床確保計画を踏まえた入院病床の確保について協力を依頼いたしました。

医療提供体制につきましては、原則として全ての医療機関で患者の診療や入院に対応していただけるよう要請をいたしました。

また、入院調整につきましては、国が構築した病床の状況を確認できるシステムを活用することにより、医療機関間で調整を行うよう依頼をいたしました。

次に、医療機関への周知と協力依頼につきましては、4月17日に病院・有床診療所説明会を開催し、第19回協議会の結果を受け、外来と入院の医療体制や入院調整等の医療提供体制について協力を求めるとともに、市の主な対策の変更点について説明を行いました。

また、市民の皆さんへは、4月28日、定例記者会見で、5類移行に伴う感染対策とふだんの備え、医療機関の受診方法、外来・入院・検査の一部自己負担、療養の考え方、相談窓口等についてお知らせするとともに、広報おたるや市のホームページ、小樽フラッシュニュース、FMラジオのほか、SNSでの周知を行ったところであります。

次に、5類移行に伴い、現時点で見えてきた新たな課題と今後の対応につきましては、5月8日以降、現在までの状況では、外来受診や入院調整等の医療体制や市民の皆さんの療養生活に大きな混乱はなく経過していると認識をしており、現時点では新たな課題として対策を要する事案は生じておりません。

今後におきましても、感染状況や医療機関の患者受入状況などに留意しながら、状況の変化が生じた場合は、速やかに必要な対応を行ってまいります。

次に、小樽市新型コロナ相談センターに寄せられた相談及び問合せ内容につきましては、5月末日までの集計で、最も多いものが、発熱したときや陽性になったときの受診に関する相談、次いで、ワクチン接種に関する相談、3番目に、後遺症に関する相談となっております。

発熱時の受診につきましては、外来対応医療機関や重症リスク等に応じた医療機関を案内し、ワクチン接種につきましては、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターへ問い合わせるよう案内をしております。

後遺症につきましては、後遺症の診療が可能な医療機関を案内するなどの対応をしております。

次に、新型コロナウイルスワクチンのこれまでの接種率につきましては、6月11日現在の接種対象者全体の接種率で見ますと、1回目が全国81.0%、本市83.2%、2回目が全国80%、本市82.9%、3回目が全国68.7%、本市72.6%となっており、本市の接種率が全国より高くなっております。

また、最近の傾向といたしましては、5月8日から開始した春開始接種の接種率を65歳以上の高齢者全体に対する割合で見ますと、全国27.6%、本市18.1%となっており、本市の接種率が全国より低い傾向にあります。

次に、今後さらに接種率を上げるための方策につきましては、これまで広報おたるや市のホームページなどを通じて、ワクチン接種に関する情報をお知らせするほか、高齢者や基礎疾患がある方等に向けて市内医療機関において、国や市が作成したリーフレットを配布しております。

今後は、これらに加え、報道機関を通した周知を行うとともに、介護保険事業所や障害者事業所の職員や利用者などにも改めて御案内をしたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） 次の項目に入ります。

観光について伺います。

宿泊税導入の推進についてであります。

観光は御承知のとおり、小樽の基幹産業において重要な位置づけにあり、これからも全国ひいては世界に誇れる観光都市として持続あるいは発展させていくため、観光の振興を図る施策に対する経費、投資については増えることはあっても減らすことは難しいのが現状であると思っております。

小樽市の一般会計歳出予算における観光費に照らして見た場合にも、持続可能かつ魅力的な観光地づくりを支えるための恒常的な自主財源の確保は必要不可欠であると思われまふ。したがいまして、自主財源確保のための一つの手段として、法定外目的税として、宿泊税の導入を迅速に推進していかなければならないと思うところでありまふ。

近隣の倶知安町では、昨年度の宿泊税収が2億4,000万円に達し、この財源を本年度の観光振興事業の支援や老朽化した観光設備の改修に充てる方針とのことだす。本市においても、年間宿泊数と宿泊税額にもよりまふが、ある程度推測した税収を見込むことができるものと思われまふ。このような効果を直近で知り得た今、なおのこと導入を加速していかなければならないものと強く思っております。

これまで、令和元年11月から令和5年2月及び今日まで、小樽市観光税導入に係る有識者会議の皆様には、様々な見地から宿泊税の導入に対し議論を重ねてこられ、一定の方向性をまとめてくださり、御提言くださいましたことに、その御尽力に敬意を表しまふ。

御提言いただいた観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書をたたき台とし、また、既に宿泊税を導入している東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡県、福岡市、北九州市と近隣の倶知安町を御参考としていただき、準備を進めていただきたいと思うところでありまふ。

今後、宿泊税に関して定めてゆかなければならない様々な事柄について、宿泊事業者の皆様や国、北海道との意見交換、情報交換を早急に行わなければならないわけだすが、今後の小樽の観光の下支えのために一日でも早い導入を願ひ、かなりのスピード感を持って取り組んでほしい、取り組まなければならないと思っております。

まずは、市の宿泊税の制度概要案の策定の時期と、宿泊事業者との意見交換の時期、北海道、総務省との意見交換、情報交換等の時期について、それぞれの現状をお示しください。

さらには、宿泊税導入実施までのおよその期間、スケジュールをお示しください。

次に、オタモイ海岸・再開発についてだす。

日本海側に面するオタモイ海岸周辺は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されております。昭和初期には道内有数のレジャー施設としてにぎわったオタモイ遊園地、断崖絶壁に立っていた高級料亭、龍宮閣が焼失してから約70年間が経過しております。その跡地周辺の再開発については、コロナ禍にあって人々の自然に対する関心が高まる中で、小樽観光の新たな自然観光資源として期待されていると考えまふ。

小樽商工会議所内のオタモイ開発特別委員会が昨年公表した基本構想では、旧オタモイ遊園地跡地に

教育的機能を持つビジターセンターやグランピング施設などの整備を行い、跡地から西方にある新道岬に休憩・展望施設、跡地から塩谷ポンマイ岬まで約3.5キロメートルにわたる遊歩道を整備するなど、オタモイから塩谷までの広い範囲で、国立公園の自然に接することのできるものになっております。

その後、今年3月までに行われた委員会では、基本構想の中から、新道岬に整備する休憩・展望施設（仮称）オタモイテラスを優先的に整備する施設として、第1期計画が検討されていると伺っております。

具体的な案としては、オタモイを象徴する日本海側の絶壁をゆったりと観覧してもらうため、ガイド機能やカフェを併設した休憩・展望所を新道岬上に設け、さらに絶壁からせり出すように全面ガラス張りの空中回廊を整備するとしています。これは、長期滞在型観光の拠点としての期待感が高まる一方で、事業費の概算が約10億円で、事業主体についてはまだ明確になっておりません。さらに周辺住民の理解など実現に向けた課題もある中で、今後、事業化の可否を判断することが必要になると考えます。

また、調査費用として小樽商工会議所に5,000万円を支援してくださっている似鳥昭雄会長の意向を生かさなければならないものと思っております。

そこでお伺いしたいのですが、小樽市として、この観光再開発事業に対して、もちろん、より現実的
具体化計画が出来上がってからのこととなりますが、周辺道路の整備等を含め、今後どのように連携し、
関わっていくのか、積極的に連携して取り組まれていくのか否かを含め、現状の見解をお示ください。

2項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、観光について御質問がありました。

初めに、宿泊税導入の推進についてですが、まず、市の宿泊税の制度概要案の策定期等につきましては、本年2月に手交された有識者会議からの提言書に基づき、本定例会後、速やかに本市の制度概要案を策定いたしたいと考えております。

また、宿泊施設との意見交換につきましては、道内他都市や北海道との意見交換後、速やかに実施したいと考えております。

その後、北海道、総務省との事前調整を実施してまいりたいと考えております。

次に、宿泊税導入実施までの期間、スケジュールにつきましては、現時点で想定する最速でのスケジュール案となりますが、先ほど御答弁をしたとおり、制度概要を策定した後、道内他都市や北海道との意見交換を経て、宿泊施設との意見交換や北海道、総務省との事前調整を実施し、第3回定例会に条例の原案を提出した後、パブリックコメントの実施を予定しております。

その後、本年第4回定例会に条例案を提出し、総務省の同意後、周知のため一定の準備期間を設ける必要があることから、宿泊税の徴税開始には、おおむね2年程度の期間を要するものと考えております。

次に、オタモイ海岸・再開発についてですが、市として今後どのように連携し関わっていくのかにつきましては、現在、小樽商工会議所が設置をする、オタモイ開発特別委員会に市も委員として参画しており、その中で必要な制度の確認や諸課題についての議論を進めております。

また、この会議における議論経過について庁内での情報共有を図るため、昨年12月から、オタモイ開発関係部長会議を開催し、課題整理などを行っているところであります。

私といたしましては、オタモイ海岸は、国立公園にも指定されている重要な観光資源であると認識を

しておりますので、周辺道路等の整備のほか、事業主体や財源などの課題解決に向け、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） それでは、地域への支援について質問いたします。

初めに、本市の空き家対策について伺います。

まず、本市の課題として、人口減少、高齢化に関して、様々な議論、対策がされているものと承知しており、今後についても喫緊の課題として、全市を挙げて取り組まなければならないものとして意識を共有しなければならないと考えております。

そして、人口減少、高齢化に伴い、既存の住宅が住民の高齢化による介護施設等への入所などによって空き家が今後増加するものと考えられます。令和2年度の小樽市による空家実態調査の結果では、小樽市における空き家は1,869軒あり、すぐに活用できる空き家が43%、管理状態があまりよくないものから倒壊寸前に至っているものが57%を占めており、空き家の半数以上がすぐには活用できないものとなっております。空き家は放置してしまうと再活用が難しくなるばかりか、近隣に対して降雪時に多大な迷惑をかけるなど早急な対処が求められる反面、長年住んだ思い出の詰まった住宅に対する感情なども関係する問題です。

今後の空き家に対する行政が果たしていくべき役割として、1、活用可能な空き家の再活用を促す。2、空き家の適正な管理について市民への理解を深める。3、再活用の難しい空き家の処分について所有者を含めた積極的な対応を促す。この3点が挙げられます。

まず、活用可能な空き家の再活用を促すことに関する質問です。

本市では、平成21年から、空き家、空き地の有効活用のために、空き家・空き地バンク制度を開始していると承知しております。制度開始からこれまでの約14年の運用において、登録18件、成約16件となっており、掲載される物件の少なさ、それに伴う成約の少なさが非常に顕著となっております。

また、令和4年3月に策定された第2次小樽市空家等対策計画においても、本制度の1次計画での実績が示されており、平成29年から令和3年の直近5年間においても、登録4件、成約2件と非常に低調な状態が続いており、今後は制度の廃止を含め、制度の在り方を根本から考える必要性を感じる結果となっております。

この結果に関して、第2次小樽市空家等対策計画で定めた空き家・空き地バンクの成果指標について、目標値と達成率をお示しください。また、目標値に届かなかった要因についてお示しください。

次に、再活用の難しい空き家の処分に関することとして、小樽市内では再活用が難しく、物件によっては周囲の景観に対して明らかな悪影響を及ぼしている空き家が存在してしまっている現状があると承知しております。空き家に関しては、所有者や管理者の責任による対応が原則ですが、管理のされていない空き家が景観や生活環境に及ぼす影響はとて大きく、市として適正に対応していかなければならないと思っております。

そこで今回は、空き家を壊してしまうと固定資産税の負担が大きくなるという問題について、今後の市の対応をお伺いします。

固定資産税については、住宅用地は特例により、敷地面積が200平方メートル以下の部分は課税標準額が評価額の6分の1に、200平方メートルを超える部分は、評価額の3分の1へと軽減されています。す

なわち空き家となっている住宅を解体した場合には、この特例措置が適用されなくなり、結果として固定資産税の負担が増えてしまう可能性があるという問題が起きます。一般的に築年数のたっている物件は年数の経過とともに価値が下がり、買手、借手が見つかりづらい傾向にあり、再活用がだんだんと難しくなります。

また、令和2年度の空家実態調査の結果でも示されているとおり、再活用が難しく、管理状態の悪い不全に分類された空き家は409軒あり、これらの空き家に関しては解体されないままになれば、将来的に景観、生活環境等に悪影響を及ぼす可能性が高く、市から特定空家等として認定を受け、法による指導、勧告などの措置がなされます。

このことから、周囲に悪影響を及ぼす前に、適正な維持管理や解体を促すことが重要であると考えます。この解体をする際に、所有者の懸念事項に、解体処分費、そして固定資産税の増加があります。解体処分費に関しては、特定空家等住宅除却費助成制度がありますが、固定資産税に関しては現在のところ減免制度はないものと存じます。再活用のできない空き家の解体に数百万円がかかり、解体後には税金も高くなってしまいます。これでは、解体したくてもできないと思う気持ちが容易に想像できます。

そこで、管理のされていない空き家等の除却をした際でも、市として一定期間において固定資産税の特例措置を継続することが、解体が促進され、再活用の難しい空き家を減少させる手助けになると考えますが、市としてそのような制度に関しての今後の展望をお示しください。

次に、街路防犯灯の整備についてであります。

今回の補正予算に電気料の高騰対策の一つとして街路防犯灯維持費支援金給付事業費が計上されておりますが、それとは別に、今後訪れることになる街路防犯灯の更新について伺います。

平成27年度から令和2年度までの6年間、市の9割補助を受けて各町内会が街路防犯灯のLED化を進めましたが、電灯の寿命が10年から15年と言われる時期を迎えるときに、更新費用の補助申請を行っても全部の市補助金を受けられるのかなどと心配と不安の声が上がり、昨年、令和4年第4回定例会において、市の整備更新について質問を行いました。

そのときの答弁では、多くの更新が見込まれることから、各町内会の更新に対する考え方や意向を把握し、助成制度に係る今後の方針について検討するとありましたが、その後の取組状況をお聞かせください。

次に、町内会活動への支援についてお尋ねします。

町内会活動への支援については、市長の公約にもうたっており、各会派から多くの質問がありました。一般的に、小樽市に限らず、町内会役員の高齢化や後継者不足の問題が挙がっていますが、小樽では人口減少が続き高齢化の一途であることから、他都市に比べて町内会の衰退は深刻だと受け止めています。総連合町会では今後10年先と言わず存続が危惧される町内会が続出するのではと大変な危機感を持ち、市に対して町内会の在り方などについて検討する場の設置を求めてきたと伺っております。その要望がようやく実って、本年3月にアンケート結果の概要を基に、総連合町会と意見を交わしたとも聞いております。

そこで、総連合町会と対応について検討する、全町内会に対してアンケート調査を行い、その結果を基に検討したいなどの答弁にありました町内会アンケートの結果についてお伺いいたします。

1、回答のあった町会数、回収率、集計結果からうかがえる町内会の実態から、市としてどのような課題を見いだしたのかをお聞かせください。

課題の解決に向けて、総連合町会と6月の議会前に協議を行ったとのことですが、どのような意見などがあったのか。

また、今後、浮き彫りになった課題等の解決については、今年度、どのようなスケジュールで取り組んでいくのか、現時点での考え、方針をお聞かせください。

次に、他都市の町内会活動の支援に関連して質問いたします。

最初に、札幌市の札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例制定についてであります。

札幌市では、町内会・自治会に関するアンケート調査の結果を基に、令和2年度から条例化に向けて意見交換会、市民ワークショップ、委員会の開催を経て、昨年度、市議会で可決され、本年4月から札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例が施行されております。また、室蘭市では、室蘭市町内会・自治会活性化基本方針が本年3月に策定されました。

このような取組は、どこの自治体も、人口減少や役員の高齢化等により町内会活動が衰退していくことを静観できないとの自治体の危機感のあらわれかと考えます。

3、市ではこのような他市の取組をどのように考えるのか、お聞かせください。

4、また、札幌市のような条例化とまで至らずとも、室蘭市のように、本市の町内会・自治会活性化基本方針を策定するということを検討してはいかがかと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、並行在来線の代替バスについて伺います。

並行在来線については、昨年3月に北海道新幹線並行在来線対策協議会で、JR北海道からの経営分離後、バス転換とする方針が決まり、その後、代替バスについての議論が進められています。

本市においては、昨年12月に蘭島と塩谷で意見交換会が開催され、余市一小樽間のバスルート案は、おおむね了承されましたが、ルートや便数のさらなる充実を求める要望があったと承知しています。バス転換の影響を受ける地域では、将来の自分たちの足がどうなるのか不安を感じている方もいます。

そこで伺いますが、意見交換会の後、北海道新幹線並行在来線対策協議会ではどのような協議がなされているかお示してください。

昨年第3回定例会の質疑で、市長は、新たなルートなどを地域の方に体験していただき、コミュニティバスなどのニーズや課題を把握することを目的に実証実験を行うという考えを示し、令和5年度予算の並行在来線関係経費は、検討中のルート案についてバス運行実験を実施するという内容になっております。

バス運行実験は、いつ頃、どのような内容で実施するのか、コミュニティバスの運行を念頭に置いたものなのかなど、検討状況をお示してください。

以上、この項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域への支援について御質問がありました。

初めに、空き家対策についてですが、まず、空き家・空き地バンクの成果指標につきましては、平成28年度に策定した空家等対策計画では、計画期間の5年間で登録件数100件、成約件数50件を目標値としておりましたが、実績はそれぞれ4件、2件であり、達成率は共に4%でありました。

目標値に届かなかった要因につきましては、所有者が空き家バンクへ登録を希望する物件は、郊外にある老朽化した物件が多いため、不動産としての価値が低く、仲介を依頼している不動産業者の理解が得られず、登録に至らないことが大きな要因であると考えております。

次に、空き家除却後の固定資産税の特例措置につきましては、除却後も特例措置を継続することで、

管理不全な空き家の除却を促進する一定の効果は期待できると考えますが、一方で、今年度内に施行予定である空家等対策の推進に関する特別措置法の改正では、特定空家等のほか管理不全な空き家の所有者に対しても市町村が是正の指導を行い、これに従わず勧告に至った場合に固定資産税の特例措置を解除できるという規定が盛り込まれたことから、まずはこの法改正に基づいた対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、街路防犯灯の整備についてですが、一斉更新に対応する助成制度の検討につきましては、街路防犯灯LED化推進事業により設置した電灯の更新が令和7年度以降に増加してくると予想されることから、6年度の助成制度の見直しに向け、現在、更新に係る実勢価格を調査しており、今後は、各団体に対し、更新の考え方について調査をしてまいりたいと考えております。

次に、町内会活動への支援についてですが、まず、町内会アンケートの結果につきましては、市内148町内会のうち122町内会から回答をいただき、回収率は82.4%となっております。

集計結果からは、役員の高齢化や成り手不足、町内会活動への参加者の減少、町内会への未加入世帯の割合の増などが主な課題としてうかがえます。

次に、総連合町会との協議内容と今後のスケジュールにつきましては、今月の協議では、町内会からは、町内会活動に興味を持ってもらうことや、役員の業務負担の軽減を図るため、SNSなどを活用した先進的な事例報告をいただき、また、市からは、転入者等に配布をしている加入促進のチラシの見直しについて提案をさせていただいたと報告を受けております。

今後、年度内に3回程度、意見交換会を実施し、引き続き課題解決に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、札幌市と室蘭市における町内会に対する取組につきましては、各市が抱える町内会の課題の解決に向けた一方策として取り組んだものと認識をいたしております。

次に、本市における町内会・自治会活性化基本方針の策定につきましては、市といたしましては、今後、総連合町会との協議を重ねていく中で、町内会が抱える様々な課題に対して、より実効性のある具体的な施策を打ち出していくことが喫緊の課題であると考えておりますので、現時点では、基本方針の策定は予定をいたしておりません。

次に、並行在来線の代替バスについてであります。まず、意見交換会後の協議につきましては、5月28日開催の北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、代替バスのルートやダイヤなどのほか、運転手不足の問題や収支不足への対応などについて協議をし、代替バス運行に関わる欠損は自治体が補填することや、今後、バス事業者からの協力を得ながら具体的な検討を進めていくことについて合意をしたところであります。

次に、バス運行実験につきましては、代替バスの市域内におけるルート、ダイヤ、停留所などの検討を進めるため、現時点では、8月頃に数日間、民間路線バスの運行を想定した体験乗車会という形で実施する考えであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） 次に、災害対策について伺います。

本年5月5日、午後2時42分頃、石川県能登地方を震源とする地震がありました。気象庁によると、震源の深さは約10キロメートル、地震の規模を示すマグニチュードは6.3と推定されるとのことでした。

幸い、東日本大震災のような大規模な被災状況には至らなかったことに胸をなで下ろしております。

本市では、これまで建物が倒壊するなどの地震は発生しておりませんが、いつ何どき、前触れもなく地震が発生するかもしれませんし、海を擁していることから津波の心配もあります。これまで、市では災害対策室を設けて防災に取り組んできておりますが、地域の防災を担うには行政に依存するばかりでは、いざというときに対応できない場合も想定されます。

そこで、地域の防災活動を円滑に実施するための自主防災組織が結成されていますが、まず、自主防災組織育成推進要綱においての目的、活動の主な内容についてお聞かせください。

次に、現在の自主防災組織結成団体の数と、世帯数の多い主な団体と少ない団体をお聞かせください。

あわせて、全国、全道の自主防災組織活動カバー率及び本市の活動カバーと道内市の中での順位についてお知らせください。

活動カバー率が全道に比べてもかなり低いようですが、この原因についてどのように考えているのかお聞かせください。

今後、自主防災組織結成団体を順次増やしていくことが必要と考えますが、どのような取組を考えているのかお聞かせください。

一方、防災訓練等の重要性は認識していても、町内会役員高齢化等のため、町内会単位での防災訓練の準備をするだけのスタッフ確保が難しいという御意見も耳にします。地域によっては学校と一体となった防災活動を行っているとのことですので、今後は町内会の範囲を超えた大きなエリア単位で自主防災組織の結成が求められるのではと考えております。

例えば町内会、消防団のほか地域の学校の教師、児童、保護者、地元の企業、施設、団体なども入った地域別自主防災組織の結成であります。いざというときに機能することが重要ですので、こういう視点での防災組織の検討をしていく必要があると思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

自主防災組織結成団体を増やしていくと同時に、地域住民の防災に対する意識の向上と啓発も間断なく行うことも重要です。町内会単位で防災講話や非常食の試食など、様々な事業を町内会館で実施しておりますが、町内会館のない町内会もあることから、市内を何か所かに分けたエリア別に市主催で防災講習会を実施することもできないでしょうか。

もちろん、その準備をするスタッフを市職員だけで賄うことは難しいと思っておりますので、スタッフに消防団や町内会役員のほか子育て世代の方々、学生などにも加わってもらい組織をつくり、運用する体制をつくると、世代間の交流にもつながり有効と考えます。市長のお考えをお聞かせください。

さらには、市内の全ての小・中学校の教師、児童、保護者、近隣町会を対象に防災講習会を開催できないでしょうか。

現在の開催を希望する学校による手挙げ方式ではなく、例えば3年後には全ての学校などが一度は防災講習会や訓練を受けることができるように防災講習会を開催できれば、地域全体の防災意識向上につながるのではと考えます。市長の御見解をお聞きします。

この項目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、災害対策について御質問がありました。

初めに、自主防災組織育成推進要綱につきましては、目的としましては、地域の防災活動を円滑に実

施するため、地域住民の自主防災組織の設置を促進し、育成をすることであります。

また、活動の主な内容は、平常時は防災に関する知識の普及のほか高齢者や障害者などの要配慮者の把握、一時避難場所の周知と避難経路の確認などであり、災害時は避難誘導、要配慮者の安全確保などとなっております。

次に、自主防災組織の結成団体数につきましては、令和5年4月1日現在で9団体であり、世帯数の多い団体は東小樽町会、銭函連合町会、少ない団体は、東雲町会、石山町会などであります。

次に、自主防災組織の活動カバー率につきましては、令和4年4月1日現在、全国では約85%、全道では約64%、本市は約23%となっており、道内の市における順位は30番目となっております。

次に、全道平均と比較して活動カバー率が低い原因につきましては、本市がこれまで大きな災害に見舞われた経験が少ないことのほか、高齢化率が既に40%を超えており、町内会役員等の担い手が不足していることなどが挙げられます。

次に、自主防災組織結成団体の増加に向けた取組につきましては、災害に備えて町内会等による共助の力が欠かせないという意識の醸成が大切であると認識をしておりますので、町内会と市との定例連絡会議や他の会合の機会を通じ、共助の意義を啓発する活動を引き続き実施するとともに、町内会防災訓練の際には併せて防災講話を行うなど、皆さんの防災意識が向上する活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、町内会の範囲を超えた大きなエリアでの自主防災組織の結成につきましては、これまでも塩谷桃内地区や銭函地区のように連合町会単位で組織をしている例があります。

人口が減少する中、広いエリアで組織を結成し、活動スタッフを確保することも手法の一つであると考えておりますので、まずは地区の事情に応じた事例を紹介するなど、防災啓発活動を進めてまいります。

次に、エリア別に市主催の防災講習会の実施ができないかとのことにつきましては、現在、町内会や学校等からの申込みを受け、防災講習会を行っているところであります。地域防災力の強化は重要な取組と認識をしておりますので、まずは、一層の周知を図るとともに、町内会役員等とも連携をしながら、できるだけ多くの方々に参加をしていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市内全小・中学校での防災講習会の開催につきましては、ただいま答弁をいたしましたとおり、まずは現在実施している防災講習会の一層の周知を図ることにより、できるだけ多くの方々に参加をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） それでは、次の項目に入ります。

文化、芸術等について。

まず、アカデミー賞女優・ナンシー梅木さんについて伺います。

ナンシー梅木さんを御存じでしょうか。小樽で生まれ、稲穂小学校、西陵中学校で学び、現在はない緑町にあった小樽緑丘高等女学校卒業、その後、東京でジャズ歌手としてデビューし、戦後の一時期、渡米する前まで、江利チエミさん、雪村いづみさん、ペギー葉山さんなどと人気を分かち合いました。その後、アメリカに渡り、映画「サヨナラ」に出演し、その演技で1958年、アカデミー賞助演女優賞を受賞、アジア系で演技部門初めてのオスカー女優となりました。

このことの意味は、映画スターとしては最高の名誉なことです。2年ほど前にハリウッドでアカデミー賞ミュージアムがオープンし、そこでもナンシー梅木さんは他の大スターと言われる人々に比較しても展示スペースはとても広く、アジア系として初めての受賞者に対しての最大限の敬意が感じられるということです。

郷土小樽にとって、世界で活躍し、世界に通用したこのナンシー梅木さんをただ記憶にとどめるだけではなく、市民が、そして小樽市を訪れる方、誰でもがその偉業に触れられるような、また、これからも語り継いでいけるように常設の場所をぜひ造っていただきたいと思います。

ナンシー梅木さんの御遺族も、もっと市民に知っていただきたいと願っていますし、御遺族と市民有志による、ナンシー梅木の会が結成されています。また、ナンシー梅木を偲ぶ会では、ナンシー梅木さんがアカデミー賞受賞をすることになった映画「サヨナラ」の上映会も開催するなど活動を続けています。これらの方々からも常設の場所の要望が寄せられています。

そこで伺います。これまで市の社会教育施設では、ナンシー梅木さんに関わるどのような事業を行ってきたのか、今後の予定なども併せてお知らせください。

次に、蘭島・忍路地区のまちづくりと埋蔵文化財について伺います。

小樽西部地区では、1984年、広域農道の着工、1985年、蘭島川流路変更による河川改修が始まり、北海道埋蔵文化財センターなどが発掘調査を開始、大量の遺物が出土します。特に、埋蔵文化財包蔵地台帳に登載された忍路土場遺跡からは、膨大な量の土器・石器、木製品・漆工芸品、繊維製品などが出土し、北海道を代表する縄文時代の低湿地遺跡に全道の研究者から注目が集まることとなります。

周辺は、国指定史跡「忍路環状列石」、道指定史跡「地鎮山環状列石」、さらに、蘭島・余市の境界にはストーンサークル群が確認されています。お隣、余市町には国指定史跡「フゴッペ洞窟」が1950年に発見され、22年後の1972年にカプセル式保存施設完成、32年後の2004年には、モダンな新施設完成。また、道指定史跡「西崎山環状列石」は駐車場も遊歩道も整備され、共に観光資源として有効活用されています。

小樽の国指定史跡「手宮洞窟」は、発見から129年後の1995年、手宮洞窟保存館として修復完成しましたが、忍路環状列石は1861年、文久元年に発見後162年を経た現在まで本格的整備はないと伺っています。西部地区のまちづくりに長い間関わっている方々からは、小樽西部地区にある国・道指定史跡を早急に整備すること、旧忍路中学校を埋蔵文化財センターとして整備していただくこと、さらに、新幹線開業時に向け、北海道・北東北の縄文遺跡群、世界文化遺産の構成資産に西部地区の遺跡の追加を目指すことについて強い要請があります。教育長のお考えをそれぞれお聞かせください。

次に、明治天皇と長紀聖蹟碑について伺います。

本年5月15日、小樽顕誠会主催による第78回招魂祭が開催され、小樽公園西山の顕誠塔前で合祀祭、本祭が執り行われました。不肖私も出席させていただき、祀られております御霊に玉串をささげてまいりました。

顕誠塔（当時昭忠碑）の建設は、日露戦争終戦後、英霊を祀るため大正13年、1924年に建立され、本年で100年を迎えます。第二次世界大戦後、進駐軍に取壊しを求められましたが、戦前の軍事色を払拭し、市の功労者も祀られていることを理由に存続され現在の姿になっています。当時の日本の建築界の権威であった東京帝国大学教授、伊東忠太氏の設計で、建設費用は全て市民の浄財によっており、これだけの規模の慰霊塔は他にあまり類を見ず、長きにわたり小樽市民の宝とされてきました。平成14年5月には顕誠塔の由来を記した説明板が広場入り口横に設置されています。

しかし、この顕誠塔も近年劣化が目立ち、大規模改修を余儀なくされ、市民に浄財を募っていました

が、このたび、市の協力もいただきながら着工のめども立ち、10月末には金鷲の輝きも復活すると伺っています。先達の残した功績を後世に伝えるためにも、誠に喜ばしい限りであり、市の御英断に敬意を表する次第であります。

さて、小樽公園西山の顕誠塔と対をなす形で東山には長紀聖蹟碑がありますが、この石碑を所管する部署と維持管理の状況をお示してください。

この石碑は、明治14年、1881年8月30日、明治天皇北海道御巡幸の際、海路小樽手宮に着後御上陸されてから50年に相当する昭和6年御上陸を記念し、当時の小樽区長、渡邊兵四郎氏の発起によって建設されたものですが、長い間どのような由来の石碑なのか市民にも分からぬまま現在に至っていました。このたび、市民有志により（仮称）明治天皇聖蹟保存会を立ち上げ、この由緒ある石碑に説明板を設置したいと考えております。

明治14年の御巡幸順路は、小樽、札幌、千歳、白老、室蘭、森、函館となっております。明治天皇聖蹟碑が維持保存されている所在地の市町と箇所数は札幌市5か所、北広島市2か所、恵庭市2か所、千歳市1か所、苫小牧市6か所、白老町4か所、登別市4か所、室蘭市5か所、森町4か所、七飯町3か所、函館市5か所となっております。それぞれ第二次大戦後の進駐軍の影響をくぐり抜け存続し、現在もなお整備保存されております。特に札幌市におかれては、札幌農学校演武場（現札幌市時計台）に建てられた明治天皇聖蹟碑が終戦直後に撤去されたまま行方がはっきりしなかったものでありますが、3年前の秋にその所在が確認され、明治天皇訪問から140年の節目に当たることから、市は石碑を時計台に戻すことを決めたものです。

石碑は、元札幌市教育課長が寄贈し、日露戦争で連合艦隊司令長官を務めた元帥、東郷平八郎が揮毫しています。札幌市文化財課では、時計台の歴史を語る貴重な資料なので、ぜひ見に来てほしい。児童・生徒の歴史学習にも役立ててもらいたいと話しています。

また、令和元年には、東区の札幌村郷土記念館保存会が、明治天皇が御視察された旧札幌村に明治天皇の行幸記念日を新たに建立、札幌市の秋元克広市長が揮毫し、除幕を行っています。保存会の会長は、明治天皇の行幸は旧札幌村の子孫にとって喜びであり誇り。札幌の基礎を築いた先人の功績を末永く残したいと述べています。

小樽市でも、先人たちは過去に明治天皇の聖蹟を保存しておりましたが、様々な理由から今は全て失われています。（仮称）明治天皇聖蹟保存会では、北海道開拓の玄関口としての小樽市の貴重な歴史を後世に伝えるために、いま一度、聖蹟の調査をし、整備保存に取り組む予定であります。

（仮称）明治天皇聖蹟保存会としては、今後、市に対して資料提供などのほか、いろいろな御協力をお願いすることになりますが、市の御協力なしには前に進めることができないと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 初めに、明治天皇と長紀聖蹟碑についてですが、この石碑の所管と維持管理につきましては、小樽公園内の施設として公園緑地課が所管をしており、石碑周辺の草刈りや清掃、外観の亀裂状況などを年に1回程度確認をいたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、文化、芸術等について御質問がありました。

初めに、アカデミー賞女優・ナンシー梅木さんについてですが、これまでのナンシー梅木さんに関わる事業につきましては、文学館で平成19年7月7日から同年9月2日まで開催した「昭和歌謡全集小樽編」展や、平成21年11月7日から翌年1月31日まで開催した「ちまちま小樽文壇史+偉人物語展」において、他の小樽ゆかりの人物とともに紹介をしております。

図書館におきましては、令和3年1月9日から同月28日まで「レッツ スイング！～伝説のジャズシンガー 小樽出身のナンシー梅木展」を、令和5年3月26日には「ナンシー梅木と仲間たち」を開催しております。

また、今後につきましては、現時点で予定している事業はございません。

次に、蘭島・忍路地区のまちづくりと埋蔵文化財についてですが、まず、忍路環状列石や地鎮山環状列石の整備につきましては、両史跡とも駐車場や案内板など、遺跡を見学してもらうための環境整備や史跡の周辺が農地であり、利活用が制限されていることが課題となっておりますことから、駐車場等への転用などの課題解決に向け取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、旧忍路中学校を埋蔵文化財センターとして整備することにつきましては、旧忍路中学校校舎は耐震化が図られていないことやセンターとして機能させるための消防設備等の防火対策がなされていないこと、維持管理するための人員配置など様々な課題があることから、現状では、埋蔵文化財センターとして活用していくことは難しいものと考えております。

次に、世界文化遺産への追加を目指すことにつきましては、縄文時代の遺跡が日本全国に多数存在する中で、北東北と北海道南部の噴火湾周辺までは、津軽海峡を挟んで関連性が強いことや、構成資産である17遺跡に比べ遺跡の規模が大きくないことなどから、追加は難しいものと考えております。

しかしながら、この地域ではストーンサークルが多く築造されていることや、大量の木製品が出土するなど、貴重な遺跡が多く残されておりますことから、引き続き、余市町など周辺自治体と連携を図りながら、多くの方に来ていただけるよう、遺跡の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、明治天皇と長紀聖蹟碑についてであります。市が資料提供などの協力を行うことにつきましては、総合博物館や図書館などが所蔵している資料の閲覧など、可能な範囲で協力を行ってまいりたいと考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

○20番（中村岩雄議員） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症の5類移行についてなのですが、まず保健所に対して対策協議会での協議の内容も御報告いただいたわけですが、市民からもたまに聞かれることもあります。小樽市保健所所管というか管轄の定点医療機関5か所となっているのですが、この5か所の実際名をお聞かせいただきたいということがまず一つ。

それから、二つ目に、現時点で見えてきた新たな課題と今後の対応についてということですが、それにも関係することなのですが、患者対応の医療費についてなのです。これも、医療費がどうなるのか、よく市民の中では話題になっているというか、私なども聞かれることもあります。

それで、新しい体制下では、医療費の自己負担分も当然出てくるということなのです。しかし、1割から3割ということだろうと思うのですが、入院医療費や治療費が期限を区切って軽減されるというこ

とをお聞きしました。これがいつまでなのか。今の実施されているこの計画が期限的には9月末までというふうにも聞いておりますけれども、そこで終わるのか、それ以降も続くのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

それから、ワクチンについてなのですけれども、新型コロナウイルスワクチンについては様々な情報が錯綜しています。ユーチューブで流れている情報ですとか、いろいろありますけれども、そういうことのために、ワクチンへの不信感などもあるのではないかと考えられます。そういう不信感が市民の間でも聞かれますし、そのためにワクチン接種率がかなり落ちているというか、低迷しているというか、そういう傾向に全国的にあるのかという感じがしているのですが、小樽市の場合、その不信感がある程度払拭するための対策、こういうものについては何かお考えのことがあるのかどうか、この辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、並行在来線の代替バスについてのところですが。

バス運行実験をするということなのですが、このルート、ダイヤ、停留所を8月頃、数日間にわたって体験乗車を考えているということなのですが、その内容についてももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

乗車をする地域にどのような形でそれを知らせて、どういう形で乗車する方を募るのかとか、その対象となる方はどういう方なのかとか、それから、ルートですとか、ダイヤ、停留所、そういったものをもう少し、現在で分かる範囲で結構なのですけれども、具体的にお知らせいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求める前に、中村岩雄議員に申し上げますけれども、先ほど感染時の相談対応等では質問してはいますけれども、定点医療というか医療機関名を述べてくださいということだったのですけれども、そのことについては質問では触れていないです。答弁でもそのことについては触れておりませんので、答えることができますか。それであれば、こちらで答えることができるのであれば、答えますけれども、基本的には、本質問中にはなかったということになりますので、今後、そのところを留意してください。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症関係で3点御質問がありましたが、まず、1点目の新型コロナウイルス感染症の定点医療機関5か所の名称をお聞かせいただきたいということでしたが、どこが定点医療機関に指定されているのかということをお知らせすることは、患者の受療動向にその後、変化が生じる可能性がありますので、公表は控えさせていただきたいと思います。

2点目の医療費の軽減措置が9月いっぱいまでということになっているけれども、それ以降どうなるのかということでしたが、これについては、国において冬の感染拡大を防ぐための対策として、どのような取扱いになるのかは、9月末の時点での状況を見て決定をされるということで承知をしております。

それから、3点目の新型コロナウイルスワクチンについて、不信感を払拭する対策が必要ではないかということなのですが、市としては、これまでもワクチンの安全性、有効性、また副反応についての情報を市民の皆様にお知らせをするということのために、市のホームページに掲載をするということとか、新聞広告への掲載、そして、市が作成したリーフレットの全戸配布を行ったり、老人クラブ連合会、保育所、幼稚園などを通じてリーフレットの配布を行ったりという取組を行っております。

また、接種券をお送りする際に、国が作成したワクチンの説明書を同封するというようなことも行っているということです。

今後、秋に向けて新たな接種も始まるということも、情報として国から来ておりますけれども、今後、必要な情報については、改めて市のホームページ、広報おたる、また、接種券に同封する各種の書面などを通じて対象者の方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 中村岩雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

私から並行在線の運行実験のことにに関して答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、ルートに関してですけれども、以前、住民説明会で地域の方から要望のありましたルート、一つとしては、蘭島から塩谷駅を通りまして最上、築港へ抜けるルートが一つ。もう一つは、蘭島から塩谷駅前を通りまして最上、そして小樽駅前行くルート、また、塩谷駅前から今の既存のルートを使って塩谷駅をUターンしましてまた戻ると、そういったルートは想定しているところでございます。

これにつきましては、今のところ、バスを市が借り上げたいしまして、1週間程度、8月にやりたいと思っておりますけれども、この中では、今のところ市民の方への参加料は無料ということで、実施した後アンケートを実施いたしまして、利用頻度ですとか行き先、また、停留所、希望時間帯、こういったアンケートを聞きまして今後の検討に役立てていきたいということで考えております。

○議長（鈴木喜明） 建設部長、地域への周知というか、そういう質問もあったのですけれども。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 町内会への周知につきましては、まだ詳細は決まっておりませんが、8月に実施する前に市民の方々への周知を実施したいということで考えております。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問します。

第1に、補正予算、条例案関連について質疑いたします。

市税条例の一部を改正する条例案についてです。

森林環境税についてです。

日本共産党は、森林を保全することは必要だと考えます。しかし、市民税の均等割部分に上乗せして、国税として1人年額1,000円を賦課徴収することには反対します。

森林環境税はどのような趣旨で賦課徴収されるものかお答えください。

本市にとって、本来の趣旨である森林の適正な整備や管理、保全にはどのように役立つのかについてもお示しください。

個人住民税の均等割は、所得割が非課税の人にも一律にかかる逆進性が高い税です。また、私有林の

ない都市部に多額の譲与税の配分が行われる制度となっていることも問題です。こうした矛盾についての市長の考えをお示してください。

森林環境税というなら森林を減少させた責任に応じた課税であるべきです。また、地球温暖化に対して温室効果ガス排出量を考慮されるべきです。このように、温室効果ガス排出者や森林を減少させた者が負担することが公平な負担だと思いませんか、市長の見解を伺います。

朝里中学校改修についてです。

小樽市学校施設長寿命化計画は、学校施設の老朽化状況を把握した上で、今後の施設整備方針や水準等を決定し、学校施設の中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的とし、2021年2月に策定されました。

改修等の実施については、今後10年の実施計画として示され、朝里中学校改修については2023年度から2025年度の3年間と示され、概算費用は11億7,000万円と示されています。しかし、長寿命化計画策定後初めて工事を実施する朝里中学校では、仮設校舎設置の期間と費用が増大する見込みとなっており、実施設計段階では19億5,000万円と約1.67倍に膨らんでいます。金額だけではありません。期間についても4年間とされ、今回上程された議案では改築まで時間を要することから、トイレ改修を進めるとされています。

朝里中学校改修は、トイレ改修を除き、事実上先送りされることになりました。今後10年の実施計画は、それぞれ期間がそのままずれ込むことになるのですか。朝里中学校の長寿命化改良工事を進めた場合の事業費はどうか。高騰している費用も見込んだものになるのですか。

問題は、朝里中学校の改築工事がいつ行われるかということです。長寿命化改良工事と改築工事はどのように異なるのですか。既存の建物を建て替えるのですか。朝里中学校の再整備はいつ実施され、完了はいつと見込んでいるのですか。

トイレ改修を先行することは当然ですが、改修が完了したことを理由に改築工事がさらなる先送りとならない担保をお示してください。

長寿命化計画とこれからの工事の整合性について伺います。

長寿命化計画の見直しの必要性はないのですか。見直さないとすると期間と金額が当初計画と大きく乖離したものになってしまうことになりませんか。教育長のお考えを伺います。

関連して、小・中学校グラウンド整備について伺います。

学校施設長寿命化計画では、校舎などについては示されているものの、グラウンドについては示されておりません。一般にグラウンドには浸透層と暗渠排水が整備され排水性が保たれています。しかし、経年劣化などにより水はけがあまりよくない学校も少なくありません。朝里小学校は水はけがあまり良好ではない印象を受けました。

教育委員会として、グラウンドの整備について、学校施設長寿命化計画と関連してどのようなお考えをお持ちですか。

朝里小学校卒業生によると、40年以上グラウンドの整備は行っていないのではないかとのことでした。こうした水はけのよくないグラウンドの整備はどこが行い、どういった負担になるのですか。

教育委員会は、市内小・中学校のグラウンドの水はけなどについて把握していますか。

小・中学校給食費についてです。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、子育て世帯の生活を支援する取組として、小・中学校の給食費9月から12月の4か月分を支援する学校給食費保護者負担軽減事業費7,586万4,000円が計上されています。昨年も12月から3月まで4か月分が支援されました。

道内では、2020年度に小・中学校の給食費無償化を実施していた自治体は27でしたが、2022年度には40にまで広がり、さらに網走市や東川町で始まっています。

昨年度12月から3月まで、4か月分が支援されました。子育て世代からは、大変ありがたかったです、続けてほしい、この後も続くのでしょうかとの市民の声をいただきました。教育委員会は、昨年度12月から3月まで4か月分支援したことについて、どのような保護者の声をつかんでいらっしゃいますか。

この際、通年での小・中学校の給食費無償化を実施すべきです。教育長のお考えを伺います。

総合教育会議では、これまでも、教員の多忙化解消やコロナ禍における教育の対応、子供たちのスポーツ振興、校務支援システムの全校導入など様々な事項が協議され、実施されてきました。

子育て世代の経済的負担が問題になっています。総合教育会議で、子育て世帯の生活を支援する取組を真剣に協議するの必要がありませんか。市長と教育長の見解を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、補正予算、条例案関連について御質問がありました。

初めに、市税条例の一部を改正する条例案についてですが、まず、森林環境税の賦課徴収の趣旨につきましては、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県と市町村へ譲与され、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

次に、森林環境税が、その本来の趣旨である森林の適正な整備や管理、保全にどのように役立つのかにつきましては、本市においては、森林環境譲与税を活用し、森林所有者への意向調査や管理権の集積を実施し、森林組合等や本市が未整備森林の整備を実施していく予定であり、その取組を通じて温室効果ガスの削減や災害の未然防止などが図られ、森林に求められる公益的な機能が適切に発揮されるものと考えております。

次に、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収すること及び譲与税の配分に対する考えにつきましては、森林整備のための財源となる森林環境税は、広く均等に負担を求めることを基本として、個人住民税の均等割の枠組みを活用した制度であるため、国において住民の理解を得られるよう、周知徹底を図っていただきたいと考えております。

また、森林環境譲与税の運用に当たり、森林整備に関わる地方の役割や、それに応じた財源配分が適正であるか、国において検証すべきであるとと考えております。

次に、温室効果ガス排出者などへの課税についての見解につきましては、森林環境税の用途は、森林整備及びその促進に関することに限定をされており、温室効果ガスの排出抑制や森林の減少対策を目的としたものではないことから、森林環境税とは別に議論されるべきものであると考えております。

次に、小・中学校給食費についてですが、総合教育会議で子育て世帯の支援の取組を協議することにつきましては、これまでもその時々的重要な施策や案件について議題としてきております。

総合教育会議の開催前には議題について教育委員会と協議を行っておりますので、本件についても事前協議の中で検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、補正予算、条例案関連について御質問がありました。

初めに、朝里中学校改修についてですが、まず、朝里中学校における長寿命化計画の今後10年の実施計画につきましては、朝里中学校の再整備は長寿命化改良工事から改築工事とすることとお示したところであり、当初計画どおりの期間とはなりません。

また、朝里中学校の令和5年度から長寿命化改良工事を進めたとした場合の事業費につきましては、当初計画の概算費用に高騰している費用なども見込んだ19億5,000万円と試算したものであります。

次に、長寿命化改良工事と改築工事の違い及び朝里中学校の再整備の時期につきましては、長寿命化改良工事は、現校舎の老朽化対策やライフラインの更新等による耐久性の向上を図るとともに、バリアフリー化などによる建物の機能を向上させるための改修工事であり、改築工事については校舎などを新たに建設する工事であります。

また、朝里中学校の再整備の時期については、これから関係部局と協議していくこととしており、早ければ、本年第3回定例会でお示しできるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、トイレ改修を理由に改築工事がさらなる先送りとならない担保につきましては、朝里中学校の改築工事を行う場合は、既存の施設に活用している国の交付金や市債の償還に影響を及ぼすほか、今定例会に上程しているトイレ改修工事についても、市債の活用を予定しておりますことから、再整備に向けた時期については、国の財産処分手続の基準である10年程度の期間を目安としながら、これから関係部局と協議していくこととしております。

次に、小樽市学校施設長寿命化計画の見直しの必要性につきましては、朝里中学校の整備方針の変更に加え、昨今の労務費や建築資材などの高騰による事業費の再精査、財源の検討などが必要となるほか、本長寿命化計画策定後に小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針が導入されたため、計画の見直しは必要であると考えております。

次に、小・中学校グラウンド整備についてですが、まず、小樽市学校施設長寿命化計画との関連性につきましては、グラウンド整備は国の方針に基づき、本長寿命化計画の対象とせず、別途検討を進めることとしているところであります。

次に、水はけのよくない小・中学校グラウンドの整備につきましては、市教委が各学校へグラウンド補修用土の希望調査を行い、現地確認の上支給し、学校で作業を行っているほか、企業からの社会貢献事業としてグラウンド整地の申出があった際にはその機会を活用させていただき、グラウンドの整地を行っている学校もありますが、暗渠改修を含む大規模な整備については、市教委が実施することとなります。

次に、小・中学校グラウンドの水はけなどの把握につきましては、毎年、学校からの整備要望を基に現地調査を実施し、水はけや凸凹感などの状況把握を行っております。

次に、小・中学校給食費についてですが、まず、昨年度4か月分の給食費が支給されたことに対する保護者の声につきましては、学校を通じて確認をいたしましたところ、物価が高騰する中、給食費の無償化で家計が助かった、本来保護者が負担すべき給食費を4か月も無償化していただき大変ありがたかったなどの声が多く寄せられたと聞いておりますので、本事業が子育て世帯の生活支援につながったものと考えております。

一方で、病気やアレルギー対応など、特別な事情により給食が食べられないため、弁当を持参している児童・生徒の保護者からは、給食を食べられる子供と同様に支援してほしいとの声をいただいたことから、今回の補正予算では、弁当を持参している児童・生徒に対し、給食費相当額を給付する制度設計

としております。

次に、通年での小・中学校の給食費無償化につきましては、生活保護世帯や就学援助世帯に対しましては、既に給食費を全額公費で負担する支援を行っておりますが、これらを除く世帯の通年での給食費の無償化につきましては、現状の児童・生徒数や物価高騰分を含めて試算をいたしますと約2億4,800万円の財源を要することから、実施に当たっては慎重な検討が必要と考えております。

次に、総合教育会議で子育て世帯の支援の取組を協議することにつきましては、具体的な協議事項は、法律により、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置とされており、この中でその年にふさわしい事項を協議しております。

また、教育委員会から協議すべき具体的な事項を示す場合は、その権限に属する事務に関するものに限られておりますが、法律の要件に当てはまる子育て世帯の生活を支援する取組につきましては、その年の状況を考慮した上で、協議事項とするか、市長部局とともに検討してまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 第2に、国政に対する本市の姿勢について質問いたします。

改正マイナンバー法に係る医療のデジタル化について伺います。

現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、法律上、任意とされているマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、さらには、現行の健康保険証を廃止して資格確認書を発行する改正マイナンバー法が可決、成立しました。

長期入院や施設入所者でマイナンバーカードの作成ができない方、また、個人情報の流出を危惧してマイナンバーカードを作りたくないという方もいらっしゃると思います。従来の健康保険証が廃止された場合、そうした方はどのような対応になるのか、お示してください。

資格確認書は原則任意で1年とされています。長期入院や施設入所者でマイナンバーカードの作成ができない方などは資格確認書となることが想定されます。しかし、手続を忘れてしまえば無保険者となることが予想されます。国民皆保険が崩壊しかねない問題だと思いますが、市長はどのような所感をお持ちになりましたか。

短期被保険者証と資格証明書の取扱いはどうなるのか、お聞きします。

廃止されることになれば、10割負担となり、医療にアクセスできないことになるのではありませんか。

次に、マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、DVや虐待等の被害者の個人情報加害者に知られてしまうのではないかとということについて質問します。

マイナンバーカードを使ったマイナポータルについて、加害者の支配下で、暗証番号の把握、代理人設定の登録などがなされていると、病院、薬局などの利用履歴から、被害者の避難先が加害者に知られてしまうのではないのでしょうか。

国会で、我が党の質問に対し、大串デジタル副大臣は、カード機能の一時停止措置を行うことで情報を閲覧できなくなると答弁しましたが、加害者から逃れて避難先に落ち着くまでの途上で情報を見られてしまうこともあるとただされると、御指摘のとおりだと危険性を認めました。

本市でもそのような危険性は認識されていますか、お伺いいたします。

改正マイナンバー法に係る戸籍への氏名の振り仮名追加等について伺います。

改正マイナンバー法には、デジタル化推進を名目に、戸籍への氏名の振り仮名を追加する戸籍法の改正が盛り込まれています。施行後1年で国民全ての振り仮名を収集するという一大事業です。詳細は、今後、法務省の通達などで示されるとしてはいますが、大混乱が想定されます。

今後、生まれてくる子の名は、出生届が出された際に行政が、一般的な読み方であるかどうか審査することになりますが、氏名は個人の人格を象徴するもので、行政による審査は命名権の侵害に当たりかねないとの懸念が生じています。

市長は、市役所が子の名を一般的な読み方であるかどうか審査することは現実的だとお考えですか。

既に戸籍に入っている人には、本籍地の市区町村から住民票などの情報を参考に戸籍に記載する予定の振り仮名を本人に通知があり、使っている読み仮名と異なる振り仮名が通知された場合は1年以内に届出ができる予定と伺っています。

本人への振り仮名の通知が確実になされる担保はありますか。

また、現に使っている読み仮名と異なる振り仮名となる可能性は否定できますか。

膨大な数の振り仮名を短期間で戸籍に入力することへの誤入力のトラブルや通知事務など大混乱が予想されるのではありませんか。実務を国から押しつけられることへの意見はありますか。本市としてトラブルへの懸念はありますか。

公金受取口座登録の特例制度について、行政機関が把握している口座を公金受取口座として受給者などに通知し、一定期間内に同意しないと回答がなければ自動的に登録可能としています。本市が把握している口座についても同様の取扱いになるのですか。

大軍拡路線について伺います。

岸田政権が進めている敵基地攻撃能力保有と大軍拡は、歴代政権が建前としてきた防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、他国に攻撃的脅威を与える兵器の保有は憲法の趣旨ではないという専守防衛の大原則を投げ捨て、憲法解釈を180度転換する、二重、三重に、憲法に反する歴史的暴挙であり、絶対に認めることはできません。武力で国民の生命、財産は決して守れません。

さらに、軍拡財源法案は、公的医療機関の積立金や東日本大震災の復興財源を軍事費に転用し、暮らしを脅かします。

日本の在り方を実質的に変えてしまう今の岸田政権による大軍拡路線に対して、地方自治体から警鐘を鳴らす必要があると考えますが、市長のお考えを伺います。

軍拡財源のために増税することは、小樽市民の暮らしにも影響があると考えますが、いかがですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、国政に対する本市の姿勢について御質問がありました。

初めに、改正マイナンバー法に係る医療のデジタル化についてですが、まず、従来の健康保険証が廃止された場合の対応につきましては、マイナンバーカードを持っていない方は、各保険者に資格確認書の交付を申請し、これを医療機関に提示することにより、従来どおり保険診療を受けることになります。

次に、資格確認書の手続につきましては、現在、国は、資格確認書の交付申請手続を周知するとともに、代理申請も含めて申請を勧奨した上で、申請が期待できないと判断された場合には、本人からの申請によらず職権で交付することを検討中であり、今後、マイナンバーカード、資格確認書のいずれも交付されない方が生じないよう、適切な対応が示されるものと考えております。

次に、短期被保険者証と資格証明書の取扱いにつきましては、短期被保険者証は廃止、資格証明書は特別療養費の支給に変更する旨の事前通知に変更となります。

健康保険証の廃止後は、いずれの対象者もマイナ保険証または資格確認書の提示により医療機関を受診できますが、現行の資格証明書の対象者については、これまで同様、受診時に一旦医療費全額を支払い、申請により後日、市から保険給付分が払い戻される特別療養費の対象となります。

次に、DV等の加害者へ情報が漏れる危険性につきましては、本年3月9日の参議院総務委員会において、DV等の被害者の情報がマイナポータルを通じて加害者に漏れる危険性について質疑が行われたことは、本市でも把握をいたしております。

次に、改正マイナンバー法に係る戸籍への氏名の振り仮名追加等についてですが、まず、市役所が子の名を一般的な読み方であるかどうか審査することにつきましては、今後、各自治体において統一的な審査が可能となるよう法務省から通知が発出される予定と伺っておりますので、まずはその通知を待ちたいと考えております。

次に、本人への確実な振り仮名の通知と、読みが異なる可能性につきましては、国から具体的な取扱いが示されていないため、現時点でお答えすることは難しいと考えております。

次に、誤入力トラブル等につきましては、繰り返しになりますが、国から具体的な取扱いが示されておりませんので、現時点で予想することは困難と考えております。

いずれにいたしましても、国には、自治体に過重な負担や混乱が生じないような方策を検討いただきたいと思っております。

次に、公金受取口座登録の特例制度につきましては、迅速かつ確実な給付の実現に向け、デジタルに不慣れな方でも簡易に公金受取口座の登録をできるよう登録方法の拡充を図るものであります。

なお、このたびの拡充では、日本年金機構が公的年金受給者を対象に行う手続のみのため、本市が把握している口座については、特例制度の対象とはなりません。

次に、大軍拡路線についてですが、まず、防衛力強化に対する私の見解につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻や北朝鮮の頻発する弾道ミサイル発射など、世界情勢はかつてないほどの緊張にあり、日本を取り巻く環境は厳しさを増していることから、政府は防衛力の強化を考えているものと認識をいたしております。

防衛に関わる問題は国の専管事項であることから、私から多くを申し述べることはありませんが、先日成立した防衛財源確保法は見切り発車との声もあり、その財源など国民の理解を得て進めていただきたいと考えております。

次に、防衛力強化のための増税による市民への影響につきましては、政府は防衛力の抜本的な強化を行うため、その財源の一部を法人税などの増税で賄う方針を示しております。

実施時期については柔軟に判断するとしておりますが、増税が行われれば、一定程度、市民生活への影響はあるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 第3に、市長の政治姿勢について質問します。

北海道新幹線新小樽駅周辺整備についてです。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、調和の取れた土地利用の形成・観光との連

携において中心市街地への影響を考慮し、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するものとしています。

また、新幹線の開業効果を見込んだ無秩序な開発を抑制しつつ、将来的な環境改善を推進しますとしていました。

しかし、おたる新幹線まちづくりアクションプランでは、公営住宅の整備やマンションの誘致、新駅周辺における民間機能の誘導と大きく変化し、新小樽（仮称）駅利用促進戦略では、新駅周辺の集合住宅の誘致・誘導（道営住宅、マンション、社員寮など）新駅周辺及び新駅へのアクセスに優れた地域を対象に企業立地に向けた取組と、より具体的に変更されています。

市長にお聞きします。新たな核の形成を抑制する、新幹線の開業効果を見込んだ無秩序な開発を抑制することはやめたということですか。北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画は投げ捨てたということですか、お答えください。

戦略の協議経過の資料中、新駅周辺の魅力づくりでは、「（検討過程で取組例として示した「道の駅」について）第3号ふ頭基部に物販施設と大型駐車場ができる。ここに道の駅を作ると分散する。→戦略への記載は見送る」と記されています。こうした経緯をお示してください。

物販施設計画がなければ、道の駅を造る可能性があったということですか。

乗降客数についてです。

まちづくり計画では、札幌－東京間、所要時間を北海道新幹線認可時の約5時間と30分短縮した約4時間30分のケース。札幌駅からの転換利用者がなしとありのケース。小樽市の将来人口を人口フレーム増と人口問題研究所値の8ケースを想定していました。ここでは最低700人、最高1,600人を見込んでいました。戦略ではどうでしょうか。現状、計画の最高値である1,600人を見込み、戦略実行による目標では2,500人に引き上げています。

日本共産党は、計画の最高値である1,600人でも過大だと主張します。その上2,500人とはあまりにも荒唐無稽な目標ではありませんか。

また、現状値の確実化とはどのような趣旨なのですか。

JR北海道は2019年4月9日のプレスリリース、JR北海道グループ長期経営ビジョン未来2031の中で、札幌駅開業時点での到達時間を東京－札幌間で4時間30分、新函館北斗－札幌間で1時間、新青森－札幌間で1時間30分と試算、発表しましたが、このことが確実化ということなのですか。

約4時間30分のケースでは、新函館北斗－札幌間をノンストップで走るといった最速達の場合です。最速達3本を除き22本停車、新小樽の停車率88%というのは、あり得ないではありませんか。

新函館北斗駅は、乗降客6,000人を見込んで周辺整備されました。しかし、コロナ禍前の2019年の乗車人数は654人と大幅に下回っています。周辺施設のテナントもどんどん撤退しています。同じ轍を踏むべきではありません。市長のお考えを伺います。

並行在来線長万部－小樽間バス転換についてです。

5月30日付北海道新聞では、JR長万部－小樽間バス転換赤字補填として、自治体の負担割合争点にと、北海道、沿線市町の会合を報じました。中間報告では、国・北海道などの補助に該当する路線は補助を活用した上で、それでも運行経費を運行収入で補えない部分の赤字を自治体が補填する方針を決めたとされています。

路線バス維持に向けた現行制度では、運行経費の最大45%を国・北海道が補助し、それでも生じる赤字を沿線市町村が負担するなどの方法が取られている。並行在来線のバス転換でも、こうした枠組みを参考に議論が進みそうだと報じられています。

北海道の試算によるとバス転換後の赤字は30年間で累計70億2,000万円に達するとされています。自治体補填についての本市の考えを伺います。

現行制度では、運行経費の最大45%を国・北海道が補助するものです。記事にもあるとおり、多額の赤字を沿線市町間でどう負担し合うかや、北海道の支援の有無が論点になるとしています。本市は北海道の支援の在り方についてどうあるべきだとお考えですか。

北海道は、運行経費補助のみとなれば、赤字が膨らんだ場合は沿線市町負担が増えることになります。これでは、将来にわたって持続していくことは困難になるではありませんか。

赤字が膨らむことによって減便はやむを得ないとなってしまうえば、ますます利用者が減り、最終的には廃線という負のスパイラルに陥る危険性はないのですか。

市長は、現行の鉄道の本数を基本に利便性を確保すると地域住民に説明しているが、バスドライバーの不足を考えると厳しい面もあると思うと指摘。北海道側は、バス事業者との非公式な意見交換では、鉄道の運行本数を確保するという確定的なところまでは議論ができていないと認めたと報じられています。

沿線自治体は過疎や地域経済の疲弊に苦しんでいます。このままでは、廃線か財政破綻かという悪魔の選択を迫られかねません。バス転換を進めるのではなく、地方任せで並行在来線の廃止を迫った国の責任、そして北海道の責任です。鉄路廃止のレールを敷いてはなりません。並行在来線を残すべきです。市長のお考えを伺います。

会計年度任用職員についてです。

市役所などで働く非正規公務員の会計年度任用職員がスタートして3年が経過した昨年度末、大量の雇い止めが懸念されていました。1年ごとの更新を経て、3年で原則として公募することから新たに選考しなければならないことについて日本共産党は問題だと主張してまいりました。その際、原則公募ではなく、本人の継続就労の意思を確認した上で、勤務成績その他の能力の実証によって任用をするべきだと主張してまいりました。

物の本によると、人事評価で判断することや、その他の能力の実証では免許や資格を有することによって公務遂行の能力を有すると認めるに足る客観的事実があると認めることができるとされています。公募の取扱いがどうなったのか、本市のお考えを伺います。

日本共産党は、そもそも専門性の高い職種については、非正規ではなく正規化していくことが原則という立場です。しかし、現在働いている会計年度任用職員については安定して働いてもらうことが必要です。

専門性の高い職種について会計年度任用職員とすることへの本市のお考えを伺います。

パートナーシップ制度についてです。

パートナーシップ制度は、同性カップルが宣誓書を自治体に提出すると受領証等が交付され、自治体から同性カップルとして認められるというものです。この制度を既に導入している自治体では、公営住宅への入居、緊急時の病院での面会や病状説明を受けることなど、男女のパートナーなら当然可能な制度が利用できるようになっています。

パートナーシップ制度は、道内でも今年4月までに札幌市、函館市、帯広市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、北斗市で始まり、さらに導入に向けた準備をしている自治体があるとしています。本市でも来年1月を目標に進められようとしています。しっかりと1月に実施していただきたいと思います。現在の進捗状況をお示してください。

また、導入後、本市として取り組もうとする事業があればお答えください。

以前、制度導入に向けた課題として、制度導入済みの自治体における対象者の範囲の違いなども挙げられていました。導入に向け、対象者の範囲についてどのように考えていますか。

北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書に対する小樽市意見についてです。

日本共産党は、今回の小樽市意見として、「現状において、市民の総意として本事業計画を是認することはできない」との明確な意見表明を評価します。

このたび計画中止が発表されましたが、このまま計画が進んでいた場合、今後の北海道の手続の予定についてお知らせください。

日本共産党は、風力発電そのものを否定するわけではありません。再生可能エネルギーであっても自然破壊を行う乱開発や住民の理解が得られない場合には明確に反対します。このような大型太陽光発電（メガソーラー）や大型風力発電の施設を建設するための乱開発が本市のみならず問題となっています。環境保全地区と建設可能地区の明確なゾーニングを住民の参加と合意の下で自治体が行うことが求められます。市長のお考えを伺います。

本市は、「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。このたび、小樽市と余市町の境界付近に計画されている洋上風力に反対を表明しましたが、風力発電は有力な再生可能エネルギーです。今後どのように再生可能エネルギーの導入を進めていくお考えなのか、お示しください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、北海道新幹線新小樽駅周辺整備についてですが、まず、新たな核の形成などにつきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、中心市街地との共存・共栄を図るため、新駅周辺における大規模商業施設の立地は抑制することとしておりますが、公営住宅などの整備検討や民間機能の誘導などは計画に位置づけられております。

したがって、新小樽（仮称）駅利用促進戦略などに記載した取組は、まちづくり計画に沿ったものであります。

次に、道の駅につきましては、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会で新駅の利用促進戦略を検討した際、新駅周辺の魅力づくりのアイデアの一つとして取り上げられましたが、市内で類似の機能が分散することに否定的な意見があったことを踏まえ、戦略への記載は見送ったものであります。

次に、乗降客数につきましては、現状値の1,600人は、まちづくり計画において、国の旅客地域流動調査に基づき実際の人の動きを捉えた上で、将来人口、飛行機及び在来線からの転換、移動時間短縮による交通量の増、駐車場整備による札幌駅からの転換利用を考慮し推計したものであります。これに加え、協議会で議論した利用促進策により誘発される交通量を見込み2,500人としたものであります。

次に、現状値の確実化につきましては、先ほど申し上げました、駐車場整備による札幌駅からの転換利用などが実現し、まちづくり計画の1,600人を確実なものとするものであります。

次に、停車本数の目標値につきましては、高い目標ではありますが、新小樽と条件が類似した新幹線駅を参考に目標値を設定したものであります。

次に、新駅周辺の整備規模につきましては、本市における乗降客数の推計は、条件類似駅の利用実績に照らし、妥当なものだと認識をしており、これに応じた適切な規模で整備をしてみたいと考えて

おります。

次に、並行在来線長万部一小樽間バス転換についてですが、まず、自治体補填につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、収支不足を踏まえた上でバス転換を決めたものであり、自治体として地域交通確保の責務を果たすためには、一定程度の補填はやむを得ないものと考えております。

次に、北海道の支援の在り方につきましては、協議会での今後の協議事項となりますが、私としましては、北海道には既存の補助制度以外の負担も含め、幅広く協議に応じていただきたいと考えております。

次に、赤字が膨らんだ場合につきましては、そのような場合でも路線を維持できるような自治体負担の在り方を今後協議してまいりたいと考えております。

なお、仮に、将来利用者が極端に減少し、路線バスが適さなくなった場合は、適切な代替交通手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、鉄道の本数を基本とすることにつきましては、これをバスダイヤ検討における基本的な考えとし、課題であるドライバー不足への対応も含め、今後の協議に臨みたいと考えております。

次に、並行在来線を残すべきとのことにつきましては、後志ブロック会議において、沿線自治体の将来負担や、国の支援の可能性など様々な観点で検討した上で、廃線やむなしとの判断をしたものであり、その考えに変わりはありません。

次に、会計年度任用職員についてですが、まず、会計年度任用職員の公募の取扱いにつきましては、令和4年度で3年目となった会計年度任用職員については、特例として、公募によらず5年度の再度の任用を行ったものであります。

また、6年度以降の任用に向けては、3年目以降の会計年度任用職員の全てを公募対象とするのではなく、人事評価の結果、勤務成績が良好と認められる職員は、十分な能力実証が得られたものとして公募によらず再度の任用を可能とするよう取扱いを見直すことで、職員組合と協議を行っているところであります。

次に、専門性の高い職種に会計年度任用職員を採用することにつきましては、専門職に限らず職員の採用は正規採用が基本であると考えますが、資格や専門的知見が必要な職で、正規職員1人分の業務量に至らない場合などにおいては、会計年度任用職員を採用しているものであります。

次に、パートナーシップ制度についてですが、まず、現在の進捗状況につきましては、来年1月の導入へ向け制度導入済みの自治体の制度について調査を行い、7月に予定している庁内会議に諮る制度素案の策定作業を進めているところであります。

また、制度導入後に取り組む事業につきましては、リーフレットを作成し、主に制度内容の周知を行うほか、LGBT等についての正しい情報の発信と、さらなる理解促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、制度の対象者の範囲につきましては、他市で交付された証明を引き続き本市において御利用いただくための自治体間連携に向け、制度導入済みの自治体と対象者の範囲を合致させる方向で検討中であります。

次に、(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書に対する小樽市の意見についてですが、まず、計画が進んでいた場合の今後の北海道の手続につきましては、北海道環境影響評価審議会の意見のほか、小樽市と余市町の意見や、北海道主催の公聴会の意見などを参考として、北海道知事の意見を8月中旬までに経済産業大臣へ提出することになっていたものであります。

次に、環境保全地区などのゾーニングにつきましては、再生可能エネルギーの導入には地域住民の理解が不可欠であると考えております。

また、エリア分けにより規制する地域を設けることは、導入できる可能性のある地域を設けることにもなりますので、自然景観や眺望景観を重要な観光資源としている本市においては、エリア分けのメリットやデメリットを慎重に見極めていかなければならないと考えております。

次に、再生可能エネルギーの導入につきましては、「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、2050年脱炭素を目指す本市においては、再生可能エネルギーの導入を推進する立場であることは申し上げるまでもありません。

一方で、導入に当たっては、将来を見据えながら地域住民や利害関係者との調整のほか、生活環境及び自然環境の保全との調和を図ることが欠かせないことから、引き続き、個別の事業ごとにケース・バイ・ケースで判断をしまいたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）

○4番（酒井隆裕議員） 第4に、2022年度一般会計決算見通しと本市の将来についてです。

2022年度一般会計決算見通しについて伺います。

2022年度の決算の見込みが発表されています。実質収支が13億1,000万円の黒字となり、その実質収支の一部は、将来への備えとして財政調整基金に6億5,500万円積み立てる見込みであり、実質単年度収支は4億6,300万円の黒字となっています。他会計等借入金も2011年度残高は54億8,000万円から2023年度予算では3億5,000万円と激減しています。

まず、他会計等借入金は何年度に解消される見込みか、お答えください。

実質単年度収支は2016年度から2020年度まで赤字が続きました。2021年度からは黒字となっています。こうした要因についてどのように分析していますか。

財政調整基金は、2022年決算見込みを反映した残高では33億4,300万円となっています。地方交付税の動きが見えない中ではありますが、市民からお預かりした税金は市民に還元していくことが必要です。市長のお考えを伺います。

他のまちと各種助成制度などの差が生まれていることについてです。

日本共産党は、常々、札幌市や周辺、特に石狩振興局管内の市町村との各種助成制度の差が生まれていることを訴えてまいりました。このことは、自治体間競争をあおる気持ちで訴えているわけでは全くありません。しかしながら、近隣市町村と市政において差があることは、マイナスの要素であると考えます。

市長は、札幌市や周辺、特に石狩振興局管内の市町村と比べて各種助成制度の差が存在しているとお考えですか。

幾つかの点で、小樽市より札幌市のほうが充実している部分があると思いますが、このことが市民の子育て環境の評価に影響を与えている可能性があります。差がある点については改善していくことが必要です。子育て環境への満足度向上につながるには何が必要だとお考えですか。市長の見解を伺います。

札幌市民と小樽市民と大きく差があるのは、所得状況です。市民の所得を引き上げることが必要です。そのためには、地元企業の賃金を引き上げるか、小樽市内に住んで札幌市の企業に勤めるかしかがありません。市長は、札幌市民と小樽市民の所得に差があるとお考えですか。市民の所得を引き上げることへ

の市長の所感をお知らせください。

こども医療費助成についてです。

市長は、これまで中学生のこども医療費無償化について2024年度以降の実施に向け準備を進めるとしています。厚生労働省の調査によると2009年当時、二つの自治体だけだった18歳までの通院時の助成は、2021年4月現在、全国の市区町村の約半数、817自治体まで広がりました。中学生まで助成を行っている自治体と合わせると、通院は94.7%、入院は97.8%、自己負担なしとしている自治体は、通院・入院共に約7割、所得制限なしは約9割に上ります。道内でも2021年度には179自治体中85自治体が高校生まで助成を行っており、対象年齢の拡大が急速に広がっています。

もはや中学校1年生までとか3年生までとかの段階ではありません。このままでは他の自治体から引き離されるのは明らかです。直ちに高校生まで医療費助成に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

お金の心配をせず、安心して医療にかかれることは、子供の命や健康を守ることにつながります。こども医療費助成制度は重要な役目を果たしており、本来、国の制度で行うべきです。全国知事会や全国市長会は、全国一律の子供の医療費助成制度の創設を国に再三要望していますが、いまだ実施されていません。地方自治体は継続して国に要望しつつも、住民福祉の増進の立場で子育て支援の充実に取り組まなくてはなりません。しかし、北海道のこども医療費助成の対象年齢は、入院は小学生まで、通院は就学前まで医療費が無料、一部負担所得制限ありです。北海道の制度が拡充されれば、対象年齢の引上げ、所得制限や一部負担金の廃止などが可能になると考えます。

北海道に対して助成の拡充を要望することを求めます。御所見をお示しくください。

国民健康保険料子供の均等割についてです。

国民健康保険は、加入者の大半が年金生活者や非正規労働者で低所得であるにもかかわらず、4人世帯の場合、同じ年収の協会けんぽの2倍の保険料となっています。全国知事会、全国市長会、全国町村長会などは加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高くなる構造問題を解決するため、公費投入を国に求め続けています。均等割、平等割という他の医療保険にはない人頭税制度が高額の要因です。

2022年度から未就学の均等割が2分の1減免され、子育て家庭では一部負担が軽くなりました。しかし、医療にかかる負担は小学校に入学以降も継続的にかかります。国民健康保険料の子供の均等割の減免は、子供の健康と子育て家庭の生計を維持することにつながり、子育て世帯の経済的負担軽減にもなると考えます。見解を伺います。

2022年度から減免されている国民健康保険の未就学児の均等割の残りの2分の1を市独自で負担してゼロにするのに必要な額は幾らになるのですか。未就学児のいる家庭で、子供1人当たり年間どれだけ負担が軽くなるのですか。実施不可能ではないと考えます。見解を伺います。

均等割、平等割をなくし、高過ぎる国保料を引き下げるために国に対し公費負担を増やすよう求めるべきです。本市のお考えを伺います。

18歳までの均等割の全額免除、半額減免を行う自治体が増えています。全国の自治体では、国保法77条に基づいて条例による子供の均等割の減免を実施している自治体が増えています。子育て家庭の大きな支援となります。実施を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

地域医療支援病院についてです。

先日、新厚生常任委員を対象に、これからの地域医療連携についてとして説明がありました。そこで、小樽市立病院は地域医療支援病院を目指すとして様々な現状と将来の展望について示されました。

地域医療支援病院とは、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医への支援を通じて地域医療の確保を図る病院であり、原則として、紹介を受けて受診する。紹介状を持たずに受診した場合には特別の負担として初診時7,000円以上を課すものです。紹介制外来の全面実施ということになれば、ますますかかりつけ医を持つことが重要になります。

日本共産党は、小樽市立病院が地域医療支援病院を目指すこと自体は否定しません。しかし、患者の不利益にならないようにすることが必要です。また、自治体病院としての役割をしっかりと果たしていくことこそ必要です。

以上の観点から質問します。

かかりつけ医を持っている市民の割合についてです。

紹介制にするのですから、かかりつけの医院や診療所等が必要になります。第7次小樽市総合計画でも基準値67%に対し目標値は基準値より増と示されています。では、直近のかかりつけ医を持っている市民の割合はどのようになっているのか伺います。

本市はその理由をどのように捉えられているのか伺います。

また、どのようにかかりつけ医を持つ人を増やそうとお考えなのか伺います。

かかりつけ医を持っている市民の割合の現状では、原則、紹介制外来の全面実施とはならないと思いますが、病院事業管理者の見解を伺います。

病診連携、病病連携について伺います。

こちらも地域医療連携として実施されていますが、地域医療支援病院とどのように異なるのですか、お答えください。

小樽市立病院の現在の紹介率、逆紹介率をお示してください。

また、同門会などの意識の高い診療科目が存在することも紹介を妨げている一例だと伺っています。必ずしも小樽市立病院に紹介していないが、病病・病診連携医療機関として登録されている病院、医院、診療所が存在することへの病院事業管理者の見解を伺います。

地域医療支援病院になるメリットの一つに地域医療支援病院入院診療加算(1,000点)があります。1人につき入院初日に1回、上記点数を新たに加算できます。DPC導入病院は機能評価係数加算を地域医療支援病院加算の代わりに請求しています。単純に入院1人ごとに1万円収益が増えるということですが、当然、外来患者数が減少することが見込まれますから一概には言えませんが、外来患者数の減少を見込まず機械的に現在の入院者数で計算した場合にどれだけの収益増が見込まれるのですか。

いきなり全部、原則紹介制とするのは無理です。一部の紹介科を紹介制にしている現在の制度を徐々に拡大していくことが必要です。現在の紹介制はどのようになっているか、お答えください。

また、目指すに当たって制度をどのようにしようとお考えですか。紹介状がなくても初診が可能だが7,000円以上の負担とするのか、原則紹介制として紹介状を持たない患者には他の医療機関を紹介するようにして受診不可能とするのか、お示してください。

どのような患者に特別な負担を求めるのかも課題になります。自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者については、特別の負担を徴収する、しないは、医療機関が決めることができますが、医療機関が決めることができる項目について、今後どのように検討をするのですか。

いずれにしても、患者の不利益にならないことが必要です。現在からどのように変わるのか、患者に情報提供していくことを含め、丁寧に進めていくことが必要です。今後の議会への説明はどのように考えられているのか、スケジュール的にはいつから導入する目標なのか、お示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、一般会計決算見通しと本市の将来について御質問がありました。

初めに、一般会計決算見通しについてですが、まず、他会計等借入金の解消時期につきましては、令和4年度に基金からの借入分の償還が終了したほか、産業廃棄物等処分事業会計からの借入分が6年度に、下水道事業会計からの借入分が8年度に、それぞれ償還が終了する見込みであります。

次に、令和3年度決算から実質単年度収支が黒字となった主な要因につきましては、実質単年度収支は財政調整基金の積立てや取崩し等を考慮した当該年度のみ収支結果を把握する指標であります。3年度以降の決算では、予算現額と比較して特別交付税や地方消費税交付金などの一般財源収入が大きく増えたことや、国や北海道から概算で交付された支出金を含め事業に充当する特定財源収入が増えたことなどにより、財政調整基金からの取崩しを行うことなく、収支の改善が図られ、決算収支が黒字基調となっているものと考えております。

次に、財政調整基金につきましては、令和4年度末の基金残高は33億4,300万円となり、今後の財政需要に対応するための一定の備えはできたものと考えております。

しかしながら、当初予算編成においては、いまだ同基金からの繰入れにより収支均衡を図る状況にあり、また、昨今の燃料費や電気料金の高騰、労務単価の上昇による委託費の増加、建設資材の高騰による建設費の増加など、さらなる財政需要が見込まれます。

そのため、決して気を緩めることなく、必要な施策に適切なタイミングで財政出動を行いながら、安定した財政運営ができるよう、引き続き備えていく必要があるものと考えております。

次に、他のまちと各種助成制度などの差が生まれていることについてですが、まず、札幌市やその周辺市町村との差につきましては、本市の助成内容が他団体の水準と同程度またはそれ以上となっているものがある一方、水準を下回っている制度もあるものと認識をしております。

次に、子育て環境の満足度向上のために必要な取組につきましては、本市が実施した子育て世帯へのニーズ調査において、今よりも子育てしやすいまちとなるために市民が重要だと考えている項目として、保育料や教育費のほか、医療に関わる費用の負担軽減や、公園など子供が安心して暮らせる環境の整備が比較的高い割合で挙げられておりますので、そうしたニーズにおいて、他都市よりサービスが下回る点については改善をし、上回る点については、市民に積極的に分かりやすく情報を発信していくことが必要であると考えております。

次に、札幌市民との所得差につきましては、小樽商科大学と共同で設立した小樽市人口減少問題研究会による最終報告書においても指摘されており、産業構造の違いなどから所得に差があるものと認識をいたしております。

また、市民の所得を引き上げることについては、市内企業の売上げ向上などが賃金の引上げ、ひいては市民の所得向上に結びつくものと考えており、そうした視点で産業政策を推進する必要があると考えております。

次に、こども医療費助成についてですが、まず、高校生までの医療費助成への取組につきましては、早ければ令和6年度からの中학생以上へのさらなる拡充に向けて、助成対象の範囲や拡充の内容などの制度設計について、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、こども医療費助成拡充の北海道への要望につきましては、本市といたしましては、こども医療

費助成は、子育て支援策や少子化対策にとって根幹をなすものであることから、全ての子供が平等に医療給付を受けられるよう、国による全国一律の助成制度の創設が望ましいと考えておりますので、これまでと同様に、北海道市長会などを通じて、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険料の子供の均等割についてですが、まず、子供の均等割の軽減につきましては、国民健康保険の加入世帯は、失業中や非正規雇用など経済基盤の不安定な加入者も多いことから、均等割保険料の軽減は、子育て世帯の負担軽減に効果があるものと考えております。

次に、未就学児の均等割の残り2分の1を市独自で負担するのに必要な額につきましては、概算で300万円となり、子供1人当たりの負担軽減額は、軽減のかからない世帯の場合で1万6,080円となります。

また、市独自での全額減免の実施につきましては、減免は、個々の被保険者の負担能力に応じて個別になされるものであり、子供がいることをもって画一的に減免することは適当ではないと考えております。そのため、全国市長会を通じて、国に対し、軽減割合の拡大について、引き続き要望をしていきたいと考えております。

次に、国に公費負担を増やすよう求めるべきとのことにつきましては、国民健康保険においては、世帯の所得に応じて均等割、平等割の合計額を最大で7割軽減する制度があり、所得が低い世帯に対する配慮がなされているものの、国民健康保険の加入者は、年金生活者など経済基盤の弱い世帯が多く、家計に対する保険料の負担は大きいと考えております。国民健康保険制度は、国の責任において円滑な運営ができるよう措置すべきものと考えておりますので、公費負担の拡充による低所得者層に対する負担軽減策などについて、全国市長会を通じ、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、均等割減免の拡充につきましては、市独自での減免の実施は、繰り返しになりますが、減免は個々の被保険者の負担能力に応じて個別になされるものであり、子供がいることをもって画一的に減免することは適当ではないと考えております。そのため、軽減対象や割合の拡大につきましては、全国市長会を通じて、引き続き国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、地域医療支援病院についてですが、直近のかかりつけ医を持っている市民の割合につきましては、令和3年のアンケート調査では62.1%となっております。この残る4割程度の方が、かかりつけ医を持たない理由につきましては、継続して診療を受けることがない方や、受診する医療機関を固定する必要性を感じていない方が一定程度いることによるものと考えております。

また、かかりつけ医を持つ方を増やしていく方策につきましては、これまでも市の各種保健事業の中で、まずは、かかりつけ医への相談を勧めるなどの対応を行ってきたところであり、今後も、かかりつけ医機能の公表に向けた国の動向も踏まえながら、広報おたるや子育てガイドブックなどを通して周知、啓発を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) ただいま、酒井議員から、地域医療支援病院について、病院事業管理者の見解に関する八つの質問がありましたので、お答えいたします。

まず一つ目ですが、地域医療支援病院における紹介外来の実施方法についてであります。

令和4年3月に日本医師会総合政策研究機構が実施した、日本の医療に関する意識調査では、回答者のうち55.7%がかかりつけ医がいると答えているのに対し、本市のアンケート結果では62.1%となっております。しかし、当院といたしましては、地域医療支援病院となった時点で全ての診療科をすぐに紹介制とすることは考えておりません。

現在、紹介制を試行している診療科を中心とした八つの診療科程度から開始し、今後も保健所、小樽

市医師会などと連携して、かかりつけ医を持つことの重要性の市民周知を図りながら、段階的に進めていく必要があると考えております。

次に、二つ目、病診連携、病病連携と地域医療支援病院との違いについてであります。

病診連携、病病連携とは、病院と診療所または病院同士がそれぞれの役割、機能を分担し、患者さんのために連携しながら、より効率的で効果的な医療を提供する仕組みのことです。

一方、地域医療支援病院とは、病診連携、病病連携による紹介患者への医療の提供以外に救急医療の提供、病床や医療機器等の共同利用、地域の医療従事者に対する研修の開催などを実施し、かかりつけ医等の支援を通じて地域医療の確保を図ることを目的とした病院であります。

次に、三つ目、当院の紹介率と逆紹介率についてであります。

令和4年度の実績で紹介率は59%、逆紹介率が105%となっており、紹介率50%以上、逆紹介率70%以上という地域医療支援病院の承認要件を満たしております。

次に、四つ目ですが、当院への紹介がない連携医療機関についてであります。

連携医療機関として登録されているものの、患者さんの紹介につながない医療機関が一定程度あることは承知しております。連携が図られない理由としては、患者さんの症状と当院の持つ専門性や機能に合致せず、当院以外での治療が望ましいと判断されている場合など、様々な要因によるものと考えております。

当院といたしましては、市内外の医療機関に対する広報活動を通じて、当院の専門性や強みを周知しているところですが、今後も継続し、より多くの医療機関との連携を図られるよう信頼関係の構築に努めてまいります。

次に、五つ目、地域医療支援病院入院診療加算の算定見込額についてであります。

令和4年度の実績を基にDPCの係数を試算した場合、約5,900万円と見込んでおります。

次に、六つ目、今後の紹介制の在り方と紹介状を持たずに受診を希望された場合の対応についてであります。

現在、試行している紹介制は、当該診療科に紹介状をお持ちでない方が受診を希望される場合、受付窓口にて紹介状が必要な診療科であることを説明し、症状などの聞き取りを行っております。緊急性が高いと判断した場合は当院に受診していただき、それ以外の場合は、後日、予約や他医院への紹介を行っているところであります。

紹介制を実施する診療科については、地域医療支援病院になっても受診方法に変更はありません。ただし、紹介状なしに受診を希望される場合は選定療養費を御負担していただくこととなります。

また、紹介制となっていない診療科については、紹介状はなくても受診可能ですが、紹介状なしで受診を希望される場合は、選定療養費を御負担していただくことになっております。いずれの場合も、受診不可能になるようなことは考えておりません。

次に、七つ目、当院で定める選定療養費の対象外項目についてであります。

対象外項目については、医療機関の裁量部分を最大限適用し、可能な限り患者さんの負担にならないように検討してまいります。

最後に、八つ目は、今後のスケジュールについてであります。

議会に対しましては、本定例会厚生常任委員会において、地域医療支援病院になった際の外来診療体制や選定療養費の対象外項目についてお示しすることを予定しております。

また、来年4月から地域医療支援病院となることを目指し、本年10月での申請を行うとともに、市民周知や窓口での混乱などが起こらないよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

○4番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、朝里中学校の改築工事であります。

答弁の中では、第3回定例会で示されるということでもありますけれども、第3回定例会の中で具体的にその時期などについてもしっかりと示されるという理解でよろしいのか、確認したいというふうに思います。

それから、長寿命化計画の見直しの必要性はないかという質問に対しまして、見直しが必要だというふうに考えているという形で出されておりました。こうした見直しをされた後、どんなふうな形になるかということ、今後示されると思うのですけれども、それはいつぐらいに検討される予定なのか、改めてお伺いをいたします。

それから、小・中学校給食費であります。

ここでは2億4,800万円という形であります。私はやはり、こうした他の自治体も多くやっている、そういった現状からも、通年でやっていくべきではないのかと思います。その中で出されておりましたけれども、改めて市長部局に対して、こうした学校給食費無償化していくということについて、しっかりとやはり教育委員会から、こうしていきたいのだということを訴えていく必要があると思うのですけれども、その辺の考えについて確認したいというふうに思います。

次に、マイナンバーについてであります。

マイナンバーについてでありますけれども、ここでは、資格確認書についてであります。

代理申請などでもできる見込みになるという話でありました。それから職権で交付することも可能だということでありました。ということは、不便になるだけであって、職権で交付できるのだったら全部私職権で交付すればいいだけの話だと思うのですけれども、そういったことについてはどのような感じになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、マイナンバーの振り仮名の問題であります。

これについて、大混乱が予測されるのではないかという私の質問に対し、それを予想するのは困難だということでありました。しかし、こうした膨大な数の振り仮名を戸籍に入力するという形になってしまったら、どう考えたとしても、短期間で済ませる、しかも間違いなく済ませるという形になったら、私はもう、とんでもない大混乱だと思うのです。そういった混乱は、私は少なくとも想定されるのではないかと思うのですけれども、改めてその点について確認したいと思います。

それから、北海道新幹線新小樽駅周辺整備についてであります。

ここで、道の駅についての話でありました。戦略の協議経過の資料の中での話でありますけれども、ここで私が聞いたのは、物販施設計画がなければ道の駅を造る可能性があったのかという質問でありました。これはあくまでもアイデアだと言っていましたけれども、そのアイデアの段階では、そういった第3号ふ頭基部の物販施設の計画が仮になかったとしたら、私は道の駅を造る可能性があったのかということについて伺ったのですけれども、あったという確認でよろしいのかどうか伺います。

それから、新幹線、また同様のものでもありますけれども、ここで出てきているのが、最速達3本を除いて22本が新小樽に停車する、88%はあり得ないのではないかということをお伺いしました。しかし、類似なところを調査した結果、妥当なのだという話なのですけれども、これはもう本当に、確かに25本中22本止まるという形になったら、それはもちろんすごいことだというふうには思いますけれども、4時間半をやるために、いかに駅に止まらないかということをやっているわけです。だからこそ、そうし

た新函館北斗―札幌間の方にどれだけ止まることができるのかということ想定されています。私は、とても現実的ではないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、新函館北斗の例を私は出しました。6,000人を見込んだのだけれども654人ということで、私はもう、とんでもないことだと思のです。こういった人がたくさん来るのだというふうに見込んでやってきた事業というのは、たくさん失敗してきている。今回も大風呂敷を広げて2,500人という形で乗降客数が来るのだという形でやっていっている。私はとても危険ではないかというふうに思います。だからこそ、私は同じ轍を踏むべきではないというふうに訴えたのですけれども、改めてその点の考えについて伺いたいというふうに思います。

それから、バス転換についてであります。

赤字が膨らんだ場合については市町負担が増えることになって、このままだったら赤字がどんどん膨らんでいって、もう負担し切れないという形になったら無理ではないのかという形のことを言いました。このことも、私が念頭にあったのは、札沼線の路線のところのバスがどうなったのかということが、私は常にそのことが頭に浮かんでいたからであります。

御答弁の中では、そのときになったら代替手段を考えるということになるという形では言っていましたけれども、代替といっても代替できるものはないのです、もうそういう形になってしまったら、バスが使えないという形になって、結局そこではどうなったかといったら、もう高速バス以外は全然なくなってしまった。札幌間の高速バスは存在しているのですけれども、それ以外の近隣のところに行く手段というものがほとんどなくなってしまったということになっているのです。その代替ということはどうなふうを考えているのか、改めて伺いたいというふうに思います。

それから、パートナーシップ制度についてであります。

7月の庁内会議に向けて制度の素案が示されるという形でありました。議会にはいつ頃示される形なのか。例えば7月の庁内会議で議論されて、こうしたことがいだろうという形になって、9月ぐらいの議会に向けて示された形になるのかどうか、その辺のスケジュールについてお示してください。

次に、一般会計決算見通しについてであります。

ここで残高が33億4,300万円となったということで、私はやはり市民に還元していくということがどうしても必要なのではないかということをお伺いしました。そこで、一定の備えはできたということでありました。ということは、もちろん緊急時に備えて確保しなければならないというのは当然でありますけれども、一定の備えはできたということでもありますから、これからはそういった部分について、しっかりと市民について還元していくということを基本に考えていくということがやはり必要なのではないかと思うのですけれども、その点について確認をしたいというふうに思います。

それから、他のまちと助成制度の差が生まれていることについて、子育て環境の評価についてであります。

ここでは、子育て環境への満足度向上につながる、そのニーズについては、保育料、子供の医療費、それから、公園などが高いという形で、そういうところについて進めていきたいという形で、すごく私も評価したいと思います。

ここで考えなければならないのは、保育料でありますとか、また、子供の医療費の問題でありますとかという形になると、お金で解決できるということがありますから、私は現実的に見て可能なかと思います。

ただ、公園についてという形になっていくと、ただでさえ、もう小樽市の公園の面積はすごく少ない。そうした中で公園の満足度を高めていくという形になると、新しい公園を造っていくのか、さらにその

公園の遊具などを充足させていくのか、様々な考え方もあると思います。それから、地域によって偏った公園の状況などもあるというふうに思うのです。

この公園について、高いということについて、ニーズがあるという形でそれについて改善していく必要があるという形でお話しされていましたが、その真意についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、こども医療費助成についてであります。

私は、もう中学校1年生とか3年生までの段階ではなくて、高校生まで必要なのだという形で言っていましたけれども、御答弁の中では、早ければ令和6年度に向けて中学生の導入に向けて進んでいくという話でありました。私は高校生まで進めていくべきだという話でお伺いしたつもりであったのですが、もう中学生の段階ではないという形で質問したと思うのですが、改めてその点についてお答えください。

最後に、地域医療支援病院についてお伺いをいたします。

病病・病診連携医療機関として登録されている病院が存在していることで私が訴えたのは、同門会などの意識の高い診療科目が存在することが紹介を妨げる一例ではないかというふうに私は伺いました。科目によっては、当然そういった科目がやはり存在してくる。そういった科目については、紹介制にしてしまうことによって、結局はいつまでも紹介されないということになってしまうのではないかと思います。

そういった同門意識の強いといいますか、そういった診療科目などは、私は紹介制にすることは、なかなか難しいのかと思うのですが、その点の考え方について、改めてお答え願えますでしょうか。

それから、スケジュールであります。

今回の議会の中で厚生常任委員会に説明し、そして来年4月から導入を目指して10月中に申請するという話でありました。物すごくスケジュール的には早いと思うのです。やはり丁寧に情報を進めていくという形でありますけれども、なかなか難しいのかな。現在、紹介制を行っている科目についてはスムーズに移行できるかと思っておりますけれども、それ以上広げてしまうという形になったら、やはり一定程度の混乱が出てくるのかと思います。

あくまでも来年4月から導入するということを目標にして行っていくことが優先されるのか、それともやはり丁寧な説明が優先されるのか、そのことについて最後に伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、まず北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の中での道の駅についてですが、道の駅の可能性はあったかどうかというお尋ねではありますけれども、この協議会の中で御意見としていただいたということについては間違いございませんけれども、実際にどのような形で進めていくのかという深い協議まで行ったわけではありませんので、可能性といいますと、非常に表現としては難しいですが、意見としていただいたというだけで御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、新幹線の停車率が妥当なのかどうかということですが、基本的には東京一札幌間を4時間半で結びますから、できるだけ駅には止まらないという形になろうかと思いますけれども、ただ、速達便だけが運行されるわけではありませんで、区間便ですとか、それから、速達便に比べて多く停車

する観光便ですとか、あるいは距離が短い区間便だとか、そういった便もありますので、そういった便に停車をいただけるような形で、これから要望活動なり、要請活動も行っていきたいと思っております。

また、特に東北や北関東辺りは、小樽市にとりまして北海道新幹線の交通戦略上、大変重要な地域だというふうに思っておりますので、そういったところにも小樽市のPR、あるいは北海道新幹線のPRをさせていただきながら、停車率の向上は図っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、1日当たりの乗降客数2,500人についてどう考えるかというお尋ねでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたとおり、基本的には国のデータなどを使い、また、小樽市と類似している駅のデータ、具体的に類似している駅のデータというのは終着駅の手前、小樽市の場合、札幌市の一つ手前ですから終着駅の手前、それから手前の駅であるということ、それから、単独の新幹線であるということの同一条件での乗降客数や停車本数を参考にさせていただきましたので、大変ハードルは高いというふうに思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、北海道新幹線のPRを重ねながら、2,500人の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

とりわけ冬期間においては、飛行機に比べますと定時制に優位性もあるというふうに思っておりますので、そういった部分での北海道新幹線の優位性をアピールしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、バス転換についてお尋ねがありました。

バス転換について、仮に将来の利用者数が極端に減少をしていき、路線バスの維持ができなかった場合の代替手段ということについてお尋ねがあったかと思っておりますけれども、基本的には、将来利用者数が減ってバス路線が適さなくなった場合を想定して、早い段階から適切な代替交通手段の検討を進めていくべきものというふうに考えております。基本的には、路線バスの代替としてはデマンド交通ですとか、そういったものが考えられると思っておりますけれども、そういったことも視野に入れて、早めから対応を検討しておく必要があるのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、他の自治体との差の中で、保育環境や教育環境の整備あるいは公園ということで3点御質問があったかと思っております。そのうちの公園整備の考え方についてお尋ねがあったかと思っておりますけれども、小樽市といたしまして、私といたしましても、公園整備に対する市民、特に若い世代の子育て世代の方々からの要望は非常に多岐にわたっておりまして、子育て支援策の一環としても、公園整備の充実といいますか、拡充といいますか、そういったものにはしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

この間、公園整備といいましても、現場では維持管理に精いっぱい、なかなか新たな公園の整備に着手できないという現実がありますので、そういったことを解消するためには、体制の強化ですとか、予算の配分ですとか、そういったものも考えながら公園整備に当たっていきたいというふうに思っております。具体的にはこれからだというふうに思っておりますけれども、これまでのような画一的な整備ではなくて、多少めり張りをつけながら、市民の皆さんの要望にも応えていけるような公園整備に当たっていきたいというふうに思っております。

医療費の助成について、令和6年度中に検討をさせていただくということで本答弁でお答えをさせていただきましたけれども、これは本答弁との繰り返しになりますけれども、助成対象を中学生までにするか、あるいは高校生までにするかということですか、所得制限を撤廃するかどうかですか、全体の金額の試算ですとか、市の財政状況を踏まえて議論をする必要がありますので、1年間かけて医療費の助成範囲の対象については市内で検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今この時点で高校生まで進めるということについては、答弁は控えさせていただきたいというふうに思っております。

おります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(柴田健治) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、決算見込みに関連して財政調整基金の残高の関連です。

確かに、令和4年度末の財政調整基金の残高の見込みにつきましては33億4,300万円ということで見込まれております。この金額につきましては、一時の財政調整基金を持ってない時期に比べますと一定の備えができたというふうに考えておりますけれども、今後、必要な財政出動、不測の事態に備えた財政の基盤づくり、そういったことを考えますと、やはり今後も、引き続きこの財政調整基金で備えて、安定した財政運営ができるということを考えていかなければならないというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(勝山貴之) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、マイナンバーの関係で、国保の資格確認書についてお答えをさせていただきます。

代理申請でも職権でも可能なのであれば、全て職権にしたらという御質問でございましたけれども、先日、マイナンバー法の改正が行われまして、その中で健康保険証につきましては、オンライン資格の確認を受けることができない状況にある方については、本人の申請に基づき発行される資格確認証により被保険者資格を確認するための規定を医療保険各法に設けるということで設定されているというところがございますので、全てを職権でということとはできないということになっております。

ただ、できるだけ資格確認書を持っていない方という方が生じないように、これからいろいろと国で示されると思いますので、それについては、しっかりと皆さんに周知をしていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(佐藤靖久) 酒井議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、戸籍の氏名の振り仮名との関係と、パートナーシップ制度の関係の二つについてお答えをさせていただきます。

戸籍への氏名の振り仮名との関係については、大混乱が想定されるのではないかとということでお話をいただきました。

実際に小樽市に本籍を置いている方は15万人程度いるということで聞いてございますので、単純に本当にその業務をやるといことになると、相当程度の業務量負担が生じるというところについては想定はされるところでございます。そういったことから、国には過重な負担が生じないような方策を検討いただきたいということで市長から御答弁を申し上げたというところがございますので、その取扱いがどうなるのかということを待ちたいというふうには思っているところでございます。

あともう1点、パートナーシップ制度についての議会への提示時期ということで御質問いただいたかと思いますが、これにつきましては第3回定例会に一定程度、こちらの考え方なりをお示しできるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局事務部長。

○病院局事務部長(佐々木真一) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

まず、同門意識の強い診療科での紹介制につきましては、先ほど局長からも御答弁させていただいておりますが、患者さんの症状などで当院以外の治療が望ましいという場合につきましては、専門性や機能などの問題でどうしても当院を紹介しないという場合は出てくるかというふうに思っております。

同門などの部分につきましては、例えば術式とか術後の管理あるいはリハビリの部分などの面で、同門であれば、どういうふうに行われるかイメージが付きやすいという部分もあると思いますが、そうでなければ分からないで心配というようなこともあろうかというふうに思っています。

そういうことが起こらないように訪問活動などを通じて説明させていただき、時間をかけながら地域医療支援病院として少しずつ信頼関係を築いていく必要があると思っております。

当院が地域医療支援病院として、地域のかかりつけ医を支援していくことで得られる評判なども信頼につながっていくのではないかと考えておりますし、紹介制になじまないという部分につきましては、今やっている紹介制を中心に地域医療支援病院になったときにはやっていくつもりで、段階的にやっていくというふうに考えておりますので、そのような心配については段階的にやっていくということで御理解いただければというふうに思います。

あと、スケジュールの部分でございますが、これまで当院は、当院の持つ機能などに鑑みて、がんの拠点の病院になって、次は地域医療支援病院ということで考えてきたところでございます。

当院といたしましては、慎重に進めていくという中で昨年から紹介制を試行し、市民の方々の御意見をはじめ、窓口などの状況などで課題があれば、それらを把握しながら改善していくことなども想定して取り組んできたところでありますが、これまで大きな混乱もなく、紹介制についての市民の皆さんの御理解も進んできていると考えておりますので、今後は、地域医療支援病院になった場合の具体的な案を、丁寧な説明を行いながら示していき、御協力を求めてまいりたいと考えておりますので、来年4月に向けて進めていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 酒井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、朝里中学校の再整備の時期をいつ示すのかという再度のお尋ねでございますけれども、先ほども御答弁をさせていただいたように、これから関係部局と協議をしていくこととしておりますけれども、本年第3回定例会でお示しができるよう、鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、二つ目が、長寿命化計画の見直しをさせていただくという答弁についてですけれども、いつまでに示すのかということでございますけれども、長寿命化計画に係る財源の確保の問題だとか、そういったものもございますので、財政サイドとの協議も必要だというふうに考えております。これらの協議を必要といたしますので、今後できるだけ早期にお示しをできるように取り組んでまいります。

続きまして、学校給食費の無償化に関わって、通年で無償化にしていくということを教育委員会から市長に申し入れていくべきだというお話でございます。

学校給食費については、学校給食法において保護者負担というふうに示されているところでございますけれども、来年度以降も今年度同様に、学校給食費について交付金の活用が可能な場合については、その活用について市長にも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

交付金がない場合については、限られた財源の中での取組の必要性でありますとか、他の事業との優先順位、その手法の在り方についても検討しながら、財政サイドとも協議をしていく必要があるものというふうに考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

○4番(酒井隆裕議員) 再々質問を行います。

新幹線についてであります。

新函館北斗駅の話でありますけれども、これも新函館北斗―札幌間の22本停車のことで様々な便があるというようなニュアンスの発言だったと思うのですけれども、そこで出てきたのが、類似したところでは終着駅の手前の駅だという話だったのですけれども、具体的にどういった駅を想定されて、この終着駅の手前なのか、有名な終着駅の手前だったら東京駅の手前は品川駅だから、それは止まるのは当たり前だろうと思うのだけれども、そういうことではないと思うので、改めてその点についてお答えをしていただければというふうに思います。

それから、バス転換の話で、代替について、代替手段となると早い段階で考えなければならない、具体的には恐らくデマンド交通などという形が言われているのだけれども、そういった形の自治体になったら、もうデマンド交通すらもなくなりました。だからこそ私はとても危険だというふうに思うのですけれども、その点について、現時点での考え方を改めてお答えをしていただければというふうに思います。

それから、決算見通しの財政調整基金について、改めてお伺いしたいというふうに思います。

一定の備えはできた、不測の事態に備えてという話なのだけれども、私が言っているのは、不測の事態に備える部分も含めて、現在残高がたまっている状況にあるのではないかと。であれば、それ以上についてはしっかりと、やはり市民に還元するということが必要ではないのかという話でありましたけれども、先ほどの御答弁の中では、一定の備えはかつてと比べればできたけれども、不測の事態に備えてという話があったので、いや、もう不測の事態も含めた金額ではないのですかと私の質問ですから、それについてお答えしていただければというふうに思います。

それから、公園についてであります。

公園については、めり張りをつけてというような形で、具体的にはこれからだという話がありましたけれども、やってくれるというのは、私はすごく立派なことだと思うのです。ただ、現実問題として、公園を新たに造れるだけの面積が一体どれだけあるのかという話。

それから、公園についても、現在あるところはその遊具を改修するとかということではいろいろなことができるだろうけれども、実際ないところは一体どうするのかということも含めて、やはり考えていかなければならないというふうに思うのです。それを全部含めた具体的な検討をしていくということなのか、公園について改めてお伺いしたいと思います。

それから、地域医療支援病院についてであります。

進めていくというお話だというふうに思うのです。ただ、私は、今やっている紹介制の段階で進むという形になればスムーズになると思うのですけれども、それをさらに広げてしまって、この科も紹介制にしていきます、この科も紹介制にしていきますという形で大きくしていくという形になると、どうしてもやはり無理が生じてくるだろうと。先ほど診療科目によっては全然紹介してくれないというところがあります。本当に、てっきり小樽市立病院に紹介してくれると思ったら別の病院を紹介されて、それでかなり文句を言っている方もいたのです。

だから、そういった形になってしまうと、結局かかりつけ医といいながら、そういった紹介してくれる病院をどんどん回らなければならぬという話になって、それでは元も子もないという話になると思うのです。

先ほど4月からを目標にしてという形になりますけれども、やはり今やっている紹介制の科目から広げるという考えなのか、それとも今やっている紹介制のままという考えなのか、改めて確認したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、終着駅の一つ手前の駅で、新幹線単独の駅で参考にした駅はどこなのかというお尋ねでありますけれども、今回、条件類似駅として参考にさせていただきましたのは、七戸十和田駅であります。こちらは新幹線駅単独で新青森駅の一つ手前という立地条件であります。参考までに申し上げますと、2019年度の乗降客数は約1,500人というふうに伺っております。

それから、バス転換の関係で代替交通のお話だというふうに思いますけれども、基本的には先ほども申し上げたとおりでありますけれども、どちらにいたしましても、地域住民の交通手段を確保することは沿線自治体の責任だというふうに思っております。しかしながら、多額の費用などもかかるケースも想定されるというふうに思っておりますので、これらにつきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中でもこれからいろいろ議論がなされるというふうに考えておりますので、そういった推移をまず見守っていききたいというふうに思っているところでございます。

それからもう1点、公園の整備についてお尋ねがありました。先ほど申し上げましたように、公園に対する要望というのは大変多くなっておりますので、しっかりと対応をしなければならないという思いは先ほどお話をさせていただきましたけれども、新しい公園を造るということではありませんで、今ある公園をどのように整備していくかということが主眼になってくるかと思えます。

いろいろと子育て世代の皆さんの御意見を踏まえますと、例えば花園公園のような大きな公園の遊具、あるいは遊戯施設を充実していただきたいという声がある一方で、地域にある小さな公園の整備をもう少し充実させていただきたいという様々な声が公園要望に対してありますので、そういった意見を一度整理させていただいた上で、地域の皆さん、そして若い世代の子育て世代の方々に納得いただける公園整備を、来年1年間でやるわけではありませんで、少し継続して、小樽市内にある公園施設の充実拡充には努めていきたいというふうに思っております。

詳細については今お答えできませんけれども、地域の皆さんや若い子育て世代の方々の御意見を踏まえた上でこれから考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（柴田健治） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、決算見込みと財政調整基金の残高に関してというところでございます。

不測の事態にも備えた上での財政調整基金の考え方ということでございますけれども、現状におきまして、当初予算編成の場合に、まだこの財政調整基金からの繰入れを行い収支均衡を図る状態にあるということ。

また、社会情勢が日々変化する中で市民のニーズも変化しておりますけれども、市民のニーズに応じた必要な施策に適切に応じていくための財源ということを考えて、今後についても備えはしていかなければならないということで考えておりますので、御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局事務部長。

○病院局事務部長(佐々木真一) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

紹介制の拡大の部分でございますが、我々といたしましても、いきなり来年の4月に拡大をしていくということは市民の混乱とかにもつながりますので、そういうような拡大方法は考えておりません。あくまでも今、紹介制をやっている診療科に、さらに付け加えた形で拡大をしていきますが、その拡大する診療科についても試行期間を設けまして、一定程度問題などを把握して、場合によっては拡大の中に入れないということも視野に入れながら、窓口の状況、あと市民の皆さんの御意見等を踏まえながら慎重に進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松井真美子

議員 佐藤奈緒美

令和5年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和5年6月21日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白濱聡議員、橋本布美絵議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 新たな任期が始まりまして、初めての質問となります。本市のみならず、この国が危機にさらされている人口減少、先般の選挙戦を通して、この問題に触れなかった議員はいなかったのではないのでしょうか。

初めて国勢調査が行われたのが約100年前の1920年。当時は小樽市ではなく小樽区で、人口は約10万8,000人、現在とほぼ同等の人口規模でありました。行政区面積は今の4分の1以下で、人口密度も高く、活気のある都会であったことでしょう。1964年に人口のピークを迎え、約20万7,000人。1世紀の間に倍増、そして半減を経験してきたということです。この数十年の人口減少に伴い、市民の年齢構成も大きく変化しています。1990年に65歳以上の老年人口が14歳以下の年少人口を上回ってからは、今に至るまでその差は開く一方です。このままでは、2040年には15歳から64歳までの生産年齢人口すら老年人口が超えてしまう超高齢化の時代を迎えることから、今こそ対策に全力を傾けなくてはなりません。

そもそも人口減少の何が問題なのか、簡単に整理をさせていただきます。

一つ目に、財政への負担。人口減少により労働力や税収が減少すると、自治体の財政への負担が増える可能性があります。高齢化に伴い、医療費や介護費の需要が増加し、同時に税収が減少すると財政のバランスが崩れる可能性があります。例えば、日本の一部の地方自治体では、高齢化と人口減少により財政赤字が深刻化している事例が報告されています。

二つ目に、公共サービスの縮小。人口減少により需要が減少すると、自治体が提供する公共サービスの維持が難しくなる可能性があります。例えば、学校や公共交通機関などの利用者数が減少し、施設やサービスの縮小・廃止が検討されることがあります。これは、特に地方の人口減少が進んでいる地域でよく見られる傾向です。

三つ目に、地域経済の低迷。人口減少で需要が減少し、地域経済にも悪影響を及ぼします。消費が減少し、地域内でのビジネス活動や雇用創出が停滞することがあります。また、若年層の減少と高齢化により、地域内のイノベーションや起業の活性化が妨げられることもあります。

地域の衰退と人口流出。人口減少が進むと、地域の魅力が低下し、若い人材の流出が進むことがあります。就職や教育の機会の減少、医療や福祉の不足などが魅力低下の要因となり、地域の衰退がさらに進む可能性があります。

つまり、経済が毀損され、医療リソースも不足、行財政は立ち行かず、地域社会が成り立たなくなっ

てしまう、こんな危機的な状況がこのままでは訪れてしまう。そうした課題を直視した上で、将来に向けた議論をしていきたく思います。

まず、人口減少には、出生数を死亡数が上回る自然減、転入者数を転出者数が上回る社会減があります。本市では、その双方が起きている状況です。迫市長は、2期目の公約として、社会減対策を強化していくと掲げておいででした。その意図としては、社会減対策が即効性のある施策であるからという理由でよいのか、改めて確認をさせていただきます。いかがでしょうか。

その上で、社会減対策として位置づけている主な事業について、定住性を高める転出回避、転入者を増やすための移住促進、この点、いま一度御説明を願うものです。

また、社会減対策の数値目標はどのように設定されているのか、お示してください。

社会減対策の中で、転出回避のために住みやすいまちとして定住性を高めるよう、内向きの施策効果を上げ、今住んでいる方々の満足度を高める必要があります。対して、転入者を増やしていくのは、移住促進として外に向けたPR、また、市民でない方に対して予算を割き、リターンとして移住者増加を狙うということになることから、プロモーション予算は、ある意味、先行投資と考えられます。

札幌市近郊の自治体を見ても、江別市、恵庭市などは札幌市から比較的若い世代の流入が見られます。江別市は14歳以下人口が増えていて、移住促進の事業も功を奏していると考えられます。ただし、自治体ごとの社会増減は、マクロで見るとその時点では人口の移動であり、本質的な人口増ではありません。

例えば、東京都から小樽市に移住してきたAさん夫婦。東京都にいるときは、経済的にも時間的にも余裕がなく、子供を持ちたいが諦めざるを得なかった。しかし、小樽市であれば通勤時間も短く、物価も比較的安い。心理的にもゆとりができたことから、子供を望み、このたび3人家族になった。この事例では、移住による社会増に加え、東京都には産まれることがなかった1人が、市にとっても、国にとっても自然増になっています。そうした積み重ねが人口減のスピードを緩めていくことにつながります。

昨今、社会減対策として、子育てしやすいまちを標榜する自治体は加速度的に増えています。少ないパイの奪い合いになってしまうため、自治体の子育て支援は過当競争になり、結果として予算の多寡で優劣がつくことになってしまう。ですから、他市と同じ土俵ではなく、差別化を図ることができるアプローチをするほうが得策ではないかと考えます。そうした意味では、今年度から始まっている親子ワーケーション事業など、独自性が高く、とがった施策展開をすることで、ニュースバリューも生まれます。

そうした観点でこの間、私も様々な御提言、特に先進的な案なども申し上げてきましたが、度々壁にぶつかりました。それは行政の前例主義です。社会増を目指すには、ほかの自治体に取り組んでいない事例を創出できるかが差別化につながってくると考えます。そのためにも、前例にとらわれない柔軟な発想での行政運営が望まれます。もちろん、そうした気概を持った理事者もいることは承知をしていますが、ここで問いたいのは、全体の体質としてのことであります。この点についていかがお考えか、お答え願います。

ここで、関連する施策の各論について、もう幾つか触れたいと思います。

移住促進にはPR、とりわけデジタルマーケティングが重要です。移住志向のある比較的若い層に対する広告のタッチポイントは、一般論として、グーグルなどの検索エンジン、ホームページへの誘導など、基本的にはウェブに関わる部分が多くを占めることとなります。ただ、SNSの広告はセオリーで言えば、移住の場合それほど効果的でない可能性があるということもお伝えしました。また、訴えかけ方、つまり広告コピーも重要です。データを多面的に取得し、事業後に効果を分析・検証することを意識したスキームにしなくてはならないと感じます。

ここでPRに要する費用について伺います。

直接的に移住を呼びかけることに使う広告費は年間どの程度の額を充てていますか。費用対効果のほかり方についても御説明ください。

移住を呼びかけるターゲットについても、ペルソナ設定などで、より戦略性が高まることは、以前から申し上げてきました。ここでUターン・Jターン希望者をターゲットとした事業について伺います。

Uターン・Jターンということは、進学等をきっかけとして地元を離れていた小樽市ないしは近隣の出身者で、その方々を呼び込むということです。移住先がふるさとの近隣であるということになれば、転居の心理的障壁も低くなると考えられます。本市で行われている移住・定住促進住宅取得費等補助金の事業は、対象者としてUターンの方が多く当てはまることと思います。

この事業は、移住者が中古住宅取得をする際、市内に2年以上、親ないし子がいて、3世代同居か近居になるという場合に、最大で100万円の補助を受けられるというものです。申し上げたように、中古物件の取得、3世代同居・近居を要件とする補助だと認識していますが、1点目として、本事業において、近居とはどのように定義されていますか。

既存の建築ストックである中古物件を活用するというので、空き家対策にもつながるものと考えます。空き家問題は、本市でも様々生じていますが、空き家バンクの制度は、現状登録もほとんどなく、ある種、形骸化しています。制度見直しの必要性を感じますし、移住施策や子育て世帯の住宅施策など他の事業との連携をして、発展させていくことを求めて伺います。

移住・定住促進住宅取得費等補助事業と建設部における空き家対策、例えば、空き家バンクとの事業間の関連性についてはどのようになっていますか。

人口減少は、様々な要因が複雑に絡み合っているのは周知のとおりで、解決するためには、様々な施策を負担して有機的に結びつけなくては効果は最大化できませんし、同時にミクロの視点で各課題も理解しなくてははいけません。木を見て森も見るというイメージです。

ここで、自然減、とりわけ少子化対策の話を行います。

政府も異次元、次元の異なる少子化対策と言っていたことを受け、これで本市の少子化問題が解決に導かれることを期待していたのが本音でもありましたが、6月13日の会見で示された内容を拝見し、やはり小樽市が頑張らなくてはいけないと理解をいたしました。自然減を克服するには長い年月を要します。一度に多くの方が亡くなることはあれど、一度に産まれる子供の数には限度がありますし、今日、産まれた子供が明日、二十歳になるというようなことは起こり得ないのです。かといって、自然減は仕方ないと諦めることもできません。

小樽市の合計特殊出生率について、全国、北海道と比較しても低い水準にあります。第7期小樽市総合計画における合計特殊出生率の目標値は、令和元年から10年の平均で1.27となっています。数値目標の設定の際の算定根拠と、昨年までの平均値についてお示しください。

また、少子化対策は、まさに国を挙げて取り組む大きな課題です。本市も合計特殊出生率の目標を上方に見直し修正することは考えられますか。

政府の目標は2030年の出生率1.8を目指すということで、小樽市も現状より上を目指していかなくてはなりませんし、それにはやはり長期的な施策を要します。

ただ、少子化が問題だとこれだけ言われていても、多くの方は我が事として考えていないとも言われています。それはそれで理解もできるのです。そもそも少子化が大変だから地域や国のために子供を産もうという話ではないからです。日本が置かれている少子化の現状として、1990年代産まれの方が出産に適した年齢であるうちに手を打たなくてはならない。比較的経済の余裕のある家庭で子供が増え、そ

うでないところで減っている。子育て支援は、産んでも大丈夫と思えるような一つのファクターでしかなく、子育て支援と少子化対策は重なるところはあってもイコールではない。かつてと比べて、近年は一人っ子も減っていったって、子を持つ世帯の平均では約1.9人。そして、望む方が第1子にたどり着かないことも大きな原因。これらは、本市にとっても当てはまることだと考えます。

特に、第1子にたどり着かないということには、収入との関連が深いということが示されています。かつて子供は労働力でした。多産多死の時代から、医療や食の進歩で多産少子になり、社会的価値観の変容で少産少死になっていく。産業革命前後で多くの国家がたどった道です。

労働力としての子供という価値観は今の社会にそぐわないことから、家計にとっては、基本的には子供は支出となり、育てるのにはお金がかかるから、経済的余裕がない方は、子供を諦めるということになります。それゆえ、以前も申し上げましたが、経済的な理由から子供を諦めることがないようにすることが望ましく、若年層の未婚カップルあるいは既婚の低所得世帯に対してのサポートが必要になってきます。これは金銭の直接的な支援にのみ限られるものではありません。労働者のリスクリングを支援することで職能給的なものが加算されるようになること、転職でキャリアアップを図ることもできます。また、事業所に対し生産性向上のための支援を行うこと、商品の付加価値を上げていくことで給与水準を高めていくことなども考えられます。

本市では、少子化対策として、このような取組は行っていますか。

若者が社会に出る際、雇用形態が正規か非正規かが、後の婚姻率に影響を及ぼすという研究データもあります。つまり、通年での雇用、安定した収入は、出生数増加に寄与すると言えます。その観点で地域経済について伺っていきます。

本市の産業構造として、観光が基幹産業であることから、第三次産業、サービス業の従事者が多くなっています。全国的に見ても、サービス業では非正規の雇用形態が多く、女性はその役割を多く担っています。配偶者がいる場合、控除の都合で意図している人も少なくないため、望む・望まない非正規の実態が見えづらい状況ですが、いずれにしても正規雇用に比べると収入の安定性を欠くことは確かです。

また、製造業では、昨今の物価高によって、仕入れ値も上がっているが、売れなくなるからコストカットのために人件費を抑える。現場は人手不足で激務だけれども給料は上がらない。こうしたびつな経済構造は、本市にも見られる状況です。商品価格に適正な人件費を転嫁させなければ、消費のための原資が生まれません。極端にデフォルメして申し上げれば、物価とともにしっかりと所得が上がるというのが経済成長のメカニズムでありましょう。

そのためにも、今般の円安の状況下で戦略的に外需を取り込まない手はありません。インバウンド客に向けた高価格帯の商品の造成、あるいは国外マーケットに向けた販路拡大は、本市の経済回復に向けた道筋になるかと考えます。海外に向けた販路拡大に関して、本市が行う既存の事業にはどのようなものがありますか。あるいは、助成など間接的に関わる事業はどうですか。あわせて、効果の検証についても御説明をいただけますか。

高単価の商品という意味では、観光の分野においても、富裕層観光あるいは高付加価値型観光という価格帯の旅行形態もあります。一度の旅行で1人100万円以上の消費額というのが定義とされています。シンプルに考えても、コストカットで低廉な商品造成には限界がありますが、高価にするのは青天井であるため、大いに伸び代があると考えます。高付加価値、高単価の観光商品のコンテンツ造成に対する本市の御所見はいかがですか。

アクティビティーや文化体験などで滞在時間を延長させ、小樽市のまちの魅力を満喫していただく。そして、薄利多売ではなく、客単価を上げることで、接遇の質や商品価値を高めることにもつながる。

それがサービス業の待遇改善にもつながり、ひいては小樽経済全体に波及し、好循環を生み出していく。

付加価値が高いということは、非代替性が高いということです。まちとして、他の観光都市との差別化、人であれば、スキルを身につけることでその収入を上げていくということにつながります。

ここで、現状の雇用環境について伺います。

本市の観光産業における正規・非正規職員の割合について、どのように押さえていますか。

富裕層観光のように、高価格帯の宿泊を勘案すれば、観光税の仕組みも再考の余地があると考えます。宿泊税に関しては、定額の方向性が示されてきましたが、1泊1万円の部屋と1泊20万円の部屋、どちらも同じ額でよいのでしょうか。観光税の議論において想定する宿泊料の幅が狭いようにも感じます。本市の見解を求めます。

もっと言うと、宿泊税は定額ではなく、率、つまり料金に対しての割合で考えるほうがよいと考えます。定額制は、低廉な料金を求めるお客様に対して逆進性が高くなってしまっても感じますが、いかがですか。

観光税を基にして、さらに観光客を呼び込めるよう環境整備を行う。そこでまた観光税収入が上がるといった好循環をつくることが望まれます。

次に、企業誘致等に関連してお聞きます。

広域での大きな開発などに関わり、情報を集めて、中期的なスパンで流れを予測し、先んじて動くということが、他市と比較して優位性を得ることにつながります。例えば、世界的に半導体が不足する中で、千歳市にはラビダス株式会社が5兆円規模で工場を造るということは、連日の報道で御承知のとおりであります。周辺地域にも経済波及効果をもたらされると考えると、早期に手を打つ必要もあります。半導体関連産業への企業誘致は戦略的に行うべきと考えますが、御見解を求めます。

ラビダス株式会社関連でもう1点。他の自治体との連携体制や情報共有などについてお考えがあればお聞かせください。

人口減少対策と地域経済雇用対策についても一体的に取り組んでいただきたいと思います。

ここまで、人口減少に歯止めをかける対策について伺ってきましたが、対策をしてもなお、現実論として、今後100年にわたりペースの緩急はあれど、人口が減ることからは逃れることはできません。しかるに、人口減に耐え得る社会と行政組織をどうしたら構築できるのかも、より具体的に想定していかなくはならないのです。

その観点から、以前もお聞きしていますが、人口減少が続く中での行財政運営について、市としての大きなビジョンをお聞かせください。全体的にダウンサイジングしていくのか、あるいは強弱をつけながら、まさに選択と集中でドラスチックに変えていくことになるのでしょうか。

次に、交流人口と関係人口について伺います。

交流人口とは、簡単に申し上げますと、観光等の目的で地域の外から訪れる方々で、その地域への思い入れはそれほど高くない方のことを指している言葉です。類似の語句として、関係人口があります。観光以上定住未満とも表現されますが、地域貢献志向、地域支援志向など、交流人口と比較して情緒的な応援の意思が付加されるものです。毎年、ふるさと納税をしていただける方のように物理的な往来がないという方も関係人口に分類されます。人口が減る分、交流人口、関係人口の増加で補うという考え方もできるかと思えます。

ハードリピーター化や二地域居住の推進について、さらに可能性を探ることを検討していただけますか。場合によっては、定住以上にまちと深く関わる方もいることから、新たな地域コミュニティーの在り方として強く意識していただくようお願いするところです。

そこから最後に、本市の将来像の共有についてです。

総務省が作成を呼びかける地域の未来予測に関して、以前お聞きした折には、小樽の将来像の可視化は必要だと市長からも御答弁をいただきました。そうした理念の共感から、次は実際に動き出すフェーズに入っていただきたいのです。このままの将来と、うまくいった将来など、市民の皆さんと意識を共有できる方法を具体的に御検討いただけないでしょうか。

この質問中に申し上げた、前例主義から脱却することは、イノベーティブな地域を目指すこととも言い換えられます。かつて小樽市は、高速で近代化が進む、技術でもカルチャーでも最先端のまちでありました。それは今でも誇らしくある一方で、先人たちの遺産だけでなく、我々が自ら立つことができるよう、矜持を新たにしていまいりましょう。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少について御質問がありました。

初めに、社会減と自然減についてですが、まず、社会減への対応を強化する理由につきましては、本市のみならず我が国全体の少子高齢化が進む中、一自治体のみで自然減に歯止めをかけることは難しく、時間を要することが想定されますので、まずは、政策による効果が見込まれる移住や定住の促進など、社会減に歯止めをかける取組を重点的に進めることとしたものであります。

次に、社会減対策として位置づける主な事業につきましては、子育てに関する事業としては、保育料の引下げをはじめとした子育て世帯の負担軽減や、産婦健康診査費用の助成など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施し、仕事に関する事業としては、サテライトオフィスの誘致に向けた事業や、若者の創業支援の強化など、新たな雇用の場の創出や、新規創業への支援を実施しております。

また、移住に関する事業としては、相談体制の充実を図るため、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを運営するなど、子育て、仕事、移住の三つの対策を柱に、社会減対策に取り組んでいるところであります。

次に、社会減対策の数値目標の設定につきましては、社会減の抑制は、市の事業全体の取組による効果の現れと考えられるため、政策ごとに効果を測定することが難しく、具体的な数値の設定はしていませんが、目指すところは、転出者の減少と、転入者の増加による社会動態の改善であります。

次に、組織として前例にとられない行政運営につきましては、戦略的な人口減少対策に取り組むため、人口戦略推進本部を設置するとともに、今後は、若手職員で構成する戦略的な政策検討グループを設置する予定であります。

これら新たな組織により、分野横断的な取組を検討し、全部局の職員が一体となって、本市の強みや特性を生かした施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、直接的に移住を呼びかけるウェブ広告費につきましては、令和4年は、オンライン移住体験ツアーとテレワークモニターツアーの参加者募集の際に、大手検索エンジンのグーグルやヤフーにおいて、本市のサイトへ誘導するためのウェブ広告などを掲載し、その費用は約50万円であります。

また、費用対効果につきましては、広告の表示件数に対する本市のサイトへの誘導件数により測定をいたしております。

次に、移住・定住促進住宅取得費等補助金における近居の定義につきましては、子育て世帯と親世帯が共に市内に居住することとしております。

次に、移住・定住促進住宅取得費等補助金と本市の空き家対策の関連性につきましては、同補助金の活用を前提に、中古住宅の取得に関する相談を受けた場合には、空き家バンク制度に協力していただいている市内業者19社を紹介し、空き家の有効活用を図ることができるよう取組を進めております。

次に、総合計画における合計特殊出生率の目標値につきましては、平成27年に策定した本市の人口ビジョンにおいて、国が目指した数値と同じ1.8を令和22年に達成するとした場合、5年ごとに0.136上昇していくことになるとした試算に基づき算定をしたものであります。

また、実績の平均値につきましては、総合計画の初年度に当たる令和元年から直近の数値の令和3年までで申し上げますと、1.07となっております。

次に、合計特殊出生率の目標値の見直しにつきましては、総合計画における基本計画の改定を令和6年度に予定をしております、設定されている各指標やその目標値を含め、見直し検討の対象としていることから、合計特殊出生率の目標値についても、社会情勢の変化や実績値の推移等を踏まえながら、検討することとしております。

次に、市が行う事業者等への支援につきましては、事業者への支援として、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が導入する先端設備に関わる固定資産税の減免を行っているほか、地域雇用活性化推進事業や小樽産品販路拡大強化支援事業で市内事業者の商品の開発や改善などの支援を行っております。

また、労働者への支援として、就農直後の経営確立を支援する助成を行っているほか、季節労働者の通年雇用化を促進する小樽市季節労働者通年雇用促進協議会が行う技能資格取得支援事業等への補助を行っております。

こうした取組は、事業者の収益力を高め、市民の所得の向上や雇用の確保につながることから、少子化対策に寄与するものと考えております。

次に、人口減少と地域経済についてですが、まず、事業者への海外販路拡大支援等につきましては、札幌市や札幌物産協会などで構成する札幌食と観光国際実行委員会に自治体会員として負担金を支出しており、海外バイヤー向け商談会などの事業に市内企業数社が参加し、成約に至っていることを確認いたしております。

また、間接的な支援等につきましては、農林水産省が実施する食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業に申請する事業者へ間接補助を行っており、申請時に輸出事業計画を策定しておりますので、今後、計画の進捗確認により、効果を検証してまいります。

次に、高付加価値、高単価の観光商品のコンテンツ造成に対する本市の所見につきましては、宿泊施設の高付加価値化改修などの設備投資や、本市の持つ歴史、文化、港、自然などを生かした魅力ある旅行商品の造成などにより、富裕層の誘客が期待をされます。

これらの取組を通じ、観光事業者の収益が向上することで、さらなる設備投資や従業員の待遇改善など、雇用の確保や安定、所得の増加が見込まれることから、地域経済の好循環につながるものと考えております。

次に、本市の観光産業における正規・非正規職員の割合につきましては、市では現在、観光産業を抽出した調査は行っておりませんが、毎年度、小樽市労働実態調査において、日本標準産業分類に準拠した産業別の従業員の構成割合を調査しております。

その中で、観光産業に分類される事業者が多く含まれると考えられる飲食店、宿泊業における令和4

年度の従業員構成は、正規従業員の割合が35.9%、非正規従業員の割合が64.1%となっております。

本市の産業全体の正規従業員の割合は64.7%でありますので、観光産業における正規従業員の割合は低いものと推測しております。

次に、観光税議論で想定する宿泊料の幅につきましては、令和4年8月、本市が宿泊施設を対象に実施をした宿泊税導入の検討に係るアンケート調査によりますと、最高となる5万円以上の部屋数は1%に満たない状況であることから、現状の想定は妥当であるというふうと考えております。

次に、宿泊税の税率・税額につきましては、本年2月に手交された小樽市観光税導入に係る有識者会議からの提言書では、「簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはないことなど、公平性及び応益性の観点から、「定額制」による一律での課税とし、宿泊料金での段階税率は設けるべきではない。」とされており、現時点では定額制が望ましいと考えております。

次に、半導体関連産業の企業誘致につきましては、ラピダス株式会社が技術開発、量産製造を目指す半導体は、最先端の次世代型半導体であることから、高度な技術力が求められ、参入障壁は高いものと考えておりますが、半導体関連産業の設備投資動向も注視しながら、本市に立地可能性があるターゲット企業を選定し、誘致に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、他の自治体との連携体制や情報共有につきましては、北海道などが主催する半導体産業セミナーや次世代半導体プロジェクトに関する説明会に職員を参加させているほか、北海道へのデータセンター立地活動を行う、北海道ニュートピアデータセンター研究会などから関連する情報を収集しております。

また、石狩湾新港地域への企業誘致に関しましては、石狩市や石狩開発株式会社などとも情報共有しながら、本市への立地に向け連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口減少下の自治体運営についてですが、まず、今後の本市の行財政運営につきましては、人口減少や少子高齢化により、市税などの一般財源収入の確保が難しくなることが想定され、また、老朽化した公共施設の建て替えなどが控えている状況において、中長期的な視点も持ちながら収支改善に取り組むことで、将来にわたり行政サービスを安定的に提供できる、持続可能な財政構造の確立を目指す必要があるものと考えております。

一方で、限られた財源の中ではありますが、将来に向けた重要課題である人口対策、自治体DXの推進、脱炭素社会の実現などに対しては、後年度の財政負担に留意しながらも、財源を重点的に配分するなどのめり張りをつけながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、二地域居住の可能性の検討につきましては、コロナ禍をきっかけに、働き方や住まいに対する考え方の変化が加速していることから、二地域居住の研究も進めながら、関係人口の創出や拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽の将来像を市民の皆さんと共有できる方法の具体的な検討につきましては、国が提供する地域の未来予測やリーサス、千葉大学が提供する地域の未来カルテなどの分析ツールにより、グラフで地域の現状や将来像の可視化が可能になってきておりますが、より分かりやすい情報共有手法などを研究しながら引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

○18番(高橋 龍議員) 幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、社会減対策の目標設定に関してなのですが、やはり施策ごと一つ一つ図ることが難しい

ので設定はしていないのだという御答弁をいただきました。これは一つ一つの施策ということではなく、例えば全体的な目標設定みたいなことができるのではないかというふうに思っているのです。

ただ、その分析をするときに何が要因か分からないから、設定をする意味があまりないのだと言われてしまえばそうなのかもしれないのですけれども、これは、合計特殊出生率を上方修正する、見直しを検討するというようなお話もありましたので、例えば総合計画の中間見直し等で、こちらでも社会減対策としてある程度、その目標設定みたいなのは考えていただけないかというふうに思うのです。こちらに関しての御見解をいただきたいというのがまず1点目です。

次に、空き家バンクの関係で、今連携はしているということでお示しをいただきましたが、ただ、問題としては、やはり空き家バンクの絶対数が少ないということだったのです、きっと。なので空き家バンクそのものに、てこ入れの必要もあるのかというふうに感じていますけれども、こちらに関しても、少しお考えをいただければと思います。

3点目です。経済政策、各種事業に関して少子化対策として行っていますかというふうに聞いたものに対しての御答弁で、関連はしているから少子化対策の一環でもあるというようなお答えだったのですけれども、私が聞きたかったことというのは、少子化対策を意識してこの事業設計を行っているかということなのです。なので、今いただいたお答えというのは、そういう意味でも、入り口の時点で当てはまるのだということでお答えいただいたということなのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

そして、観光税の議論の部分です。

本市の観光税の議論の中で、宿泊料金の設定、幅が狭いのではないかというお話をさせていただいて、御答弁としては5万円以上の部屋が少ないから、必ずしも議論の中で、料金設定の幅が狭いというわけではないということでお答えをいただいたのですけれども、他方で、今、高付加価値化を図っていくことになっているわけです。そう考えると、その部屋数の割合だけではなくて、売上げベースで見なければいけないのではないかと思います。つまり、1万円の部屋を100室売るというのと、100万円の部屋を1室売るということで、同じ売上げにはなりますけれども、前者であれば、例えば、今お話にあった数百円、200円とかの議論で言うと200掛ける100室分だけでも、後者であれば、100万円分の部屋1室で200円、ここは見直していく必要があるのではないかというふうに感じたということなのです。

この件に関して、もう少し売上げベースでの議論みたいなものは検討していただけないかと思うのですけれども、この点をお聞きして、再質問は終わりたいと思います。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、社会減の目標設定について考えられないかというお尋ねでございましたけれども、何らかの目標設定というのはやはり必要だというふうに思っております。例えば、少し調べてまいりましたけれども、転出の数で見ますと、平成20年頃というのは、転出者数というのが毎年5,000人ぐらいおりましたけれども、令和4年で見ますと転出者というのは3,500人程度ということで、この転出者数というのが、この十数年で減少傾向にあるのですけれども、こういった社会減がどうして減ってきているのか。小樽市にとってはいい傾向ではありますけれども、こういった動態をしっかりと分析していかなければ目標設定の根拠にはなかなかかなり得ないと思いますので、まずはこういった社会減の動き、要するに転

出の動きですとか、転入の動きだとか、こういったものをしっかり分析をさせていただいて、その上で、今お尋ねがあったのは、総合計画の見直しのときにでも目標設定はできないかということでございましたけれども、それに向けて、根拠がしっかりと把握できれば、目標設定につなげていきたいというふうに思っております。

それから、空き家バンクのことでございますけれども、空き家バンクと連携していくということは大切な視点だというふうに思っておりますけれども、高橋議員の御質問の中にもありましたけれども、空き家バンクそのものが形骸化しているということは、これは間違いなく事実だというふうに思っております。私としては、むしろ、もうやめてもいいのではないかとこのように思っているくらいではあるのですけれども、もう少し検討させていただきたいと思っております。

なかなかこの空き家バンクが前に進んでいかない理由というのは、昨日の御答弁の中にもありましたけれども、処分したい空き家が郊外にあたりして不動産業者として扱づらい、いわゆる市場性のない物件が多いということで、なかなか空き家バンクの中のものにこないものですから、この辺りは、課題はしっかりはつきりしていますので、この課題解決ができて、空き家バンクとしてしっかりと展開できるようであれば、その辺については考えていきたいというふうに思っております。

改正、てこ入れということでお尋ねがありましたけれども、てこ入れできるような要素があれば、てこ入れをしていきたいというふうに思っております。

3点目でありますけれども、先ほど御答弁させていただいた経済対策が少子化対策につながるのか、あるいは意識したものなのかというお尋ねでありますけれども、私としては常々職員に言っておりますけれども、それぞれが担当している仕事が、人口減少対策なり、少子化につながっていくという意識を持って仕事をするようにという指示をしておりますので、この御答弁申し上げた事案だけではなくて、職員一人一人が関わっている事業、政策が少子化対策なり、人口対策につながっていくものだというふうに私は認識をしております。

それから、観光税についてお尋ねがありました。本答弁の中では、部屋数で御答弁をさせていただきましたけれども、今、高橋議員からは売上げベースで考えてはどうかということの御指摘がありましたけれども、観光税についての考え方については、先ほども御答弁させていただいたように、有識者会議からの提言というのを、いわゆる宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはない、この部分をしっかりと尊重させていただきながら、進めさせていただきたいというふうに思っているところで、御理解をいただければというふうに思っております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 転出入の分析等に関しても、少し進めていただけるという旨の御答弁もありましたし、空き家バンクの今後に関しても少し考えていただけるということで御答弁をいただいて、ありがたいというふうには思っておりますので、そこは引き続き、お願いをしたいと思います。

そして、この空き家バンクに関連をして、空き家法の改正で住宅街等の空き家の利活用に関して、今までよりも法的な制約が少し外れるというようなお話も伺っていますので、そういったことも意識しながら小樽市の施策として展開していただければというふうには思っております。

細かい部分は、後の委員会でやらせていただきますので、今日に関してはこちらで終わらせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 高橋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 初めに、4月に行われました統一地方選挙、小樽市議会議員選挙において、市民の皆様の負託を受け、当選させていただきました、公明党の白川貴城でございます。迫市長をはじめ理事者の皆様、そして、各議員の皆様には大変お世話になります、よろしく願い申し上げます。

では、第2回定例会に当たり、一般質問させていただきます。

最初に、選挙時の投票についてお伺いいたします。

令和5年4月23日執行の小樽市議会議員選挙では、投票率が44.63%だったのに対し、平成31年4月執行の小樽市議会議員選挙の投票率は49.62%と約5ポイント減少の結果となりました。

投票率減少の理由として、政治への関心が薄れていることや、立候補者側が有権者を振り向かせるような情報発信もしていかなければいけないこと等、メディア等での指摘もあり、私自身も努力していかなければいけないと考えますが、私が御意見を伺った市民の方々の中には、投票に行く意思はあったが行けなかったという方もいらっしゃいました。その方は市営団地の高層階に住んでおり、自宅から投票所まで坂を登らなければいけないとのことで、体力的不安から投票を断念したとのことで、投票する意思があるのに、結果、棄権を選択しました。

これまでに選挙管理委員会では、そういった声は届いていたか、お示してください。

また、選挙ごとの総括を次の選挙に生かすような取組はされているのか、お示してください。

平成28年7月10日執行の参議院議員選挙から期日前投票を塩谷サービスセンター、銭函市民センターの2か所でも行えるようになり、令和4年の市長選挙までに期日前投票者が全投票者比で約5.85ポイント増加する効果が見られ、移動が困難な方々でも、この取組により意思表示が可能になったことは非常にすばらしいことだと考えます。

これは平成26年第2回定例会の秋元議員による期日前投票所の増設に関する質問に、大淵選挙管理委員会委員長長の答弁で、「今後は、国からの執行経費等の状況や公職選挙法の改正の動向を見ながら、増設の実現、時期等について、随時検討を重ねてまいりたいと考えております。」とあり、実現されたものかと思いますが、現時点でのさらなる期日前投票所増設の検討状況についてお知らせください。

選挙権の年齢が、満18歳以上に引き下げられたことを受け、将来を担う中学生、高校生を対象に選挙の出前講座実施の取組が始まり、非常にすばらしいことと考えます。一方、高齢化が進んでいく中で、投票率を上げて、より多くの民意を酌み取るためには、さらなるサービスの充実が必要と考えます。

投票所が出向く移動投票サービスは、他自治体でも実施しており、ハイエースとテントを使用した形で、御高齢の方々などが多く住む集合住宅などにエリアを絞って巡る形で実施するとしてはどうかと考えますが、選挙管理委員会の見解を伺います。

香川県丸亀市では、選挙期間中、市内のコミュニティバスの運賃を無料にするキャンペーンを実施しています。投票所の入場券が届いた日から投票日当日まで何度でも利用できるというものですが、本市ではコミュニティバスがないことから、バス会社との協力、連携でこのような取組を行い、投票率の向上につなげてはどうかと考えますが、選挙管理委員会の見解を伺います。

次に、4月の市議会議員選挙において、札幌市内で視覚障害をお持ちの方が点字投票を求めたことに対する投票所の不適切な対応について、北海道新聞で報道されておりました。

これまでに本市の選挙結果調べで、点字投票は、平成24年時点で17件あったのを機に、令和4年では6件まで減少しておりますが、点字器は選挙管理委員会で何台保有しているか、お示してください。

点字器を必要とする障害に限らず、本市での投票所で、病気、けがや高齢などの理由により、点字投

票及び代理投票となった方は、投票者数に対しどのくらいいたか、お示してください。

また、障害をお持ちの方や御高齢の方で、意思の疎通が難しい方の投票を円滑に進められるような取組がなされているのかも併せてお示してください。

本年1月に総務省選挙部管理課が出した、「障害のある方に対する投票所での対応例について」の資料が総務省ホームページに掲載されておりますが、本市ではそれに沿った内容で、投票所スタッフへの教育はされていたのか、お聞かせください。

同ホームページでは、福島県福島市、静岡県長泉町の取組である、投票支援カードの例も掲載されておりました。この例のほかに、愛媛県四国中央市でも、投票支援カードと、イラストや文字を指などで指して困っていることを伝えるコミュニケーションボードを導入しました。

投票支援カードの具体的な内容は、投票用紙に代わりに書いてほしい、候補者名を読んでほしい、候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしいなど6項目が記載されており、市のホームページからダウンロードし印刷して使用するというものです。

また、コミュニケーションボードは、投票所内で予想される困り事や手伝ってほしいことを絵や文字で表示したものを各投票所に配備するもので、書き間違えた、トイレの場所を教えてほしい、投票所の入場券を忘れたなどのトラブルに対して指で指すことで自分の意思伝達が可能になりました。

これまで障害をお持ちの方や御高齢の方の中には意思の疎通が難しい場合もありましたが、この取組でスムーズに投票できないケースが解消されました。誰もが気軽に投票しやすい環境を整備しながら、投票率向上につながり、投票所スタッフの負担も軽減できるため導入が必要と考えますが、これについて選挙管理委員会の見解をお聞かせください。

次に、窓口サービスについてお伺いいたします。

会社を経営されている、ある市民の方から、もう小樽から離れようと考えているとの話がありました。理由を伺うと、その方は御家族が亡くなって市役所で手続をした際、そのときの窓口の心ない対応に失望してしまったとのことでした。御家族が亡くなられた後、御遺族の方々の心労は計り知れません。そして、その中で、御遺族の方々の届出が必要な諸手続の対応について、手続をスムーズに行うことで御遺族の方の負担軽減につながるよう窓口業務に従事されている職員の方のお気持ちも重々理解できます。しかし、今回の件につきましては、御遺族の方が望むサービス内容ではなかったものと考えます。

令和元年10月に策定した第7次小樽市総合計画には、現在進んでいる人口減少は、「地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。」と記載されておりますが、実際にその傾向が目の前で起ころうとしているところでした。行政のサービスがきっかけで、人口減少、労働力減少につながってしまうことは非常に残念でなりません。

御遺族の方が言っていた心ない対応という部分について、窓口サービスについてのマニュアルがあるのか、ある場合、マニュアルが遵守されているかをどのようにチェックしているか、お示してください。

先ほども申し上げたとおり、つらい状況の中で届出が必要な諸手続をしなければならない御遺族の方に対し、限られた時間内で一人でも多くの来庁者へサービスを提供する対応窓口の方が相手に寄り添った対応を心がけるには、サービスを提供する側に心の余裕が必要なのではと考えます。

そこで、お悔やみに関する諸手続において、事前に分かりやすい、おくやみガイドブックのような手順書を配布することが必要であると考えますが、これについて市の見解をお聞かせください。

他市の取組として、京都府京田辺市では、市役所内におくやみ窓口を設置しました。事前に電話や窓口で予約をし、後日、介護保険や国民年金などの複雑で多岐にわたる手続をまとめて済ませることがで

きるようになり、利用者から、楽に手続ができたとの声がありました。

また、愛媛県西条市でも同様の取組を行っており、事前に電話予約を受けた際の情報を手続に必要な課に連絡し、担当課は、名前や住所などを記載した書類を事前に作成するため、手続の時間が大幅に短縮できるようになったとのこと。同市の未来共創課いわく、2023年4月現在では、税金や水道などはそれぞれの担当課で手続をしており、全ての手続がこの窓口でできるよう改善したいとさらなるサービス向上に向けて動いております。

この2市の取組は、先ほど申し上げました、おくやみガイドブックとセットで進められております。御遺族の負担軽減につながり、また、市のサービス向上にもつながるため、本市でもこの取組を進めるべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

心の通ったサービスは、対人だからこそなせるものと考えます。そのサービスは、人口流出の歯止めにつながるとも考えます。前向きな検討をお願いいたします。

最後に、防災についてお伺いいたします。

総務部災害対策室では、令和4年12月8日に故障していた市消防庁舎に設置の全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機器が2月1日に復旧したと発表がありました。4月13日朝に北朝鮮のミサイル発射を受けて、北海道を対象にJアラートが発令されましたが、市内38か所に設置している防災行政無線からは伝達がなかったと伺いました。Jアラートと防災行政無線の連動はどうなっていたのか、当時の状況と、伝達がなかった事実を受けて市民の反応はどうだったか、お聞かせください。

また、4月13日に発令されたJアラートが午前8時頃とのことで、通勤・通学の時間帯となっております。スマートフォンを持ち歩いている割合が少ない子供たちはJアラートが発令しても防災行政無線が連動しなければ緊急事態そのものに気づくことができず、かつ、近くの建物に避難ともなれば、通学中は困難な場合が予想されます。これについての対策はどのようなものとなっているか、お聞かせください。

現在、Jアラートの全国一斉情報伝達試験について、市のホームページにお知らせとして、実施予定が令和5年6月、8月、11月、令和6年2月と掲載されておりますが、この2か月ないし3か月の間隔に設定した根拠と、全国一斉情報伝達試験の実施について、市のホームページのほかにも別媒体で周知を図っているか、その予定があるか、お示しください。

また、過去のお知らせを遡ってもJアラートの全国一斉情報伝達試験はされていなかったようですが、これまでどのように試験や点検を行っていたのか、お示しください。

過去に市から町内会、保育所などに防災ラジオを配置したと伺いました。何台配置したのか、そして、これは譲渡したものなのでしょうか、もしくは貸与しているものなのでしょうか、また、管理はどうなっているのかも併せてお示しください。

北朝鮮のミサイルに限らず、各地で発生している地震や大雨による土砂崩れなどの有事、災害に対して、必要な設備が必要なときに役に立たないことがないように、抜かりない体制を構築し、市民の生命、生活を守る市でありたいと願います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、窓口サービスについて御質問がありました。

まず、窓口サービスのマニュアルにつきましては、窓口に限ったものではありませんが、接遇の基本、来客対応、電話対応を示した接遇マニュアルを庁内のイントラネットに掲載し、全職員が常時、閲覧可能な状態にしております。しかしながら、掲載を承知していない職員もいると思われまので、改めて周知することにより、接遇に対する意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、マニュアル遵守の確認につきましては、ただいま答弁いたしました接遇マニュアルで申し上げますと、その内容が遵守されているかどうか、確認を行う仕組みにはなっておりません。

なお、現在、職員のホスピタリティーを高める一環として、経済産業省が行っている、おもてなし規格認証の取得を目指し、取組を始めたところであり、去る6月15日には、職員を対象に意識啓発を行う、おもてなしセミナーを開催したところであります。

次に、お悔やみに関わる手続についての手順書の配布につきましては、本市においては、戸籍住民課の窓口で死亡届の提出があった際、御遺族の方へ、火葬に関わる葬斎場の利用方法や、年金、健康保険、税などの諸手続の御案内を既に配布をしているところであります。

次に、おくやみ窓口の設置につきましては、高齢化が進む本市において、窓口における手続の簡略化や利便性の向上を進めていく必要があるものと考えております。おくやみ窓口には複数の部署が関係し、それぞれの窓口の連携が不可欠となりますので、窓口担当の庁内横断的な会議を開催するなど、手続の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災について御質問がありました。

まず、Jアラートと防災行政無線の連動につきましては、Jアラートの発令が4月13日午前7時55分であったため、午前8時過ぎに担当職員の出勤後、関連機材を確認したところ、Jアラート受信機までは発令の信号を受信しておりましたが、防災行政無線への連動がうまくいっておらず、Jアラートの信号が伝達していなかったことが判明いたしました。

また、防災行政無線での伝達がなかったことに対する市民の反応は、放送が聞こえなかったとの問合せを2件いただき、不具合の解消に向けて、点検業者等により動作確認を行っていることなどを回答いたしました。

なお、現在、両機材の連動は回復をいたしております。

次に、スマートフォンを持ち歩いていない通学中の児童・生徒への伝達につきましては、昨今、Jアラート発令の頻度が増加をしておりますので、これらの児童・生徒に対する迅速な情報伝達を行うため、どのような手段を取ることが可能か、検討を行う必要があるものと考えております。

次に、Jアラートの全国一斉情報伝達試験の間隔につきましては、当該試験は、国の年度計画に関して各自自治体へ通知があった上で試験への参加を求めるものでありますので、事前に内閣官房と消防庁とが年間行事の調整を図り、設定しているものと認識をしております。

また、年間予定の周知は、市のホームページ以外にも、毎年、広報おたるにより皆さんにお知らせをしているところであります。

次に、近年の全国一斉情報伝達試験の実施につきましては、令和2年度3回、3年度3回、4年度4回、内閣官房と消防庁が設定をした年度計画に従って行っております。

実施内容といたしましては、Jアラートや防災行政無線に関する機材の動作確認、無線電波の受信、屋外スピーカーの音声確認について、点検を実施したものであります。

次に、防災ラジオにつきましては、平成25年度177台、26年度65台、計242台を町内会、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどに無償で配布をしております。

また、その後の管理は、配布をしたそれぞれの団体で行っているものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(平口山和弘) 白川議員の御質問にお答えします。

選挙における投票について御質問がありました。

初めに、投票意思はあるが投票所が不便なため棄権したという声につきましては、選挙管理委員会では聞いておりません。

次に、選挙の総括を次の選挙に生かす取組につきましては、当該選挙での反省点や改善点などを洗い出し、次の選挙に生かすべく、選挙管理委員会内で共有を図っております。

次に、現時点でのさらなる期日前投票所増設の検討状況につきましては、平成28年に塩谷地区と銭函地区に期日前投票所を増設いたしました。さらに増設となりますと、適切な会場の決定、人員確保やシステム回線の問題など、解決すべき課題が様々あり、具体的な検討には至っておりません。

次に、移動投票サービスの実施につきましては、他都市においては、投票所の廃止や統合に合わせて実施している事例が多く、本市においては、人口が減少している中で、現在の投票所数を維持していくことが選挙人の利便性を確保していると考えておりますので、現時点では導入について具体的な検討を行っておりませんが、他都市の情報収集や事例の研究などは引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、香川県丸亀市の事例を参考としたバス会社との協力、連携による取組につきましては、多額の費用を必要とすることが想定されるものであり、費用対効果の観点からも、実施については困難であると考えております。

次に、点字器の保有台数につきましては、現在、選挙管理委員会では55台を保有しております。

次に、点字投票及び代理投票の数につきましては、直近の選挙であります本年執行の小樽市議会議員選挙の数でお答えさせていただきます。投票者総数が4万2,442人に対し、点字投票者数が9人、代理投票者数が132人でありました。

次に、意思疎通が難しい方が円滑に投票できるための取組につきましては、投票所において代理投票制度の説明を行い、了承された方には、指さしなどで候補者を選んでいただき、代理記載者と補助者の2名で御本人の最終的な意思確認をしているところであります。

次に、障害のある方に対する対応例についての投票従事者への教育につきましては、対応例に特化した研修というのは行っておりませんが、従事者に配布する投票事務の手引において、点字投票や代理投票の方法などを掲載して、周知を行っているところであります。

次に、投票支援カードやコミュニケーションボードを活用しての投票につきましては、これまで本市での活用はありませんが、意思疎通が難しい方にとっては大変有効なものという認識でおりますので、今後、札幌市など先進都市の状況を参考に、導入に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、白川貴城議員。

○2番(白川貴城議員) 私からは1点、おくやみ窓口の件で御答弁いただいたところなのですが、手続の在り方について検討していただけるということで、お悔やみで来庁される方は、いろいろな窓口での重複作業があって疲れるという声が多く、また、年々お悔やみの件数が増えていることと思えます。サービスを提供する側の負担も増えていきますので、ぜひ早い段階で進めていただきたく考えておりますので、そういった部分で市長から、どのタイミングでといいますか、できるだけ早いタイミン

グでやれるような体制を整えていきたいという形の答弁をいただけると個人的にありがたいというふう
に考えておりますが、いかがでしょうか。

私からは、この1点でございます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 白川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

おくやみ窓口の設置についてお尋ねがありましたけれども、本答弁の中でもお答えをさせていただきましたけれども、まず、庁内に横断的な組織がありませんので、関係ある窓口担当の職員を集めて、横断的に議論をするということが必要だというふうに思っておりますので、その庁内横断的な会議の開催をできるだけ早い時期に行いまして、お尋ねのありました、おくやみ窓口の設置に向けた検討を進めていきたいというふうに思っております。

その中で一定程度議論が整理できましたら、実際にこのおくやみ窓口の開設に向けた取組を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 白川議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） 一般質問をいたします。

私個人としては2期目に入り、会派に所属いたしましたが、1期目同様、本市の人口減少対策において、子育て支援や子供を取り巻く様々な環境の改善に向けた質問を中心に質問をいたします。

人口が11万人を切り、毎年約2,000人も減少する本市において、一刻も早く効率的、効果的な対策が必要であり、このまちの未来に関わる、とても大切な時期と考えます。

国においても、子供政策に少しずつ動き出しましたが、地方自治体まで広がるには時間がかかり、それを待っているようでは間に合いません。他都市においては、子供政策にいち早く取り組み、成功している自治体が増えてきており、危機感を感じております。

人口増で有名な兵庫県明石市は、10年連続で人口を伸ばしていますが、ここは、はっきりと子供や子育て支援を中心に取り組んだことで人口増につながっています。そのきっかけは、泉房穂氏が市長に就任してからですが、当初、市民の方に理解してもらえず、とても苦勞されたとSNSで話されておりました。市民の方からは、子供と言うと、高齢者の方が、子供より先にわしらやと言われ、子供と言うと、商売人が先で商売繁盛があつてこそやと言われ、怒られながら子供の政策を行っていたそうです。そんな中でも、子供を応援すれば経済がよくなり、商売人も高齢者もハッピーになり、みんなのための政策ですと言いつけ、取り組んだことにより、それが広まり、実際、目に見える形になってきたとSNSで話されておりました。

近年、同様に他都市もどんどん子供政策に力を入れ、千歳市や北広島市など本市より人口が少ないまちにおいても力を入れており、千歳市は人口が増加、北広島市は減少しているものの微減に収まり、そ

ここで子育てしている方に話を聞くと、とても子育て環境がよくなってきたと聞いております。

それでは、この人口減少対策について質問いたしますが、人口減少対策は市長の2期目の重点公約であり、子育て施策にも力を入れ取り組んでいるとのことですが、近隣他都市と比べ、あまり特徴が見られません。泉房穂氏が明石市の市長に就任してから、子供に係る予算を倍増させ、五つの無償化などを行い、10年連続で人口増になっていますが、就任する前の一般会計予算の全体は約1,000億円、そのうち子供に関する予算は126億円でしたが、今は約258億円まで増やし、当時から2倍以上になっています。

では、本市の子供に係る予算は一般会計予算でどのくらいの予算になっているのでしょうか。令和5年度当初予算における予算科目の児童福祉費でお答えください。

また、市長が2期目に入り、重点公約に掲げてから、その予算額に変化があればお示しください。

さらに、子育て施策でどのようなことに力を入れているのか、お示しください。

また、本市独自の子育て施策があればお示しください。

何をするにも予算が必要であり、本市の財政状況は厳しいことは理解しておりますが、明石市も同様に財政は厳しかったようですが、公共事業を減らし、その財源を子供政策に回したそうです。圧倒的な子育て施策により、市民に安心を届けることができ、それによって人口が増え、結果的ににぎわいが生まれ、税収が増え、財源が増える好循環をつくり出しています。

では、本市は人口減少する中で、どのように子育て施策に財源を確保しているのか、お示しください。

また、本市のふるさと納税の寄附内容の中に、13種類の事業へ活用することが示されており、その中にも医療、福祉または子育て支援の充実に関する事業が盛り込まれていますが、どのくらいの御寄附があり、実際、子育て施策にどのように使われているのか、お聞かせください。

令和4年9月に行われた第3回定例会の私の一般質問で、人口減少問題と公園についての質問をいたしました。その際の市長答弁では、人口減少対策などを見据えた公園の目指すべき方向性と政策を横断的に協議する場につきましては、今後設置する人口戦略推進本部の中で横断的に検討、調整をし、決定してまいりたいと答弁されております。

では、人口戦略推進本部が、いつ、どのように行われ、その中で、公園についてはどのような協議がされたのか、お示しください。

また、再質問の答弁では、若手職員による戦略グループについても触れられておりましたが、こちらも、いつ、どのように取り組んでこられ、若手職員のどのような声が反映されているのか、お示しください。

また、その中で、公園や子供の遊び場について意見は出なかったのでしょうか、お示しください。

子育て世代から圧倒的に不満の声が多い公園は、人口減少対策として優先的に進めるべきではないでしょうか。市長の見解をお示しください。

次に、兵庫県明石市は、「こどもを核としたまちづくり」、「こども中心のまちづくり」を行っていますが、ホームページに「笑顔のタネあかし」というタイトルで子育て支援の施策をとても分かりやすくまとめて紹介されており、タネあかしという言葉どおり、明石市が選ばれる理由がここで分かります。

また、「子育てするならやっぱり明石」というフレーズで独自の施策として五つの無料化に取り組んでおりますが、その五つの中の一つは、遊び場に関する施策です。その内容は、トランポリンやボールプールなど人気の大型遊具をそろえ、子供も大人も一緒になって遊べる環境を駅前のビルの中に造り、雨の日でも思い切り遊べることや、市民は、いつ、何回でも無料で遊ぶことができます。また、面積当たりの都市公園の数も県内1位、また、市内にはプールつきの公園も充実しており、その公園も無料で利用することができます。

私は、以前から公園について何度も質問しており、水遊びのできる公園を要望しておりますが、明石市を見て提案したわけではなく、本市で子育てする上で必要としている保護者の声が本当に多く、私自身も子育てする上で必要と感じているからです。

また、小樽商科大学との人口減少問題の研究においても、遊び場、公園の充実度は最も低いと示されています。もちろん、公園や遊び場を改善しただけで人口が増えるとは考えておりませんが、明石市の考えた代表的な五つの無料化の一つになるほど、遊び場の充実は人口減少対策として重要度が高いと感じますが、本市の公園や遊び場の環境について市長はどうお考えなのか、御見解をお示ください。

ただ、公園や遊び場をどの部署が考えるべきなのかが問題です。今年の第3回定例会で、公園を利用した遊び場、プレーパークについて質問をしたのを覚えていますでしょうか。その際、プレーパークについて考え取り組む部署がどこになるかという質問の答弁では、まずプレーパークを考える部署はどこなのかを検討しますと答えられました。その質問の前に行った議員レクでは、公園緑地課は、公園の維持管理業務なので違い、こども未来部は、公園を利用した政策は行っていないので違い、人口減少対策なので総務部かと聞くと、総務部でもないと言われ、結果的にプレーパークを進めることができませんでした。

そのとき私が感じたのは、ただただ、どこの部署も今行っている業務だけでも大変なのに、これ以上仕事を増やしてほしいという職員の気持ちであり、残念ながらその後、誰からもこのことについて説明はされておりません。もし、プレーパークを考える部署について検討されているのであればお聞かせください。

最初にプレーパークについて相談した公園緑地課は、公園の維持管理だけでも手が足りておらず、実際に先日も公園の柵が壊れて危険な状態になっているのを私が見つけ対応をお願いしましたが、維持管理だけでも大変な状況。総務部企画政策室もこども未来部も同様に業務量が多いと感じられ、業務の効率化があまり進んでいないのであれば、人口減少対策としてとても重要な遊び場について、どの部署も考えたくても考えられない状況にあると感じます。明石市は全体の職員数は減らさず、子供部門の職員数を3倍に増やし、子供政策に力を入れました。予算だけではなく、人も必要だからです。私としては一刻も早く人口減少対策として、子育て施策として、公園を含めた子供の遊び場を考え、取り組む必要性は十分にあり、それを考える新たな部署なのか、もしくは専門の職員が必要と考えますが、市長の見解をお示ください。

子供の遊び場の一つでいうと、以前、児童館についても質問しました。本市の児童館の数は3館、札幌市は児童会館が199館であり、本市とは大幅に乖離があります。本市と同じ札幌市に隣接する石狩市は、今年の10月に、ふれあいの杜子ども館を開設し、子供施策や児童館にも力を入れていることが分かります。南幌町も先月、室内遊戯施設をオープンするなど、小さな町でも取り組んでいます。

本市においても、児童館を増やすこと、またリニューアルすることも検討が必要と考えますが、御見解をお示ください。

次に、明石市の五つの無料化の取組では、まず一つ目は、こども医療費の無料化です。これは高校3年生まで無料で、薬代も無料、しかも所得制限がありません。

では、本市の医療費助成の内容とその範囲についてお示ください。

ここで注目したいのは、所得制限についてです。所得制限をつけることで、その分、予算も減らすことができます。多くの自治体も同様の考えが多い中、明石市は違う考えを持っており、子供自身が稼げるわけではない、小さいお金でも親からももらわないと何もできない、子供の夢、子供のやりたいことを応援するという事は子供自身を応援するのだから、親を見るのではなく、子供を見て、フェアに子供

を応援する。また、実際、中間層や所得制限がかかる方は、その分、稼いで税金を払っていて、先払いしていただいているという考えがあり、明石市の五つの無料化全てにおいて所得制限を設けていません。

この明石市の所得制限の考え方について、市長はどのように考えますか。御見解をお示してください。

また、本市の所得制限がある子供に関わる施策で、主なものをお示してください。

施策に所得制限があるまちと所得制限がないまちを見て、それに係る中間層以上の世代がどちらを選ぶのか、これも人口減少に関わる課題ではないでしょうか。本市の施策においても、所得制限をなくすことも人口減少対策として必要と考えますが、市長の御見解をお聞きいたします。

明石市の五つの無料化、二つ目は、第2子以降の保育料の完全無料化、三つ目は、0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」、1歳になるまでで、おむつ以外も選べます。四つ目は、中学校の給食費が無料。そして、五つ目は、先ほど紹介しましたが、大型の子供の遊び場は親子共に無料、さらにプールつきの公園や博物館、科学館も子供は無料ということです。どれも分かりやすく、子育て世代に選ばれる理由が分かります。

三つ目の0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」ですが、これは、市の研修を受けた配達員が、1歳になるまで毎月おむつや子育て用品を御自宅に届け、その際、育児や悩みを聞いたり、子育てに役立つ情報を伝えるという事業です。子育て用品では、おむつが4種類のメーカーやサイズが選べることや、おむつだけではなく、ベビーフードや粉ミルクなどカタログから2点、3,000円相当が選べるなど、子育てする保護者にとってとても手厚い行政サービスです。

本市も、出生後4か月間の間に、乳児家庭全戸訪問事業があり、出産後の育児の相談、助言を行い、子育ての孤立化を防ぐなど支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけるなどの事業がありますが、訪問する回数は1回です。なぜ出生後4か月間で1回なのか、その理由をお聞かせください。また、出生後4か月間、子育て用品を月に1回3,000円相当を届けた場合、どのくらいの予算がかかるのか、お示してください。

全国的に出生率が低いのも問題になっておりますが、特に経済的な不安が多いのが実情であり、継続的に安心して子育てできる環境づくりにおいては、おむつ定期便のような施策はとても効果的で、安心を届ける施策であり、出生率の引上げにも寄与すると考えます。導入する場合、どのような課題があるのか、お示してください。

明石市は、五つの無料化以外にもホームページにおいて多くの魅力が掲載されておりますが、その中で、子ども食堂についても掲載されております。明石市は「こどもを核としたまちづくり」を進めるため、公益財団法人こども財団を平成30年に創設し、子ども食堂の支援など、全ての子供の幸せのため、地域のみんなで子供を見守り支えていく社会を実現するため、子供の立場に立った支援を進めており、現在は全28小学校区46か所に子ども食堂があり、とても充実しています。

ここまでできることは、本当にすごいことだと思いますが、本市の子ども食堂で実際に現在も運営されている団体は、どの地域にどのくらいあるのか、お示してください。

また、現在、本市において、子ども食堂へどのような取組、支援をされているのか、お示してください。

また、本市の子ども食堂に対し、今後どのような支援や取組が必要なのか、見解をお示してください。

次に、子供のスポーツ環境について質問します。

今年度から中学校の部活動において、サッカーと陸上が拠点校方式になりましたが、改めて拠点校方式を取り入れた理由をお聞かせください。

また、どのように拠点校を決めたのか、併せてお聞かせください。

さらに、この方式を取り入れたことで、これまでどのような保護者や子供の声があったのか、感想を

聞いていればお聞かせください。

今年度予算では、部活動改革推進事業費が盛り込まれ、生徒の移動に係る費用を支援していると思いますが、改めてこの予算について詳しくお聞かせください。

また、現在までの経過をお聞かせください。

以前も合同チームで練習を行っていた部活動もありますが、合同チームと拠点校方式の違いについてお聞かせください。

部活動以外で、子育て世代の一つの悩みは、自分の子供に何を習わせたらよいのか、その前にどんな習い事があるのかが分からないという声が多く、昔から本市は、子供のお友達や知り合いが習っていて、習っている方から教えてもらうという文化みたいなものがあります。それも悪いことではないと思いますが、住んでいるまちで習い事が分かりやすく一覧になっていけば、悩んでいる保護者が選びやすく、一人でも多くの子供がスポーツに触れ合うことができるのではないのでしょうか。

また、スポーツクラブにおいても習う子供が少なくなっている現状があり、習いたいけれども、何があるか分からないという保護者をマッチングすることができれば、どちらにとってもよいことになり、これも環境整備の一つと考えます。

ただ、それを、誰が、どのように取り組むのか、ここが問題であり、民間団体もある中で、行政がやるべきことなのか難しい問題かと思いますが、子供たちや子育て世代、スポーツ団体のためにも、私は行政が先頭に立ち取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお示してください。

住んでいる地域にはどんなクラブがあり、活動日数や曜日、どのくらいお金がかかる等が分かれば選択しやすくなり、このことも子育て支援の一つになると考えます。見解をお示してください。

次に、企業版ふるさと納税について質問いたします。

これまで多くの質問で提案していることは、ほぼ全てお金が関係しています。お金があればやりたい、でも財政が厳しいからできない、できないから人口減少が進んでしまうという悪循環になっています。

そこで私が注目しているのは、企業版ふるさと納税です。企業版ふるさと納税は、個人のふるさと納税と違い、返礼品がなく、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除する仕組みであります。さらに、令和2年度に税制改正が行われ、控除で手元に戻る金額が寄附額の6割から9割に拡大したことで、全国的に一気に利用が広がっており、令和3年度は、ほぼ全ての都道府県で寄附金額が前年度より増加しています。しかしながら、いまだ企業版ふるさと納税に力を入れている自治体は少なく、今後、力を入れる自治体も増えてくることが予想されます。

企業の実質負担が1割はありますが、本市から離れてしまった方で、札幌市や東京都など他都市で起業され活躍されている方が、会社の納税先を産まれ育った小樽市にしていだけるような取組を考えられるのではないのでしょうか。ただただホームページに掲載するだけでは、寄附を増やすことは難しく、企業誘致同様に営業することが重要と考えます。

まず、本市の企業版ふるさと納税の寄附額を増やす取組状況についてお示してください。

次に、令和4年度において集められた寄附額と、どのように使われてきたのか、お示してください。

2020年に、企業版ふるさと納税には人材派遣型が新たに創設されました。専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体等へ派遣することができ、地方公共団体の職員として任用される場合か、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合に適用され、企業は地域とつながりが持てるほか、企業ノウハウを生かした地域貢献ができ、また、人材育成の機会にもなり、大変メリットが多いのではないかと思います。

自治体としては、実質的な人件費を負担することなく、専門知識や経験を持つ人材を受け入れることができるので、プロジェクトの質を上げるとともに推進力が得られます。さらに、企業と自治体がつながるきっかけづくりとして活用も見込まれます。人材派遣型においては簡単なことではないと思いますが、メリットも多いことから取り組む必要があると考えます。

企業版ふるさと納税の人材派遣型に対する市長の見解と今後の取組についてお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策・子育て施策について御質問がありました。

まず、本市の令和5年度当初予算における児童福祉費の予算額につきましては、総額54億1,004万6,000円であります。

次に、児童福祉費の予算額の変化につきましては、令和4年度と5年度を比べますと、4年度当初予算の総額は55億261万6,000円であり、5年度は9,257万円の減となりました。

主な増減の要因といたしましては、令和5年度予算では、新たに銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費で1億6,000万円の増となりますが、民間保育施設等整備支援事業費補助金、約2億4,600万円が減となったことであります。

次に、子育て施策で力を入れていることと、本市独自の子育て施策につきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するための施策や保育環境の充実を図る施策を重点的に進めており、本市独自の施策はありませんが、保育料の引下げや病児保育の利用料無償化のほか、保育人材の確保を図るための新規就労保育士等に対する一時金の支給などについて取り組んでいるところであります。

次に、子育て施策に関わる財源の確保策につきましては、国や北海道の補助金等を積極的に活用するほか、ふるさと納税制度による寄附金など、自主財源の確保に努めているところであります。

次に、ふるさと納税における子育て支援に関する寄附の受入額と活用事業につきましては、まず、令和4年度の医療、福祉または子育て支援の充実に関する事業への寄附の受入額は1億5,190万円となっております。

また、今年度予算での活用事業は、こども医療費助成の市単分、市立保育所や民間保育所の業務負担軽減や利用者の利便性向上を目的としたICT整備に関わる整備費や補助金、産婦健康診査事業、保育士や幼稚園教諭の就労定着支援事業費補助金などとなっております。

次に、人口戦略推進本部の実施状況と公園についての協議状況につきましては、令和4年9月に人口戦略推進本部を設置し、同年度の取組といたしましては、推進本部の調整機関とする人口戦略調整会議を全6回開催し、子育て支援策を中心に各担当部局から提案された25の事業について検討を進め、人口戦略推進本部会議での協議を経て、今年度予算に反映をしたものであります。

なお、令和5年度に早期着手が可能な事業から検討を行ったこともあり、公園につきましては、現在のところ協議には至っておりません。

次に、若手職員による戦略的な政策検討グループの設置状況につきましては、このグループの体制づくりなどに時間を要していること、また、昨年度は早期に着手が可能な事業の検討に優先的に取り組んだことから、グループの立ち上げには至っておらず、現在準備を進めているところであります。

人口対策を進める上で、分野横断的な政策検討を行う場は必要であり、若手職員のアイデアに私も期待をしているところでもありますので、できるだけ早期に設置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策としての公園整備につきましては、公園の充実、子供の健やかな成長にとって必要な場であるとともに、保護者にとっても子育てのしやすさにつながるなど、子育て世代の定住や移住促進に効果が期待できることから、人口減少対策として有効な施策と認識をしておりますので、人口戦略推進本部をはじめとした庁内議論において、今後の取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の公園や遊び場につきましては、子供の健やかな成長や子育てをする上で重要な場であり、公園や遊び場を充実させることは、子育て世帯の生活満足度を高め、人口減少対策の有効な施策になり得るものと考えておりますので、市民の皆さんのニーズを把握しながら整備を進めることが必要であると考えております。

次に、プレーパークの担当部署につきましては、現在プレーパークの事例や内容を企画政策室において調査しておりますが、運営する地域団体の設立や、遊び場全体をコーディネートするプレーリーダーの養成など、解決すべき課題の整理を行っているところであり、担当部署については、こうした整理の後、検討すべき事項と考えております。

次に、公園を含めた子供の遊び場を考えるための部署の設置や職員の配置につきましては、市民のニーズに沿った施設の内容や規模などを検討し、整備に取り組んでいくためには、相応の職員体制が必要になるものと考えておりますので、どのような体制が必要となるかについて、庁内の人口戦略調整会議などにおいて検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の児童館の増設とリニューアルにつきましては、大規模な施設整備は、財政面など多くの課題があることから直ちには難しいものと考えておりますが、児童館における子供の健全育成は、次世代を育成する観点からも重要であると考えておりますので、既存の施設においても、遊びを通じて子供が健やかに成長できるよう、引き続き、指定管理者と協力しながら、魅力ある児童館づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、本市のこども医療費助成の内容と範囲につきましては、小学生以下に対しては、通院と入院共に自己負担を初診時一部負担金のみとしており、実質無償化を実現しております。

また、中学生に対しては、通院への助成は実施しておりませんが、入院について、非課税世帯の自己負担を初診時一部負担金のみとし、課税世帯については自己負担を1割としております。

なお、全ての助成対象において、一定の所得制限を設けております。

次に、兵庫県明石市において、こども医療費助成などに所得制限を設けていないことへの見解につきましては、所得に関係なく全ての子育て世帯が公平に助成を受けられることは、子育てしやすい環境として望ましいものと考えております。

次に、本市における、所得制限がある子供に関わる主な施策につきましては、児童福祉費の中でお答えいたしますと、こども医療費助成のほか、中学生までの子供に支給される児童手当や、独り親世帯に支給される児童扶養手当などが挙げられます。

次に、本市の施策において、所得制限をなくすことへの見解につきましては、所得に関係なく、全ての子育て世帯が公平に制度を利用できることは、子育てしやすい環境として望ましいものと考えておりますが、所得制限をなくすことによる財政負担への影響について、慎重に考慮する必要があるものと考えております。

次に、乳児家庭全戸訪問事業の訪問時期と回数につきましては、厚生労働省の乳児家庭全戸訪問事業

ガイドラインに「対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする」と規定されていることから、本市においても、当該ガイドラインに基づき実施をしております。

次に、出生後4か月間、月に1回3,000円相当の子育て用品を届ける事業を実施した場合の予算につきましては、子育て用品購入分として、令和4年の出生数を基に算出すると462万円となり、これに加えて、子育て用品の配布や子育て相談対応等に関わる人件費や事務経費等が必要になるものと考えております。

次に、兵庫県明石市で実施している、おむつ定期便のような施策を導入する場合の課題につきましては、子育て用品等を配布し、かつ、育児の悩みや情報提供に対応できる人員の確保や、事業の調整、管理を行う体制の構築のほか、それらに関わる経費の財源確保などがあるものと考えております。

次に、市内にある子ども食堂の状況につきましては、子供のみを対象とした食堂に加えて、大人や高齢者など地域の方々が誰でも利用できる食堂も含め、本市が把握している範囲でお示しをいたしますと、稲穂や花園など中心部に5か所、銭函地区に1か所、長橋地区に1か所の計7か所あります。

また、本市の子ども食堂への取組につきましては、市内で子ども食堂などを運営する団体と市で構成する、おたる市民かふえネットワークにおいて、各団体の取組や課題などについて情報共有を行うなど、連携を図っております。

次に、子ども食堂に対する支援等につきましては、おたる市民かふえネットワークの会議などで情報共有を行う中で、市としてどのような取組が必要なのか、検討をしてみたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税について御質問がありました。

まず、企業版ふるさと納税の寄附を増やす取組状況につきましては、本年6月1日から、株式会社JT Bが運営する企業版ふるさと納税ポータルサイトに本市の子育て支援に関するプロジェクトを掲載し、広く募集を開始いたしました。

また、同社が展開する、事業を指定した寄附先を探している企業と自治体をマッチングする仕組みを活用しているところであります。

次に、令和4年度における企業版ふるさと納税の寄附額と使途につきましては、5件の法人から410万円の寄附があり、子育て包括支援センター「にこにこ」の運営と、移住・定住を促進するための住宅取得費補助に活用したほか、ふるさと応援基金へ積立てを行っております。

次に、企業版ふるさと納税の人材派遣型に対する見解につきましては、本市の持つノウハウだけでは多様化する行政課題を解決することが難しくなっていることから、専門的知識を有する人材の派遣を寄附企業から受け、事業の企画や実施に参画していただくことは、課題解決に有効な仕組みであると認識をしております。

現在、市のホームページに加え、先ほど申し上げました企業版ふるさと納税ポータルサイトにおいて、人材を派遣いただけるパートナー企業を募集しておりますので、引き続き、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小池議員の御質問にお答えをいたします。

子供のスポーツ環境について御質問がございました。

初めに、中学校の部活動に拠点校方式を取り入れた理由につきましては、少子化に伴い、中学校の部活動自体が減少する中で、市内全ての生徒がやりたいと思う部活動の選択肢が広がるのが最も大きな理由であります。

また、拠点校の決定方法につきましては、希望する部活動の生徒数の見通しや、指導が可能な教員または部活動指導員の確保、部活動が行える施設環境などを確認した上で、校長会などの関係者と協議し、その部活動にとって最適な学校を拠点校としたものであります。

次に、これまでの保護者や生徒の声につきましては、拠点校方式を実施して以降、各校を通じて、保護者や生徒からは、希望する部活動に入部できたことや、タクシーの移動支援により、平日も部活動が効率的に実施できることに対して感謝の声をいただいていると聞いております。

また、本年度導入した種目以外についても拠点校方式を取り入れてほしいとの御要望をいただいているところであります。

次に、部活動改革推進事業費の内容につきましては、令和5年度に拠点校方式を実施するサッカー、陸上の2種目を対象に、5月から10月までの平日週2日間について、生徒が在籍する学校から部活動を行う拠点校まで移動するためのタクシーに係る費用であります。

また、現在までの状況につきましては、4月に市教委と小樽ハイヤー協会で協定を締結し、5月15日から、タクシーの利用を開始しております。

次に、合同チームと拠点校方式の違いにつきましては、合同チームは、各校に設置されたそれぞれの部活動で単独で大会参加人数に満たない場合に、複数の学校が一つのチームとして大会の参加などを行うもので、各校に顧問の配置が必要になります。

一方、拠点校方式は、拠点校のみに部活動が設置され、他の生徒が在籍する学校に顧問を配置する必要はありません。

また、部活動が設置されない学校の生徒は、合同チームを組むことができないため、部活動として参加できませんが、拠点校方式の場合は、市内全ての生徒が拠点校で部活動に参加できる点が異なっております。

次に、スポーツクラブと保護者をマッチングする取組につきましては、スポーツクラブには民間の営利団体もあり、保護者やその子供などとのマッチングを行政主体で行うことは難しいものがありますが、子供たちのスポーツ環境を推進する観点から、市内で行われているスポーツの種目やスポーツクラブの情報を市民の皆さんへ周知することは重要なことでありますので、引き続き、その周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、居住する地域のスポーツクラブの活動状況等の周知につきましては、現在、市教委で把握し、了承を得ているスポーツクラブについては、市のホームページ及びSNSで、そのスポーツクラブの種目、主な活動場所や活動日、参加対象、連絡先のほか、各スポーツクラブからのPRコメントを掲載しておりますが、費用については、単純に比較できないため掲載をしております。

今後、活動地域の掲載方法を工夫するなど、子供や保護者などにとって、より分かりやすい情報となるよう検討してまいります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、小池二郎議員。

○19番(小池二郎議員) 本市の公園や遊び場の環境について多く質問させていただいた中で、公園のことも、公園のことは以前から質問させていただいているのですけれども、今まで質問した中でプレーパークの質問をしたときも、どこが答えるのかというので結構もめていたのですけれども、プレーパークといったら公園なので公園緑地課かと思ったら、公園緑地課はそういったものをやっていないと。それで、こども未来部とかは公園を使ったものはやっていない、総務部もそういうものをやっていないということで、なかなか進まなかったというのがあったのですが、この遊び場を考えるというのも、ど

こが考えるのかというのもすごい複雑で、横断的に考えなければいけないことだとは思いますが、では、この公園をどうするのだというので、人口戦略推進本部でやっていくということなのですけれども、公園緑地課というか建設部でそれを提案するのか、誰が提案するのかというのも分からないのですけれども、その進め方というか、誰が主体的にそのことを考えていくのかというのがなかなか見えないから進まないのではないかというふうに思っています。

なので、公園を含めた遊び場の環境を主導的に考えて動ける職員が必要ではないかというような質問をさせていただいたのですが、その点について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

あと、スポーツの習い事については、なかなか難しい問題ではあると思うのですが、本当に習い事は何を習ったらいいかというのは、どこのクラブも結構、子供が足りなくて、また、指導者の高齢化があって困っているところではあると思うのですが、ホームページがもう少し見やすくなればもっと分かりやすくなると思うので、その辺だけはお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えさせていただきますけれども、今回の議会に臨むに当たりまして、職場の中で答弁調整を行いましたけれども、御質問のあったプレーパークにかかわらず、この公園の問題について誰が答弁を書くかということがなかなか整理できなくて、企画政策室に押しつけられるというような事案もありました。

私としては大変残念に思っておりまして、先ほど御答弁をさせていただいたように、一人一人の仕事が人口対策なり少子化対策に関わっているのだということを度々職員には話してまいりましたけれども、そういった私の思いが、まず組織として伝わっていないということについては非常に残念に思っているところであります。

今、プレーパークの御質問もそれに関わる、いわゆる組織の問題になってまいりますけれども、私もそのプレーパークというものがどういったものなのかということについては、正直、詳しくは分かりませんが、ある程度、市長がリーダーシップを取りながら、どこの職場でやってもらうことが一番ふさわしいのかということの判断をしていかない限り、どうしても行政としての縦割りの弊害というのは解消できないというふうに思っておりますので、プレーパークの御質問がありましたけれども、これにかかわらず、何とか縦割りの弊害を解消して、職場横断的な仕事ができる、そういった形で組織力の強化を図っていったり、行政の効率化を図っていったりというふうに取り組んでいきたいというふうに思っております。

直接、プレーパークのお答えにはなっておりませんが、組織の問題をまず解決していかなければならないということについては、御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、御提言のありましたプレーパークについては、組織の中で担当部署についてはこれから整理させていただきますけれども、その中で様々な面から検討させていただければというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

スポーツ関係の情報、特にスポーツクラブでありますとか少年団活動の子供たちのスポーツ環境を整えていくというところで、子供たち、保護者の皆さんもそうですけれども、市民の皆さんへ、必要な情報を周知していくということは大変重要なことだということで、先ほど御答弁させていただきました。

子供や保護者にとって、より分かりやすいという、小池議員のおっしゃるとおり、そういう情報提供に努めていく必要があるというふうに思っておりますので、その提供の方法も含めまして、より分かりやすい情報となるように検討してまいりたいというふうに思っております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、小池二郎議員。

○19番(小池二郎議員) 市長はプレーパークのことを言われたのですが、プレーパークだけではなくて公園だったり、子供の遊び場というところを含めて考えていただきたいというふうに思っているのです。この公園だけではないのです。それが兵庫県明石市では、室内で遊べる施設だったりもするのですけれども、そういったところも含めて、そういった遊びについて考えていただきたいと思っておりますけれども、答弁は要りませんので、これで終わりたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 小池議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、新井田邦宏議員。

(1番 新井田邦宏議員登壇) (拍手)

○1番(新井田邦宏議員) 令和5年第2回定例会に当たり、最初に一言御挨拶させていただきます。

本年4月に行われた統一地方選挙にて、市民の負託をお受けし、小樽市議会議員として責務をいただきました。迫市長はじめ各担当理事者の皆様、そして議員の皆様におかれましては、よりよき小樽市を目指していくため、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

改めまして、一般質問をさせていただきます。

一つ目の項目、視覚障害者の意思疎通支援に関連し、代筆・代読の支援について伺います。

北海道内においては、現在、令和4年4月から函館市において、視覚障害者の方々のための代筆・代読サービスが開始されました。また、今年中には道内2例目となる岩見沢市でも、視覚障害者の方への支援として、代筆・代読サービスが開始されようとしております。福祉の党である公明党として、小樽市において、代筆・代読サービスを実施してほしいという声を直接いただいております。そういった方々の日常生活の中で、少しでも不自由をなくしてまいりたいと考えます。

障害福祉サービスの中で、外出時に同行する同行援護と居宅内での掃除や調理などの家事を援助する居宅介護があり、この二つの中でも代筆・代読の支援は行われますが、同行支援は同行中に限られ、居宅介護でも優先度が高い掃除や食事などの時間が取られることが多くなります。

本市において、令和5年3月31日現在、視覚に障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている方が297名いらっしゃいます。本市において、第6期小樽市障害福祉計画及び第2期小樽市障害児福祉計画の中に、第6章、地域生活支援事業の実施とあり、「国が定める必須事業のほか、市町村の判断により、障がいのある人の日常生活又は社会生活を支援するために必要な事業を任意事業として実施します」とあり、必須事業としての意思疎通支援事業として、代筆・代読による支援の仕組みづくりを検討しますとあります。本市として、代筆・代読支援に対するお考えをお聞かせ願います。

また、今後、本市も代筆・代読を進めていくお考えでしたら、今後の取組の進め方についてお聞かせ願います。

次に、こども医療費助成制度の拡充について伺います。

4月末に勇退された我が党の高橋克幸前議員の令和5年第1回定例会の代表質問の中で、迫市長より、今後の拡充に前向きな答弁をいただいております。私自身が子育て世代として、本市の子育て世代に対する様々な取組に対し、日頃より感謝をしております。人口減少の観点からも、政府の方針として子

育て世代への対策を推進する方向に向かっているこのときに、着実に一つ一つ進めることが大事になると考えます。

また、今まで、こども医療費の窓口負担を独自に無償化や減額をすると国民健康保険の国庫負担の減額調整措置がありました。本年4月頭に厚生労働省が現状の自治体での取組傾向と今後の少子化対策の後押しとして、高校生までの部分の国庫負担の減額調整措置を廃止する方針も報道されておりました。

迫市長の答弁の中で、こども医療費助成制度の段階的な拡充について、令和6年度以降の実施に向けて準備を進めたいとのことでしたが、中学生までの年間ベースでの事業費として実質無償化した場合、通院で約3,900万円、入院で約200万円、完全無償化した場合、通院で約5,400万円、入院で約230万円とのことでしたが、高校生までの医療費無償化をした場合の事業費についての試算を行っていただければお聞かせください。

また、今後の拡充のスケジュールのお考えがありましたらお聞かせください。

次に、学校跡利用についてです。

小樽市内の各学校において、平成21年11月に小樽市小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を策定し、学校再編計画が進められ、また、平成30年11月には小樽市の現状を鑑み、今後の学校再編の進め方について見直しをし、適正な学校配置を目指し、学校の統廃合が進められてきました。その中で、廃校となった校舎や敷地の利活用を検討されていると思います。

旧豊倉小学校では災害用備品の備蓄場所として活用されていたり、旧若竹小学校は売却がされていたり、旧色内小学校は整地が終わり、これから道営住宅として建設が進められます。しかし、中にはサウディングを行っているものの、いまだ未活用のままのところもあります。旧祝津小学校や旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校などが現状として使用方法が決まっていない状況だと思います。

ある市民の方の御意見として、例えば耐震化やインフラなどの各整備をした上でになりますが、もともとが学校なので、修学旅行生や研修旅行生の体験型観光の機能を持たせて宿泊施設として活用するのはどうかなど声をいただくことも少なくありません。整備、活用さえされていれば、有事の際の各地域における避難場所や防災拠点としての機能も兼ね備えることが可能となります。

また、現状の活用を生かすならば、例えば雪の堆積場所が少ない地域において、雪の堆積場として活用しつつ校舎の利活用について検討していくなど、現時点でいまだ未活用の各校舎や敷地について、方向性や活用方法など、各校ごとにお聞かせください。

次に、DX推進についてです。

一昨年からの取組、推進により、着々と認識共有と機運醸成が幹部職員をはじめ職員の方々にも浸透、派生してきていることと思われ。自治体DX推進に当たり、政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化とあり、実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされております。

現在、本市においても、市民の皆様へよりよいサービスの提供を根幹としてDX推進を進めているかと思えます。推進に当たっては総務省の自治体DX推進の流れとして、ステップ0の認識共有と機運醸成から始まり、ステップ1の全体方針の決定、ステップ2の推進体制の整備、ステップ3のDXの取組の実行などがありますが、ステップ0の重要性を高橋克幸前議員が質問し、訴えてきたかと思えます。

理事者の皆様も、ステップ0の土台から大事に進めてこられ、現在は着々と各ステップにも入っている状況にあると思えます。

そこでお聞きしますが、現時点で各ステップの状況について説明してください。

令和3年度に実施した業務量調査から、全庁での業務量の基礎データを収集し、現在はそのデータを基に分析や改善を進めていると認識していますが、その結果を踏まえて、市と受託者で協議して選定した5業務で令和4年度で業務分析の調査を行っているかと思いますが、その結果が3月末頃に出ると聞いておりました。そこで出た結果を基にした提案は、各業務で適切に生かせるのか、5業務の具体的な業務内容がどういったものなのか、改善提案も含めて御説明ください。

また、提案内容は選定した5業務に限定されず、ほかの類似するような業務にも生かせそうなものなのか、ほかの業務へもリンクできそうなものなのか、お聞かせください。

第1回定例会の予算特別委員会の財政部長の答弁の中で、各職場の業務に対する可視化という部分で、業務フローを作るというのが大事とのことでしたが、業務フローは無事に作成されて、職場の皆様に分かるような業務プロセスの課題把握の可視化などの改善はなされたのか、お聞かせ願います。

政府の自治体DX推進計画では、令和3年度から令和7年度末までの計画とされており、総務省が策定したデジタル基盤改革支援補助金も活用しながら進められていると思いますが、北海道北見市では、2016年に全国に先駆けての自治体DXを推進し、書かない窓口として運用し、定着しており、昨年度だけで約70もの自治体関係者が行政視察に訪れたそうです。

また、書かない窓口からほかの窓口に戻さない、手続の漏れがないワンストップ窓口ができているようで、一般的に必要な約200の手続を自動化しているそうです。来庁者へのサービス向上及び待機時間や申請時間の改善だけでなく、市側にとっても大きなメリットとなっており、申請1件当たりの手続時間が約2分から3分短縮され、申請書の記入ミスがないか確認する時間も削減、経験の浅い職員でも安心して窓口対応が可能となったそうです。今後は行かない窓口を目指して、さらなるサービス向上に意欲を見せているそうです。

本市としては、日々、市民の皆様が来庁されておりますが、窓口対応として、来庁者が比較的多いと思われる戸籍住民課では、1日に何人の方が窓口に来ているのか。

また、現時点で本市として、窓口は最終的にどのようなところまでの窓口体制を目指しているのか、お聞かせください。

自治体DX推進に際し、理事者の皆様が日々難しい難題にも向き合い、御尽力されていることと感じます。日々の御尽力に感謝を申し上げつつ、さらなる向上をお願い申し上げ、再質問を留保し、私の一般質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、視覚障害者の意思疎通支援の代筆・代読について御質問がありました。

代筆・代読支援に対する取組につきましては、視覚障害のある方のコミュニケーションを支援する重要な手段の一つと考えているため、視覚障害のある方のニーズの把握や先行自治体の事例などを調査、参考にして、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、こども医療費助成について御質問がありました。

まず、高校生までの医療費を無償化した場合の事業費につきましては、現時点では試算しておりませんが、既に高校生までの無償化を実施している他都市の試算方法なども参考に、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の拡充のスケジュールにつきましては、本年度中に、助成対象の範囲や拡充の内容などの制度設計について、庁内で議論を重ねながら、早ければ令和6年度からの実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校跡利用について御質問がありました。

未活用の校舎や敷地の活用につきましては、旧祝津小学校、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校は、サウンディング型市場調査を行いました。採用に至る案がなかったことから、旧祝津小学校については売却の方針を決定し、手続を進めております。他の三つ施設については、グラウンドを雪堆積場として使用しているほか、旧末広中学校は、陸上競技場での大会開催時に臨時的駐車場として使用しております。

また、旧豊倉小学校、旧松ヶ枝中学校、旧忍路中学校は、サウンディング型市場調査を行っていませんが、旧豊倉小学校は、災害用備品の一時保管に使用しております。

今申し上げました施設は、旧祝津小学校、旧豊倉小学校を除くほとんどの建物が耐震化されていないほか、立地条件や用途地域の制限があるなど課題が多く、恒久的な利活用についての方針が決まっていないものであります。

次に、DX推進について御質問がありました。

まず、総務省の自治体DX推進手順書に示されている各ステップの本市の状況につきましては、ステップ0、認識の共有・機運の醸成については、職員に対する説明会や研修を実施しているほか、私からも幹部職員に向けて、DXの重要性や推進の必要性について伝えているところであります。

次に、ステップ1、全体方針の決定については、デジタル行政推進本部会議において、本市におけるデジタル化の基本的方向性は共有しているため、できるだけ早い時期に決定したいと考えており、ステップ2、推進体制の整備については、令和4年度にデジタル推進室を設置し、強化をしたところであります。

また、ステップ3、DXの取組の実行については、総務省の自治体DX推進計画の重点取組事項にある、手続のオンライン化やRPAによる業務の自動化などを推進しているほか、AIチャットボットの導入を進めているところであります。

次に、調査分析を行った5業務の具体的な内容と改善の提案につきましては、業務は、戸籍住民課の証明書発行事務、小・中学校の事務費などの配当予算の支払い処理、資産税課での登記済通知書処理、介護用品購入助成券による請求書処理、後期高齢者医療給付業務のうち高額医療・高額介護の合算処理の五つについて分析を実施いたしました。

これらの業務に対して、事業者からは、市のホームページ上で質問に自動で対応するチャットボットの導入や、定型の入力作業などを自動化してシステムに入力するRPAの導入、電子申請・電子決裁システムの導入など、ICTによる自動化や紙媒体等のデータ化により業務時間の削減効果が期待されると提案されております。

提案のうち、チャットボットは年内の稼働を予定し、RPAと電子申請は導入する業務数の増に取り組んでいるところであります。

次に、改善提案の他業務への展開につきましては、チャットボット、RPA、電子申請、電子決裁の導入は、事業者からは、5業務に限らず、全庁的な導入により業務の効率化が期待されるとの最終報告がありましたので、全庁の業務への導入について検討をしております。

次に、各職場での業務の可視化につきましては、分析を行った5業務は業務フローを作成し、課題や改善策などを可視化したところですが、全庁的な業務フローの作成は今年度から順次着手する予定とし

ております。

業務の課題を把握するためには、業務フローの作成やフローを基にした業務の可視化が必要であり、令和4年度は、業務フローの作成を含む業務改善研修会を1回開催し、20名程度が受講しましたが、今年度も継続して研修会を開催し、職員の理解を深める取組を進めてまいります。

次に、戸籍住民課における1日の来庁者数につきましては、令和4年度の受付番号発券機の発行実績でお答えいたしますと、繁忙期である3月と4月では、最大で1日当たり460人を超える日もあり、それ以外の月では、月平均で1日200人程度となっております。

次に、本市として目指す窓口につきましては、DX推進の観点からも、窓口における手続の簡略化やワンストップ窓口による利便性の向上を進めていく必要があるものと考えております。

これまでもそれぞれの窓口において円滑な対応に努めているところではありますが、今後はさらなるサービスの向上を目指し、窓口担当の庁内横断的な会議を開催するなど、御質問にありました北見市をはじめとする先進事例も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、新井田邦宏議員。

○1番(新井田邦宏議員) 1点だけ再質問させていただきます。

子ども医療費助成制度の拡充についてですけれども、現時点で高校生までの事業費の試算を行っていないというところだったのですけれども、これは現時点では中学生まで段階的に拡充をするという予定であるからこそ、まだ高校生までの事業費の試算というのは行っていないという認識でよろしかったでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 新井田議員の再質問にお答えをいたします。

高校生までの無償化実施に向けた試算を今は行っていないということで、まず中学生から進めていくのかというお尋ねだと思いますけれども、そこまで決めたわけではありませんので、まず対象をどこまでにするのか、あるいは所得制限を設けていくのか、あるいは全体の事業費としてどれだけかかるのかということ試算した上で、これからの方向性、方向性といえますのは、中学生、高校生と段階的に進めていくのか、あるいは中学生、高校生を一気にやってしまうのか、その判断をこれからさせていただきたいというふうに思っておりますので、その段階では、まだ高校生までの無償化に関わる試算を行っていないということで御理解をいただければというふうに思っております。

○議長(鈴木喜明) 新井田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番(松井真美子議員) 松井真美子です。初めての一般質問をします。

学校の跡利用についてです。

子育てしやすい小樽のまちづくりを進める観点で、10年前に閉校となった旧祝津小学校について伺います。

旧祝津小学校は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の学校統廃合によって廃校となりました。地域の方から、旧祝津小学校を冬でも遊べる施設として活用できるようにしてほしいとい

う要望が寄せられています。ウイングベイ小樽まで行くのは遠い。子供が安心して遊べる場、親同士の情報交換ができる場をぜひ地域につくってほしい。市の財政状況もあるので新しく建てろとは言いません。今ある建物をぜひ活用してほしいのですと要望しています。

6月1日に、私は、旧祝津小学校を見学させていただきましたが、木々に囲まれた学校周辺では、もうセミが鳴いていました。四方を見渡せるように取り付けられた、たくさんの窓からは明るい日差しが入り、広がる森と海が見えます。玄関を入るとすぐに開放的な図書コーナーがあり、2階に上がる階段の下には不思議な隠れ空間があります。教室があったオープンフロアはじゅうたん敷きでバリアフリー、ドアはなく広々としています。体育館に続く廊下の途中に天井を見上げると、プラネタリウムになっていまして、春夏の星座と秋冬の星座2か所のコーナーでは音が反響する造りになっています。これは、子供たちが星座に興味を持つだろうと感じました。漁師のまちらしく、窓や外壁に魚が彫られていたり、随所に子供がわくわくする工夫が凝らされています。多目的スペースで、明るく楽しいぬくもりのある学校と書かれた木製プレートが目に入りました。まさに、設計した方のその思いが表れているようだなと思いました。

私は、小樽市にこれだけすばらしい小学校が建てられていたということにびっくりしました。市長は旧祝津小学校について、子供たちにとって、いい環境だと思いませんか。

2017年に、旧祝津小学校の利活用に向けたサウンディング型市場調査が行われています。その参加事業者の提案概要によりますと、旧祝津小学校は新耐震基準の建築物であり、アスベストもなく再利用・再活用価値は極めて高いとなっています。そして、市の施設として開設することに併せて、屋内体育館等の開放を積極的に検討していただきたい。同校建物は地震・津波発生時の避難所として、また、同校グラウンドは緊急避難場所として位置づけられていることから、本来は市の行政財産による管理が望ましく、公の施設での開設をお願いしたいと提案されています。

ところが、確認しましたところ、現在、旧祝津小学校は指定避難所になっておらず、祝津地域に指定避難所はありません。いつ、なぜ、旧祝津小学校避難所の指定が外されたのでしょうか。

市長は、昨年の第3回定例会提案説明で、まちづくり三つの柱の一つ、「安全安心なまちづくり」で、除排雪や防災、減災のための体制の強化と、性別や年代、ハンディキャップの有無にかかわらず、市民の誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるとおっしゃっています。祝津地域に指定避難所がない状況をどうお考えでしょうか。

私は、改めて地域の方に聞いてみたのですけれども、避難所が外されたことを知らなくて、地震や津波が起きたら旧祝津小学校に逃げるつもりでいたと言っていました。この方は町内会の消防団の活動に関わっている方です。避難所が外されたことを知らない方がほかにもいるのではないのでしょうか。海が近い地域です。地震や津波が発生したときに、避難所だと思って行ったのに中に入れないとなったら大変なことになると思いました。指定避難所の解除について、地域の方に十分な説明がされたとお考えでしょうか。

サウンディング型市場調査で公の施設での開設をお願いしたいと提案された旧祝津小学校ですが、売却方針が決定されています。2022年1月に祝津町会へ売却方針について説明し、反対意見がなく、町内会を通じて地域の方へ周知のチラシを配布した、今後は売却に向けた具体的な取組を進めていきたいと2022年3月11日の総務常任委員会で報告されていますが、地域の方は、売却方針については知らなかった、チラシも見えていないとおっしゃっています。

2012年3月に市が作った「学校跡利用の基本的な考え方」では、地域住民にとって小学校や中学校は、長年慣れ親しんだ地域のシンボリックな存在であり、愛着のある場所、有効な利活用が求められるとして、

1番目に、代替施設の有無や建物の耐震化改修経費、維持管理経費などの財政負担について十分検討した上で公共施設としての利活用の可否を検討する。そして2番目に、将来的に公共的な需要が見込まれない場合、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合においては、売却や貸付けなどを検討する。これを基本として、市や民間のいずれかが利活用する場合においても、地域の意見や要望を聞き、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう検討しますとなっています。

売却方針はどのような過程で決定されたのでしょうか。

公共施設としての利活用の検討は十分にされたとお考えですか。

売却方針決定に至る過程で、地域の意見や要望は丁寧に聞いてこられたのでしょうか。

住民にとって、泣く泣く廃校となった思い出の場所である学校を再利用し、人々が気軽に集まれるコミュニティースペースを生み出すことは地域住民が何より喜び、地域の活性化につながると考えます。

また、近くには、水族館があります。他のまちから訪れる人たちにも海の見える児童施設として小樽らしさを感じてもらいながら、体を動かしたり、工作をしたり、本を読んだり、建物の造りを十分生かして子供の楽しめる施設となるのではないのでしょうか。売却方針が決定されたとしても、実際に今、地域から活用の要望が出されています。住民の要望に応え、旧祝津小学校を公共施設として活用することを検討していただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

昨年の秋に日本共産党が行った市民アンケートにも、小樽には子供を遊ばせる場所が少ない、冬でも楽しめる公共施設をぜひ造ってほしいと複数の方が回答しています。また、公園も老朽化やブランコなどの遊具が不備などところが多く、廃れていっている感をととても感じる。もっとこのまちで子育てしたいと思えるようにしていかないと若い人たちは札幌市などに出ていくなと、とても不安になりますという声もありました。

私は、海と山が身近にあるこの自然豊かな小樽市が気に入り、小樽市で子育てをしたいと思い20年前に札幌市から移住してきました。豊かな自然、港町としての歴史、宝がたくさんあるのに人口減少が進む小樽市を本当にもったいないと感じています。小樽市は魅力的なまちだと思います。せっかく宝がたくさんあっても、そこに住む人がこのまちに住みたいと思わなければ人口減少は止まりません。だからこそ、今住んでいる人が大事にされていると感じられ、そこに住みたいと思えるまちづくりをすることが必要ではないのでしょうか。子育てするなら小樽市がいいよねと言われるくらいに、暮らしやすさ、子育てしやすさに本気になるべきではないのでしょうか。

旧祝津小学校に限らず、今ある施設を活用していくための意見や要望を生かしていく姿勢が必要ではないのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松井議員の御質問にお答えをいたします。

学校跡利用について御質問がありました。

初めに、旧祝津小学校の環境につきましては、校舎は、オープン教室やランチルームがあるなど、市内でも特色のある造りであるとともに、周囲には豊かな自然と海があり、歴史的な資源に恵まれた本市ならではの環境であるというふうに考えております。

次に、旧祝津小学校の避難所の指定解除につきましては、旧校舎の一部が令和4年2月に土砂災害警戒区域の指定となり、開設避難所として適切ではないと判断したため、同年10月に指定を解除したものであります。

次に、祝津地域に指定避難所がない状況につきましては、旧祝津小学校を指定避難所から解除するに当たり、最寄りの高島小学校を指定避難所とすることで、地域の皆様には御理解をいただいております。避難機能は確保できているものと考えております。

次に、指定避難所解除の地域への説明につきましては、令和4年1月に町会長や役員の方に対し、旧校舎の避難所としての指定を解除することについて説明をし、町内会の皆さんにも周知をいたしました。特に反対意見はありませんでしたので、御理解をいただいたものと考えております。

次に、売却方針の決定につきましては、旧祝津小学校の閉校後には、地域の団体と意見交換をしながら公共活用案を検討するとともに、その後は、民間活用に向けたサウンディング型市場調査により、民間事業者から活用案を募りましたが、決定に至る活用案はありませんでした。

活用案がないまま年月が経過し、施設の老朽化も進んでいくことから、民間事業者に施設を活用していただくため、売却方針を決定したものであります。

また、活用案を検討する過程では、地域の方々の意見をお聞きしているほか、売却方針の決定に当たっては、町内会役員の皆さんからの了解をいただくとともに、町内会の皆さんへ周知文書を回覧し、御意見等がなかったため、御理解をいただいたものと考えております。

次に、旧祝津小学校を公共施設として活用することにつきましては、ただいまお答えいたしましたとおり、これまで公共施設としての活用について検討を重ねたものの、活用策の決定に至らなかったため、民間事業者のアイデアと資金により、地域の中で施設を有効に活用していただくことを期待し、売却方針を決定したものでありますので、公共施設として活用することについては考えておりません。

次に、意見や要望を生かすことにつきましては、未利用の閉校施設は、旧祝津小学校、旧豊倉小学校を除くほとんどの建物が耐震化されていないほか、立地条件や用途地域の制限があるなど課題が多く、恒久的な利活用についての方針が決まっておりません。

学校跡利用は、市が定めた学校跡利用の検討の進め方にに基づき、売却を含め活用方針の決定に当たっては、地域の方々に説明をし、御意見をお聞きすることになっております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

○3番(松井真美子議員) 再質問させていただきたいと思います。

旧祝津小学校の環境です、市内でも特色のある環境だというふうにおっしゃっていただいております。実際に、市長は旧祝津小学校を御覧になっていただいているのでしょうか。お忙しいとは思いますが、観光都市小樽の自然環境を大事にされる市長の目で、ぜひ旧祝津小学校を視察していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、売却という方針になっています。市長は、さきの第1回臨時会の挨拶のときに、小樽は歴史があり、先人から受け継がれてきた様々な財産がある。この財産を生かしながら、次世代を担う子供たちへとしっかりと引き継ぐことが私たちの責務と考えているとして、子育て、仕事、移住の促進などで人口の社会減に歯止めをかけるために、安心して子育てができる環境づくりを進めて、また、小樽の魅力を生かしたまちづくりに取り組み、選ばれるまちを目指し、活力ある持続可能なまちづくりを進めていくとおっしゃっています。

自然や歴史はつくりたくてもつくれません。でも、小樽市にはそのすてきな土台が既にあります。札

幌市との行き来のしやすい距離の小樽市です。都会に近いのに自然が豊か、この既にある財産を生かしながら安心して子育てができる環境づくりが進めば、選ばれるまちになる要素は十分にあると思うのです。

旧祝津小学校の山と海を身近に感じるこの小樽市らしい環境と、新耐震基準を満たし、そのまま使える施設だと思えます。明るく先進的な造りの建物、この小樽市の貴重な財産と言えらるると思うのです。

地域への説明はされてきたと思うのですけれども、地域との間でどれだけ丁寧にそれがやられてきたのかというのが問われると思えます。新型コロナウイルス感染症の状況もありましたので、それは仕方なかったのだろうなというふうにも思っています。

実際に今、地域の方から要望が出ています。地域の住民の方の意見を聞いて、地域に根差した、みんなで作るまちづくりをすることが、日頃、市長がおっしゃっている市民の政治的関心の向上や市政への参加意欲につながって、人口減少を食い止める力になるのではないかと思います。今は新型コロナウイルス感染症も落ち着いた状況になっていますので、再度、避難所のことも理解していなかった方もいらっしゃると思いますので、それも含めて、地域住民の意見を求める機会を設けていただけないでしょうか。

経済的な子育て支援は、親は助かります。同時に、親は子供が喜ぶ顔が見たいのです。そのために、休日は離れた施設まで子供を連れて行って、いろいろ見て、意見やアイデアも持っています。先ほど公園の担当の部署の質問もありましたけれども、この子育て世代の思いを受け止める具体的な場所といますか、意見やアイデアなどを伝えたい場合に、どこに行ったらいいのか、その担当部署をお知らせいただきたいと思えます。意見を聞いてくれるのだなということを示すことが大事だと思うのですけれども、それが、小樽市は子育て世代を大事にしているという姿勢を伝えることになると思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求める前に、松井議員に言いますけれども、旧祝津小学校の件の流れで、子育ての担当部署云々というのは出てきていないわけです。ですから、新しい質問となりますので、これは、お答えは多分できないというふうに思えます。

それから、最初の旧祝津小学校を市長が見学というか、見てくださいというのは、それはお願いベースであると思えますけれども、行ったことがないようなニュアンスを受けますので、これも今のところ、お答えができればするかもしれませんが、答弁には少し、ならないかもしれないです。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思うのですけれども、学校を訪問したことがあるのかというのが1点と、これから地域の皆さんの御意見を求めてもらえないかという、その2点として私は受け取っておりますので、まずそれについてお答えをさせていただきたいと思えます。それでもし違いがありますようであれば、改めて御指摘をいただければというふうに思っております。

1点目は、祝津小学校に行ったことあるかということでございますけれども、少し記憶は定かではありませんけれども、学校そのものは、私は訪問したことはないのではないかとこのように思っておりますけれども、周辺には観光施設などもありますので、学校そのものを見たという記憶は定かではありませんけれども、周囲が豊かな自然に恵まれている環境に学校があったということについては理解をしているところでございます。

それから、地域住民の意見を改めて求めてもらえないかということについては思いますが、避難所を

指定解除する際など、既に地域住民の皆さんには一定程度御説明はさせていただいております。

仮に今後、地域住民の皆さんに御意見を求めるなり、説明をする機会があるとすれば、旧祝津小学校跡を売却し、転用をする際には地域住民の皆さんに改めて説明をさせていただくことになろうかと思えますけれども、それ以外で改めて地域住民の皆さんに御意見を求めることは考えておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 松井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝でございます。

一般質問を行います。

第1項目、通学路の交通安全対策から、初めに、通学路の安全プログラムについてであります。

警察庁交通局が令和5年3月に発表した令和4年における交通事故の発生状況によると、死者数が2,610人で、前年比マイナス26人、重症者数が2万6,027人で、前年比マイナス1,177人であり、どちらも過去最低の数値とされておりますが、依然として多くの貴い命が犠牲になっております。

その中で、児童（小学生）に関する交通事故発生状況によると、死者・重症者数は618人で、歩行中児童の通行目的別死者・重症者数は、登下校中が4割を占めております。これらの数値は小学生だけですので、未就学児や中高生も含めるとその数値はさらに大きくなるものと推測されます。

国土交通省の生活道路の交通安全対策ポータルによると、交通事故の死者数は減少傾向であるものの、生活道路では減少幅が小さいことや、生活道路の人口当たりの死傷事故件数では、小学生が他の年代より2から3倍多いことが紹介されています。

事故を契機とした通学路等の交通安全対策の取組経緯には、平成24年4月23日に京都府亀岡市で起きた小学生等の死傷事故を踏まえ、同年5月30日に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁連携による通学路の緊急合同点検要請を初めに、不幸な交通事故を繰り返さないために全国的に交通安全対策の取組を強化してきました。

本市では、小樽市通学路安全推進会議を設置し、小樽市通学路安全プログラムの中で、通学路の安全確保を図ることを目的に、関係機関が連携の下、通学路の危険箇所に対する合同点検後に対策を検討の上、各管理者等が中心となって対策を実施し、その後、効果を把握することにより、改善と充実を図っております。

しかしながら、主な対策の実施内容については、警戒標識の新設や歩行者用信号の青色点灯時間の延長が挙げられますが、多くが児童・生徒に対する交通安全の指導にとどまり、物理的な通学路の安全対策は行えておりません。

市内全域の通学路の安全対策については、通学路安全プログラムには記載されていない危険箇所がありますが、本市はその状況について細かく把握しているのか、伺います。

令和4年8月には、急速に進む人口減少と少子高齢化などによる社会経済情勢の変化などを理由に、都市計画道路の見直し方針が策定されました。これにより、これまで道路の拡張や歩道の新設によって

通学路の安全確保が望まれていた箇所が多くが計画の変更や廃止となり、具体的な安全対策が行えなくなったのではないかと懸念されています。

教育委員会や学校が児童・生徒に対して通学の際の留意点を指導するには限界があります。都市計画道路の見直しを進めた市としては、通学路の安全対策についてどのように考えているのか、伺います。

次に、高島小学校区内の交通安全要望についてであります。

令和5年第1回定例会における私の一般質問でも例示いたしましたが、高島小学校の通学路は、歩道のない区間が多く、交通量も多いため、降雪時には道路の端を歩かなければなりません、路面はすり鉢状になっており、足を滑らせて走行中の車両に巻き込まれる事故や、カーブや坂の多い状況から、児童の列に車両が突っ込むなどの事故がいつ起きてもおかしくない状況です。

実際に雪が解け乾燥した路面状態であった4月12日の正午頃、高島小学校の正門前で車同士の接触事故により、事故車両が近隣の民家に衝突し、炎上する交通事故が発生しました。万が一、登下校の時間帯であれば、事故に巻き込まれていたかもしれません。

そこで、高島小学校ではPTAや北小樽地区の高島、祝津、赤岩の3町内会が連携し、本年5月10日、校区内の交通安全に関する要望書を市長に手交いたしました。手交には、児童会の会長や在校生も同席し、実際に高島小学校に通う子供たちからも通学路が怖いという声を市長も直接お聞きになったことと思います。このほか、市内各地に、子供たちや保護者からも危険な通学路の状況について改善を要望されております。

高島小学校区内の交通安全に関する要望書の内容について伺います。

手交には、高島小学校の児童会長や在校生も同席し、市長に対して、子供たちの言葉で要望がありました。内容と、当事者である子供たちの意見に対する受け止めについて伺います。

全体の要望内容について、改善に向けた本市の具体的な取組状況を伺います。

関連して、主権者教育や子どもの権利条約の観点から、市政に対する理解と関心、郷土愛を深め、子供たちからの意見や提言を市政の参考とする子供議会の実施を令和3年第1回定例会、令和4年第4回定例会で提案をし続けております。現在の検討状況について、改めて伺います。

本市が子供議会を実施しない、もしくは検討中の段階で、民間から企画が持ち込まれた場合、本市は協力されるおつもりがあるか伺います。

次に、バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業についてであります。

本市では、小樽市立小・中学校にバス通学をする児童・生徒の保護者の負担の軽減を図るため、通学に要する費用を助成する制度が要綱で定められております。助成対象は、小・中学校の通学区域に住所を有し、かつ、当該小・中学校に在籍し、おおむね片道で、小学生が2キロメートル以上、中学生が3キロメートル以上で、バスの利用区間が2分の1以上あるものと定められておりますが、市内には基準に僅かに満たず、自費でバス通学をされている児童・生徒がいらっしゃるかと伺っております。

まず、この制度を利用している令和4年度の児童・生徒数と割合について伺います。

あわせて、これらの基準に僅かに満たず、自費でバス通学をしている児童・生徒数について伺います。助成対象とする通学距離はどのような考え方や計測方法によって決められているのか、また、おおむねの程度について伺います。

通学距離については、ただし書で、教育長が必要と認めた場合はこの限りではないという例外規定がありますが、教育長が認める例外について伺います。

通学費助成費用の算出方法について伺います。

歩いて登下校することで脚力や体力が向上するなど、様々な教育的効果がありますが、本市は坂道で

歩道が整備されていない通学路が多く、学校統廃合により、冬期間や特に小学校低学年では徒歩での通学が困難な実態があります。第7次総合計画では、まちづくり六つのテーマの一つ目に、安心して子どもを生み育てることのできるまちを掲げ、多様な市民ニーズに対応した、子育て支援の推進に努めるとあります。

また、小・中学校からの通学距離が助成対象に僅かに満たない地域では、子育て世代の移住・定住の観点からも影響があると考えられます。通学距離や計測方法の見直しによって、事業の在り方を再検討するべきであると考えますが、教育委員会の見解を伺います。

大項目二つ目は、公共施設の無料Wi-Fi整備についてであります。

これまでデジタル化が進んだ今日において、公共施設の利用促進には、無料のWi-Fi環境を整備することがトイレや照明設備と同じように必要不可欠であると訴えてまいりました。

まず、市全体の公共施設における無料のWi-Fi環境の整備について、本市の方向性を伺います。

市民会館と市民センターについて、両施設のホールの有線でのインターネット接続を整備したのは、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の事業で、本市が整備し、昨年度まで回線使用料を市が負担しておりました。4月以降のインターネット回線使用料金はどこが負担しているのか、伺います。

現在、施設利用者がホールのインターネットを利用する場合の費用負担について伺います。

前回定例会終了後に、市民会館のインターネット環境の整備状況を視察してまいりました。外からのインターネット回線が市民会館の事務室に引かれ、そこから有線LANケーブルを敷設し、舞台の下手にヤマハのRTX1220という定価12万円以上する超高性能のルーターが設置され、接続された有線LANケーブルを舞台上や客席に伸ばすことで、有線のインターネット接続ができる状態になっておりました。

このルーターは8か所の有線LANケーブル差し込み口がありますので、整備されていない各会議室などに追加の有線LANケーブルを分岐させることができます。インターネットに無線接続するための無線LANルーターが数個あれば、市民会館のWi-Fi環境整備は容易であると考えられます。

また、会議室等に設置する無線LANルーターは1万円程度で数十台の同時接続が可能な製品もあり、配線工事は専門業者に依頼せずとも可能なため、決して高い整備費用ではありません。

市民会館では、指定管理者の事務室には職員用の無線LANルーターが整備されておりました。これらの状況を踏まえ、市民会館や市民センターの無料のWi-Fi整備について、本市の検討状況を伺います。

そもそも建物にネット環境がなく、新たに回線工事をしなければならない施設や、明らかにネット回線の利用が見込まれない施設においては、初期費用の観点から導入が慎重になることは理解できますが、他の貸館機能を有する施設や図書館、市役所本庁舎など、既に回線工事が完了し、職員などがインターネット接続できる環境が整備されている施設において、利用者に対してネット環境が提供されていないのはなぜでしょうか。

通信容量やセキュリティーの観点から議論すべき点はあると思いますが、少ない費用で整備できる無線LANルーターを設置しないのは、小・中学生に1人1台タブレット端末が配布されている現代の公共施設の在り方として考え直さなければならない状況であると考えますが、本市の認識を伺います。

大項目三つ目は、公園について。

初めに、子供、若者、子育て世代の要望実現についてであります。

公園に関する市民要望は多数寄せられており、これまで各党派、多くの議員が質問で取り上げられておりました。第7次小樽市総合計画では、公園・緑地の現状と課題として、少子高齢化や多様な価値観

に対応するよう、公園に求められているニーズの変化の把握に努め、子供から高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、地域に配慮して進めていく必要があるとしています。

一方で、令和5年3月に策定された第2次小樽市公園施設長寿命化計画では、日常的な維持管理に関する基本方針の中で、清掃・保守・修繕といった維持管理と日常点検を随時実施することで、公園施設の機能保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化及び損傷状況を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、必要に応じて利用禁止等の措置を行い、事故等を予防するとともに、この時点で健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判断するとあります。

過去の議会議論において、公園内に設置された、壊れた時計の維持、補修については、利用者の安全確保を最優先に考えているので、優先順位が低いと答弁をされました。

これらを踏まえて、本市の公園管理の状況は、限られた財源の中で優先度に応じた必要最低限の維持、補修を行うことが精いっぱいであり、総合計画にある少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、公園に求められるニーズの変化の把握に努めた公園の整備は全く行えていない状況です。この矛盾について、本市の見解を伺います。

私も数多くの公園に関する要望を市民から直接伺うことがありましたが、特に子供や若者、子育て世代を中心に、そもそも小樽市の公園は、他都市に比べて様々な点で不便で楽しくない、つまらないという内容の御意見をよくいただきます。総合計画にある少子高齢化や多様な価値観に対応した公園に求められるニーズの変化について、どのように把握し、多様なニーズをどのように理解しているのか、具体的に伺います。

安心・安全でも不便で楽しくない、つまらない公園では、子供、若者、子育て世代の利用は進みません。これらの要望把握についてはどのように行われているのか、また、実現について伺います。

次に、公園の各種届出についてであります。

私はこれまで、公共施設の利用促進に向け、オンライン上での利用状況の確認や予約、キャッシュレス決済について、導入を強く進めるべきであるという立場から質問を行ってまいりました。現在、全庁的に検討段階に入っているとのことですが、以前から一部施設では、メールの対応も可能ではありました。しかし、公園の各種届出については、現在でも直接、公園緑地課に持参しなければならない状況となっています。パソコンとプリンターがない方は申込みができませんし、市役所の開庁時間は一般的に働いている方が多く、不利益を被る市民が多いです。公園の利活用を増やす観点からも、各種届出については、オンライン上での利用状況の確認や予約、キャッシュレス決済の導入について、可及的速やかに進めるべきであると考えますが、いつまでに実施する予定なのか、本市の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、通学路の交通安全対策について御質問がありました。

まず、通学路安全プログラムについてですが、このプログラムに基づく合同点検実施箇所以外の危険箇所の状況把握につきましては、各小・中学校が抽出した危険箇所については、教育委員会にその情報が集約されることとなっております。

合同点検実施箇所以外で、除排雪、草刈りなど、市長部局での対応が求められる事案については、都度、個別に関係部署に情報が提供されておりますので、必要な情報の共有は図られているものと考えております。

次に、都市計画道路の見直しに伴う通学路の安全対策につきましては、都市計画道路を廃止した路線や区間については、街路事業での整備はできませんが、国の交通安全施設等整備事業などにより、通学路の安全対策に関する整備は可能であることから、引き続き効果的な対策について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、高島小学校区内の交通安全要望についてですが、まず、同校区内の交通安全に関する要望書の内容につきましては、通学路の安全確保の観点から同校周辺及び校区内の道路5か所について、横断歩道や信号機の設置、適切なロードヒーティングの敷設等について、同校の校長、PTA会長、児童会会長のほか、高島、祝津及び赤岩の各町内会長の連名で要望があったものであります。

次に、このたびの要望に対する受け止めにつきましては、頂いた要望に対し、市でできることについては、実施の可否を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

また、子供たちが登下校時などに感じた不安な思いや意見を直接聞くことができ、有意義であったと感じております。

次に、要望内容に対する具体的な取組状況につきましては、まず、横断歩道及び信号機の設置については、北海道公安委員会が所管するものであることから、速やかに小樽警察署へ要望したところであります。

また、本市が所管する横断歩道の注意看板及び公園にあるトイレの屋根の雪止め設置については、年内に実施する予定であります。歩道整備については、引き続き効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

ロードヒーティングの設置については、要望箇所の道路勾配が設置基準に満たないことから、設置する予定はありませんが、代替対応として、滑り止めの砂散布を行いたいと考えております。

次に、子供議会の検討状況につきましては、昨年第4回定例会での松岩議員からの御指摘を踏まえ、その後、子供の意見を聞く場を開催するに当たっての方法や課題について、教育委員会から意見を聞いたところであります。その中では、参加する児童・生徒の選び方や、事業の位置づけを授業の一環とするかどうか、などの意見があったところであり、引き続き、実施の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、民間から計画を持ち込まれた場合の市の対応につきましては、子供たち自身の言葉で、率直な意見を聞くことができる仕組みとなっているのであれば、必要な協力はしたいというふうと考えております。

次に、公共施設の無料Wi-Fi整備について御質問がありました。

まず、市全体の方向性につきましては、Wi-Fiが一つのインフラとして認識されている時代の流れからも、整備を進めていく必要があるものと考えております。現在、各部局における設置要望を取りまとめたところでありますので、今後は、各施設における優先順位など、財政的な負担も考慮しながら、整備に向けた検討を進めることとしております。

次に、市民会館と市民センターの今年度のインターネット回線使用料金につきましては、施設利用者の方がインターネットを利用する場合に、回線使用料金相当分を施設の使用料に上乘せすることについても検討を行いましたが、今後の無料のWi-Fi整備の方向性との整合性を考慮し、利用者の方への負担は求めないこととしたものであります。このことから、回線使用料金は、昨年度同様、市が負担しており

ます。

次に、市民会館及び市民センターへの無料のWi-Fi整備につきましては、既存の回線の下、ホールと会議室等で複数同時にインターネットを利用した場合、通信に支障が生じる可能性があり、支障のないようにするには、現在の試算で、両施設を合わせますと900万円程度の整備費用が見込まれておりますので、今後、両施設についても、全庁的な優先順位に沿って、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、図書館や市役所本庁舎など、既に回線工事が完了している施設において、ネット環境を提供していない理由につきましては、まず、図書館では、市民会館と同様に、複数同時にインターネットを利用した場合、通信に支障が生じる可能性があるためであります。

また、市役所本庁舎では、業務で庁内からインターネットを利用する際は、道内の全自治体が安全に利用できるよう設計された北海道自治体情報セキュリティクラウドに接続することとなっておりますが、このシステムへの接続は自治体職員を対象としているものであり、セキュリティーや情報流通量の問題から、一般利用ができないためであります。

次に、公園について御質問がありました。

子供、若者、子育て世代の要望の実現についてですが、ニーズに応じた公園整備につきましては、小樽市公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新に当たっては、事前に地域へのアンケート調査を実施し、ニーズを把握した上で整備を行っておりますが、市民の皆さんに求められている公園整備に対しては、十分に答えられていないものと認識をしております、今後の課題であると考えております。

次に、公園に求められるニーズの把握につきましては、令和2年度策定の第2次小樽市都市計画マスタープランや、令和4年度策定の第2次小樽市緑の基本計画において実施したアンケート調査や市民懇談会でのグループ討論によりニーズを把握しております。

多様なニーズに対する私の見解につきましては、アンケート調査では、年代を問わず誰もが利用しやすく楽しめる公園の充実や既存の大型公園の充実など、市民懇談会では、小学生などの小さな子が遊べる公園や水辺で遊べる施設の整備など、多種多様なニーズがあることから、これらを踏まえた公園整備が必要であるものと考えております。

次に、公園に求められるニーズの把握などにつきましては、先ほど申し上げましたアンケート調査や市民懇談会のほか、市長への手紙を通じて様々な要望があることは把握しており、私としましては、公園の整備や維持管理は子育て施策として重要であると認識をしておりますので、今後は、要望を踏まえた整備などについて検討をしてみたいと考えております。

次に、公園の各種届出についてですが、オンライン上での予約につきましては、オンライン化により公園利用の利便性が高まる一方で、予約の独占やネット利用に不慣れな方の対策などが必要であることから、他都市の事例を調査し、本市での導入について研究してみたいと考えております。

また、公園の各種届出に係るキャッシュレス決済につきましては、今後、全庁的な導入の中で検討をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松岩議員の御質問にお答えをいたします。

通学路の交通安全対策について御質問がありました。

まず、バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業についてですが、この助成事業を利用した令和4年度の児童・生徒数につきましては、小学生が22人、中学生が160人で、全児童・生徒に対する割合は、小学生が0.6%、中学生が7.4%となっております。

また、自費でバス通学をした児童・生徒数につきましては、市教委への届出を要していないため、把握をしておりません。

次に、助成対象となる通学距離や計測方法などにつきましては、通学距離が、小学生は片道2キロメートル以上、中学生は片道3キロメートル以上を対象としており、その計測方法につきましては、対象者の自宅から学校の玄関までの最も合理的な経路で計測をしております。

また、バス通学児童・生徒に係る通学費助成事業実施要綱の中に記載しております、おおむねの程度につきましては、自宅が隣接する児童・生徒の一方だけが基準を満たさない場合などに、教育的配慮が行えるように規定したものであります。

次に、実施要綱第3条ただし書の例外規定につきましては、身体的な理由など、バスを利用しなければ通学できない特別な理由がある事例に対応するためのものでございます。

次に、通学費助成費用の算定方法につきましては、バス会社が発行しております、土日祝日以外の平日のみ使用できる実日数通学定期券の料金計算方法に基づいて算定しております。

次に、通学距離などの見直しにつきましては、本助成事業は事業費の8割が特別交付税の支給対象であり、その基準値は、小学生が片道4キロメートル以上、中学生が片道6キロメートル以上で、豪雪地帯におきましては、それぞれ2キロメートル以上、3キロメートル以上となっております。

本市は、国が定める豪雪地帯の基準を適用しておりますことから、現状では、通学距離の見直しなどによって事業の在り方を再検討することは難しいものと考えておりますが、児童・生徒の通学手段に対する環境整備は大切だと認識しておりますので、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、道や国に対して、財政措置などについて要望してまいりたいと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) 再質問をいたします。

まず一つ目が、通学路安全プログラムについて、二つ目の質問に都市計画道路の見直しを進めた先の交通安全対策について伺いました。手法についてはいろいろなやり方があるのだというような趣旨の御答弁をいただいたのかと思うのですが、手法はもちろん、それはあると思うのです。都市計画道路を見直して、例えば、拡張計画を廃止したからといって、その道にもう絶対に拡張や歩道が造られないというわけではないと思いますので、交通事情だとか通学の状況に応じて、そういった様々な制度を活用して安全対策を行うということはできるのであると思うのですが、とはいえ、それが本当に現実的にあり得るのかというと、なかなか考えられないのかなと。

そういったところを踏まえると、今の答弁は非常に、あくまで制度的なことを言ったにすぎず、市として現実的にそこまで落とし込んで交通安全対策を考えられているのかというのが少し伝わらなかったのも、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから、バス通学の助成の件ですが、まず対象の小学生が22名と中学生が160名、全体の0.6%と中学校は7.4%であると。自費でバス通学をしている生徒数、児童数は把握していないということでした。

私のところに寄せられている声の一つに、要は僅かに基準を満たないので何とか例外的に認めていただけないだろうかということを経済委員会に相談した際に、ほかの児童・生徒との不公平感の観点から、1人を認めると全員を認めなければいけないという理由で断られたという意見が複数上がっています。

ただ、今の答弁を伺うと、自費でバス通学している生徒・児童数を把握していないということだと、その理由というのは成り立たないのではないかなと。仮に、教育委員会で何十人、何百人と自費でバス

通学をしている人がいるので、不公平になってしまうから駄目なのだとすることであれば理解できるのですけれども、自費でバス通学をしている児童・生徒数を把握していない中でそういった事情でお断りしていたということがおかしいのではないかと思います。

それを踏まえて、通学の距離だとか、おおむねの程度だとかについて今後見直す必要はないということだったのですが、改めて、そういった事情について、細かいところは予算特別委員会でも質問させていただきますけれども、見直す予定がないのか、お考えを伺いたいと思います。

それから、公共施設の無料のWi-Fi整備についてであります。

私も正確に答弁を聞くことができていないのですが、市民会館やマリンホールでの無料のWi-Fi整備について検討したら900万円ほどの予算がかかるというお話でした。私は、マリンホールは視察に行っておりませんでしたので、少なくとも市民会館だけを考えたときに、なぜそのぐらいの予算が合わさってかかるのかというのが分からなかったです。もし、その900万円の何か積算の根拠だとかがあれば、お聞かせいただきたいと思います。例えばどういうものに幾らぐらいかかる見込みであるとか、今、手元で分かればお聞かせいただきたいと思います。

それから、公園整備について、各種の届出についてですけれども、この手の質問をした場合、必ずデジタル弱者だとか、制度を悪用した独占だとか、そういったことが懸念されるので検討が必要だという話が出てくるのですけれども、私は質問でも言っているとおり、今の仕組みでも不利益を被っている市民が一定数いるのです。その人たちは不利益を被っているので使えていないわけです。その不利益を被る方に対する言及がありませんでしたので、その方についてどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

その他、聞きたいことはたくさんあるのですが、予算特別委員会や常任委員会で伺いたいと思いますので、以上、再質問、御答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 松岩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、市民会館のWi-Fi整備の関係の経費の関係ということでお答えをさせていただきます。

市長答弁の中で900万円ということでお答えをさせていただいておりますけれども、これは市民会館と市民センター両館を合わせた金額ということで、市民会館だけで申し上げますと530万円程度の経費がかかるということになってございます。

その理由ということでございますけれども、今使用している有線LANにルーターをつけた場合には、仮にホールと会議室で両方同時に利用した場合、会議室のWi-Fiが使えなくなる可能性があるということで、ホールのほうが優先されるというようなことになるのだそうでございます。そのことから、市民会館で整備する場合には、アクセスポイントというのを複数箇所設置する工事が必要になるということで、その分の費用がかかるということと、その各アクセスポイントまで有線接続をする必要があるということで配線工事がかかるということで、市民会館については530万円程度のお金がかかるということでの業者からの見積りは徴しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

私から、都市計画道路の廃止に伴いまして、現実的に市として安全対策ができるのかということだったかと思えますけれども、都市計画道路を廃止したことによりまして、先ほど市長から申しましたとおり、街路事業などの整備ができませんが、拡幅するということになりますと、現実的には用地買収ですとか、今の住居の移転補償、こういったことが絡みますので、なかなか現実的ではありませんけれども、安全を確保するという上では、そのほかの手法として歩車道区分をする方法ですとか、ポールを設置して歩車を分離する方法、また、車道を狭窄して車のスピードを落とす方法ですとか様々な方法がございますので、これらについては引き続きどのような手法がいいかというのを検討してまいりたいということで考えております。

もう1点、公園の届出につきましては、今現実的には、議員のおっしゃるとおり、公園緑地課に来て申込みしか実際にはありませんけれども、確かに働いている方ですとか、現実的には窓口に来られない方もおられますので、こういった方も含めて、今後どのような届出、受付がいいかというのは検討してまいりたいということで考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松岩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

通学路の安全対策の関係で、通学費助成事業についての御質問でございますけれども、議員おっしゃるとおりで調査はしておりませんが、御相談のあった御家庭には、それぞれその範囲になるのかなのかということ、御相談に乗っているところでございます。

そういった意味で、調査をすると言いましても、なかなか現実として難しい部分があります。例えば冬期間だけ歩くのは大変なのでバス通学をしているだとかという子供さんもいらっしゃいますし、それから、いつも送迎をしているのですけれども、送迎できない日だけ、例えばバスに乗せているというような御家庭、それから、天候によってそういう対応するだとか、どういうふうに調査をするかということもありますので、その辺は少し検討してみたいというふうに思います。

それから、制度自体の制度設計変更はできないのかということでございますけれども、本答弁でも申し上げましたとおり、国の基準を基に実施をしているということでございます。それで最後の御答弁で国に対して財政措置などについて要望してまいりたいというふうにお答えしましたけれども、現状ではスクールバスも含めまして、北海道の地域性に応じた新たな補助制度の創設について国に対して要望しているところでございますので、そういったことも行いながら、さらに検討を進めてまいりたいというふうに思います。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) すみません、1点だけ確認をさせていただきます。

先ほど、市民会館とマリンホールのWi-Fiの回線工事に900万円という話で、分かれば900万円の内訳をお聞かせいただきたいというところだったのですが、市民会館だけの言及でした。もしマリンホールの状況について分かればお聞かせいただきたいです。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(佐藤靖久) 松岩議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

市民会館は先ほど530万円程度ということでお答えさせていただいたかと思えますが、市民センター

については380万円程度ということで、数字的には現在押さえているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 一般質問します。

初めに、投票の利便性について伺います。

今年4月23日、小樽市議会議員選挙がありました。投票率は約45%、昨年8月に行われた小樽市長選挙では約40%と、ここ数年の選挙では得票率が低く、8年前の選挙と比べても約15%から20%の差が出ています。市民の方からは、今までは歩いて投票所に行けたが、坂を上って投票所まで行けない、近くの会館で投票ができたらいいのなどに、多数の要望をお聞きしました。

そこで伺いますが、私は投票までに不便を感じてしまうことや、投票所までの距離が遠くて行けない理由があることで投票率が下がっている要因の一つにもなっているのではないかと考えますが、選挙管理委員会として、投票率が下がっている要因について、どのようにお考えですか。

選挙啓発の取組として、中学生や高校生を対象に選挙出前講座を実施し、選挙の仕組みを理解したり、投票することの意義を学ぶ取組をしていると聞いていますが、出前講座はこれまで何校されているのでしょうか。

また、ほかにも何か取組はされているのでしょうか。

市民からは、選挙ポスターの公営掲示板が少なくなっている。場所によっては全然見当たらないという声も聞いています。10年前には市内の公営掲示板は343か所ありましたが、今現在は116か所も減っています。公益財団法人明るい選挙推進協会の全国意識調査を見ますと、衆院選で見たり聞いたりしたものとして一番高いのは、掲示板に貼られた候補者のポスターとなっており、役に立ったものでは、候補者の政見放送など、テレビ放送が高くなっています。地方選挙では、国政選挙と違いテレビ放送などがないので、その次に高い新聞広告や掲示板に貼られたポスターが重要となります。

選挙は国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させる最も重要な機会となっています。そういったことから、公営掲示板を減らすことは、住民に対しても十分な権利を保障されないことにもつながりかねないと考えます。

市長は、公営掲示板が減っていることが問題だとは思いませんか。住民の権利を保障するためにも、公営掲示板の増設を求めます。お答えください。

市内の投票所は、現在46か所あります。以前、日本共産党、酒井隆裕議員が各投票所のバリアフリーについて総務常任委員会で取り上げていました。そのときの答弁では、38か所の玄関などに段差がある投票所のうち33か所はオーダーメイド等のスロープによって段差解消を行っているが、残り5か所の投票所は玄関向きなどの理由から設置が難しいとの答弁でした。その後、投票所のバリアフリーについてどういった改善がされたのでしょうか。

選挙に当たり、母と一緒に投票所に行こうと思っているが、投票所に車椅子はあるのだろうか、もしなければ母は投票することができないと、スムーズに投票できるのか不安だという問合せもありました。足腰など体が不自由な方が投票される場合、ちゅうちょなく投票できるような対応になっているのでしょうか。

先日の新聞報道では、視覚障害者が札幌市内の投票所で点字投票する際、本当に目が不自由なのかと何度も質問されるなど複数の不適切な対応があったことや、投票所に点字器がなかった場所もあったと

掲載がありました。小樽市では、視覚障害がある方も安心して投票ができるよう、事前研修等は行っているのでしょうか。

また、点字器は各投票所に設置されているのでしょうか。

次に、期日前投票について伺いたいと思います。

以前、日本共産党は、市役所3階で期日前投票するにも、エレベーターの開閉時間が短くて、車椅子など安心して期日前投票に行けないことを取り上げました。その後どのように改善されたのでしょうか。

現在、期日前投票は、小樽市役所、銭函市民センター、塩谷サービスセンターの3か所で行われていますが、期日前投票に行かれる方からは、もう少し利便性の高い場所してほしいとの声も聞いています。車を持っている方であれば駐車場がある市役所で期日前投票ができますが、車を持っていない方も期日前投票ができるように、公共交通が充実し、2路線のバスを乗り替えしなくてもいい、長崎屋の第2ビル公共プラザを活用し、期日前投票はできないのでしょうか。

以前、私は、議会で利便性を高めるためにも、市内を巡回投票できるバスの運行について質問してきました。今現在、移動期日前投票の取組が全国で広がりつつあります。道内では標茶町で、交通手段のない高齢者の投票率の低下に懸念があり、簡易テントの中で車椅子の方でも利用できるよう、記載台は車椅子を使用しています。

岩見沢市では、ふだん活用している路線バスを期日前投票所にし、市内1日2から3か所を回って、投票する方は住所関係なく利用できるとのことでした。

士幌町では、投票したい人の意思を損なわないよう、ジャンボタクシーに投票箱や記載台を設置した移動式の期日前投票を導入し、投票所までの移動が難しい高齢者などの自宅を訪問する取組を行っています。

本市は坂も多く、自宅から坂を上って投票所に行かなければならない地域も多く存在し、65歳以上の人口は41%を超えています。誰でも安心して期日前投票に行けるように、今後は他市のように移動式の投票所についても検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、手宮保育所の建て替えについてお聞きします。

手宮保育所は1975年に建設されて、現在築48年となっています。老朽化の心配もあり、小樽市公共施設長寿命化計画において、2024年度には手宮保育所を建て替える計画となっていました。昨年12月の厚生常任委員会にて、現時点では建て替え地が決まっていないことから、建設が延長になったことが報告されました。

しかし、公立保育所で唯一耐震性が未確認となっているのが手宮保育所となっています。手宮保育所は、6月1日現在ゼロ歳児から5歳児まで45人が利用されています。日本共産党は、これまでも手宮保育所の建て替えを求めてきましたが、入所されている子供たちや働いている保育士の安心・安全を考えたも早急に対応をしなければいけないと考えます。

そこで伺いますが、市長は、耐震化の検査が行われていない状況についてどうお考えでしょうか。

今後については、子供の数や保育需要の見込みなどを踏まえながら建て替えに当たっての規模、場所も含め検討としています。現在、建て替えの規模や定員はどれくらいを見込んで考えているのでしょうか。

現在の敷地は、駐車場を設置できないとの理由や敷地が狭いことなどから、これまで近隣の候補地として6か所から7か所選定されたと聞いています。選定されても建て替え場所にならなかった理由についてお聞かせください。

2010年12月、市立保育所の規模・配置に関する計画の中では、老朽化を理由に手宮保育所も過去には

廃止等の対象となっていた経過があります。こうしたことから今後、適地が見つからないと手宮保育所を廃止ということになるのではないかと心配がありますが、そういったことはないということでしょうか。

2023年6月1日現在、保育所等の入所待ち児童数は36人となっており、ほとんどがゼロ歳から1歳となっています。手宮保育所は、生後6か月未満の子供を預けることができる産休明け保育事業を行っており、需要がある保育所です。市長は、2020年第4回定例会の酒井隆裕議員の代表質問の中で、手宮保育所は老朽化が著しく、耐震性が未確認であることを踏まえ、整備は急がれると判断し、建て替えをしたいと答弁をしています。どれだけの地震に耐え切れるのか心配されている声も聞かれますので、耐震診断を行うことも必要だと考えますが、この間、老朽化が著しく補修なども増えている状況を見ると、子供たちの命を守るためにも一刻も早く建設が必要です。

近隣にいい候補地がないことであれば、再度、現在地の場所での建て替えも含めて建て替えをすることが必要ではないでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、投票の利便性について御質問がありました。

まず、公営ポスター掲示場の減少につきましては、選挙管理委員会の所管事務ではありますが、私の見解といたしましては、全国的に投票率の低下が課題となっており、様々な方法によって課題の解消を図ることが求められている中、選挙啓発や有権者への情報提供の面では、後退感を感じるところであります。

次に、市役所エレベーターの開閉時間につきましては、昨年の第4回定例会において御指摘がありましたことから、エレベーターのメンテナンス会社と開閉時間の延長について協議を行い、本年3月に調整作業を終えたところであります。

次に、手宮保育所の建て替えについて御質問がありました。

まず、耐震化の検査が行われていない状況につきましては、老朽化が進んでいるため、早期の建て替えが望ましいものと考えております。

次に、建て替え時の規模や定員につきましては、今後の保育需要や、民間も含めた定員の状況等を見通しながら、必要となる施設の規模等の精査を進めたいと考えており、現時点で具体的な数値は算定をいたしてはおりません。

次に、選定した候補地が建て替え場所にならなかった理由につきましては、地権者に土地の売却意向がなかったケースや、土地の購入における金額面での折り合いがつかなかったケースなどがあります。

次に、建て替えの適地が見つからない場合の廃止の懸念につきましては、保育所の建て替えを検討するに当たり、地域における今後の保育需要と定員のバランスが重要と考えており、適地がないことのみを理由に施設を廃止することはないものと考えております。

次に、現在地での建て替えにつきましては、現在地は敷地が狭く、建て替え時の仮園舎の建設や駐車場の確保もできないことなどから、難しいものと考えております。

今後、必要となる敷地の面積等の精査をするとともに、引き続き、適地を探してまいりたいと考えて

おります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(平口山和弘) 高野議員の御質問にお答えします。

ただいま、投票の利便性について御質問がありました。

初めに、投票率が下がっている要因につきましては、全国的に若年層の投票率が低下していることに加え、本市では、平成30年から小樽市長、小樽市議会議員選挙が、それぞれの単独選挙となり、市民の関心が集まりにくくなっていることが大きな要因ではないかと考えております。

次に、出前講座の実施状況と他の選挙啓発についての取組につきましては、まず、出前講座ですが、平成27年度から学校での実績があり、平成27年度が4校、平成28年度が2校、平成29年度以降は毎年1校で実施しております。

その他の選挙啓発といたしましては、18歳となり初めて選挙人名簿に登録された方に対し、啓発のはがきを送付しているほか、選挙時には街頭で啓発物品などを配布して選挙の周知を図る啓発活動を実施しております。

次に、公営ポスター掲示場の増設につきましては、ポスター掲示場の材料費や人件費の高騰により、国や北海道からの委託費の範囲内で選挙を執行するためには、数を減少せざるを得なく、令和4年の参議院議員通常選挙と本年4月の統一地方選挙で、やむを得ずその数を減らしたものです。

選挙啓発や有権者への情報提供という観点からは好ましいことではありませんが、このような状況の中では、今後の増設ということは難しいものと考えております。

次に、投票所のバリアフリーにつきましては、対応できていなかった5か所のうち、1か所については令和5年4月執行の北海道知事、北海道議会議員選挙から投票所を変更することにより、バリアフリー化されておりますが、残り4か所につきましては、以前と状況が変わっておりませんので、引き続きスロープ等の設置が困難な場所となっております。車椅子等の有権者がいらした際には、従事者による人的介助により投票のお手伝いをするようになります。

次に、体が不自由な方の投票への対応につきましては、投票所へ車椅子や点字器を配置するとともに、お手伝いが必要な方には従事者が声がけして介助するなど、安心して投票できる環境づくりに努めているところであります。

次に、視覚障害のある方の投票につきましては、障害のある方への対応に特化した研修は行っておりませんが、従事者に配布する投票事務の手引において、点字投票や代理投票の方法などを掲載して、周知を行っております。

また、点字器につきましては、期日前投票所も含めた全投票所に配置しております。

次に、長崎屋の公共プラザを活用した期日前投票所の設置につきましては、当該箇所は吹き抜けとなっているため、投票の秘密を確保するために、天井つきの囲いを造作しなければならないことや、使用目的が市民の憩いの場となっていることなどから、当該箇所に期日前投票所を設置することは難しいものと考えております。

次に、移動式投票所の検討につきましては、他都市においては、投票所の廃止や統合に合わせて実施している事例が多く、本市においては、人口が減少している中で、現状の投票所数を維持していくことが選挙人の利便性を確保していると考えておりますので、現時点では、導入について具体的な検討を行っておりませんが、他都市の情報収集や事例の研究などは引き続き行ってまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 幾つか再質問をしたいというふうに思っています。

まず、投票の利便性についてなのですが、公営掲示板について質問をしました。すると、増設は難しいというような答弁でした。しかし、私が本質問で言っているように、今実際に投票率が下がっている状況だったり、住民が何を判断して、何を選挙で関心を持って入れるかということを考えたときに、やはり公営掲示板も重要だということが調査でも明らかになっているということなのです。

そう考えると、やはり増設は必要だと思いますし、財源で難しいということであれば、しっかり、国だったり、道だったりに要望を出すべきだというふうに思うのですが、そういうふうな要望を出しているのか、その辺について伺いたいと思います。

あとは、期日前投票についても伺いました。長崎屋の第2ビルの公共プラザは活用できないのでしょうかというお話をしたのですが、憩いの場であるし、難しいということだったので、でも、あそここの場所はいろいろなことで使われたりしているのです。工夫によっては見られないような工夫ができるのではないかと、そういうふうに思うので、検討だけでもしっかりしていただけないのかというふうに思いますので、その点についても、もう一度伺いたいと思います。

もう一つが、移動式の投票所について検討をということだったので、答弁では、人口が減っている中でも、小樽市は投票所をしっかりと確保しているのだというような答弁でした。投票所を減らさないでやっていっているということには評価したいと思うのですが、でも実際に住民から、今までは行けたけれども、もう、ちょっと困っているのだという声があり、そして、全国的にもいろいろな取組がありますし、私が聞いているのは、当日の投票所ではなくて移動の投票所についてお聞きしているのです。そういった点でも、もう一度答弁していただきたいというふうに思います。

あと、手宮保育所の建て替えについてであります。

再度、現在地で建て替えを含めて検討できないのかというふうにお聞きをしました。駐車場の場所だったり、または敷地内が狭いということで、今、ほかのところを探しているのだというような答弁だったと思うのですが、私は、現在は、建て替えの規模や定員はどのぐらいを見込んで探しているのですかと聞いたのですが、そこはまだはっきりしていない。ただ探しているのですということであれば、建て替えを本当に進めようとしているのかというのがやはり疑問です。今の子供たちの安全・安心を考えたなら、本当に規模も含めてしっかりやっつけていかなければいけないし、再度、現在地を含めて建て替えすることはやはり必要ではないかと思うのです。

駐車場に関しても、今現在、駐車場はないですから、建て替えをした後に、では、いいところはないのかということもできると思うのです。そういうことも考えて、ぜひ建て替えについて考えていただきたいと思うので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、手宮保育所の建て替えについてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

基本的には、現地での建て替えについては本答弁で申し上げたとおりでありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

建て替えを進めるのかということでもありますけれども、一つ公共施設の在り方として基本的な考え方というのがあると思うのですが、人口が減るとか、利用者が減るとかで施設をなくしてい

くことは、やはり、さらに行政サービスの低下につながって人口が減っていくということですので、私としては行政サービスをできる限り維持をしながら、人口定着につなげていきたいという考え方は一つ持っております。

ただ、やはり需給ベースで考えまして、需給のバランスが大きく崩れるようなことであれば、それはそれなりの考え方をしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、基本的には人口減少下にあって施設をできる限り維持したいという考え方については、保育所であっても同じだというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(川嶋広士) 高野議員の再質問にお答えいたします。

私から、3点ほどあったかと思うのですが、まず1点目、ポスター掲示板の増刷が難しいという答弁についてでございますけれども、先ほど委員長からも答弁させていただきましたけれども、国や道からの委託費、この範囲内でするには、既にもうそこを超えている部分というところがありまして、これ以上維持していくと、市の持ち出しというのですか、一般財源の持ち出しになる可能性があることから、その辺は調整して、先ほど委員長からも答弁がありましたけれども、選管としてもなるべく減らしたくはないのですけれども、そういった財源との関係性があるので、今すぐ増設ということは難しいということで答弁させていただきました。

そして、その財源等については、全国市区選挙管理委員会連合会を通して要望をしてみたいというふうに考えております。

2点目ですけれども、期日前投票、長崎屋さんの公共プラザの検討ということでございますけれども、その設置ということ、先ほど委員長からもありましたけれども、天井つきの造作物、こちらを設置しなければならないということ、期日前投票につきましては、選挙によって期間が違いますけれども、最大2週間以上もということになることも考えて、実際にあそこの場所で期日前投票ということについては、委員会としては難しいだろうということで答弁させていただいたものであります。

最後、三つ目ですけれども、移動式投票所の件についてでございますけれども、これもまた答弁の繰り返しになりますけれども、導入されているほとんどが、投票所を廃止したり、統廃合したり、そういった地域で移動式の投票所を導入しているということからすると、私ども、そういう統合や廃止をしておりませんので、それは例えば、この1台を入れただけで、ではどれだけの市内となるのか、いろいろございますので、具体的な検討はしていませんけれども、答弁で申し上げましたように、各まちの状況、やり方等は、引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

○5番(高野さくら議員) 1点だけ再々質問をしたいと思います。

移動の投票所の件なのですけれども、今、答弁を聞きましてけれども、ほかのところは廃止をしたり、投票所がなくなったりしているからやっているのだということでありましたけれども、でも、小樽市に住んでいる方がもう大変になっているという声が出ているわけです。そうしたときに、今の話だと研究していく、ほかの自治体のこともいろいろ情報収集していきたい、それは大事なことだと思うのです。

だけれども、やはりそれだけではなくて、そういうふうに減ってから初めて考えるという考え方ではなくて、小樽市に住んでいる方から、実際にそういった大変なのですという声があるわけですから、ど

うやったらできるのかということも、ぜひ考えていただきたいというふうに思うのです。そのことについて、最後に答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(川嶋広士) 高野議員の再々質問にお答えいたします。

移動式の投票所の件ですけれども、これについては先ほど答弁いたしましたように、引き続き、他都市の例を情報収集して、そういったことの導入について前向きに研究して、そういった状況の変化で導入ということになった場合には、すぐ導入できるように、情報収集や研究を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第3号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。白川貴城議員、松井真美子議員、白濱聡議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、小池二郎議員、中村誠吾議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号ないし議案第6号、議案第12号、議案第13号及び議案第16号につきましては、総務常任委員会に、議案第11号及び議案第14号につきましては、経済常任委員会に、議案第8号ないし議案第10号及び議案第15号につきましては、厚生常任委員会に、議案第7号につきましては、建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から7月2日まで休会いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時57分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 濱 聡

議 員 橋 本 布 美 絵

令和5年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和5年7月3日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び議案第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第3号につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号小樽市一般会計補正予算及び議案第2号小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算は否決を主張し、討論を行います。

いずれの議案も、マイナンバーカードに関する予算案です。国はマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を廃止することを進めています。マイナンバーカードをめぐるのは、公金受取口座の誤登録や他人の年金情報を閲覧、健康保険証の情報ひもづけミスなどが明らかになっています。全国保険医団体連合会の調査では、65%の医療機関でトラブルが発生したと調査結果を公表しています。誤った医療情報のひもづけは、投薬や救急対応の手違いにつながり、命に関わる問題です。

さらに、国会の法案審議の中で、介護が必要な高齢者や障害者の方々がマイナンバーカードを持つことも、顔認証のシステムを使うことも、非常に困難だと指摘されています。これは人権に関わる問題です。

予算特別委員会でも質問いたしましたけれども、マイナンバーカードの返納について、今朝の北海道新聞でも、情報漏えいが不安、制度に不信感があるなどの理由で、5月以降、少なくとも318件の自主返納があったと報道されています。岸田首相が目指す、来年の秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する方針には、7割を超える国民が健康保険証廃止の延期や中止を求めています。トラブ

ル続きのマイナンバーカードです。カードの普及と健康保険証の廃止は中止すべきです。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告であります。濱本委員長が本日欠席されておりますので、副委員長から報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第16号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第6号及び陳情第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、そのほかの各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第16号小樽市非核港湾条例案は可決、議案第6号小樽市税条例の一部を改定する条例案は否決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択を主張し、討論を行います。

議案第16号です。2020年に発行した核兵器禁止条約は、現在68か国が参加し、確固とした国際法となっております。署名国は92に広がり、国連加盟国193の約半数まで迫り、着実に前進し続けています。5月に広島で開催されたG7サミットでは、内外の多くの人々が核兵器廃絶に向けた前向きなメッセージを期待しましたが、核兵器による威嚇によって他国を抑えようという核抑止論を公然と唱える一方、世界の92か国が署名し、既に国際法としての地位を確立している核兵器禁止条約を無視する姿勢を取ったことに、失望と批判が広がりました。

政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治と市民から核兵器をなくす運動を起こすこ

とが必要です。小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている観光都市です。小樽港の軍港利用、核兵器持込みを許さないためにも条例案が必要です。

議案第6号です。森林を保全することは必要だと考えますが、個人の市民税の均等割に上乘せをして、国税として1人年額1,000円を賦課徴収することには反対します。地球温暖化対策ということであれば、原発はやめて、農山村に豊富にあるエネルギー資源の積極的な活用を進め、地域経済や雇用確保の重要な柱として位置づけることが必要だと考えます。

環境税というのであれば、二酸化炭素の排出量に応じた汚染者負担の原則を考慮して負担を求めるべきであり、国民への頭割りで済む問題ではないと考えます。

陳情第2号です。中学校がなくなり、小学校もなくなるとしたら、地域から子育て世代が転出し、地域から活力が失われ、地域が衰退してしまうと地域の方が不安を感じるのは当然です。小樽市の学校で唯一行われている海での水泳学習や砂浜の清掃活動、水難事故防止教室など、海のまち小樽ならではの海浜学習、そして、ブドウ菜園や遺跡の発掘など、小樽市の自然を生かした取組を地域住民と連携しながらやっていることは、大事な視点を持った取組であると考えます。

地域におけるコミュニティの核としても重要である塩谷小学校の存続は、必要と考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第6号及び陳情第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第7号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については採択を求め、討論を行います。

陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。6年前からこの陳情は議会に提出されています。ばるて築港線は、市内全域7か所から運行されていますが、塩谷地域の方は、小樽市立病院や済生会小樽病院などの通院に行くためには、乗り継ぎをしなければ病院に行けません。そのため、乗り継ぎの負担や乗り継ぎをすることによって増えるバス運賃の費用を何とかしてほしいという住民の切実な要望が長年寄せられています。

塩谷線の運行便数は、6年前と比べて現在は35便も減便となっており、路線バスでの直通線を求める願意は妥当であり、採択を求めます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第17号ないし議案第19号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第17号農業委員会委員の任命につきましては、北島吉治氏、古里和夫氏、佐々木晴男氏、岩部利治氏、三國幸一氏、川畑正美氏、千葉進氏、今堀政藏氏、木露正敏氏、江南繁壽氏、本間俊一氏、中橋義則氏、田口玲子氏及び浜谷礼子氏の任期が令和5年7月27日をもって満了となりますので、引き続き、北島吉治氏、古里和夫氏、佐々木晴男氏、岩部利治氏、三國幸一氏、川畑正美氏、今堀政藏氏、木露正敏氏、本間俊一氏、田口玲子氏及び浜谷礼子氏を、新たに澤田幸孝氏、長多誠吉氏及び吉川孝一氏を任命するものであります。

議案第18号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、中嶋秀夫氏の任期が令和5年6月30日をもって満了となりましたので、新たに菰田尚正氏を選任するものであります。

議案第19号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一柳富佐子氏及び池田道弘氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、引き続き両氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案はいずれも、同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第9号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第9号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、採決いたします。

意見書案第1号ないし意見書案第9号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 中 村 吉 宏

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和5年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和5年4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

- (2) 監査委員から、令和5年5月分の各会計例月出納検査について報告があった。(7月3日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

子ども読書支援事業は、図書館の書架と展示架の整備、また、スクール・ライブラリー便の図書や本館児童図書の整備といういずれも子供の読書活動の推進や学習支援のための事業であるというが、子どもの読書活動推進計画に掲載されている読書活動に関するアンケート調査の結果では、子供の年齢が上がるにつれて本が好きという回答が減っており、こうした背景には読書の機会や環境の影響が大きいということも分かっている。また、ボランティア団体との意見交換会においても、本を楽しむ場などを望む声があることから、地域全体で、読書環境を整えることができる、まちなか図書館の活動は今後も重要であると思うが、市はどのように考えているか。

また、まちなか図書館の参加者からは、PRするためのチラシ作成や本棚を購入するための補助金が一部でもあれば参加者が増えるのではないかという声があるため、そういった補助金について検討してほしいと思うがどうか。

PCB廃棄物処理関係経費は、小樽市民会館の水銀灯と小樽市総合博物館の展示車両から発見されたPCBの処分にかかる経費であり、博物館のほうの予算額は3,800万円を超える高額なものとなっている。

当該展示車両は、PCBを処理するために解体され、かなり分割された状態になるということであるが、その後は、処分をするのか、または再度組み直すのか、どちらにしても国の補助などが現在見つかっていないため、財源はさらに市の負担となると思うが、このことについて市はどのように考えているか。

地域魅力発信事業は、札幌圏をターゲットに本市の魅力を発信することで、交流人口の拡大や関係人口の創出を図り、移住・定住につなげることを目的としているという。

今回、FMノースウェーブと包括連携協定を締結したというが、このラジオ局を選定する際に、聴取率やシェア率などの調査・分析をどのように行ったのか。

また、予算はかかるかもしれないが、メディアの発信力は強いいため、事業展開することにより、本市の交流人口増加に向け、また違った世代を獲得していくことも可能だと思うが、この取組の広がりを進める考えはあるか。

全国の自治体でマイナンバーカードに関するトラブルが多数発生していると聞くが、本市ではマイナンバーカードに関するトラブルは発生していないのか。

また、国では令和6年秋に紙の保険証を廃止することを決めたものの、マイナンバーカードに関するトラブルが続く現状に鑑みると、マイナンバー制度そのものの廃止を望むものだが、せめて健康保険証の廃止をやめるよう、市として国に対し意見していくべきだと思うがどうか。

・その他の質問

災害対策について、本市の自主防災組織活動カバー率は23%と、全国、全道の数値と比較して非常に低く、市は講習会や啓発を行っているというが、手を挙げる団体を待っているだけではカバー率が向上しない。また、市民には、今よりもワンランクアップして災害対策を求める意見もあるので、市には、市民の意見を聞き、市民の防災意識を向上させるよう、もう一歩進んだ取組を求めたいがどうか。

本市の予算書や決算書については、ワードやエクセルで作成したデータを最終的にPDFにした上で、冊子を100部程度作成しているという。

冊子は見やすく安心感があるものの、訂正・追記があれば、差し替えとなり、相当な紙代と人件費が無駄になることもあるが、PDFは検索ができたり、編集ソフトを使用してメモやアンダーラインを入れたりすることができるなど、使い勝手の良さとコスト削減の両方の観点から優れているため、PDFの活用を推進してもらいたいと思う。

現在、全ての職員のパソコンにPDF編集ソフトが導入されていないとのことだが、ICT化や自治体DXを進めるに当たりPDF編集ソフトは必要不可欠であることから、全職員のパソコンにPDF編集ソフトを導入できるよう検討してほしいと思うがどうか。

市では、夏期の暑さで執務室の気温が上昇することによる、職員の業務能率低下を防ぐ目的でクールビズを実施しているというが、空調設備が不十分な本庁舎においては、クールビズを実施してもなお、職務に専念できるような環境ではなく、少しでも快適な環境に近づけるために、環境省で実践されているスーパークールビズに準じた指針と同程度まで変えていく必要があると思うが、市はどのように考えているのか。

また、市職員の服装に関しては、法律等で規定されてはおらず、現在も業務にふさわしい服装というものを職員個人が判断している状況であることから、今後は、勤務時の服装の自由化という方針を打ち出せば、対外的に本市が働き方改革を推進し、柔軟な考えを持っているというインパクトを与えるものと思うが、市の考えはどうか。

市は、中学校の部活動について、今年度からサッカー、陸上、茶道の部活動において拠点校方式を採用したというが、生徒は、自分の通う中学校にない部活動であっても、拠点校方式の部活動に参加することは可能なのか。

また、市が今後野球部での採用を検討するに当たり、少年野球をしていた子供が、自分の通う中学校には硬式野球の部活動しかなく、道具の購入が負担になることなどから、中学校で野球をやめたという話も聞かれるため、経済的負担の少ない軟式野球の受け皿を設けるなど、本市には甲子園出場実績を持つ高校もあることに鑑み、甲子園を目指す子供に対し道筋を整えることも大事であると思うが、市はどのように考えているのか。

美術が子供に与える影響は、言語能力が磨かれたり、自分の考えや行動を客観的に理解できるメタ認知能力が育ったりするなど、人間形成に欠かせないものを育てる効果であり、市は、美術館などの社会教育施設の機能を生かした児童・生徒の体験型学習活動を推進しているという。

子供たちの可能性を最大限に引き出すために、次世代を担う子供たちには、一流の芸術に触れる機会を均等に与えるべきであることから、小学生以下は美術館入館料を無料にしてはどうかと考えるが、市は、市長の重点公約である「子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりを進める」という観点から、この提案をどのように考えるか。

市は、ヒグマ出没時の対策について、市が策定する鳥獣被害防止計画で、住民等の生命・身体に危険が及ぶ場合などに限り駆除を行うと基本的な方針が定められており、具体的な内容に関しては北海道が作成するヒグマ対策の手引きなどに記載されていることから、鳥獣被害防止計画への記載は考えていないという。

しかし、現在の主な被害の傾向は農作物であるものの、最近では生活圏にも出没していることから、人的被害を最大限防止する意味でも、計画を具体化する必要があるのではないか。

また、春グマ駆除廃止以降、個体数の増加が懸念される中、ヒグマ出没時に現地の痕跡確認調査や駆除などを担っているヒグマ防除隊は高齢化による後継者不足であるとの声も聞くが、市は、後継者育成のため、何か行っていることはあるのか。

市が導入に向けて進めている宿泊税の税率、税額について、小樽市観光税導入に係る有識者会議からの提言書によると、定額制による一律の課税とし、宿泊料金での段階税率は設けるべきではないとしている。また、既に宿泊税を導入している他都市の事例を見ると、定額制、定率制ともに導入実態があるが、市は現段階で定率制、定額制のどちらを選択する予定なのか。

また、宿泊税を定額250円と仮定した場合、年間の宿泊税歳入額は一般会計予算における観光費の歳出以上と見込めるため、この新たな財源を今後の観光振興事業に充てることにより、市の未来の一助になればと望むところであるが、市は現時点における宿泊税の効果的な活用方法について考えているか。

本市の海水浴場において、騒音やごみ、民地への侵入などの利用者によるトラブルが起きているが、市は、現在、海の利用に関する条例はなく、今後も、北海道が定める指導要綱により管理が行われていることや、関係機関で構成される海水浴場管理運営連絡協議会においてパトロールなどの対応が行われていることから、条例化の予定はないという。

しかし、銭函は市外からの転入者が多い地域であり、海に魅力を感じて移り住んだ方々がトラブルに巻き込まれるというのは、当該地域が持つ人口増加の可能性に水を差すことにもなりかねないことから、市には、イニシアチブをとり、海のゾーニングやルールなどの条例制定について、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

また、銭函地域にある海水浴場では、深夜の花火や大音量の音楽などの迷惑行為について警察に通報があったとしても、銭函交番の担当エリアが広域であることから、現場への到着が遅くなり、迷惑行為を行った者たちが既に帰ってしまっているなどいたちごっこになることもしばしばあると聞くが、市は、迷惑行為に対し、どのような方法で注意喚起を行っているのか。

次世代半導体の量産化を目指し千歳市に進出するラピダス株式会社では、苫小牧市から石狩市に至る一帯を半導体関連産業の一大集積地とする北海道バレー構想を掲げており、市では、本市もこの構想に含まれていると考えているという。

この構想は石狩湾新港の工業団地を有する本市にとって、千載一遇のチャンスであり、この機会を生かし、今後の企業誘致や産業振興を進めるためにはスピード感を持って、計画的に取り組むことが重要であると考えているが、市はどのように考えているのか。

また、この機会をつかむためには、部局をまたぐような形で、市全体として取り組む必要があると思うが、デジタル産業やデジタル人材に関する具体的な課題を整理し、対応できる体制づくりを検討してもよいと思うがどうか。

市民会館及び市民センターにWi-Fiを整備することについて、市が業者から見積りを徴したところ、両施設合わせて900万円程度の費用が見込まれるというが、この900万円の積算根拠はどのようなになっているのか。

また、市は、既存の回線を使用し、ホールと会議室などで同時にインターネットを利用した場合、通信に支障が生じるというが、その可能性が生じる場合としてどのような状況が考えられるのか。

本市のホームページに掲載されているお悔やみの手続きに関する情報は、必要なものはまとまっているが、無機質な印象から見づらさを感じる。さらに、ホームページ上のハイパーリンクもリンク先のトップページへの移動のみで、該当箇所をその都度探さなければならない項目もあり、操作性に統一感がなく、高齢者からすると見づらさや分かりづらさがストレスになってしまうのではないかと考えるが、ホームページへの掲載を改善する予定はあるか。

また、お悔やみに関する必要な手続きについて事前に分かるチェックシートがあればよいと思う。例えば、チェック項目をインターネット上で調べられたり、チェックシートのPDFをダウンロードや印刷をして利用できるようにしたりするなど、必要経費を抑えた形での実現が可能であると思うがどうか。

加齢性難聴は、音を感じる部位が障害される感音難聴であり、日常生活においては、会話への参加に影響が出たり、必要な音が聞こえず不便であったり、外出先で事故に遭うリスクがあったりするという影響があることに加え、難聴を放っておくと、認知症になる可能性もある。また、聞こえづらさを補う有効な対策として補聴器があるが、片耳で数万円から50万円を超えるようなものまで、様々な機種があって高額である上に、加齢性難聴の場合は公的な援助の制度はないという。

本市人口の社会減は高齢者にも言えることであり、高齢者が社会参加して社会とのつながりを保ち、本市に住み続けるという選択をするためにも、市には補聴器購入の財政的な援助の検討を進めてもらいたいと思うがどうか。

また、市の財政状況が厳しいということであれば、助成の対象者を非課税世帯にしたり、聴力レベルを50デシベル以上の方にしたりするなど、段階的に検討してほしいと思うがどうか。

人口減少対策には子育て支援が必要であり、子育て支援の一つに公園の整備がある。

公園の整備について、子育て世帯が望む公園は札幌市の農試公園など大きく設備が充実したものであり、人口対策としてそのような公園をいかにして整備するかを考えるべきだと思うが、市は農試公園などのような公園を整備することについて考えた経緯はあるのか。

また、子育て支援に力を入れている明石市では、子育て施策の所得制限をなくすことで、全ての子育て世帯が子育てしやすい環境を作り、人口増加につなげている一方、本市では、所得制限により対象者を限定しているが、市は所得制限について本市と真逆の考えで取り組み、人口増加につなげている明石市の考え方についてどのように考えるか。

妊婦の歯科検診について、市は妊婦の心身の健康や生まれてくる子供の健康に寄与する大切なことであると認識しているながら、実施の検討は近年行っていないという。

しかし、妊娠時はずわりなどから口腔ケアが不十分になり歯周病になりやすく、歯周病が悪化することで早産や低体重出産の危険性が上昇すると言われていていることから、検診ではなくても、これらの危険性を周知する必要があると思うが、どのような周知方法があると考えているか。

また、子供が健康な歯で生まれてくるには、母体が健康であることが非常に重要であることから、歯科医師会などと協力しながら、妊婦の歯科検診の大切さの啓蒙周知を行い、妊婦検診に組み込むなど妊婦の歯科検診の実施について検討してほしいと思うがどうか。

人口が減少している本市においては、人口減少に伴う様々な需要の減少により、公共サービスをはじめとしたサービスの低下、地域の担い手の弱体化などによる都市の衰退といった負のスパイラルに陥らないよう、賢く衰退させるスマートシュリンクという考え方が重要であり、先日骨子が策定された小樽市立地適正化計画もその手法の一つである。

立地適正化計画は、都市機能を集約する地域に居住を誘導して人口密度を確保し、市の人口が一定程度減少しても施設の維持が可能となるように計画するものであるが、行政中枢機能、総合病院、大型商業施設など、骨子の中で設定されている高次の都市機能を提供する中心拠点の場所や誘致は誰がどのように決定をするのか。

また、骨子では、計画的に開発がなされてきた幸、オタモイ、望洋台、桂岡町の住宅地や人口が増加傾向にある銭函地域については、地域拠点として示されていなかったが、これらの地域は、本計画において地域拠点とは考えていないということか。

公園については、第7次小樽市総合計画で、少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、公園に求められるニーズの変化の把握に努めた整備を行うとあり、また、個別計画である第2次小樽市公園施設長寿命化計画では、優先度に応じて公園の維持管理や補修を行うものと記載されているが、市は公園に対する市民ニーズに十分に答えられていないと認識し、今後の課題であると捉えているという。

しかし、現在、市が行っている公園管理は、優先度に応じて、必要最低限の維持管理や補修を行うことで精いっぱいとのことであり、これでは総合計画の方向性と長寿命化計画の施策の方向性が矛盾しているため、このままでは市民が望む公園はいつまでもできないと思うが、市はどのように考えているのか。

市民は新しい公園や既存公園の拡充を望んでいるものの、本市では、財政的な問題などから限られた予算の中で、優先順位をつけ、できる限りの維持管理をしていくことで精いっぱいになっているというが、仮に予算が確保できた際の整備の方向性は市民に伝わっていないため、その方向性を分かりやすく市民に示すことで市民は少し納得するのではないかと思うが、新設や改良など公園整備の方向性について市はどのように考えているのか。

また、公園に対する市民の要望は非常に多いため、今後は要望への対応で公園緑地課の本来業務に支障が生じる懸念もあることから、道路通報サービスのようなオンラインで情報処理しやすい方法を整備することについて検討してほしいと思うがどうか。

小樽市中部地域包括支援センターが石山町会を対象に、町会と商業施設等を巡回する車両の実証実験を行ったところ一定のニーズが認められたというが、他の地域でもニーズがあると思われることから、他の地域でも実証実験を行う考えはないのか。

本市では、高齢化率が高く、買物困難者が現に存在していることから、これらの方々に買物の機会を確保するために、取組を研究してほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第6号について

小樽市税条例の一部を改正する条例案について、森林環境税と森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的に、令和6年度から賦課される国税であり、個人住民税の均等割と併せて賦課徴収されるというのが、本市における森林環境税の徴収対象者は何人くらいおり、また、徴収についてどのような形で周知が行われるのか。

本来、環境税ということであれば、二酸化炭素の排出量に応じた汚染者負担の原則を考慮して負担を求めべきであり、国民への頭割で済む問題ではないと考えるがどうか。

・その他の質問

防災について、市が提供している防災情報メールサービスは、登録者に対し、市から緊急情報を発信するものであり、例えば、大雨による気象警報などの緊急情報を発信する際、ハザードマップや避難時の注意点など緊急情報と合わせて必要な情報を提供できる方法を検討してほしいと思うがどうか。

また、学校の統廃合によって通学時間が長くなった子供が登下校中の災害時には避難に困るケースが考えられるため、例えば、子供110番の家に登録されている方々の協力の下、子供たちの登下校時にJアラートが発令されたなどの有事の際には、そこに避難できるような取組を小樽市PTA連合会とも協力しながら、市が中心となり、進めてほしいと思うがどうか。

本市の人口減少、少子高齢化の問題に中学生の視点から解決策を見つけようと、本市の中学校1年生による市内研修の発表会が開催された。発表された内容は、中学生が市役所などを訪問、あるいは市民や観光客にインタビューを行い、本市の将来を自分ごととして捉えながら導き出したものであり、本当にレベルが高く、子供たちのまちへの思いが感じられたが、一方で市役所を訪問した子供たちに将来も本市に住み続けたいと思うかと聞いたところ、住み続けたいと答えたのは2割から3割程度だったという。

この結果は非常に残念なものであるため、将来も子供たちが本市に住み続けていくためには何が必要かということ、将来の主役である子供たちから地道に率直な意見として聴くことが大事であり、ひいては人口減少対策を進める上で大切なことだと感じるが、市は、子供たちと積極的に意見交換をする場を設ける考えはないか。

共働き世帯や独り親世帯が増加している中、小学校新1年生の子供を持つ保護者から、4月の学校行事に合わせて休暇を取ることに苦慮しているとの声が聞かれる。

この原因は4月以降の小学校の行事予定が3月末から4月の入学式にかけて保護者へ知らされることであり、職場によっては1か月前に休暇希望の提出が必要な場合もあるため、1か月前には行事予定を通知することが必要だと考える。

保護者が学校行事に伴う休暇の調整をしやすくすることも子育て支援や人口減少対策であり、保護者から本市を選んでもらうことにもつながるため、市教委には小学校新1年生の保護者に対する行事予定の周知の方法について全小学校一律に指導してほしいと思うがどうか。

市立図書館の無料のWi-Fi整備について、市は、図書館の既存のインターネット環境を利用して、市民が無料で使えるWi-Fiを設置した場合、図書館業務に必要な図書館システムの動作遅延や利用者情報の漏えいなどのセキュリティーに問題が生じることになり、新たな回線整備の上、館内全域で全ての人が接続しても安定が保たれるようにするためには、整備費用として300万円から500万円ほど必要になるという。

最初からスペックの高いものを全て整備するのではなく、試験的な取組としてでもいいので、まずは少しずつでもWi-Fiを使えるような環境を作っていくことが、市民ニーズとして望まれていると思うがどうか。

また、無料のWi-Fiを整備した場合、パソコンや電子機器の電源の確保も必要であることから、学習スペースなどで電源を自由に使える環境も整えるべきであり、電源が自由に使えることによって、図書館がより魅力的で使い勝手のよい施設になると思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第11号について

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案について、第4条では、交通の支障が発生した場合に限り、指定管理者が必要と認め、あらかじめ市長の承認を得たときは、堺町観光バス駐車場に普通乗用車を駐車することができるとしており、市では、ゴールデンウィーク、おたる潮まつり、お盆の時期で、周辺の駐車場が混雑している状況での想定というが、この時期において、指定管理者が周辺の状況を確認し、駐車場に普通乗用車を駐車させる判断をする公正な判断基準は示されるのか。

また、当該駐車場に普通乗用車を入れる場合、過去の利用状況を基に、観光バスと普通乗用車が安全に交差できる状況を考慮すると、概ね半分程度の範囲で駐車エリアを分割することが妥当だというが、それ以上のエリアを普通乗用車に開放してしまい、観光バスが入れなくなるということになると、駐車場を整備した目的に対して本末転倒なことになってしまうと思うが、そういった懸念について、市はどのように考えているのか。

駐車場の指定管理料算出に当たっては、コンテナ型トイレ賃借料が含まれており、これは常設で移動可能なトイレの設置にかかる経費であるという。

移動可能なトイレということは、下水道につなげないものだと思うのだが、なぜ移動可能なトイレを設置することにしたのか。

また、設置するトイレは24時間利用が可能だというが、以前より廃止を検討している港湾室庁舎前のトイレの代わりになるものではなく、この2か所のトイレの設置と廃止の話は連動していないと認識してよいか。

令和6年度以降の堺町観光バス駐車場の運営については、指定管理者による管理というが、どのような体制で運営することになるのか。

また、小樽市観光バス駐車場マップを見ると、当該駐車場内にトイレはないため、最寄りの公衆トイレなどを御利用くださいとのみ記載されており、バス利用者から実際に問合せがあった際は、臨港線沿いにある公衆トイレなどを案内しているという。

常におもてなしの心で観光客を受け入れるためには、問合せ時に使用できる地図や案内板など準備が大事であると思うことから、観光客を快く迎えられるよう、駐車場の整備や再点検を行い、運営してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

本市のふるさと納税は、これまで、寄附者との接点を増やすことを目的に、返礼品の開発を進めており、毎年寄附額が上昇しているが、現在、ふるさと納税のサイトでは、小樽市の返礼品の検索結果は数百件あり、寄附者が返礼品を全て確認することは困難であることから、返礼品の選択肢が増えすぎることによってマイナスになることを危惧している。返礼品を厳選していく必要も考えられるが、市は、今後においても、返礼品を増やす予定でいるのか。

また、寄附者は、ふるさと納税制度に慣れてきていることから、目玉となるような返礼品のある自治体に寄附先が移っており、本市にも海産物等の魅力的な返礼品はあるものの、他市と比較して豪華さなどのインパクトに欠けることから、体験の特殊性や嗜好性を前面に出した目玉となるような返礼品を開発し、リピート率の向上やふるさと納税を利用したことがない世代へのアピールを行ってほしいと思うがどうか。

外国人労働者の受入れについて、市は、市内企業の関心も高まってきており、市としても必要な情報を集め、官民連携して取り組んでいくというが、今後、労働力不足による市内企業の業績低下が非常に心配されるため、早急に情報収集の方法や内容を決め、取り組んでほしいと思うがどうか。

また、外国人労働者の国際的なマーケット状況として、日本よりオーストラリアやニュージーランドの方が賃金が高く人気であるという情報もあるが、今回、仁木町が外国人技能実習生の受入れを推進するため、ベトナムの公的機関と覚書を締結したということから、仁木町への情報収集を行い、有効な情報を入手してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質問の概要）

パートナーシップ制度について、今では300を超える自治体で導入しているが、全国に先駆けて導入したのは、東京都渋谷区と世田谷区であり、渋谷区においては、制度の利用者が公正証書を作成して区に申請した後に証明書の交付を受ける「証明制度」を採用し、世田谷区においては、利用者が区に宣誓することで宣誓受領証の交付を受ける「宣誓制度」を採用しているという。

本市においても、令和6年1月からパートナーシップ制度を導入する方針を固めたが、本市の手続き方法は、渋谷区型の証明制度と世田谷区型の宣誓制度の、どちらの制度を導入する予定なのか。

また、市民の中には、パートナーシップ制度について聞いたことはあるが、詳しい制度内容までは知らないという方も多く、本市が来年1月に導入することを知らない市民も多いという印象を受けている。この制度は非常にセンシティブな制度であるため、市民がいたずらに盲信したり、やみくもに反対したりすることなく、正しく理解ができるよう、慎重に丁寧な準備をしてほしいと思うがどうか。

生理の貧困などを含む女性の健康支援について、生理の貧困というのは、単に経済的な理由だけではなく、理由が多岐にわたるため、支援する場合は丁寧な対応と直接行き届く施策が必要であり、その先には、世代を超えて女性が抱える生理によるパフォーマンスの低下を支援することも、市が目指す男女共同参画の基礎となる考え方を醸成することにつながるのではないかと考える。

現在、本市では生理用品の無料配布は行っていないというが、生理用品の入手に困難を感じている方への施策は必要であり、本市でもジェンダーギャップの解消に向けて、例えば、デジタルサイネージを利用した生理用品の無料配布機「オイテル」を設置するといった新しい動きを捉えることは、市のイメージを上げることにもつながると思うが、今後、公共施設などのトイレに生理用品を設置する予定はあるのか。また、「オイテル」のような新しい技術を導入することも検討してほしいと思うがどうか。

手宮保育所は、築40年以上の施設であり、老朽化が著しく、耐震性が未確認であることを踏まえ、公共施設長寿命化計画においては、令和6年度に建て替えると示されているが、建て替え地が未だ決まっていないことから現時点では建て替えが困難であるという。

しかし、園舎を三階建てにしたり、近隣公園や園舎の屋上を屋外遊戯場として園庭の代わりにしたりすることで、現在の機能は残しつつ、現地での建て替えが可能であると思うことから、子供の安全を優先し、今年度中に現地での建て替えを基本とした規模などの方向性を示すべきだと思うがどうか。

病児保育について、コロナ禍前の利用状況はゼロに近い状況だったが、コロナ禍後には利用が増えて、週に1回程度の利用状況になっているという。利用料の無償化で、保護者の負担が減ったことによるものと思うので、市には今後も無償化を継続してもらいたいと思うがどうか。

また、利用に当たっては事前登録が必要となっており、この事前登録がないとスムーズに利用できないという状況があることから、今後は市内の保育所や幼稚園の申し込みの際に、併せて病児保育の登録ができるような手続について検討してほしいと思うがどうか。

国立がんセンターの報告書によると、子宮頸がんは、HPVワクチンと検診で予防できるが、日本はどちらも十分に実施されておらず、罹患率も死亡率も増加しているとして、ワクチン接種と検診、受診を呼び掛けている。

HPV感染は、性交渉により男女間で感染を繰り返すため、男女ともに広くワクチン接種が進むことで集団免疫を獲得し、HPV感染拡大を抑制することになるので、女性だけでなく男性にもしっかりと子宮頸がんという病気を認知してもらうべきであり、男性も含めたワクチン接種や市民への広報啓発が重要であると思うが、市はどのように考えているか。

また、ワクチンで予防できないHPVには子宮頸がん検診が重要であるが、平成31年の実績で全国の実績が43.7%であるのに対し、本市の実績は25.9%とかなり低く、仕事をしている女性が平日仕事を休んで受診するのはかなり負担が大きいのではないかと思うが、受診率向上の方策について、市は何か考えているか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第1号について

陳情第1号は、おたもい・ぱるて築港線を塩谷まで延伸するよう協議し、事業者への働きかけを求めるものであり、このことについて市は、以前より地域公共交通活性化協議会などで話をしていると思うが、実現されない理由は何か。

また、現在の塩谷地区における路線バスの便数は、陳情が初めて提出された平成29年と比較すると減っているものの、塩谷地区は塩谷線だけではなく、余市線や積丹線、ニセコバスの小樽線など往復で125便あり、一定の利便性は確保されているというが、数年前から何とかしてほしいという要望があることに鑑みると、おたもい・ぱるて築港線を塩谷まで延伸することについて、市として事業者への働きかけを行ってほしいと思うがどうか。

・その他の質問

立地適正化計画と適合を図るとされる第2次小樽市緑の基本計画では、自然豊かな水辺環境を形成している奥沢水源地周辺は、その良好な自然景観や歴史的資産を生かした風致公園として整備を検討するとあり、また、新小樽（仮称）駅利用促進戦略の新駅周辺の魅力づくりにおいても、奥沢水源地周辺の観光資源の開発と活用についての記載があるが、これらはどう連動されるのか。

また、せっかくの素晴らしい施設であるため、昨今要望の多い子供の水遊び場や様々な遊具を完備したスペース、森を生かしたアドベンチャー施設などの検討もしてほしいと思うがどうか。

重要眺望地点とは、本市を代表する眺望の場所として、広く市民に親しまれている公園・山頂等の中から、歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づき市が指定した良好な眺望地点のことで、現在、手宮公園など6か所を指定しているという。

指定した公園などには、重要眺望地点であることを説明した説明板を設置して周知を行っており、たくさんの方が訪れているとのことだが、市民による利活用については把握をしているのか。

また、維持管理について、市は説明板のみが所管であり、それを年1回程度状況確認しているというが、例えば、重要眺望地点に指定している平磯公園では、本来、公園から小樽港を望めるはずが、周辺の草木が伸びていることで眺望を遮っており、管理が必要だと考える。今後は、コロナ禍が落ち着きつつあることから、観光客の増加が予想されるため、市には、関係者と連携し、重要眺望地点の管理をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

北海道新幹線札幌延伸による余市・小樽間の並行在来線廃線に伴い、同区間は今後、バス転換となる予定だが、現在はバス転換による余市・小樽間のバスを増便することを協議しているという。また、新幹線新小樽（仮称）駅から市内への移動にもバスやタクシーの活用を想定しているというが、果たしてこれらすべてをバスだけで担えるかどうかは不安であり、普段利用している通常のバス路線にも影響が出てくるのではないかと心配である。さらには、タクシーについても、本市のタクシー運転手は高齢化していることや中学校部活動の拠点校への移動にもタクシーが利用されており、日中は多くの台数のタクシーが使われている現状であるため、地域によってはバスの本数も減らされ、タクシーもつかまえられないという状況になりかねないと思うがどうか。

また、この問題を解消するため、人員を極力かけずバスやタクシーに頼らない都市型のロープウェイといった代替交通についても検討してほしいと思うがどうか。

本市の水道管路には敷設から年数の経過したものが数多く存在していると思うが、このような管路の更新工事の実施を決定する基準や方針はあるのか。

また、今後の水道施設の更新工事の見通しを立てることは、社会情勢、工事費や資材費の高騰などもあって難しいことと思うが、予算に関わることでもあることから、しっかりと対応してほしいと思うがどうか。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦宏
	同	小 貫 元
	同	平 戸 理 史
	同	中 村 吉 宏
	同	面 野 大 輔

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林作りを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林作りや道産木材の利用、防災・減災対策を更に進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT 等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林作りを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策の更なる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日
小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	酒井隆裕
	同	白濱聡
	同	松岩一輝
	同	佐々木 秩

道教委は、2018年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、毎年度、中学校卒業生数減少などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が増加しています。

2023年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」改定版では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、今後も重要な観点の一つであるとして、基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されない状況にあり、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかなです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学校卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

よって、道及び道教委においては、以上の趣旨に基づき、下記の事項について実施するよう求めます。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 全ての道内公立高校の学級定員の引き下げを検討すること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」の拡充も検討すること。
- 4 しょうがいのある・無しにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日
小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

義務教育費国庫負担制度堅持など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
(案)

提出者	小樽市議会議員	白川 貴城
	同	松井 真美子
	同	松岩 一輝
	同	小池 二郎
	同	佐々木 秩

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし中学校・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていません。実質的な教職員増としていく必要があります。

2022年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国及び政府においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とする

よう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

- 2 小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学校・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日
小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	小貫元
	同	平戸理史
	同	濱本進
	同	中村誠吾

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、国及び政府においては、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 3 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 4 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として

2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、引き続き財源を確保すること。

- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 9 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 10 小規模自治体に配慮した、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日
小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	高 野 さくら
	同	白 濱 聡
	同	中 鉢 淳 二
	同	中 村 誠 吾

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022においてできる限り早期に全国加重平均が1,000円以上になることを目指すことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円以上になることを目指すことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,054円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日
小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

学校給食の無償化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	酒井隆裕
	同	佐藤奈緒美
	同	下兼薫
	同	小池二郎

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。全国では、2021年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施されていることも、学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府が公表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

そもそも憲法が定める「義務教育の無償」とは授業料だけではなく、1951年の政府の国会答弁においても学校給食費なども含めて広げていく趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学び成長する権利を保障することは、社会の存立にとって不可欠なものです。

北海道では、2022年5月1日現在で、学校給食費の無償化を実施している市町村が40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施や継続が困難な自治体も少なくありません。

よって、国及び政府においては、学校給食の無償化を実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 7 月 3 日

小樽市議会

議決年月日	令和 5 年 7 月 3 日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------------	------	----	------

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	橋 本 布美絵
	同	中 村 吉 宏
	同	下 兼 薫
	同	中 村 岩 雄

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立ちません。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとはいえません。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択されました。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠です。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組を進めようとしています。その主体は地域であり地方自治体であると考えます。

よって、政府においては、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援の強化を強く求めます。

記

1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要です。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2 「30by30」目標の達成へ地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の30%を保全する「30by30」の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECM（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進する等、地域との連携の下、取組を加速化すること。

3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地

域の人材育成を支援すること。

4 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識しています。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日

小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

特別支援学校・学級等への教職員の適切な配置等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川 貴城
	同	松井 真美子
	同	前田 清貴
	同	濱本 進
	同	佐々木 秩

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加しています。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠です。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育の更なる拡充が必要です。

よって、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教職員の適切な配置等に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

記

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

G I G A スクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。あわせて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月3日

小樽市議会

議決年月日	令和5年7月3日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	橋本 布美絵
	同	佐藤 奈緒美
	同	高橋 龍
	同	中村 岩雄

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生しています。

この薬剤耐性菌の影響についてイギリス政府支援の下で進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されている中で、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要です。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいます。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や財務大臣・保健大臣合同会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始しました。

よって、政府においては、この際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 7 月 3 日

小樽市議会

議決年月日	令和 5 年 7 月 3 日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------------	------	----	------

令和5年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 令和5年6月13日～令和5年7月3日（21日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和5年度小樽市一般会計補正予算	R5.6.13	市長	R5.6.21	予算	R5.6.26	可決	R5.7.3	可決
2	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R5.6.13	市長	R5.6.21	予算	R5.6.26	可決	R5.7.3	可決
3	令和5年度小樽市病院事業会計補正予算	R5.6.13	市長	R5.6.21	予算	R5.6.26	可決	R5.7.3	可決
4	小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	総務	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
5	小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	総務	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
6	小樽市税条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	総務	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
7	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	建設	R5.6.28	可決	R5.7.3	可決
8	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	厚生	R5.6.28	可決	R5.7.3	可決
9	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	厚生	R5.6.28	可決	R5.7.3	可決
10	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	厚生	R5.6.28	可決	R5.7.3	可決
11	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	経済	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
12	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	R5.6.13	市長	R5.6.21	総務	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
13	工事請負契約について〔桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事〕	R5.6.13	市長	R5.6.21	総務	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
14	工事請負契約について〔第3号ふ頭小型船だまり整備工事〕	R5.6.13	市長	R5.6.21	経済	R5.6.27	可決	R5.7.3	可決
15	工事請負契約について〔旧ごみ焼却場解体工事〕	R5.6.13	市長	R5.6.21	厚生	R5.6.28	可決	R5.7.3	可決
16	小樽市非核港湾条例案	R5.6.13	議員	R5.6.21	総務	R5.6.27	否決	R5.7.3	否決
17	小樽市農業委員会委員の任命について	R5.7.3	市長	—	—	—	—	R5.7.3	同意
18	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	R5.7.3	市長	—	—	—	—	R5.7.3	同意
19	人権擁護委員候補者の推薦について	R5.7.3	市長	—	—	—	—	R5.7.3	同意
意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第2号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第4号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第5号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第6号	学校給食の無償化を求める意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第7号	生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第8号	特別支援学校・学級等への教職員の適切な配置等を求める意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決
意見書案第9号	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書（案）	R5.7.3	議員	—	—	—	—	R5.7.3	可決

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
陳情 第1号	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方 について	R5.6.13	議長 付議	R5.6.21	建設	R5.6.28	継続 審査	R5.7.3	継続 審査
陳情 第2号	小樽市立塩谷小学校の存続方につ いて	R5.6.13	議長 付議	R5.6.21	総務	R5.6.27	継続 審査	R5.7.3	継続 審査
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R5.6.27	継続 審査	R5.7.3	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R5.6.27	継続 審査	R5.7.3	継続 審査
	市民福祉に関する調査について（厚 生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R5.6.28	継続 審査	R5.7.3	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R5.6.28	継続 審査	R5.7.3	継続 審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R5.6.27	継続審査	R5.7.3	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R5.6.28	継続審査	R5.7.3	継続審査